

# 研究紀要

第 35 号

令和 4 年 3 月

高綱博文教授  
関根三三夫教授  
退職記念号

# 目次

|                                        |                |
|----------------------------------------|----------------|
| 献呈の辞……………                              | 川 又 祐……………1    |
| 【査読付論文】                                |                |
| 徳川斉昭の対外強硬論に関する考察―「十条五事建議書」の本音と建て前…………… | 瀧 川 修 吾……………27 |
| 【論 文】                                  |                |
| 三木露風と宮沢賢治の文学的交流……………                   | 近 藤 健 史……………43 |
| 【研究ノート】                                |                |
| 平戸イギリス商館員と「ニフォン・カタンゲ」と食料……………          | 鍋 本 由 徳……………61 |
| ―『リチャード・コックス日記』などにみる交流の姿―……………         |                |
| 【査読付論文】                                |                |
| 幕末の教育事業経営―マーケティングから見た千葉周作の玄武館道場経営…………… | 花 田 哲 郎……………1  |
| 【論 文】                                  |                |
| 公文類聚の内容レベルでの目録化について……………               | 古 賀 徹……………15   |
| 戦後上海における内山完造―新史料による検討を中心に―……………        | 高 網 博 文……………27 |

|                                             |       |     |
|---------------------------------------------|-------|-----|
| Ulysses (1922) 第15挿話“Circe”における表現主義の影響とその効果 | 猪野恵也  | 47  |
| マンション管理組合における合意形成過程の適正化に関する一考察              | 根本晋一  | 61  |
| — 総会決議の無効と確認の利益の捉え方を中心にして —                 |       |     |
| 【研究ノート】                                     |       |     |
| 運動する女性と「女らしさ」                               | 中澤 瞳  | 75  |
| 【資料】                                        |       |     |
| ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書              | 川 又 祐 | 87  |
| 【その他】図書紹介                                   |       |     |
| 大学再生のためのSDプログラムを考えるために                      | 古 賀 徹 | 101 |

## 徳川齊昭の対外強硬論に関する考察——「十条五事建議書」の本音と建て前

瀧川 修 吾

### 一 問題の所在 ― 尊王攘夷論の特異性

和辻哲郎は、有史以前から南北朝時代に至るまでの「尊皇の道」を論じ、尊王思想を「小は村落的な団結から、大は国民的な団結に至るまで、団結の力は主として宗教的であって、利益や威嚇などではな」く、「治者と被治者との間に、力による抑圧的な支配や、それに對する屈従・反感などがあつたとは見えない」と特徴づけている<sup>(1)</sup>。讃嘆せらるべきミランダたる天皇を、信仰せられるべきクレデントアとして確固たる存在に仕立て上げた幕末維新期の尊王という思想及び行動様式が、日本の近代化に果たした役割は確かに計り知れないものがある<sup>(2)</sup>。むろん、そこに影響力資源としての利益や威嚇も存在したにせよ、保守にも革新にも効果的に作用した「尊王攘夷」という玉虫色の装置、王政復古や祭政一致、太政官制といった古式ゆかしい立て看板なしに、一方で列強からの外圧と、他方で保守と革新とが入りみだれるかのような内訌の板挟み状況を調整しつつ、たかが数十年で日本を近代化することは到底不可能であつたと思われるからである。

とはいえ、この尊王攘夷論は、たとえば丸山眞男が大隈重信の回

顧談を典拠に「一口に尊皇攘夷といつてもそこには動機と方向に於て著しく異なる潮流が併存し錯綜して居り、到底単純な図式化を許さぬものがある……それは必ずしも反幕府乃至倒幕論を意味せず、況や反封建論ではなく、そこには尊皇、敬幕論から、公武合体論を経て倒幕論に至るまで、その変革性の度合を異にした主張が殆ど無数のニュアンスを形成してゐた」と論じたように、なかなか捉えがたい<sup>(3)</sup>。いちおうは、後期水戸学に代表される様な「保守的な側面」と、吉田松陰に代表される様な「進歩的な側面」があり、前者は諸侯に支持され尊王佐幕や公武合体論と、後者は志士たちに支持され尊王倒幕論と結び付き、やがて後者が優勢になつていったというのが通説的な整理といつてよい<sup>(4)</sup>。

この「尊王」と「攘夷」という本来は別々であるはずの二つのメルクマールのきわめて強固な結び付きが打破されるまでには、政治上、かなりの犠牲を伴う紆余曲折があつた。激しい内訌や現実の攘夷戦争を経たうえでの通商条約の勅許（一八六五年一〇月五日）、さらには孝明天皇の死（一八六六年一二月二五日）など、不条理かつ困難なプロセスを経て幾つかの条件が克服されたことで「尊王」が際立ち、やがて「攘夷」は、より身近で具体的な政治目標である征韓論や、富国強兵などの近代化を象徴するメルクマールの中に埋

没していった。<sup>⑤</sup>

それにしても結果的にみれば、少なくとも明治元年に至る頃には、ひとたび天皇の名の下に「此度朝議之上、断然、和親条約」を取り結ぶことにしたと宣言してしまえば、「天下列藩士民ニ至ル」までが開国和親（自由貿易）の方針に従うことの方が「尊王」であると、対外方針が大転換してしまったのである。<sup>⑥</sup> むろん、明治もまだ初年の内は、この宣言を出した新政府の側が、君側の奸として打倒される余地はあつたにせよである。対外的には一八〇度ともいべきこの鎖国（海禁、すなわち海外との限定交流・管理貿易）から開国への大転回を可能たらしめたのは、やはり尊王攘夷論が「思想乃至理論である以上に一つの政治的綱領であり、政治的实践と不可分にからみ合つて」いたからであろう。<sup>⑦</sup>

ただ近年、この「攘夷」や「鎖国」といったキーワードについては、あまりにも複雑で精緻さを欠き、不用意に用いると誤解を招くとして、研究者たちの間でこれを捉えなおそうという動向がみられる。むろん、「攘夷」は「野蛮な外国人を国外へ追い払うこと」で、「鎖国」は「特定の国と一定の関係しかもたない海禁政策」を意味する言葉ではあるが、たしかに何に対してどこをどう変更すれば、これらがその対極と認識された「和親」や「開国」政策に転じてしまうのかは実のところはつきりしない。周知のように「鎖国」といっても幕府はいわゆる海禁政策を採用してからも、いちおうは一定のルールに従って、清やオランダと長崎で貿易をおこなっていたし、朝鮮や琉球からの使節も応接し、すでに異国船打払令をやめて薪水給与令（一八四二年七月）も出していたからである。

本稿で尊王攘夷論や開鎖論争そのものの政治的役割や歴史的意義

について論じるには、余りにも紙幅が足りないのはいずれ別稿を期すこととしたいが、ここでは「尊王攘夷論とは何か」を考える上で参考となる先行研究の見解を二つだけ紹介しておきたい。

まずは、青山忠正『幕末維新―すつきり読める奔流の時代』（新人物往来社、二〇一〇年）である。同書では「攘夷」という言葉は「開国」との対立として論じられることが多いが「実際にはたいへん複雑な内容を持っていて、とても一筋縄ではとらえ切れない」として、第二章「攘夷の群像」でこれらの解説がなされている。<sup>⑧</sup> その冒頭で東久世通禧や江間政発（桑名藩士）ら当事者の攘夷に関する見解が援用され（渋沢栄一編『昔夢会筆記』に収録）、水戸藩も長州藩も「ためにする攘夷」であつたとし、「幕府を批判するときに、朝廷というバイパスを通じて迫る以外に手がない」ため、みずからの主張を正当化し、幕府に圧力をかけるための「術策」が攘夷論であつたという見解が紹介されている。<sup>⑨</sup>

同書でも説明されているように、もちろん他方で攘夷は「幕末当時の人々にとつては、必ずしも術策ではなく、きわめて自然で、しかもまっとうな発想であつた」からこそ術策たりえたのである。<sup>⑩</sup> この点は「尊王」についても同じことがいえるであろう。これらの言葉は、幕末の政治過程にあつて、いつの間にかタブーを乗り越える魔法の言葉として巷間で通用するようになり、あらゆる局面で使用された流行語といつてよい。

つぎに、町田明広『グローバル幕末史 幕末日本人は世界をどう見ていたか』（章思社、二〇一五年）である。同書では「当時の日本人は多かれ少なかれ、誰でも攘夷家であつたが、攘夷の実行時期や方式に違いがあつた」として、かつて芳賀登が使用した「大攘夷」

と「小攘夷」という区分に、条約容認派の「未來攘夷」と過激派志士の「即時攘夷」という分かりやすい言葉を当てはめて「幕府の攘夷観の系譜」について解説がなされている。<sup>(11)</sup> なお、同書の特徴は、旧来の「内部の対立・抗争史に偏重した幕末史」に対して「グローバルな視点」を重視し、「幕末史を世界史の中に位置付け」ようにした点にあり大変興味深い。<sup>(12)</sup>

いずれにせよ、このように尊王攘夷論という言葉が特異なもので、幕末史を読み解く重要なキーワードであることは論を俟たない。そして、徳川斉昭（一八〇〇～一八六〇年）を中心とする水戸藩の尊王攘夷論は、まさしくこの激動の時代の口火を切った政論といえ、換言すればその影響を受けていない尊王攘夷論は存在しないといっても過言ではない。そこで、以下本稿では、尊王攘夷論について再考するきっかけとして、衆望を集めて幕末の海防問題に参与した斉昭の政治的な立場と、水戸学総本山とでもいうべき旧来の彼の思想的な立場とが、抗し難い対外関係の現実において、いわば正面衝突した状況が窺える史料である「十条五事建議書」について考察してみたい。<sup>(13)</sup>

## 二「十条五事建議書」の尊王攘夷論

徳川斉昭の「十条五事建議書」は「海防愚存」とも呼ばれ、一八五三（嘉永六）年六月のマシュー・ペリーの来航から一ヶ月後の七月十日付で出された建議書で、幕政から疎外され何ら事情を知るべくもなかった人々からは、まさに当時を代表する対外強硬論とみなされた政論である。<sup>(14)</sup> 斉昭は、この一週間前に老中首座阿部正弘

に推され、本来幕政には参与しないことが原則とされた御三家水戸藩の、しかも前藩主でありながらも海防の幕議に加わり、すでに八日付で「意見十箇条」を建議している。<sup>(15)</sup> これを補足説明したのが同書で、アメリカとの戦争かそれとも和睦かを決めることが急務とされていた先の第一条に、「決して和すべからざる筋合十ヶ条」を掲げ、まさに対外戦争すら辞さない「攘夷」に大きく踏み込んでいるのが最大の特徴といえる。そこには次のような一節がある。<sup>(16)</sup>

：扱、神国は幅員広大ならず候得共、外夷にては帝国とあがめ尊び、恐怖致し居候義は、畢竟往古神功皇后三韓御征伐、中古弘安の蒙古御退治、近古文祿の朝鮮征伐、慶長・寛永の切支丹「キリシタン」御禁絶等、其明断御威武海外に振ひ居候故にて有之候：

史実か否かはさておき、ここに挙げられている項目は、およそ有史以来の日本の政権担当者が採ってきた対外強硬策のいわば成功事例の一覧といつてよい。そして、これらの成功事例があったからこそ、地理的には決して大きくはない「神国」日本は、外国から「帝国」と崇敬されてきたというのがここでの主張である。実に都合の良い解釈ではあるものの、これこそが幕末の志士たちを奮い立たせた尊王攘夷思想の根幹をなす価値観・対外観の一つであったといえる。さらに同書では、「打払の方に御決着」することが「乍憚征夷の御大任にも被為叶、諸国一統武家の名目にも相当可致候」と、攘夷こそが武家の棟梁たる征夷大將軍の名目になう政策であると言っている。<sup>(17)</sup> しかし、当然、こうした主張のみでは当時の国際情勢を知る者たちからすれば、いわゆる時代錯誤の精神論や大義名分論にすぎないということになってしまふであらう。

ところが興味深いことに、同書の本文第六条では、自由貿易を軸とする正統派の開国和親論が、驚くほど現実的な視座にたつて明確に否定されているのである。すなわち同書に拠れば、蘭学者は万国の形勢が変わり、日本のみが鎖国をして「大海に孤立」では立ち行かないので交易を始めるべきというが、太平の世に泥み「外国より僅に数艘の戦艦渡来候てさへ、人心恐怖」する日本が外国からの要求通りに交易を始め、「遠略」を行うなど「席上の空論」であるというのである。<sup>19)</sup>確かにその点は、当時の開国和親論が内包していた最大の弱点ともいえるべき問題であった。外国との交流を大幅に制限した鎖国体制が二百年以上も続いた状況から、突然開国和親に転じて自由貿易へと飛び込んでいったとしても国内市場がこれに順応することは困難さわまりなかったといえる。いわゆる居留地での貿易ですら事実そうだったように、金の海外への流出や生活必需品の価格高騰など、相応の混乱が避けられなかったといえる。<sup>20)</sup>

くわえて同書の特筆すべき点は、当時、保守的な志向をもつ大半の人々が支持していたであろう、いわゆる都合の良い現状維持の鎖国避戦論も、他方で一刀両断に断罪されている点といえよう。すなわち同書に拠れば、太平続きの準備不足のままで列強と戦争になったら大変なことになるので、当面は「夷賊の気を御なやし」、「武備御世話被為在、追て御手当御全備の上」で「旧法「異国船打払令」」を復活させるといふ、当面は避戦して海防が整った上でおこなう攘夷鎖国論は、一方で「尤の論」としつつも、結局は厳しく非難されているのである。<sup>21)</sup>具体的には、すでに「寛政・文化度蝦夷騒動」「一七九二年のラクスマン事件・一八〇四年のレザノフ事件」以降、国内では軍備の充実を図ってきたが行き届かず、さらには全く同じ

論理で天保の薪水給与令を出して「十二ヶ年」にもなるが、「諸家の武備」が不十分であるからこそ今回のような騒ぎになったと指摘され、眼前の危機が去ると元来の目標を忘れてしまふ、「実に浅間敷士風」であると断罪されている。<sup>22)</sup>

このように一見すると非現実的な精神論のようでありながら、その実、きわめて恰かな政治的リアリズムによって、当時流行していたその他の対外論を排撃するこうした尊王攘夷論は、斉昭に限らず水戸藩の改革派が旧来主張してきたものである。<sup>23)</sup>具体的には、一八二五（文政八）年二月に異国船打払令が出され、その翌月に会沢安（正志斎）の『新論』が書かれているが、これは当時の政治的な経験に根ざした実践的な対外構想でもあった。<sup>24)</sup>たとえば藤田東湖が一八四四（天保一五）年に著した『常陸帯』でも、「銃砲船艦の備へ」をしっかりと「万人心を一ツにし力を合せて神国を守る」攘夷論こそが水戸の藩論であるとされ、消極的な攘夷論は「臆病者の口実にて我一代に事なき様にと願ふ心より出たる」説、<sup>25)</sup>積極的な開国論は「邪教」で人を手懐けようとする「夷狄」と交易をして「近き禍のみ引出す」説と批判されており、少なくともペリー来航までの四半世紀、管見の限りこれらの論旨はほぼ一貫しているといえる。

ところが、水戸学の面目躍如ともいえるべきこの「十条五事建議書」における攘夷論は、その中心人物たる斉昭にとっては、実のところもはや政治的な建て前に過ぎなかったという見解が研究者たちの間では、ほぼ通説となっている。たとえば、近世から幕末に至るまでの日本の対外思想を総合的に扱った庄巻の良著として井野邊茂雄『維新前史の研究』が挙げられるが、同書によれば斉昭は「なほ形式に於て、攘夷の主張を捨てなかつたけれども、事実に於て水戸

藩の尊攘論は、此際に存在の意義を失つた」との酷評がなされているのである。<sup>(28)</sup> 時期的には、まさにこれから尊攘運動が国内の隅々に伝播・飛び火し、実践的に展開されようかというタイミングであったにも関わらずである。

### 三 付箋で貼られた「内戦外和」

水戸学における対外関係論の集大成とでもいうべき内容で綴られた「十条五事建議書」の攘夷論が研究者たちから建て前と評価される理由は、実のところかなり明白といえる。それは本文に添えられた付箋部分の記述、すなわち「内戦外和」と題される文書こそが、徳川斉昭の「本音」であるとされるからである。同史料は、この時代の政治家たちが直面した政局の難しさを象徴するかのような文面で綴られている。まずは主要な部分を以下に書き出してみたい。<sup>(29)</sup>

…太平打続候得ば、当世の態にては、戦は難く和は易く候得ば、戦に御決に相成、天下一統戦を覚悟致し候上にて、和に相成候へば、夫程の事はなく、和を主に致し、万々一戦に相成候節は、当時の有様にては、如何共被遊様無之候得ば、去八日御話申候は、海防掛り計の極密に被成、於公辺「幕府」も、此度は実に御打払の思召にて御号令被遊度、臆の下に和の一字有之候ては、又自然と他にも洩聞へ候故、拙策御用に相成候事にも候はば、和の一字は封候て、海防掛り而已「のみ」のあづかりに致度事に候。右故本文にも和の一字は一切不認候。

本文が堂々たる尊王攘夷論であることを思えば、この「内戦外和」

と題された付箋部分の主張は、これを読む者には余計に異様な印象を与えることであろう。文脈で考えれば、「去八日御話申候」とはアメリカとの避戦論のことである。要するに、平和が長く続いた幕藩体制下の日本では、戦争は難しく、和平は容易なので、戦争の覚悟をしたうえで和平になればたいしたことはないが、和平を主にして万が一戦争になれば現在の状況では如何ともし難くなるという見通しに立っている。そして、アメリカとの戦争回避を優先する腹案があるとなると、自然と国内に漏れ伝わるので、表向き国内には攘夷すなわち「内戦」で大号令を発しておき、和平の方針は対外関係の事務を担当する有司で構成される海防掛のみの秘密としたいという戦略である。つまり同史料を一見すると、あたかも水戸学の伝統や数十年來の対外論を、現実政治の場で外圧という困難に直面して覆したかのような主張であるといえ、確かに驚嘆せざるを得ないものがある。

当時の斉昭の心中は、彼に信頼を寄せていた越前福井藩主松平慶永との書簡の遣り取りから概ね推察することができる。<sup>(30)</sup> 両者は、慶永が藩主として越前福井入りする際に、敬慕する斉昭をたずねて「御垂論」を請うて以来の関係とされている。<sup>(31)</sup> 両者の遣り取りが収録された『昨夢紀事』によれば、同年（一八五三）八月一日付けの書簡によって斉昭の方針が「内戦外和」にあると知らされた慶永が、その詳細な説明を求めて斉昭に送った同一五日の書簡と、同日付の斉昭からの返書が存在するので、主要な箇所を以下に書き出してみよう。<sup>(32)</sup>

【慶永書簡】…先日尊書中に内戦外和と被仰下候儀は、今般天下へ必戦之御覚悟被命、来年蛮舶渡来之節は可成丈け溫和に御国威御諭告を外和と申儀に而、従公辺御打払にては無

之、彼方より不法起候節は御決戦の御見込に候哉。又内は前文之通、外夷へは交易計にも無之願通り和親候御許免、右を外和との思召候哉：

【斉昭返書】…拙者見込は相成丈け内之御備手厚にいたし、扱異船来候へ者、可相成丈け此方よりは争端を開、平穩に取計せ、夷人承知無之、彼より争端を開き候はば、無二念打払ひ闔国の力「国中の力」を尽し、御国威立候様致候より外無之と存候：

慶永は、この後、橋本左内（景岳）らの説得により積極的な開国論者に転じることになるが、この時点では斉昭の影響もあつて攘夷論者の急先鋒である。<sup>(33)</sup>「内戦」はまさに望むところであろうが「外和」の意図するところは太に気がかりであつたはずである。斉昭の真意とされる「内戦外和」の内容については先に要約した通りであるが、ひとまずここで注目して欲しい点はそこではない。こうして二つの史料を並べて考察してみると気付くのが、斉昭の説明や回答では、アメリカとの交易、すなわち通商条約の締結を幕府が拒絶するならば開戦をも辞さないという厳しい条件を先方から突きつけられた場合、どのように対処するのかという核心にある問題、換言すれば最悪の事態への対応について言及されていない点である。確かに斉昭の返書には、「夷人承知無之、彼より争端を開き候はば、無二念打払ひ」との決意表明はあるが、肝心の争点や、いわば交渉打ち切りの臨界点がいっただい何であるかが判然としないのである。

少なくともこの議論の前提となる、ペリーが持参したミラード・フィルモア大統領からの国書には「通商の箇条を相定め度」の文言は含まれていたであつて、この点は先送りや無視をできる問題で

はない。<sup>(34)</sup> また、そもそもの「十条五事建議書」がアメリカと戦争かそれとも和睦かを決めることが急務で、「決して和すべからざる筋合十ヶ条」であつたことを考えれば、斉昭がこの難問に具体的な答えを用意していなかったとは考えがたい。

それでは、アメリカとの交易の可否という極めて現実的な問題を、斉昭はどう考えていたのであろうか。そして、特に斉昭が「十条五事建議書」の本文で厳しく批判した、当面は避戦して海防が整つた上での攘夷鎖国論と、「内戦外和」とは、その実、いったい何処が異なつていたのであろうか。これらの難問に納得のいく答えを出すには、斉昭の対外思想が現実の危機と衝突した直後の彼の言動をみてみる必要がある。

#### 四 ペリー来航と徳川斉昭 ～「十条五事建議書」の前史

『昨夢紀事』によれば、ペリー来航の翌日にあたる六月四日、松平慶永が情勢を知るために徳川斉昭へ書簡を送つたところ、その返書は翌五日に届いたという。<sup>(35)</sup>そこには「今は打払も機に後れ」てしまったので宜しくないが、交易や租借地を認めることはさらに宜しくないとし、斉昭自身を「敗軍の将同様」とする文言まで見られる始末で、これを受け取つた慶永も「大に驚き憂ひ」、「煩ひ給ふ事限りなし」であつたという。<sup>(36)</sup>その後両者の遣り取りは連日続き、斉昭からの書簡には、仮にペリー艦隊を浦賀から打ち払つても「大島辺八丈「島」等」を奪われてしまえば、軍艦の無い幕府はこれらを奪還できないと悲観する記述や、<sup>(37)</sup>他方でペリー艦隊の軍艦や武器をまるごと奪つて幕府の戦力に変えてしまおうという「密策」も考え

ていたことなどが記されており、これらの史料からは当時の緊迫した情勢と、断片的ながらも斉昭の対外戦略が窺える<sup>(38)</sup>。

ここで注目すべき主張は、まずもって斉昭がアメリカの戦略を「おびやかし願を叶へ可申策」、すなわち砲艦外交にあると分析し、長崎で受け取るべき書簡を「戦争に可及」といわれて江戸で受け取るようでは「此方の柔弱なる事、直に見取候」と述べている点である。さらにこうした砲艦外交に屈して、幕府が「通信、交易等」、その他の「願之中、一ツも御済せに」なれば、「願事は皆々終に日本を奪ふ梯」になってしまうと、もはや八方塞がりといわんばかりの危機的な状況分析がなされている<sup>(39)</sup>。

総じて、斉昭が、「一旦過失出来候上は、何良策も出来兼」や「最初御不策有之候へは、仕直しは六ヶ敷候」などと、アメリカとの外交交渉の不可逆性を強調している点は見逃せないといえる。これらを冷静に俯瞰すると、斉昭は、奪取の対象とすら考えていた黒船艦隊の軍事力そのものであるよりは、どちらかという和阿部正弘を取り巻く現在の幕府当局者が黒船の存在感に圧倒されてしまい、恐怖心から外交上の対応を誤ってしまうことを恐れていたと見て取れるであろう。

もう一つは、「天下の御大事」であるにもかかわらず、幕政の責任者たる阿部から自分に対し、相談が無いことを慶永に訴えかけるような論旨が目につくであろう。すなわち、先述した六月五日付の斉昭からの返書にある「今は打払も機に後れ」という見解も、「阿閣へ御申達候とも此儀ハ御含可給候」とわざわざ慶永に伝言を依頼しているのである<sup>(40)</sup>。同じく「密策」についても、具体的な内容を文書で伝えることは難しいが、その存在自体は阿部には伝えてあるの

に「何等の沙汰」もないので、「大方、苟安姑息」にアメリカの要求に応じてしまうつもりなのであらうと、七日付の書簡で慶永にこぼしている<sup>(41)</sup>。

阿部と姻戚関係にある慶永が、古くから敬慕する斉昭の悲嘆を看過するはずも無く、同日付で阿部へ書簡を送り、御三家や親藩とて幕政へ意見することは憚られるため、斉昭を「密に御呼寄」になることを提言し、天下のために「黙止候而も罪人」と自分についても一応の言い訳をしつつ、斉昭の幕政への起用を勧めている<sup>(42)</sup>。

後述するように、斉昭と阿部の関係も、この時点ですでに書簡の遣り取りを何度もした経験のある旧知の仲であつたはずで、こうしたわざわざ慶永を巻き込むかのような、斉昭の政治手法は老練と評するのが適切であらう。書簡にも「甲辰以来」すなわち一八四四（天保一五）年五月以来とあるように<sup>(43)</sup>、そこには、尊王攘夷思想に基づく大胆な藩政改革、具体的には西洋式の大規模な軍事訓練や仏教の排斥等を断行することで、名君・辣腕家として幕末に至るまでの絶大な名声を博しながらも、結果、幕府からは隠居・謹慎を命じられ、ひとたび政治権力を剥奪されたかつての斉昭の苦い経験が活かされていたものと思われる。

斉昭にとつてのペリーの来航は、実に数十年来、警戒し、対策を練り続けてきた対外的危機の到来に他ならなかった。よく知られるように最終的には日米修好通商条約の調印（一八五八年六月一九日）に憤って江戸不時登城（同二四日）を敢行し、大老井伊直弼を譴責したことで政治生命を絶たれてしまう斉昭ではあるが、この大事な局面で政治権力を失うような失策だけは回避したかったのではなからうか。とはいえ、阿部を取り巻く幕府当局者の事勿れ主義によつ

て取り返しのつかない外交上の失敗がおきてしまうことを傍観することもできず、自薦よりも他薦とばかりに慶永を利用したのではなかろうか。

## 五 徳川斉昭の実践的な対外思想とその底流

以上、ペリーショック直後の徳川斉昭の言動から明らかなことは、以下の二点である。まずは、確かに斉昭にも激しい動揺は見られたが、それはどちらかというと弱腰な幕府当局者が、外圧への恐怖から取り返しのつかない対応をしてしまうことに向けられていたという点である。それゆえこれを座視できず、老中首座の阿部正弘や越前福井藩主松平慶永らに働きかけて積極的に幕政へ参与し、問題の「十条五事建議書」を提示したと考えてよいであろう。もう一点は、確かに斉昭はアメリカとの戦争回避を重要な戦略と認識していたが、他方で、「交易」ばかりか「通信」も認めてはならないとも考えていたという点である。結論、思想家斉昭の「本音」は「十条五事建議書」の本文にあり、むしろ付箋の「内戦外和」の方こそが、彼が現実政治に参与し続けるための「建て前」であつたと考えた方が全てにおいて合点がいくのではなかろうか。

そのように考えれば、斉昭にとつての開国論は論外、当面は避戦して海防が整った上での攘夷鎖国論も、斉昭が旧来主唱し続けてきた藩政改革論を無視し続け、太平に泥んできた結果、そうせざるを得ない状況に陥った者たちの浅ましい言い訳ということになる。形式上は「尤の論」ではあるが、ペリー艦隊の来航が現実となり、もはや時宜を逸してしまった以上は、二度と繰り返してはならない、

つまりは政策を実践する上での大失敗とでもいうべき悲しき事例ということになる。

幸いにして現実には、アメリカとの交渉で通商条約の締結か、開戦かという二者択一を迫られる極限状況には陥らなかったが、もし仮にそうなった場合には、察するに斉昭は脅しに屈して譲歩を重ねるよりは開戦を選んだものと思われる。そうでなければ結局のところ、自らが批判した当面は避戦とする攘夷鎖国論と論理構造の上で何ら変わらなくなってしまうからである。そして、もし斉昭にとつても、ペリー来航のこの段階でもはや「避戦」こそが最優先の政治目標に転じていたとするならば、戦端が開かれた際の兵たちの士気について心配をする必要はなかったといえ、さらにいえば「密策」すなわち、軍艦や武器の奪取と活用という発想も「避戦」という考え方からは生まれては来ないはずである。

もう少し時代を遡って整理をしておく、斉昭の排外主義は、実に一八三八（天保九）年の「戊戌封事」にも見られる彼の政治思想の根幹をなす論理であつたといえる。<sup>(45)</sup>すなわち、彼から見れば西洋との交易は「大切の金銀銅を異国に渡し」、「異国より無用の翫物を持来り日本の奢を長じ」るものに他ならなかった。<sup>(46)</sup>しかも「奢侈無用の費を御省き、実用専一の世」にすることは、「百姓の飢死候をも見殺」ような「武備ハ手薄く候て士民懦弱」な、太平の世がもたらした「内憂」を治す手段としても、きわめて重要な意味をもつていたのである。<sup>(47)</sup>

そこだけ切り取れば、天保の飢饉（一八三三―一八三六年）に憤る慈悲深い名君そのものであるが、斉昭には、他方で封建領主特有のいわゆる「愚民」観も存在していた。<sup>(48)</sup>神国の偉大さを理解しない

愚かな民衆が、キリスト教に惑わされて謀反を起こすという不信感  
は、『新論』をはじめとする後期水戸学の文献に散見している<sup>(49)</sup>。た  
とえば「戊戌封事」でも、オランダとの断交や蘭学禁制が主張され、  
さらには仏教までもが、元が外来であることから排撃されている<sup>(50)</sup>。  
ところが、「愚民」と思えばこそ、藩の垣根を越えた「日本」とい  
う単位で、尊王＝神道によって人々を教化して政治的に統合し、力  
を合わせて外敵から日本を守る必要が生じてくる。余談ながら述べ  
ておくと、こうして後期水戸学は、保守・封建的な動機によって感  
化された人々に、結果において進歩・近代的なブレナシヨナリズム  
を醸成せしめ、国民国家的な発想と紐帯をもたらしたというわけだ  
がある。

斉昭は御三家の末席ながらも水戸藩の前藩主で、歴とした政治権  
力を有する政治家であって、純粹な思想家・学者ではなかった。し  
かも、先述したように行き過ぎた藩政改革が禍して藩主から一度は  
転落しつつも、阿部をはじめとする幕府中枢へ積極的に働き掛けて  
約五年で復活を遂げ、藩内の反対派を一掃した辣腕家である<sup>(51)</sup>。

その間、幕府では、一八四六（弘化三）年閏五月にアメリカのピッ  
ドル艦隊が浦賀に來航する事件なども発生し、かつての異国船打払  
令の復活について、議論がなされるなどの混乱にも見舞われた<sup>(52)</sup>。そ  
れは一八四二（天保一三）年の薪水給与令が、鎖国体制の緩和と諸  
外国から誤解されて外擾事件が頻発しているのではないかといった  
憶測に基づく議論であったが、ここでも斉昭は、阿部に積極的に書  
簡を送り、まずもって大船製造の禁を解くなどして海防体制を整え  
た上で、打払令を復活すべきと主張している<sup>(53)</sup>。そうかと思えば、斉  
昭が主導した水戸藩の兵制改革では、大嫌いな筈の西洋式が採用さ

れており、大砲や軍艦の製造についても同様であるが、そこで感情  
論を持ち出して事物の優劣を見誤らない点も、いかにも実践的な政  
治家らしい視座といえるであろう<sup>(54)</sup>。

これらペリー・シヨック直前の時期における斉昭と阿部との遣り取  
りは『新伊勢物語』に収録されているが、同書は斉昭自身の手によっ  
て纏められ、阿部「伊勢守」との往復書簡であることからこのよう  
な書名が付けられたという<sup>(55)</sup>。つまり、この史料の存在自体が物語る  
ように、阿部は、斉昭の旧来の對外思想や具体的な對外政策をつぶ  
さに理解した上で彼を海防参与に迎え入れたのであって、他方の斉  
昭にも当然、そうした認識はあったはずである。

逆にそうであるからこそ、斉昭は、先述した慶永への書簡にみら  
れたように、ペリー來航直後に、自分をよく知る阿部からの相談が  
ないことを大変気に病んでいたともいえる。自分が阿部から頼られ  
ないということは、旧態依然、幕府中枢には、当面は避戦して海  
防が整った上での攘夷鎖国論を支持する者がはびこっているからで  
あって、最悪の場合、たのみの阿部自身もこれに同調して「大方、  
苟安姑息」にアメリカの要求に応じてしまうつもりなのではないか  
と疑心暗鬼に陥ってしまったのではなからうか<sup>(56)</sup>。

他方で、新將軍徳川家定が持病によって政治的な責務を全うでき  
ないであろうことを熟知していた阿部を首座とする幕閣たちからす  
れば、いくら斉昭がこの問題のスペシャリストとして名声を博す人  
物であったとしても、否、むしろそのような影響力の強い人物だか  
らこそ、これを幕府中枢に迎え入れることには相応の覚悟が必要で  
あったはずである。本来の責任者たる老中たちからすれば、それこ  
そ後先考えずにペリー艦隊との戦争などを始められてしまつては、

本当に取り返しがつかなくなってしまう。尊攘論者として名高い斉昭の起用を心配する声が、幕府当局者たちから起らない方が不自然といえるであろう。

要するに、そこで斉昭側が幕政に参与するために提示した譲歩案が「内戦外和」であり、保守・穩健派を納得させるためには、黒船艦隊を江戸湾で眼前にみることとなった、事ここに至っては、もはや自らも避戦をモットーとしているという政治姿勢を示す必要があつたのではなからうか。

## 結びにかえて

「十条五事建議書」の本文で語られた徳川斉昭の対外強硬論は、「戊戌封事」から十五年を経ても基本的な論理に大きな変化は見られなかった。戦争回避を優先しつつも、何か一つでも西洋列強に認めてしまふと取り返しがつかなくなるといふ彼の論理は一貫しており、交易や通信を容認する主張は一切見られなかった。むしろ「内戦外和」にのみ辛うじてみられた「和」避戦の要素は、本文で説かれた尊王攘夷構想を実現するためのプロセスないし猶予期間として、あるいは幕府中枢の保守・穩健派への妥協や説得の手段として用いられたと考えた方が、主客の関係において妥当といつて良いであろう。

つまり、少なくとも思想家としての斉昭にとっては、尊王攘夷の実現、すなわち幕府が主導権を握ったたちでの制限・管理貿易の維持こそが最終的な政治目標であり、たとえば「戊戌封事」で「日本内の合戦ハ何れが勝まけいたし候ても、相互ひ日本内の事…日本の土地人民、一寸一人たりとも異国にとられ候てハ日本の恥辱」<sup>(8)</sup>と

主張されているように、現実政治においてイギリス女王の下であっても徳川幕府さえ存続すれば良いなどとは、どう間違つても発想しないはずであるからである。

換言すれば、もちろん斉昭にとつても避戦は、日本が列強に敗北しないために、もし選択し続けることが可能であるならば、選びたい選択肢ではあつたことであろう。しかし、彼にとつての最優先の政治目標はこれまでどおり外国との間に一定の距離を保った攘夷の実現にあり、もし避戦を採つたがために列強との交易が不可避となり、キリスト教などの悪影響で国内がさらなる弱体化を余儀なくされるくらいならば、恐らくはそうなつて進退きわまる前に列強と戦うことを選んだのではなからうか。

そして、斉昭自身が幕府中枢にとどまつて弱腰な幕府当局者に不可逆的な外交上の失敗をさせないためにこそ、避戦論に同調しておくことは重要であつたといえる。むしろ、斉昭の側が幕府中枢の穩健派に妥協することで、政治的な発言権を喪失しない地位にとどまり続け、現実政治を動かして外交上の危機を打開していくことがきわめて重要であると考えていたのではなからうか。その点は、かつて水戸藩主から失脚した経験を持つ彼ならではの政治的リアリズムに由来しているといえよう。

本稿では「十条五事建議書」が出された時点を起点に、その直接的な動機ともいふべき斉昭が現実の危機に直面したペリー来航直後の書簡、さらにそれ以前へと遡及して彼の言動や思想を検討することで、以上のような結論を導き出した。しかし「十条五事建議書」に期待された政治的役割や、斉昭の「本音」がいかに積極的な尊王攘夷論の実現であつたとしても、現実の政治状況がそれを許さなけ

れば、思想に殉じて暴発・破綻するか、あるいは妥協を余儀なくされるかの二者択一を迫られる。

そして妥協する場合は、何をどの程度まで相手に譲歩し、代償として相手から何を得たのかで、概ね素志を貫徹できたのか、それとも変節したのかといった評価ができ、ある思想が現実においてどう作用し、結果したのかが明らかになるであろう。後世からみれば、斉昭の尊王攘夷論に感化された志士たちの多くは悲劇的な末路を辿ることになってしまった。その点は幕末維新で活躍しつつも、士族反乱で散っていった士族たちと西郷隆盛の征韓論との関係についてもある程度、共通しているといえるであろう。

相手がいる外交交渉では、とりわけ危機に際しておこなわれる決断においては、まさに相手の出方次第であって、柔軟な対応が求められる。それゆえ、当事者は多分に場当たり的なならざるを得ず、それこそ究極的には、当人にすら、どうなるかの結末が相手方の対応次第で決まるゆえに判然とせず、事前には「真意」などと呼べる明確な意思は存在していなかった可能性すらある。しかし、たとえばそうであったとしても、その影響力が余りにも大きかった政略の場合、せめて悲劇の歴史が繰り返されることがないようにとの願いから、そうした深刻な結果をもたらした言動の核心に、いったいどのような意思が存在していたのかを探究したくなるのが歴史家の性なのであろう。

実践的な思想として名声を博した斉昭の尊王攘夷論の場合は、「十條五事建議書」を実践する段階、すなわちペリー再来までの準備期間と、実際に条約が締結されるまでの言動とその結果によってこれを最終的に判断することが妥当と思われる。それは次なる課題とし

て外交史的なアプローチで他日に別稿を期すこととしたい。その予告というわけではないが、「十條五事建議書」に先立つ「意見十箇条」の最後の条が「伊勢神宮始メ御崇敬、民心一致候補御仕向ケ、耶蘇の邪教「キリスト教」、弥以御禁絶之儀、当節迂遠の様に候へ共、実ハ御急務」<sup>③</sup>とされている点は注目に値する。その理由は、斉昭からすれば、こうした政策の提案は、日本と西洋との接触がいよいよ不可避になってしまったという危機認識に立脚し、国内の人々がキリスト教文化の悪影響にさらされる、いわばその直前の予防接種として神道による「民心一致」を急いでいた証左とも思われるからである。

注

(1) 和辻哲郎「尊皇思想とその伝統」は、全集一四卷(岩波書店、一九六二年)に収録されているが、国立国会図書館デジタルコレクション(以下、国図DCと略記する。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2533290>)では「制作年不明」ながら和辻の手書き原稿が精細なPDFで閲覧できる(引用箇所はコマ番号一九/九五)。本稿執筆にあたっては、概ね著作権保護期間の超過した古い史料は、かつて懸命に複写した印刷紙や筆写したメモだけでなく国図DCも適宜参照した。以下、本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、全て二〇二〇年二月一日である。また、本稿では読み易さに配慮し、原則、引用箇所の旧字体は新字体に改め、句読点も適宜補い、誤字や欠字、難読文字等は「」内に語句や註釈を付記した。さらに(1)内には人物の号や事件の別名なども適宜記載した。

(2) 斎藤真・有賀弘訳『C. E. メリアム 政治権力上』(東京大学出版会、一九七三年)、一四七―一九三頁を参照。

(3) 丸山眞男『日本政治思想史』(東京大学出版会、一九五二年)、三四七―三四八頁。

(4) 尾藤正英「水戸学の特質」(今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英校『日本思想大系五三 水戸学』、岩波書店、一九七三年に所収)、五五七～五五八頁を参照。同書でも、「二つの対立する要素も、一人の人間や一つの思想の中に並存して、複雑に絡みあっていることが多い」とし、吉田松陰が安政年間に水戸学と決別したというのは史料の誤読に基づくものと批判している(五五八頁)。

(5) ちなみに、孝明天皇の没年は旧暦では一八六六(慶應二)年二月二五日で、現在の暦では一八六七年一月三〇日にあたる。拙稿における日付の表記は、太陽暦が実施される以前は全て旧暦を採用した。

(6) 「外交二関スル布告書」(外務省編『日本外交文書第一巻第一冊』日本国際協会、一九三六年、二二七～二二八頁、国図DC <https://dlndi.go.jp/infoandip/pid/144961>の二六四～二六五コマ)。一八六八(慶應四)年一月二五日(以下、月日は原則旧暦を表記する)に出された有名な布告書は、新政府の開国和親政策を国内に対して宣明したものである。この大転換に至るプロセスを題材とする研究は数多存在しているが、これを多角的に集めた一著を挙げるとすれば、三谷博『明治維新とナショナリズム』幕末の外交と政治変動(山川出版社、一九九七年)はやはり圧巻である。

(7) 丸山・前掲書、三四九頁。

(8) 青山忠正・前掲書、七一頁(同書は『幕末維新 奔流の時代』一九九六年、文英堂を改題・改訂したもの)。

(9) 同右、七三～七六頁。

(10) 同右、七六～七八頁。青山忠正は、『日本の歴史6 明治維新』(吉川弘文館、二〇一二年)でも、「開国」と「倒幕」を「明治以降に成立した近代国家の権力が、みずからの正当性を歴史的に跡付けようとしたとき、生み出された概念」と指摘し、「明治・大正・昭和戦前期までに創出された言葉を用いずに、出来事の様相を、実態に即して描き出そうと試み」ている(二一三頁)。なお同書では、「鎖国」についても「対外関係を四カ国に限定するという方針」と定義付け、これを「変革し、別の関係に置き換えようとするとき、両者を区別する言葉が、対義語の関係を持って成立する」と明解に論じられている(四〇頁)。本稿でもこの定義に従いたい。

(11) 町田明広・前掲書、三、九〇～九八頁。

(12) 同右、三～一〇頁。ちなみに町田明広は、『攘夷の幕末史』(講談社、二〇一〇年)でも「大攘夷」と「小攘夷」の対立という軸で、「日本人総攘夷」や「幕末ニ攘夷」といった分かり易い議論を展開している。

(13) 「十条五事建議書」は、『水戸藩史料 上編乾』(国図DC <https://dlndi.go.jp/infoandip/pid/76418>、編者・制作年不明)など様々な文献に収録されているが、吉田常吉・佐藤誠三郎校『日本思想体系 五六 幕末政治論集』(岩波書店、昭和五一年)、九一～一八頁に所収のものが校訂付きで読み易い。なお、徳川斉昭の諡号「烈公」はその激烈な性格や生涯を表現したものと認識されがちであるが、宮田正彦『水戸学の復興』(幽谷・東湖そして烈公)(錦正社、二〇一四年、一五二～一五三頁)によれば、それは誤解で「大いに功績をあげて民の生活を安定させた方、又は、人徳がすぐれてをり、自分の職責を忠実に果たした方」という意味であるという。

(14) なお斉昭は翌八月三日にも「十三箇条建議書」を提出しており(同右、一九～二六頁、正確にはこの二書をもって「海防愚存」とするのが妥当であろう。特に「十条五事建議書」は、「水府公献策」と題されて広く書写されたようで古書市場にその名を見掛ける(国図DC <https://dlndi.go.jp/infoandip/pid/2541625>の六一～七二コマ)。

(15) 前掲『水藩史上乾』、四五～四七頁。

(16) 前掲『幕末政治論集』、九頁。

(17) 同右。後期水戸学の対外歴史観ともいうべき、こうした記述はたとえば藤田東湖『常陸帯』(日本史籍協会叢書別編二八 安政録常陸帯) 東京大学出版会、一九七三年、一九五～一九七頁)にも共通している。

(18) 前掲『幕末政治論集』、一二頁。

(19) 同右、一〇～一一頁。

(20) 日本では金と銀の交換比率が国際的な基準に比べて銀の価値が高く、金貨が大量に国外流出したため、幕府は小判の金含有量を下げると他なかった(万延貨幣改鑄)。結果、日本の貨幣価値は暴落して激しいインフレが発生した。また、輸出増で国内物資が欠乏すれば物価上昇につながるため、幕府も五品江戸廻送令などで統制を図ったが、イギリスを中心に諸外国が居留地貿易で生糸や茶を盛んに買い付けたため、効果が上がらず、輸出超過で国際貿易収支が不均衡になっただけでなく、総じて米などの必需品の物価も高騰し、幕末の

市場経済は大混乱に陥ることになった。以上が、概ね高校教科書等で採用されている通史であるが、他方で居留地貿易により国際都市横浜が誕生し、日本の経済や産業の近代化・国際化への転換が始まったのも事実といえる。

(21) 前掲『幕末政治論集』、一二頁。

(22) 同右。

(23) 第九代水戸藩主斉昭は第七代藩主治紀（一七七三～一八一六年）の三男で、先代斉脩（一七九七～一八二九年）は異母兄であった。斉脩の正室が十一代將軍徳川家斉（一七七三～一八四一年）の妹、峰姫（一八〇〇～一八五三年）であったが子はなく、斉昭が襲封した。それ以前、水戸藩門閥派は將軍家斉の子で峰姫の異母弟にあたる恒之丞（後の紀州藩主斉彊…一八二〇～一八四九年）を藩主に迎え、幕府からの財政援助の獲得を目論んだという。これに抵抗したのが会沢安（一七八二～一八六三年）や藤田東湖（一八〇六～一八五五年）ら下級藩士からなる改革派であった。水戸藩では、それ以前から学派の対立があり、斉脩が病弱で藩政を家臣に委ねがちであったことに藩内抗争の火種を見る向きもある。一九〇〇（明治三三）年に福地桜痴が著した『幕末政治家』（佐々木潤之介校注、岩波書店、二〇〇三年）では、藤田幽谷（一七四四～一八二六年）門下の「藤田学派」を甲とし「改革―尊攘―天狗―暴動」、他方の立原翠軒（一七七四～一八二三年）門下の「立原学派」を乙とし「保守―佐幕―書生―鎮圧」と明快に分類している（二三～二六頁）。いずれにせよ過激な藩政改革（軍事演習や仏教排斥など）を理由に斉昭は隠居させられ、改革派も連座させられた一八四四（弘化元）年五月以降は、再び門閥派（結城派）が台頭する。そして安政大地震で東湖が死去した一八五五年一〇月以降、さらには斉昭が死去した一八六〇（万延元）年九月以降と派閥争いは様相を変えて激化し、有為の人材を次々に喪失していった。山川菊栄『覚書 幕末の水戸藩』（岩波書店、一九七四年、本稿では一九九一年の文庫版を使用した）、三八～四二、五八～六四、一一八～一五八頁、高木俊輔『新伊勢物語解題』（茨城県史編さん幕末維新史部会編『茨城県史料 幕末編Ⅰ』茨城県、一九七一年）、一二～一五頁などを参照。

(24) 会沢安『新論「国体上」』（前掲『水戸学』）、六三～六四頁、六九頁、

三八六～三八七頁、三八九頁ほか。

(25) 前掲『常陸帯』、一九八頁。

(26) 同右、一九九頁。

(27) 同右、二〇〇～二〇一頁。

(28) 井野邊茂雄『維新前史の研究』（中文館書店、一九三五年）、四八八～四九〇頁を参照。圧倒的な情報量を誇る外交史の文献として田保橋潔『増訂 近代日本外国関係史』（刀江書院、一九四四年）が挙げられるが、同書でも「斉昭の主張は多岐に亙るが、其真意は畢竟左の数行に過ぎないことは特に注意を要する」（五〇三頁）として、本稿の「三付箋で貼られた「内戦外和」で掲載した史料とほぼ同じ箇所を掲載している。この「内戦外和」をどう評価すべきかをめぐる先行研究の見解については、星山京子「徳川斉昭と「有志」大名の情報ネットワーク」（『国際基督教大学学報Ⅲ—A、アジア文化研究』二五号、一九九九年）において「長年の持論であった攘夷の実行を斉昭が本気で考えていなかったことの「証左」として丁寧に紹介されている（五二頁）。もっとも、同稿では直接的に結論を出すような表現は回避され、「幕末政治の表舞台に表れた斉昭の言動を辿り、政治家としての資質を評価するとすれば、やはり現代においても否定的な見解を出さざるを得ないように思われる」（同頁）とされている。確かに斉昭没後の水戸藩士たちの悲劇を思えばこうした評価も結果的に総合的なものとしては頷けないことはないが、それは「内戦外和」を主張した当時に斉昭が何を企図していたのかを評価することとは別次元の問題である。他方で、三谷・前掲書の特に「第三章 開国前夜―鎖国維持の模索」（初出は一九八五年）と「第四章 限定的開国から積極的鎖国へ」（初出は一九八八年）では、開国前の幕府内の権力闘争の中で阿部正弘と斉昭が接近していくプロセスが明らかにされた上で、問題の「内戦外和」に関しては、「国内に対しては決戦の態勢を示しつつ、対外的には避戦を旨として臨むという術策」と位置づけ、「限定通商策」を排除し「鎖国の可及的維持」をめざすものと位置づけられている（二二七頁）。同書の精緻な分析には、筆者も概ね賛同するが、「避戦政策には対外強硬論者の徳川斉昭を含む広い合意が存在した」との記述もあり、斉昭個人の政治目標が果たして避戦にあったのか、攘夷にあったのかは明確にされていない。ちなみに、

本稿の冒頭で紹介した青山・前掲『明治維新』では、「斉昭は、強硬な排外論者として知られていた」（二六頁）とされ、「国内向けには必戦の覚悟を促すべしという主張」（一九頁）とあり、あまり詳細には紹介されていない。同じく町田・前掲『グローバル幕末史』では、「国内で危機感を煽って武備を充実させ、それまでは交渉を引き延ばそうという消極策で、いわゆる「ぶらかし」戦法である……その主意はあくまでも「ぶらかし」にあつて、本心から戦闘をする意志などなかった」（六三頁）とされており、ほぼ通説と同じであるが、他方で「幕府の攘夷観の系譜」では「攘夷強硬派の徳川斉昭」（九二頁）と位置付けられている。

(29) 前掲『幕末政治論集』、一三―一四頁。

(30) 斉昭と慶永の書簡の遣り取りは、福井藩士中根朝負（雪江）の日記である『昨夢紀事第一』（日本史蹟協会、一九二〇年、国図D C <https://dlndi.go.jp/infondip/pid/941482>）に所収の史料が詳しい。近年の文献では、高木不二『幕末維新の個性 二 横井小楠と松平春嶽』（吉川弘文館、二〇〇五年）で、慶永を中心とする斉昭や伊達宗城、島津斉彬らのネットワークについて詳しく解説されている（一八―二五頁）。

(31) 前掲『昨夢紀事第二』、八―九頁。

(32) 同右、八四―八六頁。

(33) 慶永と左内の関係については、拙著「橋本左内の対外観とアジア雄飛論―日露同盟論を中心に―」（日本大学『政経研究』第四六巻第二号、二〇〇九年）、四一五―四四一頁を参照。

(34) 勝海舟「開国起原」（勝部貞長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集一』勁草書房、一九七七年）、五三―五四頁。このときの幕府とペリー艦隊との外交交渉に関する史料は同書に収録されており、ペリー側からの軍事的圧力のもと、通商条約の締結につき要求がなされたのは事実である。しかし、加藤祐三『幕末外交と開国』（筑摩書房、二〇〇四年）に詳しいように、「アメリカ大統領による使節派遣の目的は各種の指示によってニュアンスが異なっている。言い換えれば、達成すべき目的の設定が多様であり、そのために曖昧になっていた。条約交渉の過程では、幕府の応接掛からその点を突かれ、ペリーは自らの主張の矛盾を認め、その一部を取り下げている」（六三

頁）という結果になった。なお同書では、当時の対外論が①「アメリカの要求を拒絶し現状を維持すべしとする意見」、②「部分的な開国に応じるべしとする消極的開国論」、③「積極的開国論」の三つに分類され、斉昭の「海防愚存」を「三分類のどの要素も兼ねそなえているが、主張のスタンスが違うというべきか。影響力の大きな人である」と紹介されているが（二〇〇―二〇四頁）、「内戦外和」をどのように解するべきかについては触れられていない。

(35) 前掲『昨夢紀事第一』、二二―二三頁を参照。

(36) 同右、二三―二五頁を参照。

(37) 同右、二八―二九頁を参照。後述するように斉昭の海防構想において、幕府が禁じていた「大船」の製造を解禁することは極めて重要な意味を持っていた。一八四六（弘化三）年六月一七日に斉昭が阿部正弘に宛てた書簡にも八丈島や対馬の名前を挙げ、「処々島々を奪レ候てより、船製造ニ取かかり候ヘハ、此方ニて船出来候よりも、夷狄ニて城を築候方、早く候」（維新史料編纂事務局編『大日本維新史料第一編ノ二』、明治書院、一九三九年、三〇四―三〇五頁）といった指摘がある。

(38) 前掲『昨夢紀事第一』、三九―四〇頁を参照。なお「密策」と似た作戦は「十条五事建議書」にも記されている（前掲『幕末政治論集』、一四―一五頁）。

(39) 前掲『昨夢紀事第二』、二六―二七頁を参照。

(40) 同右、二四、二八頁を参照。

(41) 同右、二四頁を参照。

(42) 同右、二七頁を参照。

(43) 同右、二九―三一頁。当初、慶永の三代前の藩主治好（一七六八―一八二六年）の次女譚子を阿部正弘の正妻としたが、一八五二（嘉永五）年八月に亡くなり、今度は翌年一月に慶永の養女譚子を継室とした（渡辺修二郎『阿部正弘事蹟』（渡辺修二郎、一九一〇年、二三―二五頁）。

(44) 前掲『昨夢紀事第一』、二四頁。

(45) 石井孝『近代史を視る眼 開国から現代まで』（吉川弘文館、一九九六年）でも、「これらはいずれも、「戊戌の封事」と同じ線の攘夷論である」とされている（一二四頁）。

(46) 「戊戌封事」(『水戸藩史料 別記上』、国図DC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/76420>、編者・制作年不明)、九五頁。

(47) 同右、八二～九二頁を参照。他にも、重役はもちろん下々の声にまで耳を傾け、いざという時のために武器や食料を備蓄しておくことの大切さなどを説いている。

(48) 丸山・前掲書によれば、「愚民」観は「新論」のみならず後期水戸学全体に陰に陽に纏ひ付いた色彩をなしていた(三五一頁)ということである。

(49) 前掲『新論』「虜情」(前掲『水戸学』、一〇〇、四〇〇頁、前掲「戊戌封事」、一〇六頁等を参照。

(50) 前掲「戊戌封事」、一〇一～一〇六頁を参照。

(51) 一八四四(天保一五)年五月以降、斉昭と改革派は失脚し、藩政は水戸藩の支藩である讃岐高松藩、常陸府中藩、陸奥守山藩が後見することとされた(三連枝後見)。同年一月に斉昭の謹慎は解かれたが、大人しい慶篤(一八三二～一八六八年)のもとで保守派が台頭し、藩政改革も旧に復されてしまったという。斉昭と阿部正弘との書簡の遣り取りは、この状況を打開するための陳情に始まったが、その間、外擾事件も度々あり海防意見等も遣り取りする内に両者の親交は深まった。結局、阿部の信頼を獲得して三連枝の後見が解かれたのは、一八四九(嘉永二年三月)であった。参照文献は注二三と同じである。

(52) 藤田覚『幕末の天皇』(講談社、一九九四年)によれば、斉昭の実姉が関白鷹司政通に嫁していたことから、鷹司家にはかなりの質量の対外関係の情報が伝えられていたという(一四七頁)。ビッドル来航の同年八月に、突然、海防勅書が出されているが、同書では「おそらくはその働きかけもあって」出されたものと推察されている。

(53) 阿部正弘が取り組んだ異国船打払令の復活や、斉昭の復権問題については、三谷・前掲書の「第三章 開国前夜―鎖国維持の模索」(初出は一九八五年)が詳しい。

(54) 一八四六(弘化三)年七月一三日付、阿部正弘宛徳川斉昭書簡(『新伊勢物語』、前掲『英城県史料Ⅰ』、六三～六七頁)を参照。

(55) 幕末当時にあつては、斉昭の主張がもつ積極性や、随所にちりばめられたリアリズムが多く、志士たちを奮い立たせたであろうことは想像に難くない。しかし、たとえば山川・前掲書の「ごろり二分」

の逸話に描かれているように、斉昭が攘夷のために見様見真似で準備していた近代兵器をいざ現実で使用する段になったときに、それらがどの程度、通用したのかは甚だ疑わしい(九八～一〇〇頁)。遙か後世の我々からすれば、ともすれば理論倒れ、見掛け倒しの「ごろり二分」の逸話は、滑稽にすら感じられるが、実践的であると信じてこそ、そこに生命を擲った当事者の落胆と失望は想像を絶するものがあつたことであろう。

(56) 高木俊輔・前掲「新伊勢物語語解題」、一二頁を参照。

(57) 前掲『昨夢紀事第一』、二七頁を参照。

(58) 前掲『水藩史別上』、九七頁。

(59) 前掲『水藩史上乾』、四六頁。

(受領日…令和三年十月三十日  
受理日…令和四年一月二十六日)

## 三木露風と宮沢賢治の文学的交流

近 藤 健 史

### はじめに

三木露風（一八八九―一九六四年）と宮沢賢治（一八九六―一九三三年）は、同時代に生きた。しかし、これまでは二人の文学的交流関係や着想の近似性についての言及は、ほとんどされていなかった。

ところが近時、兵庫県たつの市霞城館所蔵の「ノート24・日記及び書簡」〔大正十一年の日記と大正十三年の書簡〕の「千九百二十四年 書簡」と分類された中に、二人の交流を示す書簡控えの存在が確認された。露風は、作品の草稿、題名、寄稿先、書簡の内容や宛先などを丁寧にノートや手帳に書き留めている。賢治宛の書簡控えは、いわゆる「自筆ノート」の「ノート24」と呼ばれるものにあった。本稿は、この度発見した新資料の書簡控えを基に、露風と賢治の文学的交流について考察したものである。

### 一、露風から賢治への書簡

発見された露風の書簡控えは、次のような内容の献本に対する礼状である。

四月廿五日

岩手県花巻川口町

宮沢賢治

御清著「春と修羅」及び御書面をお／受取致しました喜んで御受容れます。

君が其御序文中に於て自分といふ者／が現象で電流体の青き照明である／と観られてゐることに就て私は善／い賞讃を惜まぬ者であり又屈折／率、くらかけの雪、日輪と太市等の／詩はどれも善い詩情を有つてゐ／るものと思ひます。

右御受迄 草々

『「心象スケッチ―春と修羅」は、賢治が初めて刊行した作品集である。実際は自費出版であるが、一九二四（大正十三）年四月二十日に東京関根書店から刊行された。露風の書簡の日付は、刊行から五日後の二十五日である。とすると賢治は、刊行されてすぐに『春と修羅』に書簡を添えて贈呈したことになる。このやり取りの時間的な短さには、賢治の初出版に対する意気込みと、露風の謹直、誠実な性格がうかがわれる。

内容的には、難解な序文に理解を示し、冒頭部の詩三篇について「善い詩情」を持つっていると賞賛して、賢治に感謝の気持ちを示している。

この頃の露風は、北海道トラピスト修道院のジェラルド・プワイエ（後帰化して岡田普理衛）院長の招きで一九二〇（大正九）年五月二十七日から一九二四（大正十三）年六月まで、修道志願者などに文学概論や美学概論を教える講師として赴任していた。修道院では、午前中は授業に出かけ、その他は自然を楽しむことを悦びとし、祈りと読書、思索、執筆の生活を続けていたという。三年目の一九二二（大正十一）年に洗礼を受けてからは、時に依頼を受けて修道院を出て講演をしていた。自然に囲まれた環境にも慣れ、新生活では着任した一九二〇（大正九）年の七月から創作活動を始め、詩集『生と恋』『蘆間の幻影』を出版する。翌一九二二（大正十）年には『牧神詩集』や童謡集『真珠島』、一九二二（大正十一）年には『象徴詩集』『信仰の曙』『青き樹かげ』、一九二三（大正十二）年『小学生の歌』唱歌集四巻と相次いで出版している。

賢治から献本のあった一九二四（大正十三）年頃は、露風の苦難の時期であった。一九二三（大正十二）年十二月頃より一時精神に異常を来し、翌一九二四（大正十三）年には修道院において納得のいかない人事があり、ついに同年六月三十日に辞職し上京する。このような状況の四月末に、心象の有様を直視し記録した「心象スケッチ」の副題を持つ『春と修羅』が届いたのである。

露風は、この頃多くの詩書の寄贈を受けていた。そして全国に実力ある詩人が増加したことを知って「詩壇の隆盛」を感じ、これまでの詩壇の成果として喜んで<sup>1)</sup>いる。

近來、詩書の寄贈を受けることが甚だ多く、多きは数日連続して来り、又一日に数冊を受け取ることもある。斯様なことは十年、二十年前の詩壇には無かつたことである。又此頃の新聞新刊紹介欄などを見ても、詩集の批評紹介は比較的多く、又批評家もそれを重んじて紹介してゐる趣が見られる。大概は自費出版であるが、とにかく、詩が一般的に弘まり、多くの人々が詩作をするのを日常茶飯の事と考へるやうになつた観があるのは愉快である。長い詩壇の経緯が、今日の此弘布時代を生み出したので、これを思ふと私達のやうに二十五六年前から詩作してゐる人間には、劃期的な感じがあり、又苦処して來た成果が詩壇の上に表はれたのを悦ぶ心が切である。

現在の詩壇には有力な雑誌が乏しいけれども、而かも全国に、可成り実力の有る詩人が斯くの如く増したことは詩壇の隆盛を語るものだ。

露風は、賢治から献本された『春と修羅』についても快く読んだのであろう。書簡の文面に「詩」とあり、露風も他の人と同様に『春と修羅』を詩集として享受したようである。

## 二 『春と修羅』の行方

『春と修羅』は、奥付に大正十三年三月廿五日印刷、大正十三年四月二十日刊行、定価貳円四拾銭、著者宮沢賢治、発行者関根喜太郎、印刷者吉田忠太郎、発行所関根書店とある。印刷者の吉田忠太郎は、盛岡山口活版所の工人であり、花巻停車場通りにある花巻支店の花巻大正活版で印刷された。発行所は、東京京橋区の関根書店

とあるが、実際は多くの無名詩人と同様に自費出版である。

発行者の関根喜太郎は、「ケチネ」とあだ名がつくほどのケチンボウだったという。彼に関して、生前の賢治と深い親交があった盛岡出身の作家森壮巳池は、のちに十字屋書店版宮沢賢治全集を刊行した酒井嘉七から聞いた話を伝えている<sup>(2)</sup>。

『春と修羅』を発行した関根喜太郎サンは、神田の書店組合長だったが、ひどいケチンボウで「ケチネ」と仇名（あだな）があつたと聞かされた。「なぜ関根に宮沢サンが頼んだのでー」と聞くと、「組合長だからではないんですか」と答えた。「おもしろいですね。宮沢童話そっくりですネ」と私が言うと、「さあ組合長も、売れる本だとは思わなかったでしょうが、委託販売ということで、何冊か販売を依頼されたのでしようネ」と、言うことであつた。

この「ケチネ」は、単なるケチではなかった。彼の本名は、関根喜太郎、別名関根康喜、荒川畔村である。関根康喜の名では、一九三五（昭和十）年代に経営する出版社の成史書院から『屑の話』『物資の回収』『廃品回収及更生品』『紙（資源愛護読本）』などを出版した、いわゆるリサイクル運動の推進者であつた。また、荒川畔村は、一九一八（大正七）年に宮崎県で作家の武者小路実篤とその同志により理想郷をめざした「新しき村」に参加、その後離脱し、一九二〇（大正九）年に日本社会主義同盟に加わった人物である。関根喜太郎は、新しき村運動、出版業界、アナキズムへの接近、転向して成史書院に至つたのであろう<sup>(3)</sup>。賢治の『春と修羅』は、この

過程において大正十三年に本名の関根喜太郎での出版であつた。

また森壮巳池は、一九二五（大正十四）年に、『春と修羅』が神田の古本屋ではなく夜店の古本屋にゾッキ本に交じって売られていたことを記している<sup>(4)</sup>。

関根書店の「春と修羅」は、古本屋の市場で売りさばかれた。私が「岩手詩人協会」をつくったとき、賢治は機関誌の「貌」の刊行費にと、「春と修羅」と「注文の多い料理店」を三十冊ずつくれた。私は、それをどうすれば、売れるのかを知らない中学生だった。賢治は「会員の皆さんに、買って貰つて『貌』の印刷費にするといいでしよう」と、言ってくれたのだが、――。私より世智（せち）にたけ、岩手県庁の職員だった相棒の生出桃生も、上京した。私は上京するとき、「春と修羅」を売って、「貌」の印刷費を作ろうと、東京に運んだ。だがケチネ氏が、売り払った大量？の、「春と修羅」が、二十銭、三十銭で、神田や本郷、新宿などの夜店の古本屋に、二、三ずつ出回っていたので、驚いて皆寄贈してしまった。いずれ当時の有名無名詩人たちに送つたものと思うが、名簿もないので全く不明である。

その夜店の本屋で買った一人に、詩人中原中也がいる。大岡昇平は「彼は富永太郎と共に、宮沢を早くから認めていた一人で、夜店で五銭で売っていた『春と修羅』のゾッキ本を買い集めて、友人に送っていた」という<sup>(5)</sup>。

大正十四年二月九日、花巻農学校教師をしていた賢治は、盛岡在

住の森佐一（前出の森壮巳池）に依頼された雑誌『貌』への寄稿を断るための書簡を送っている。それには『春と修羅』の方針として「書き付けてあるもの」は「詩」ではなく「心象スケッチ」であると語っている。また「私はあれを宗教家やいろいろな人たちに贈りました。その人たちはどこも見てくださいませんでした。『春と修羅』をありがたうといふ葉書も来てゐます」と、献本したものの想定外の読まれ方をされた不満を伝えている<sup>(6)</sup>。

このことに関して、『注文の多い料理店』の装丁と挿絵を手掛けた菊池武雄は、次のように回想している<sup>(7)</sup>。

春と修羅の出来た當時のこといろいろ／＼関係のあつた先輩や友人に記念として本を贈呈した。幸に中央では辻、佐藤の両大家が大きい問題にしてくれて新聞などにも激賞の文字を載せて下さつたりしましたが、國の方ではヒツソリとして反響の無いこと夥しい無論賢治さんも「どうせ自分だけの気持ちを勝手にスケッチしたんだから外の人には解らない筈だ」といつて居られたけれども―それにしてもあんまりだと思はれるのは、當時郷里の某女学校の校長といふ人からの贈本の御禮に「―過日は春と修養お贈り下され有り難く拜見時節柄（其の頃丁度春でした）好適の書と存じ云々」文句は忘れたが何でもこんな意味の鄭重なる禮狀、これには賢治さんもすっかり参つたといつて笑つて話したことがあります。

『春と修羅』の行方について知っている友人はもう一人いる。賢治の生涯の友で『セロ弾きのゴーシュ』のモデルと言われている藤

原嘉藤治である。嘉藤治は、一九二一（大正十）年九月に県立花巻高等女学校に音楽教師として赴任、十月二十六日に稗貫郡稗貫農学校（のち県立花巻農学校）に赴任した賢治と出会い、賢治が亡くなるまで十二年間親交を深めた。音楽だけでなく文学的才能にも優れていた嘉藤治は、賢治に『春と修羅 第二集』の出版を勧め、没後は『宮沢賢治全集』の編纂に携わっている。

ユニークに富む嘉藤治は、当時を回想して『春と修羅』の読まれ方や行方について次のように述べている<sup>(8)</sup>。

自費出版の一〇〇〇部のほとんどが、先輩や知人、友人に寄贈され、一部分は定価販売されたらしいが、当時果たして何人に読まれ、或は受読され、味読、理解されたことか。贈呈先の名簿でも残っていたら（勿論記録してない）面白いことになる。

私も五冊もらったが、一冊は先輩の手塚善助に、一冊は後輩の瀬川信一に、一冊は自家用とこの三冊だけが行先あきらか、あとの二冊は誰に贈ったか行くえ知れず。勿論、無差別に、安易に送つたつて、序文にでくわして、お手あげ、後は読んでもわからないのが普通。さてさて誰にやったかな。たった五冊の運命さえ、この通りなのに、何百冊は、どこにどう落ち着いて、保存され、焼失、紙屑屋へと流転、消滅したことやら。

筆名を藤原草郎として岩手の文学界で活躍していた嘉藤治は、三木露風とも縁がある。一九一五（大正四）年三月、中央の文芸雑誌『文章世界』（博文館、第十卷第三号、三月号）に詩「春」を投稿し

て佳作として掲載されている。この時の選者が露風であり「温かな情緒があつて心を牽く」という選評がある。詩を評価された嘉藤治は、賢治に『春と修羅』を有名な詩人露風に贈呈することを勧めたのかもしれない。

友人たちは『春と修羅』の販売に手を尽くしたが、多くの在庫を抱えた。そこで賢治は、一九二五（大正十四）年十二月二十日岩波書店の店主岩波茂雄に宛て手紙を書いた<sup>9</sup>。だが、その提案は効果が無かつたようである。

本は四百ばかり売れたのかどうかどうなつたのかよくわかりません。二百ばかりはたのんで返してもらひました。それは手許に全部あります。

わたくしは渴いたやうに勉強したいのです。貪るやうに読みたいのです。もしもあの田舎くさい売れないわたくしのほんとおなたがお出しになる哲学や心理学の立派な著述とを幾冊でもお取り換へ下さいますならわたくしの感謝は申しあげられませんか。わたくしの方は二、四円の定価ですが一冊八十銭で沢山です。あなたの方は勿論定価でかまひません。

賢治の初めて刊行した『春と修羅』は、有名無名詩人たちや「先輩や知人」「友人」「宗教家」に贈呈されていた。また、教え子に賢治本人が直接贈つたものとしては、花巻農学校の教え子である「桜羽場寛君」に「大正十三年五月十三日」と署名して贈つたこと、一九三二（昭和六）年に、賢治を師と慕っていた松田甚次郎（昭和十三年『土に叫ぶ』著者）に手紙を添えて贈つていたことが知られ

ている。

明治大学泉図書館には「大正十三年五月十七日著者殿寄贈」と寄贈印のある初版本が所蔵されている。一九二三（大正十二）年九月一日、東京は大震災により大きな被害を受けた。駿河台にあった明治大学図書館は、多くの蔵書を失つたため国の内外に向けて図書の寄贈を呼び掛けたという。おそらく賢治は、それに応えて寄贈したのであろう。

一九二四（大正十三）年八月の『明治大学学報』（第九十三號）にある「図書館報告」欄に寄贈新刊書として『春と修羅』が、次のように紹介されている<sup>10</sup>。

詩集春と修羅 宮澤賢治著

新しい詩人の處女詩集である。著者の科學に對する深い造詣と相俟つて奔放なユニークな詩風を持つてゐる。之れがもつと統一され、放散から集中に至る道程の上で、作者は大にも小にもなると思はれる。（關根書店二四〇）

賢治は、科學に造詣が深く伝統や慣習にとらわれないユニークな詩風を持つ新しい詩人として紹介されている。残念ながら新刊紹介の効果は少なく、『春と修羅』の多くは夜店の古本屋で売りさばかれていたのである。

現在確認できる『春と修羅』が贈呈されたなかでは、露風の献本への礼状の日付（大正十三年四月二十五日）から判断して、露風への献本が最も早いといえよう。

### 三 露風による『春と修羅』「序」の評価

露風の礼状は、『春と修羅』刊行日の五日後の日付であった。この刊行日を基準に考えると、露風は熟読する時間は少なかつたと思われるが、どのように評価したのであるか。

まず露風は、難解と言われる『春と修羅』の「序」について触れている。「君が其御序文中に於て自分といふものが現象で電流体の青き照明であると観られてゐることに就て私は善い賞讃を惜しまぬ者」であるという。

『春と修羅』の「序」は、詩を思わせる形式で書かれていて、一般的な序文とは異なっている。「詩集」とせずに「心象スケッチ」と銘打つたように、新しい形式の「序」にも賢治の意気込みが感じられる。それはまた、読者に対して『心象スケッチ―春と修羅』の本質を前置きとして語りかけているといえよう。その冒頭は次のようにある。

#### 序

わたくしといふ現象は

仮定された有機交流電燈の

ひとつの青い照明です

(あらゆる透明な幽霊の複合体)

風景やみんないつしよに

せはしくせはしく明滅しながら

いかにもたしかにともりつつける

因果交流電燈の

ひとつの青い照明です

(ひかりはたもち、その電燈は失はれ)

(以下省略)

「序」は、自然科学用語を多用していることもあり難解で諸説紛々である。たとえば、この冒頭部は賢治の内面と電燈との結びつきを、また「心象スケッチ」の構造原理を濃厚に示しているとして、次のような解釈がある<sup>(1)</sup>。

自己存在は有機物で組織される肉体という電燈によって支えられる現象＝照明である。自己存在の本質は、いつか失われる肉体にあるのではなく、それを媒介として行われる現象＝生にある。そしてその生は、因果によって他の肉体を得ることによって永遠に保たれる。このようにして自己存在は、電流＝法(仏教でいう統一原理)によって、過現未という時間軸上の、また現在という空間軸上の全存在とつながっているひとつの現象なのである。要するに、心象スケッチとは、全存在とつながる「わたくし」の心に生起する一切の現象をとらえたものであり、それは「法」をとらえるための手段であるということになる。

「序」の最初の四行は、端的に言えば、「わたくし」という実存的現象は、たとえば仮に置かれた有機体であり、かつ交流電流の流れる電燈がせわしく明滅し青い光を放って燈り続けているようなものという意味である。「わたくし」は、ひとつの「現象」であり、譬えるなら「電燈」であり「明滅」する「青い照明」である、つまり

生命体である「わたくし」は「交流電燈」（一定の周期で流れの方向が変わる電流に灯った電燈）であり、「透明な幽霊の複合体」（すきとおって目に見えない精神作用のいろいろと組み合せてできたもの）であるというのであろう。

露風は、この「序」について「君が其御序文中に於て自分といふものが現象で電流体の青き照明であると観られてゐる」と理解し賞讃している。書簡で使われている「電流体」の語は、以前に露風が詩論「冬夜手記」（大正元年十二月十三日記）において、詩人についての表現に使用している。<sup>(12)</sup>ここでの「電流体」は、詩を創造する詩人と同質のものであり、物事の本質を見抜く「洞察者」と並ぶものである。

最良の詩人は永遠の洞察者である。永遠の電流体である。

おそらく露風は、「わたくし」は「現象」であり、有機・因果の「交流電燈」であるとする賢治に共感を覚え、書簡で詩人賢治を「電流体」と表現したと思われる。それは『春と修羅』を読んだことで賢治を「最良の詩人」と評価することであり、「善い賞讃」を惜しまぬと礼状に書いたのであろう。

実はこの「電流体」の語は、萩原朔太郎の『月に吠える』<sup>(13)</sup>（大正六年二月）にある二つの序文にも使われている。

最初は、北原白秋の「序」である。「大正六年一月十日 葛飾の紫烟草舎にて」と記していて、露風の「冬夜手記」より四年ほど後の執筆である。白秋は、朔太郎の生まれつき持っている気質について「君の気稟は又譬えば地面に直角に立つ一本の竹である」といい、

そこから「電流体の感情」によって「詩」を生み出すとする。それは、次のようにある。

外見的に見た君も極めて瘦せて尖っている。さうしてその四肢が常に動く、まさしく竹の感覚である。而も突如として電流体の感情が頭から足の爪先まで震はす時、君はぴょんぴょん跳ねる。さうでない時の君はいつも眼から涙がこぼれ落ちさうで、何かに縋りつきたい風である。

潔癖で我儘なお坊ちゃん（この点は私とよく似てゐる）その癖寂しがり、いつも白い神経を露はに顫へさしてゐる人だ。それは電流の来ぬ前の電球の硝子の中の顫へてやまぬ竹の線である。

君の電流体の感情はあらゆる液体を固体に凝結せずんばやまない。竹の葉の水気が集つて一滴の露となり、腐れた酒の蒸気が冷たいランピキの玻璃に透明な酒精の雫を形づくる迄のそれ自身の洗煉はかりそめのものではない。君のセンチメンタリズムの信条はまさしく木炭が金剛石になるまでの永い時の長さを、一瞬の間に縮める、この疑念の強さであらう。摩訶不思議なる此の真言の秘密はただ詩人のみが知る。

また、続く萩原朔太郎の「序」には、次のように使われている。

詩は一瞬間に於ける靈智の産物である。ふだんにもつてゐる所のある種の感情が、電流体の如きものに触れて始めてリズムを発見する。この電流体は詩人にとつては奇蹟である。詩

は予期して作らるべき者ではない。

以前、私は詩といふものを神秘のやうに考へて居た。ある靈妙な宇宙の聖靈と人間の叡智との交霊作用のやうにも考へて居た。或はまた不可思議な自然の謎を解くための鍵のやうなものにも思つて居た。併し今から思ふと、それは笑ふべき迷信であつた。

(中略) 詩は神秘でも象徴でも鬼でもない。詩はただ、病める魂の所有者と孤独者との寂しいなぐさめである。

これは、「序」の冒頭部で述べる「詩とは感情の神経を掴んだものである。生きて働く心理学である」に関連する説明である。「電流体の如きもの」に「ある種の感情」が触れ「一瞬間に於ける靈智」により詩が生れる。「電流体」は詩人にとって不思議なものであり、詩は予期せずして生まれるという。しかし、詩の神秘や象徴を否定するのである。

宮沢賢治が、『月に吠える』に刺激され強く反応したことは知られている。賢治は、妹トシの看病のため上京中の一九一九(大正八)年一月頃に、盛岡中学同窓の友人阿部孝(東京帝大文学部在学中、後に高知大学学長)の下宿を訪ねた。そこで朔太郎の『月に吠える』に出会い感銘を受けている。阿部によると、賢治が「ふしぎな詩だなあ」といいながら「目が異様な輝きを帯びてくるのを」見たので詩集を貸したという。その一年ほど後、『春と修羅』の詩の原稿を見た阿部は、直観的に「ばかに朔太郎張りじゃないか」というと「図星をさされた」と言つたと伝えている。賢治の絵画は、朔太郎の挿絵の投影があることも知られている。

この「交流電燈」についても『月に吠える』に見える白秋・朔太郎の「電流体」の投影、修辭的近似性がうかがえる。賢治は、朔太郎が「電流体」から生じる詩は神秘でも象徴でもなく、「病める魂の所有者と孤独者の寂しいなぐさめ」としたことに着想を得て、そのような「わたくし」は「現象」であり、たとえるなら「交流電燈」としたと思われる。前掲の朔太郎の「序」と賢治の『春と修羅』「序」における当該部分を傍線で示すと次のようにある。

わたくしといふ現象は／仮定された有機交流電燈の／ひとつの青い照明です／(あらゆる透明な幽霊の複合体)

(中略) 因果交流電燈の／ひとつの青い照明です

(中略) これらについて人や銀河や修羅や海胆は／宇宙塵をたべ 又は空氣や塩水を呼吸しながら…

時系列的に整理すると、露風「電流体」(「冬夜手記」大正元年十二月、『白き手の獵人』大正二年所収) ↓ 白秋「電流体」(『月に吠える』「序」大正六年一月十日記) ↓ 朔太郎「電流体」(『月に吠える』「序」大正六年二月十五日) ↓ 賢治「交流電燈」(『春と修羅』「序」大正十三年四月二十日) ↓ 露風「電流体」(「賢治宛書簡」大正十三年四月二十五日) である。

このことからすると露風と賢治の着想の近似性があるといえよう。だが、この頃の露風、白秋、朔太郎の関係は、端的に言うとき微妙な関係であつた。大正四、五年頃までは、露風は白秋と並んで「白露時代」と呼ばれ詩壇の双璧と称されていた。また朔太郎は、『月に吠える』の刊行後、大正六年五月に「三木露風一派を放逐せよ」(『文

『章世界』五月号)を発表して、露風や露風一派の詩を古臭いと批判・攻撃し象徴主義論争の口火を切っている。

露風、白秋、朔太郎などの詩人にとって「電流体」は、詩を生み出すのに欠かせないものという共通認識があったが、朔太郎に刺激された賢治は特異な個性で新しい語を創作したといえよう。

#### 四 露風による『春と修羅』冒頭詩三篇の評価

露風は、『春と修羅』の「序」の次にある三篇の詩、「屈折率」「くらかけの雪」「日輪と太市」について「いづれも善い詩情」と持っている」と讃える。この三篇の「心象スケッチ」の形式は、口語自由詩と類似する。

##### 屈折率

七つ森のこつちのひとつが  
水の中よりもつと明るく  
そしてたいへん巨きいのに  
わたくしはでこぼこ凍つたみちをふみ  
このでこぼこの雪を踏み  
向ふの縮れた亜鉛の雲へ  
陰気な郵便脚夫のやうに

(またアラッディン、洋燈とり)  
急がなければならないのか

##### くらかけの雪

たよりになるのは  
くらかけつづきの雪ばかり  
野はらはやしも  
ぼしやぼしやしたり黝んだりして  
すこしもあてにならないで  
ほんたうにそんな酵母のふうの  
朧ろなふぶきですけれども  
ほのかなのぞみを送るのは  
くらかけ山の雪ばかり

(ひとつの古風な信仰です)

##### 日輪と太市

日は今日は小さな天の銀盤で  
〔雲〕がその面を  
どんだん侵してかけてゐる  
吹雪も光だったので  
太市は毛布の赤いズボンをはいた  
またまつしろに雪がふってゐるとき

青ざめたそらの夕がたは  
みんなはいちれつ青ざめたうさぎうまにのり  
きらきら金のばらのひかるのはらを  
犬といっしょによこぎって行く

青ざめたそらの夕がたは

みんなはいちれつあおざめたうさぎうまにのり

露風は右の三篇の題名をあげて、「いづれも善い詩情」があると賞賛した。この「詩情」とは、曖昧で定義しにくいものである。辞書的には「詩に詠まれた感情、また詩に表したい感情」などという。例えば、夕焼けの赤とんぼを見て美しく感じると感じるもの、感じさせ、感動させる心の状態であろう。人々が有していて、あるときには詩に姿を変え、あるときには絵画や音楽という形になり得る。

賢治は、大正十四年二月九日付の手紙で、友人の森佐一に『春と修羅』の「序」と「詩」の関係について、「序文」に書いた考えを『春と修羅』の作品に主張したと伝えている<sup>16</sup>。

私はあの無謀な「春と修羅」に於て序文の考を主張し、歴史や宗教の位置を全く変換しやうと企画し、それを基骨としたさまざまな生活を発表して、誰かに見て貰ひたいと、愚かにも考へたのです。

さて賢治の詩を評した露風の「善い詩情」とは、具体的にはいかなるものだったのか。そこで露風の詩論において「詩情」について確認してみたが、数少ない用語であった。管見によれば、露風は「自由詩運動の最初」という論述において「詩情趣味」「詩情主義」と批判的に用いている<sup>16</sup>。新しい詩が日本に生まれていった経路について、自然主義が詩の上に影響をもたらした良い一面として「明治の新体詩臭味を破ってしまったこと」と「つまらぬ修辭や形式の旧衣

を棄て、序にその、詩情趣味を破ってしまった」ことを挙げている。次いで詩が革新された点について述べたところでも用いている。

私達の考へたことは「自己を歌ふ」といふことであつた。明治の詩はそれまでの一種の詩情趣味に囚はれてゐた。たとへ自己を歌つても真に自己を歌ふことは稀で月並な詩情に左右せられてゐた。『明星』などは月並ではなく余程新しいところを持つてゐたのであるが、要するにその守るところは詩情主義の外に出でなかつた。

さらに薄田泣菫と蒲原有明も「詩情主義に囚われている」という。対して岩野泡鳴は「根柢に自己を歌ふといふ態度があつた」と説く。ここでの「詩情」は、自由詩運動から見た「自己を歌わない」明治期の「旧衣」をまとつたものといえよう。

では露風の「善い詩情」というところの「善い詩」とは、どのような詩であろう。露風は、「詩を作る年少の友」と題して詩を作る若い人に「心の動き」と「発想力」の重要性を説き、この発想力は「我」の呼吸であるという。心の動きに従ひ自分が歌うことが大事であり、物に心を動かして真に歌つた作品が尊いと説く。このことは詩の投稿者、初心者だけでなく詩壇にある作品に対しても言えるとする<sup>17</sup>。

詩を作るには心の動きに順ふ事が大事であると私は言つた。ところでこの心の動きに順ふことによつて真の発想力が自ら湧き来ることを諸君は経験するであらう。発想力は「我」の呼吸であると言つて可い、この発想力が心から湧いて来て

物を言ふ時には、諸君は初めて自分の存在を信ずるにちがひない。何者が歌ふのでもない。それは自分が歌ふのである。自分の感ずるところ、思ふところ、見たところを歌ふのである。(中略)

言葉の斡旋なども拙なく、たいして思想などを口にせずとも、只何となく物に心を動かして真に歌つた作品は、遙かに尊い。私は毎月雑誌に集つて来る詩の選をしながら然ういふ稚拙の純な作品に接して度び度び心を動かされることがある。またそれと同時に器用に詩を作る才のある人は、言葉で撫でまわしてしまつて少しも身の入らない物を書いている。是等は旨いといふよりも却て厭な心持を起させるのである。

賢治は、岩波茂雄に宛てた手紙(大正十四年十二月二十日)の中で、『春と修羅』の作品を「心象スケッチ」と呼ぶことに關して次のような「心の動き」を述べている。<sup>(18)</sup>

六七年前から歴史やその論料、われわれの感ずるそのほかの空間といふやうなことに對してどうもおかしな感じがやうがしてたまりませんでした。…それぞれの心もちをそのとほり科学的に記載して置きました。…詩といふことはわたくしも知らないわけでありましたが厳密に事実のとほりに記録したものを何だかいままでのつぎはぎしたものと混ぜられたのは不満でした。

賢治は『春と修羅』を「おかしな感じよう」を「それぞれの心も

ちのとほり科学的に記載」「厳密に事実のとほりに記録」した「心象スケッチ」だとする。この考えと類似すると思われるものが、先にあげた露風の詩論にある、詩作は「心の動きに順ふことが大事」「自分の感ずるところ、思ふところ、見たところを歌ふ」とする考えである。露風は、このような詩論で賢治の作品を読んだのではなからうか。「心象スケッチ」とは、端的に言うところ心の働き(心象)の記録(スケッチ)である。しかし、難解である。賢治は、「序」で「たゞとにかく記録されたこれらのけしきは記録されたそのとほりのこのけしき」であり、「ある程度までみんなと共通」しているという。近年の賢治研究では、「心象スケッチ」は独自の表現形態であるとされ、また広い宇宙とつながる自分の心を言葉で書き表したと意ともいわれている。

「善い詩情」という理由は明確でないが、その書簡に「詩」とあることは露風も他の同時代の人々と同様に『春と修羅』を詩集として受け取り、その作品を「詩」として享受したことを示唆している。

露風は賢治の三篇に何を讀み取つたのか。たとえば『春と修羅』の巻頭にある「屈折率」は、難解な表現はないが科学的で不可解な詩であり解釈が分かれている。タイトルの「屈折率」は科学用語である。描かれているのは岩手山のふもとにある「七つ森」の風景であるが、不思議な風景である。二つの場所の比較があることは容易にわかる。それは、巨きな明るいところにあえて背を向けて、凍つたでこぼこの雪道を踏んで「縮れた亜鉛の雲」に覆われた方向に向かうとある。二つの場所は、作者の心象と現実の対比とも解されている。最後には「陰気な郵便脚夫」と「アラッディン、洋燈とり」(アラジンのランプを手に取っている者)との比喩的対比もある。

露風は賢治の作品に「おかしい感じがよう」をスケッチした独自の感情と不思議な感覚を、いわゆる「心象スケッチ」を感じ、心を動かされて「善き詩情」と賞賛したのではなからうか。

## 五 『春と修羅』の最初期の評価

ところで『春と修羅』の作品は、他の人々にどのように評価されたのだらう。そこで『春と修羅』が刊行された大正十三年の露風と同時代の評価を発表順に確認してみたいと思う。

歌人の尾山篤二郎は、賢治の詩に「不思議な感覚と感情」と、ダイズムという新しさを読み取る。<sup>19)</sup>

所謂心象のスケッチは、私に対してはかなり立派な詩である。読んでみると変な虫惑を感じ、著者の不思議な感覚と感情の頂点を数歩する。

（「蠕虫舞手」の作品を取り上げて）

この詩はダダだ。（中略）ダダとしても今世に云はる、が如き附焼刃のダダではない。

尾山の評について構大樹は、表現レベルでダイズムに新しさという価値を見出して評価することに慎重であるが、次のように解説している。<sup>20)</sup>

『春と修羅』の『詩』は本物の『ダダ』であるがゆえに、従来の評価軸では測れない価値を秘めている、ということだ。この評言は『春と修羅』の価値を、ダイズムが帯びていた

芸術にとつての「新しさ」という意味で表そうとしていると考えられる。

また、評論家・翻訳家・思想家であり、日本におけるダイズムの中心的な人物の一人であった辻潤は「惺眠洞妄語（二）」において、高く評価した。<sup>21)</sup>

この詩人はまったく特異な個性の持ち主だ。芸術は独創性の異名で、その他は模倣から成り立つものだが、情緒や、感覚の新鮮さが失はれてゐたのでは話にならない。

辻も賢治の詩の「特異な個性」「情緒や、感覚の新鮮さ」を読み取り、従来の詩の評価軸では測れない価値があると評価した。後に賢治は、辻が中心になって創刊した思想雑誌『虚無思想研究』に、「冬（幻聴）」（大正十四年十二月）や「心象スケッチ朝餐」（大正十五年二月）を投稿している。ちなみに、この『虚無思想研究』編集兼発行人は『春と修羅』を発行した神田古本屋店主の「ケチネ氏」こと関根喜太郎である。

続いて「門外漢」と称する「紅羅字」は、『春と修羅』の詩における形式上の「失敗」が看取されること、内容的には「真面目に率直」なことを指摘する。<sup>22)</sup>

たゞ『率直な行き方』といふ事を感じた自由詩形の陥りやすいリスムの『整』では随分話も失敗したと小曲詩人の先輩が云ふ言葉でこの失敗は此の詩集にも可成りにある併しそれは

とがむべきではない。(中略)真面目に率直に心象をあらはしている。

さらに詩人の佐藤惣之助は、『春と修羅』を「僕は十三年度の最大収穫とする」と高評価を与え、その詩の表現における新しさについて次のように述べている。<sup>②</sup>

それに「春と修羅」。この詩集はいちばん僕を驚かした。何故なら彼は詩壇に流布されている一個の言葉も所有してゐない。否、かつて文学書に現はれた一聯の言葉をも持つてはゐない。彼は気象学、鉱物学、植物学、地質学で詩を書いた。奇厘、冷徹、その類を見ない。

このように『春と修羅』が刊行された大正十三年には、従来の詩の規範を逸脱する、いわゆる「新しさ」が評価された。それは「不思議な感覚と感情」「特異な個性」を有し、「情緒や感覚の新鮮さ」「言葉」(詞藻・語句)の新しさを持つという特徴を読み取つてのものである。

露風は『春と修羅』の詩の形式で書かれた「序」にある賢治の「自分といふ者」の認識について「善い賞讃を惜しまぬ者」とし、冒頭の「詩」三篇をあげて「いづれも善い詩情を有つている」と評価した。だが献本のお礼状であり、先にあげた同時代評のように詳しく記してはいない。おそらく「序」にある賢治の文学に対する主張、姿勢や考えが作品に現れていることを読み取っていたのであろう。

## 六 三木露風と宮沢賢治の共通性・着想の近似性

何の繋がりがないと思われていた露風と賢治は、露風の賢治に宛てた書簡控えの存在により意外な縁で結ばれていたことが明らかになった。

実は、露風と賢治には、共通点があった。まず思いつくのは、二人とも「宗教詩人・作家」である。しかし二人は「テレーズを愛した」<sup>③</sup>ことでも共通するのである。

マリー・フランソワズ・テレーズは、フランスに生まれ十五歳でカルメル会修道院に入り、一八九七(明治三十)年に二十四歳で亡くなった修道女である。一九二五(大正十四)年に聖者に列せられ「聖テレジア」と呼ばれた。

テレジアの自叙伝は、亡くなった翌年の一八九八年にフランスで『ある靈魂の物語』として出版された。日本においては自叙伝は大坂カトリック教会のシルベン・ブスケ神父によって邦訳され『小さき花 乙女テレジア之自叙傳』の書名で、一九一(明治四十四)年に発刊されている。その後、版を重ねて昭和二十年代まではこのカトリック教会の書架でも見受けられ、ベストセラーだったという。

三木露風がテレジアを知ったのは、一九一五(大正四)年の夏、トラピスト修道院に留まっていた時、修道女の望みがかなった妹をトラピスト天使園(女子修道院)に連れて来た、聖若瑟(ヨゼフ)教育院に勤める温厚敬虔な青年から贈られた『小さき花』による。露風の心がすぐにテレジアに捕えられたことは『修道院の雑筆』(大正十四年八月)の「聖小さきテレジアの詩」に、次のように記している。<sup>④</sup>

その妹と同じ童貞女であつた、幼き耶穌のテレジアの自叙伝をその杉山国司君が余に贈つてくれたのであつた。余はそれから聖小さきテレジアの立派な行爲に対して深い感興を抱くやうになり、その詩の歎称者となつた。

小さきテレジアは神の奉仕者として又人として、柔らかい布で包んだ玉のやうな美德を具へてをつた。(中略)幼年時代を回想して記した中に、「吁壯大海の景色、夕映えの見事さ、私は永く、此金色の光線の痕を贖めて…」とかいふ文字がある。其處には宗教的情操が詩的創造力と混じて表はれてゐる。

『小さき花』を読んだ露風は、テレーズの「宗教的情操」「詩的想像力」「人徳」に感動して一九一八(大正七)年に「聖小さきテレジアの詩」を書いたのである。それから数年後にトラピスト修道院の講師として赴任、一九二二(大正十一)年に洗礼を受ける。一九二八(昭和三)年には、テレジアを讃美する歌集『小さき花を讃美する歌』のために作詩をした。その歌集を作つたのは三人、作曲は元イタリヤパルマ音楽学校教授のチマッティ神父、訳者兼発行者は自叙伝『小さき花』の翻訳者のブスケ神父、作詩は詩人三木露風である。発行所は西宮市の夙川天主公会である。詩は「小さき花よ」「聖テレジアに祈る」「テレジアの御恵み」「聖女テレジア伝」「テレジアの伝」「愛の山路」「子供のため」「聖女小さきテレジアに」の七篇である。ほかには、「修道生活の模範」(『修道院生活』大正十五年)に「修道女の模範とすべきもの」として、詩を以て天主を讃美した聖小さきテレジアのことを書いている。

これらの著作によると露風は、聖女テレジアの信仰生活や聖徳・教えなど、自叙伝により十分理解し、テレジアの詩に共感していたと思われる。二十四、五歳頃の露風は「苦がい懷疑と共に」沼津では公会、京都では僧房生活をするなどさすらつていた。そこでトラピスト修道院のことを知り修道院生活を送ることになった。テレーズは、異文化に育つた露風、キリスト教をまだ十分に知らない露風の心を捕え、カトリックの道へと導いていったのである。

この「聖女テレジア」は、露風より七年後の一八九六(明治二十九)年に岩手県花巻に生まれ、一九三三(昭和八)年に亡くなつた宮沢賢治の作品にも登場する。

浄土真宗の家庭に育つた賢治は、宗教に深い関心を寄せていた。しかし貧しい人々の苦しい生活を目の当たりにして、現実世界における菩薩行を実践することを説く日蓮宗に改宗する。生涯は、熱烈な法華経信仰に生きた詩人として有名である。

賢治は、一九〇九(明治四十二)年、十三歳で盛岡中学に入学、盛岡高等農林学校を経て農林学校研修生を修了する一九二〇(大正九)年五月、二十四歳までの十二年間盛岡に住んでいた。この盛岡学生時代に仏教とキリスト教に関心を持ち始め、盛岡天主公会や盛岡浸礼教会を時々訪れるようになる。そこで交流を持ったブジェー神父やタッピング牧師・夫人などを短歌や詩に詠んでいる。ブジェー神父は芸術家肌で賢治と同じ浮世絵収集家であり、賢治は神父に浮世絵を贈るなど個人的な交流があつたといわれている。タッピング牧師には、盛岡中学で英語を教わり、高等農林学校一年の時は聖書講座を聴講したという。

賢治とテレジアとの出会いは、この学生時代のブジェー神父との

関りを通して知ったと考えられる。一九一一（明治四十四）年に出版されたブスケ神父訳『小さき花』は、多くの宣教師に知られ教会にも置かれていた。おそらく賢治は『小さき花』を手に入れて読み、テレーズの生き方に共感したのであろう。その入手の時期は明確ではないが、一九二五（大正十四）年の十一版から一九二九（昭和四）年十一月の十五版までのものを読んだと推定できる。<sup>(25)</sup>

賢治におけるテレージアは、「十三歳の聖女テレージア」として詩の「装景手記」ノート、「装景家と助手との対話」（昭和二年六月一日）、「装景手記」（昭和二年（昭和四年）、「歌壇工作」（昭和六年）に登場する。また、テレージアの自叙伝『小さき花』は、花鳥童話に多くの投影がなされている。なかでも「よだかの星」「ひのきとひなげし」「ガドルフの百合」に大きな影響を与えていることが指摘されている。<sup>(26)</sup>賢治と聖女テレージアとの関りについて初めて注目した上田哲は、詩「装景手記」との関係について次のように述べている。<sup>(27)</sup>

賢治が「装景手記」の中に〈小さき聖女テレージア〉の名を入れたのは、何かの機会にそれを知ってたまたま使ったという程度のことでなく、ブスケの『小さき花 処女テレージアの自叙伝』などを読み、この聖女の生涯を知り、幼児のごとき心をもって神を求めるテレージアの精神が、自ら行い努めていた菩薩行、すなわち聖行・梵行・天行・嬰兒行・病行の五行中の特に嬰兒行と通じることを発見、共感を覚え、その幼児のごとき清純な姿が強く印象され、その結果がこの詩句となったのではなからうか。賢治自身の生活態度、「虔十公園」「雨ニモマケズ」などのテーマには、この小さきテレ

ジアの幼児の道、菩薩の嬰兒行の精神に相通じるものが見られる。このような賢治が、カトリック教会との接触のなかでリジューの聖テレージアを知り彼女に関心をもったという考えは、そう無理なことではないと思う。

この「嬰兒行」と「幼子の道」の関りから伊従信子は、賢治とテレーズ（テレージア）の出会いについて「心の深みでの出会い」と説いている。<sup>(28)</sup>

青年時代に法華経を中心とする信仰に入ってから、彼は「菩薩行」の実践に努めていました。菩薩五行の一つに「嬰兒行」という修行があります。「自分の能力、智力などを外にあらわさないで、自分を嬰兒のような者として仏道を求める行」。ここに「幼子の道」を生きたテレーズと菩薩行中の嬰兒行を実践しようとする賢治との出会いがあつたにちがいありません。ひたすら神を父と信賴し、幼児の心を持ってそのみ手に自分を委ねるテレーズの生き方「幼子の道」に、彼は自らおこなひ努めていた菩薩行と通じるものを発見し、心の深みで共感を覚えていたのでしょうか。

詩人・作家としての露風と賢治は、ほぼ時を同じにしてテレージアの自叙伝『小さき花』と出会った。露風は、宗教詩人、カトリック信仰をしたことで知られている。一方の賢治は、法華経を信仰したことで有名であるが、キリスト教の影響を受けた作品も多い。いわゆる宗教詩人である二人は、『小さき花』と出会い、そこに描かれ

ていたテレジアの生き方に、心の深みで共感を覚えテレジアを愛した。そして二人はテレジアの「詩」を詠んだ。

その意味で露風と賢治は、キリスト教の深い精神性のところで交流していると言える。

### おわりに

露風と賢治との交流があることは、露風の賢治宛の書簡控えが確認されるまで知られていなかった。本稿では、賢治から献本されたお礼として書かれてある『春と修羅』の評価を手掛かりに二人の文学的交流関係を明らかにした。

ここ至って、賢治はなぜ露風に献本したのかという問題が残った。

賢治と交流があつた草野心平や高村光太郎、岩手県の友人藤原嘉藤治や森佐一（惣一）などの勧めも考えられるが確証がない。また、関根喜太郎―尾山篤二郎―歌人尾山の弟子・関徳弥―関徳弥の親戚賢治の人的ラインも確たるものがない。

露風は、一九〇九（明治四十二）年に詩集『廃園』で北原白秋と並び称される名声を得て「白露時代」と呼ばれるほどであった。賢治は、当時すでに名声を得ていた詩人露風の商品や評判に触れていたに違いない。また、トラピスト修道院滞在中に作った「赤蜻蛉」は、一九二一（大正十）年八月号の雑誌『樫の実』に発表、同年十二月には第一童謡集『真珠島』に挿絵入りで掲載されている。

露風と同様に宗教と文学との融合を目指す賢治は、トラピスト修道院の講師として勤め、洗礼を受けた詩人、すでに「宗教詩人」の道歩んでいる露風に畏敬の念を抱いていたのであろう。

露風と賢治の関係に関して、米地文夫の興味深い論がある。<sup>(29)</sup> それ

は、北海道の「ハマナス」をめぐる石川啄木、三木露風、宮沢賢治の関係である。啄木が『一握の砂』（明治四十三年）の「忘れがたき人人」章頭歌（三〇四）で北の浜辺に咲く「濱薔薇」を「はまなす」と詠み、賢治が詩「オホーツク挽歌」（大正十二年）で「はまなす」を「はまばら」と詠む。その間の大正六年に露風の詩「野薔薇」があるという関係である。

露風の詩「野薔薇」は、トラピスト修道院を訪れる道でフランス人の院長と一緒に、院長が路傍の「ハマナス」を見て「この薔薇は美しい」と示した時の印象をもとに作ったとされる。<sup>(30)</sup> 米地は三人の関係について、次のようにまとめている。<sup>(31)</sup>

賢治は詩「オホーツク挽歌」で、サハリンのキリスト教的風土を描こうとし、バラとキリスト教の深い結び付きを意識したとき、おそらく露風の「野薔薇」を想起したのであろう。／そして賢治は、啄木の「濱薔薇」（はまさうび）の造語に魅了され、露風の「のばら」という読みを受け継ぎ、「はまばら」という表記を考えたのであった。

露風の「野薔薇」は、一九一七（大正六）年七月に作詩、トラピスト修道院のシャルル・タルシス修道士により作曲されて、九月には『音楽』（八巻九号）に初めて発表された。山田耕作の「野薔薇」は、一九一七（大正六）年八月二十五日に作曲され、広く愛誦されていた。いずれかの「野薔薇」を賢治は知ったのであろう。

賢治が露風に献本したのは、着想の近似性などが見られるように、宗教詩人としての露風の深い精神性に共鳴したからと思われる。

注

- (1) 三木露風、一九二八年九月、「詩壇の隆盛に就て」『詩歌』九卷六号。『三木露風全集第三卷』一九七四年、日本図書センター、所収、九八〇頁
- (2) 森壮巳池、一九八八年、「『ケチ』に販売を依頼」『森壮巳池ノート』宮沢賢治ふれあいの人々、熊谷印刷出版部、三三二頁
- (3) 小田光雄 二〇一九年、「関根康喜＝関根喜太郎＝荒川畔村」『古本屋散策』論創社、九一頁～九三頁
- (4) 森壮巳池、一九八八年、「古本屋に『春と修羅』」『森壮巳池ノート』宮沢賢治ふれあいの人々、熊谷印刷出版部、三三三頁
- (5) 大岡昇平、一九六七年、「解説」『中原中也全集 第三卷 評論・小説』、角川書店、四一六頁
- (6) 宮沢賢治、一九九五年、「二月九日森佐一あて封書」『新校本宮澤賢治全集 第十五巻書簡』、筑摩書房、一二二頁
- (7) 菊池武雄、一九三四年一月、「賢治さんを想ひ出す」『宮澤賢治研究追悼』、次郎社、一一頁
- (8) 藤原嘉藤治、一九七五年、「春と修羅」にかかずらつて」『校本宮澤賢治全集 第三巻月報』、筑摩書房、五頁
- (9) 一九九五年、『新校本宮澤賢治全集 第十五巻書簡』、筑摩書房、二三四頁
- (10) 一九二四年八月、「図書館報告」『明治大学学報』第九十三号、五二頁
- (11) 山内修編著、一九八九年、「春と修羅」と『注文の多い料理店』刊行の意図」『宮沢賢治 年表 作家読本』、河出書房新社、一〇一頁
- (12) 三木露風、一九一三年「冬夜手記」『白き手の獵人』、東雲堂書店。『三木露風全集第一巻』所収、一九七二年、日本図書センター、一〇七頁
- (13) 萩原朔太郎、一九一七年、「月に吠える」、感情詩社・白日社出版
- (14) 『新校本宮澤賢治全集第十六巻（下） 補遺・資料（年譜篇）』一八七頁
- (15) (9) に同じ
- (16) 三木露風、一九二五年、「自由詩運動の最初」『詩歌の道』、アルス。五〇頁～五一頁
- (17) 三木露風「詩を作る年少の友」前掲書、一一三頁
- (18) (9) に同じ
- (19) 尾山篤二郎、一九二四年六月、「最近の書架から」『自然』第三巻四号、五一頁～五二頁
- (20) 構大樹、二〇一九年、『宮沢賢治はなぜ教科書に掲載され続けるのか』、大修館書店、三〇頁
- (21) 辻潤、一九二四年、「惺眠洞妄語（二）」『読売新聞』七月二三日付朝刊
- (22) 紅羅宇、一九二四年、「詩集『春と修羅』——を見て義理にも一言——」『若手日報』九月一八日付朝刊
- (23) 佐藤惣之助、一九二四年二月、「十三年度の詩集」『日本詩人』第四巻二二号、九五頁～九六頁
- (24) 三木露風、一九二五年、「聖テレジアの詩」『修道院雑筆』、新潮社、一四一頁～一四二頁。のち『三木露風全集第三巻』所収、一九七四年、日本図書センター
- (25) 拙稿、二〇〇四年三月、「賢治と十三歳の聖女テレジア」『日本大通信教育部研究紀要』十六・十七合併号、一〇一頁～一〇二頁
- (26) 伊藤博美、一九九八年八月、「『水汲み』の源流（下）」『賢治研究』七六号。大塚常樹、一九九八年、「聖テレジア『小さき花』と『ひのきとひなげし』」『宮沢賢治 心象の記号論』、朝文社など。
- (27) 上田哲、一九八五年、『宮沢賢治 その理想世界への道程 改訂版』、明治書院、二三七頁～二三八頁
- (28) 伊従信子、二〇一〇年、『テレーズを愛した人びと』、女子パウロ会、一四頁～一五頁
- (29) 米地文夫、二〇一〇年九月、「啄木の濱薔薇に始まる花綵を辿る——露風から賢治へ、そして……」『国際啄木学会盛岡支部会報』第一九号、二五頁～三一頁
- (30) 三木露風、一九一七年、「大正六年七月一四日付」灰野庄平宛書簡「トラピスト修道院より」『未来』三巻八号、八月九日
- (31) (29) と同じ

# 謝辞

本研究は、JSPS科研費JP20K00297の助成を受けた研究成果である。研究課題名は「三木露風の未公開資料の公開・整理及び基礎的研究」である。記して感謝申し上げる。並びに、貴重な所蔵資料を提供してくださった公益財団法人童謡の里龍野文化振興財団「霞城館」に感謝申し上げる。

# 付記

科研費による研究成果の一部である、三木露風と宮沢賢治の生前交流を示す新資料（書簡控え）の発見について、「神戸新聞」（二〇二一年八月二三日朝刊第一面・社会面）、「岩手日報」（八月三一日朝刊）、「NHK神戸放送局 Live Loveひょうご」（二〇月八日）、「読売新聞」（二〇月一七朝刊）で掲載・紹介された。なお、書簡控えは、「霞城館」で公開されている。

## 平戸イギリス商館員と「ニフオン・カタング」と食料

―『リチャード・コックス日記』などにみる交流の姿―

鍋本由徳

### はじめに

平戸イギリス商館をめぐる食事あるいは食材について、国内ではその研究をみることは少ない。欧文文献を確認すると、イギリス東インド会社にかかる研究のなかに確認することができ、ジェームズ・ルイス氏の研究はさまざまな観点で日本文化をとらえ、食事については多民族間での文化相互作用の点で研究が進められていると指摘する<sup>(1)</sup>。そして、平戸に住むイギリス商館員たちがどのような食材を入手していたのかを、イギリス東インド会社の東南アジア海域での活動をからめながら紹介している。

筆者は以前リチャード・コックスによる『イギリス商館長日記』をめくり、十七世紀日本の政治、裁判、権力理解などについて論じ、また、いわゆる「観光」に着眼点を宛て、コックスらの日本理解について紹介した<sup>(2)</sup>。

コックスらイギリス商館員らが駿府・江戸参府する途上、山城国（現京都府）伏見近辺で十字架に磔刑となった者、少女の死体が遺棄された状況を見ており、そのほか獄門（さらし首）も街道で見ている。

また、コックスは、自身の依頼や期待に応えない平戸の役人・長崎の役人の姿を見続けてきたためか、いわゆる裁判に公平性・中立性を求め続けるも、平戸領主松浦家や長崎の役人らによる裁判には公平性を期待していなかった。また、駿府城や江戸城における将軍家への謁見に際して、その取次についても厳しい作法に従わねばならなかった。あらゆる点で、日本へ来た外国人は日本の流儀を目の当たりにし、それに従いながら生活したのである。

日本の文化と西洋の文化の違いについて記した歴史資料に、戦国・織田政権時代の事例をまとめたルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』がある<sup>(3)</sup>。

そのなかから先の刑罰に対する考え方をみると、武家に限らず、主従の関係にあれば、従者（使用人）に対する生殺与奪の権利は主人にあると記し、日本人がすぐに死刑を実行する、若い人物の死体が路上に放置されていれば主人の不興を買って処刑されたと解釈したのである。そのことが直接的・間接的に、イギリス人やオランダ人による日本の刑罰意識に影響を与えたのであり、主君や上位権力者へ逆らうことが「死」に直結すると理解したのである。

ところで、『イギリス商館長日記』は交易に関わる公的な記述にとどまらず、平戸をはじめとした各地で見聞した日本の風習・風俗

に関する記述もあった。しかし『日記』に現れる日本人の多くは、将軍家や幕臣、松浦家当主や家臣、あるいは商館が雇った通訳や料理人、街道の定宿の主人らであり、平戸市井の人々との関わりはほとんど記されない。庶民との接触も少ないのではないかとの期待もあったが、記録としてほとんど残されていない。とはいえ、相互文化交流の一端を知りうる情報が皆無ということではない。

そこで、本稿では、日本とイギリス商館との人的交流のなかで、食事をめぐる問題や、もてなしに関わる事例をとりあげてみる。もっとも、『日記』上にある贈答儀礼の全てを詳述することが目的ではなく、どのような視点が見いだせるのかを紹介する問題提起的な考察であることを前もってお断りしておきたい。<sup>(3)</sup>

## 一、「ニフォン・カタンゲ」と呼ばれる習わし

『日記』のなかに時々「ニフォン・カタンゲ」の用語を見る。その記述数はおよそ八年間で三〇箇所程度である(表1参照)。コックスらが記す「ニフォン・カタンゲ」の語源は日本語の「にほんかたぎ」と考えられる。「にほんかたぎ」といった用語はみられないが、「かたぎ」そのものは中世末からみられる用語である。たとえば、日葡辞書に「Catagui カタギ(形儀) 慣習」と書かれていることから、「にほんかたぎ」は「日本の流儀・日本の習わし」という意味で問題はない。

コックスをはじめ、当時のイギリス商館員は、英単語に置き換えられる用語と置き換えられない用語を使い分けていた。いくつかの事例を挙げておくと、「年寄」と呼ばれるのちの老中に相当する役

職の場合は Secretary (秘書) と Council (評議会)、京都所司代はその機能に若干の偏向は見られるが、justice of Japan (日本の裁判官) と英単語で置き換えられる。一方、英単語で置き換えられないものとして、長崎の長谷川権六をはじめ、地元役人の多くを bongew (奉行) と表現する例がみられる。文書についても goston (御朱印)、kaboki (歌舞伎) と表現するようなケースがみられる。彼らの経験や知識のなかで置き換えることができるものは英単語に置き換えられないものは「音」をそのまま表記していることに異論はないだろう。「ニフォン・カタンゲ」も英単語ではなく、「にほん」と「かたぎ」を組み合わせた用語であり、誰かしらが「かたぎ」と読んでいたものに「日本」を付けて表記されたものである。

イギリス商館長が将軍家との謁見に際し、大御所家康とその側近、さらに將軍秀忠とその側近に対して贈り物を準備したり、堺や江戸などの定宿主人に対する贈り物を必ず準備する。手土産とはいえ、西洋の珍しい織物などを提供するため、手土産も飲食物に限らない。これを「ニフォン・カタンゲ」と呼んでいるのであろうか。

『日記』に「ニフォン・カタンゲ」と書かれていない物品の授受も多数みられる。また、ジョン・セーリスが日本へ到達する以前から、この行為は存在した。たとえば、一六一三年四月九日、オランダの城塞司令官から鶏やヤギなどをもらった返礼として、牛肉・豚肉・葡萄酒などを司令官へ渡す事例がそれである。<sup>(4)</sup>

このことから、贈り物に対する物々交換的な返礼のことを「ニフォン・カタンゲ」と呼ぶわけでもなさそうである。単なる物々交換なのか、政治的な意図あるいは何らかの見返りを期待した上での贈呈行為なのか、年中行事あるいは定期的なものなのか、非定期的なもの

のなか、その点が十分に区別できない。

いわゆる「贈答行為」は多種多様であり、イギリス人がいう「ニフォン・カタング」がどのようなことを意味するのか。「ニフォン・カタング」とあるケースをみると、「ニフォン・カタング」の場合、

「お祝い」「歓待」があり、それに対する返礼を指す場合が挙げられる。また、イギリス人から他者へ何かを「依頼」する場合に手土産を持って行く、あるいは歓待するようなケースを「ニフォン・カタング」と呼んでいるようである。それは対日本人のみならず、外国

表1 「ニフォン・カタング」表記(抜粋)

| 年月日         | 原文大意                                                                                                                                                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1615年7月3日   | キャプテン・スベックとその他の人々が、彼らが受けた款待に対し、私に礼を言うため人を寄越した。すなわちニフォン・カタングなのである。                                                                                                                                  |
| 1615年7月10日  | その人に対して私はニフォン・カタングに葡萄酒2樽と魚4尾の贈物を送った。                                                                                                                                                               |
| 1615年7月26日  | 私は、ニフォン・カタングに、彼(華字)にサラダ油2瓶、鯉節100本を、またキャプテン・アンドレア・ディティス自身に葡萄酒1樽と鯉節25本を届けた。                                                                                                                          |
| 1615年12月6日  | オランダ人は同船出発の際、6発の大砲を発射した。そしてその後ただちにジョン・ヨーセンは京に向けて出発し、彼の出発に際してはオランダ人は9発の大砲を発射した。そこで私はジャンク船に乗ってコーチへ行き、しかも酒1樽のほか、ひとつの籠にオレンジ、もう1つの籠に梨、および3番目の籠にビスケットを入れて持参し、こうしてニフォン・カタングに従って乗組員一同の健康を祈る祝杯を挙げ、そして帰ってきた。 |
| 1615年12月28日 | チャイナ・キャプテン(李旦)が今日新しい家を建てた、というよりは起こしたが、ニフォン・カタングにより、すべての隣人たちが彼の所へ贈り物を届けた。私も彼にモロファク1樽、西班牙の葡萄酒2瓶、干した鮭1尾、およびオランダのチーズ半個を届けてやり、そしてその後に私自身も隣人たちに伍してそこへ行った。                                                |
| 1616年8月28日  | 平戸の王の弟(松浦信清)は酒2樽と豚2頭を私に、また酒1樽と豚1頭をイートン君に届けさせ、またコジスキ(本多正純)殿は無花果1箱、ウオビ(アワビ?)10束、真桑瓜(マスクメロン?)1皿を私に届けさせ、また或る商人は私に葡萄酒1皿を持参した。私は我々の通詞を遣わして、ニフォン・カタングに、彼ら全てに謝意を表させた。                                      |
| 1616年9月21日  | 今朝ミグモイ(三雲屋)が来て、ニフォン・カタングに贈り物を持参した。そして和睦をするため、彼と共に提督ショング(向井忠勝)殿の使用人も来た。そこで我々は共に飲んだ上、友好的に別れたが、しかし、私は誰ももはや彼を信用しないことを望みたい。                                                                             |
| 1616年10月4日  | 我々の友人の「 <u>                    </u> 」と呼ぶ1人の商人がキャプテン・アダムスとイートン君と私自身とを夕食に招き、ニフォン・カタングに歌舞妓一座を呼ばせた                                                                                                     |
| 1616年11月9日  | 京で我々が泊まった地区の人々10人が、その他の主要な人々10人と連れだってニフォン・カタングに贈り物を携えて私を訪ねてきたが、それはただ、我々イギリス人の服装の流儀や我々の行動を見るために過ぎなかった。私が彼らを私の出来る限り上品にあしらったところ、彼らは私に我々の業務のことでできるなら何でも世話をしたいと申し出た。                                    |
| 1617年1月31日  | オランダ上級商務員レアノルド君がその後小舟でニフォン・カタングに贈り物を携えて彼(按針とウィッカム)に別れを告げに来たが、キャプテン・アダムズもまた、酒1樽と牝鶏数羽を携えて同じようにした。                                                                                                    |
| 1617年3月13日  | 私はキャプテン・アダムスをともなつてタカモン(松浦重忠)殿を訪ねて行き、彼のところにニフォン・カタングに酒1樽と魚2尾を持参し、そして彼に私の手紙と、事務長に対する私の召喚文言を含む書附を手渡した。                                                                                                |
| 1617年7月3日   | ゴンロク(長谷川権六)の従者が私に、自分は今出発する準備が整ったが、もし私が彼の主人向きの用務で自分を利用するつもりなら、彼が私のために何なりと喜んで彼のできることをする用意があることを私に分かつて欲しいとの伝言を寄越した。そこで私はオスターウィック君を彼のところに遣わして、ニフォン・カタングに酒1樽と魚を持たせてやった。                                 |
| 1618年4月10日  | ウンブラ(大村領)のシュジアン(主膳)殿が今日王を午餐に招き、(商館へ)屏風や糖菓やその他の品々を借りて人を寄越したが、これは人々が日本で持っている奇異な仕来り(ニフォン・カタング)である。                                                                                                    |

注) 表1は『イギリス商館長日記』をもとに作成した。

人相手でもあてはまる（表1参照）。

このような見方を前提にした場合、將軍家や幕閣に対する贈り物も、イギリス人が日本での交易を円滑なものにする目的のためにおこなう贈与とみることになる。しかし、イギリス人はそれを「ニフォン・カタンゲ」と呼ぶことはない。政治的な意図をもった依頼に対する贈与行為のなかでも、比較的日常生活のなかで展開される関係、親しい間柄を前提としたものを「ニフォン・カタンゲ」と呼んでいるということになるのか。

## 二、イギリス商館員との贈答行為

### （一）イギリス商館関係者からの贈り物

さて、イギリス人との間でおこなわれる贈答行為のなかで、改めて食料をとりあげてみる。『日記』上で食料に関わる記述が出てくるのは、イギリス商館関係者から飲食物などを贈られる時や、午餐の時が多い。具体的な料理名が記されていないため、詳細はわからない。贈答の対象となった日本人は、領主松浦隆信の他、松浦家の家臣、商館に関係する職人、堺や大坂、京の定宿主人などである。

ここで表2・表3をみてみよう。この表は、『日記』に出てくる贈答物のうち、イギリス商館員から他者へ送られた食料に関わるものである。贈答対象は日本人、ポルトガル人、オランダ人とした。

これらの食料は手土産としてもたらされるものがほとんどであり、日用の食料品とは限らない。この表から、イギリス人の食に対する意識の一端をうかがい知ることができるのではないだろうか。

まずイギリス人が日本人へ贈るパターンをみていこう。最も数が多いのは鮭・鯛・鱈などの魚類である。獣肉よりも魚肉を多く食することが要因である。

一方で、日本人が常食しない動物の肉はほとんど贈られていない。雁・牛（牛タン・牛肉）・豚がそれにあたる。日本人の食生活のなかで、ウサギや狸、猪、鹿などは日用の食材となるが、牛や豚、馬などを食さない環境にあることから、日用品として贈っても意味はない。

とはいえ、まったく需要がなかったわけではない。セーリスが駿府の家康、江戸の秀忠との謁見のために平戸を離れ、コックスが平戸の留守を守っていた。

その時のコックスの日記をみると、牛肉・豚肉が日本人へ贈られた事例をみることができる。たとえば一六一三年十月十日、長崎の村山等安が平戸へ来てイギリス人の居宅を訪問した。松浦法印鎮信もそこへ現れ、コックスに対して、葱と蕪菁を入れて煮込んだ牛肉と豚肉を所望した。翌日、これを鎮信のもとへ届けた時、鎮信は当主の隆信、弟の信実らを招いて食べたのである。これは何かしらの料理に相当し、日本人には珍味ということであろう。

しかし、肉のなかで、庶民も食していた鴨は贈られていない。鴨は日本人が食していた数少ない肉類である。古代では貴族層が食したが、徐々に庶民の食材へと変わっていったとされる。

魚は日本人が食するため、全体のなかでも多く贈られている（ただし、その種類は厳密にはわからない）。

その他、チーズ・マーマレード・ビスケット・菓子類なども散見される。ビスケットはイギリス人が常食用としていたもので、セーリスがイギリスを出立して日本へ到達するまで、ほぼ毎日食してい

たと思われる。日本人にとり、主食は米であるため、むしろ間食として食されるものが贈られるケースである。チーズやビスケットは、松浦信辰（隆信の弟）、マーマレードは松浦隆信、菓子は堺の宿主平野屋藤左衛門へ贈られた。平戸の職人や町人、お使いに対して贈

られるものではなかったようである。葡萄酒は、西洋人が日常的に飲むもので、西洋人同士の贈答が多いが、日本人では佐川信利など松浦家重臣に贈られた。なお、食料ではないが、商館から贈られたもののなかに獣皮が

表2 イギリスが贈った品

|           | 品名 / 相手国    | 日   | 英  | 葡 | 蘭  | 総計  |
|-----------|-------------|-----|----|---|----|-----|
| 魚         | 干魚          | 4   |    |   |    | 4   |
|           | 魚           | 82  | 2  |   | 2  | 86  |
|           | 鮭           | 17  | 2  |   | 2  | 21  |
|           | 鯛           | 7   |    |   |    | 7   |
|           | 鱈           | 2   |    |   |    | 2   |
| 獣         | 牛           |     |    |   |    |     |
|           | 牛タン         |     |    |   | 1  | 1   |
|           | 牛肉          |     | 3  |   | 1  | 4   |
|           | 獣肉(猪・鹿)     |     |    |   |    |     |
|           | 豚           |     | 1  |   | 3  | 4   |
| 鳥         | 鴨           |     | 2  |   | 1  | 3   |
|           | 鶏           | 1   | 5  |   | 5  | 11  |
|           | 雁           |     |    |   |    |     |
| 果実        | 葡萄          |     |    |   |    |     |
|           | 蜜柑          | 2   |    |   | 1  | 3   |
|           | 梨           |     |    |   | 1  | 1   |
|           | 梨の木         |     |    |   |    |     |
|           | 葡萄酒         | 14  | 4  |   | 1  | 19  |
| 菓子        | 菓子          | 2   |    |   |    | 2   |
|           | 金平糖         |     |    |   |    |     |
|           | 砂糖菓子        | 4   |    |   |    | 4   |
|           | 砂糖漬(糖菓)     | 6   | 3  |   | 1  | 10  |
|           | 糖菓(砂糖漬)     | 10  | 1  |   |    | 11  |
| パン・ビスケット系 | チーズ         | 1   |    | 4 |    | 5   |
|           | ビスケット       | 3   | 4  |   | 1  | 8   |
|           | マーマレード      | 1   | 3  |   |    | 4   |
|           | 麺麴(パン)      | 5   | 10 |   | 4  | 19  |
|           | 麺麴(菓子パン)    |     | 2  |   |    | 2   |
|           | 餅           | 2   | 2  |   |    | 4   |
| 香料        | ナツメグ        | 1   | 1  | 1 | 1  | 4   |
| その他       | 獣皮(皮・鹿皮・皮革) | 11  |    |   |    | 11  |
|           | 総計          | 175 | 45 | 5 | 25 | 250 |

表3 日本側が贈った品

|           | 品名 / 相手国    | 英   | 蘭 | 礮 | 総計  |
|-----------|-------------|-----|---|---|-----|
| 魚         | 干魚          | 4   |   | 1 | 5   |
|           | 魚           | 47  |   |   | 47  |
|           | 鮭           | 13  | 1 |   | 14  |
|           | 鯛           | 1   |   |   | 1   |
|           | 鱈           | 11  |   |   | 11  |
| 獣         | 牛           | 1   |   |   | 1   |
|           | 牛タン         | 1   |   |   | 1   |
|           | 牛肉          | 5   | 1 |   | 6   |
|           | 獣肉(猪・鹿)     | 9   |   |   | 9   |
|           | 豚           | 5   |   |   | 5   |
| 鳥         | 鴨           | 7   |   |   | 7   |
|           | 鶏           | 18  |   |   | 18  |
|           | 雁           | 2   | 1 |   | 3   |
| 果実        | 葡萄          | 5   |   |   | 5   |
|           | 蜜柑          | 30  |   |   | 30  |
|           | 梨           | 13  |   |   | 13  |
|           | 梨の木         |     |   | 1 | 1   |
|           | 葡萄酒         |     |   |   |     |
| 菓子        | 菓子          | 1   |   |   | 1   |
|           | 金平糖         | 2   |   |   | 2   |
|           | 砂糖菓子        | 1   |   |   | 1   |
|           | 砂糖漬(糖菓)     |     |   |   |     |
|           | 糖菓(砂糖漬)     | 1   |   |   | 1   |
| パン・ビスケット系 | チーズ         |     |   |   |     |
|           | ビスケット       | 1   |   |   | 1   |
|           | マーマレード      |     |   |   |     |
|           | 麺麴(パン)      | 6   |   |   | 6   |
|           | 麺麴(菓子パン)    |     |   |   |     |
|           | 餅           | 13  |   |   | 13  |
| 香料        | 肉苳?(ナツメグ)   |     |   |   |     |
| その他       | 獣皮(皮・鹿皮・皮革) |     |   |   |     |
|           | 総計          | 197 | 3 | 2 | 202 |

注) 表2・3は『イギリス商館長日記』記載記事で「宛贈り物」を基準に集計した。  
なお、記事の用語を取得した結果であるため、若干の数値変動が見込まれる。

て特に上位権力者が多い。たとえば、長崎の有力者長谷川権六や、幕府重職にある板倉勝重（京都所司代）や松平忠明（大坂城代）、さらには征夷大將軍徳川秀忠などである。つまり、庶民が日用品として使うものではなく、献上品として扱うものである。

## (2) 日本人からの贈り物

一方、日本人からの贈り物のなかには、日本人が日常生活に必要である。日本人へ贈られていない鴨について、商館、あるいはコックスへ贈られている。ヨーロッパでは鴨を家畜とし、食材で用いられたからである（アヒルは野生の鴨を家畜化したもの）。西洋の鴨と日本の鴨が同質とは限らないが、鴨に対する日本とイギリスとの理解差がうかがえる。鶏の数が非常に多いことも特徴的で、これは食用として多く用いられたことと、卵を入手するためであろうか。

獣肉では、日本人が多く食する猪肉や鹿肉がイギリス人へ贈られた。贈り主は松浦家臣で五島代官の近藤紹嘉が多い。次の史料はコックス宛の近藤紹嘉書状である。

(封面)

えきさいす

(イギリス)

(カレン・商館長)

かひたん

まいる人々申給へ

近 紹嘉

此中爰元へ罷登候へ共、何かと取乱候て、(無沙汰)ふさした申候、先々為

可申述用書中候、乍輕微ミかん百井ニか(蜜柑)のゑた四ツ進入候、誠

二心(志)さしまてに候、必々罷出可申承候、恐々謹言

十二月廿四日 紹嘉(花押)

この書状は、近藤からコックスへの歳暮として、蜜柑と鹿肉を贈った時のものである。近藤紹嘉は平戸の奉行で、イギリス船が入港する際の手引きを担っていた。「かのえた」と書かれた部分が「鹿枝鹿の肢肉」にあたる。その他、近藤からは牛肉・猪肉（または鹿肉）・蜜柑などが贈られ、比較的猪肉（または鹿肉）の比率が高い。そして、日本人が食さない牛・牛タン・牛肉・豚肉がイギリス人

へ贈られている。贈り主は領主松浦家が多いのだが、逸見の領民がコックスらへ牛肉を贈る事例が特徴的である。逸見は現在の神奈川県横須賀近辺にあった村で、ウイリアム・アダムス(三浦按針)が家康から与えられた所領である。一六一六年、秀忠から新たな朱印状を受け取るために江戸参府したコックス一行が、帰路、逸見に寄り、そこで領民たちから歓待された。そこで、逸見の領民から贈られたものが牛肉・梨・葡萄・蜜柑・麵麴(パン)で、イギリス人の日常食であった。これらが準備できたのは、イギリス人であるアダムスの領地だったからだろうか。

豚については後でも述べるが、五度ほどイギリス人へ贈られている。西洋人同士を含めれば、豚は十七回登場する。イギリス船やオランダ船が平戸へ停泊し、船長や司令官に渡されたり、あるいはイギリス商館とオランダ商館との間で渡されている。日本人では松浦家の他、その職種は不明だが仁右衛門・与助という日本人がイギリス人へ贈っているケースがみられる。

## 三、イギリス商館員の食環境

いわゆるヨーロッパ圏外での食状況については、オスマン帝国などの事例はこれまでも紹介されてきたとされ、その点でも十七世紀初頭の日本をとりあげた先のルイス氏の研究が参考になる。平戸イギリス商館をめぐることは、日英間での饗宴をとりあげてを主目的としつつ、平戸町人が何を食していたのかが指摘されている。そのなかで、一六一三年に日本へ到達したジョン・セーリスは、鶏・鹿・イノシシ・兎・ヤギ、さらに豚や牛について記していること、

肉を得ることは費用的にかなり困難であったと指摘する。さらに、オランダ東インド会社をとりあげて、オランダ東インド会社の場合には、乗組員らに対して、「肉、大麦、豆、米、牛肉、豚肉、干物、酒」などを安価にて提供していたとする。

イギリス商館員の日常的な食事については『イギリス商館長日

記』ではほとんど触れられていない。日本に住む以上、原則として食材の多くは日本国内で調達することになるが、日本人と同じ食材を使うのか、ヨーロッパの料理を食していたのか、それらを詳細に知ることができない。また、イギリス人の屋敷（商館設置後は商館）での午餐や晚餐などに招かれた場合に、どのような料理を提供したのかも、具体的に知ることはできない。残されている『日記』や商館員の書翰のなかで散見することができるのは、どのような食材を使っていたのかといった情報に限られる。

#### （１）ジョン・セーリス来日時食材

では、セーリスは日本到達前後で、どのような食事をとっていたのであろうか。具体的な料理名は書かれていないが、ある程度のパターンを読み取ることができる（表４）。

これをみると、基本的に日本人が普段食す食べ物と、西洋らしさがある食べ物にわけられる。バンタムから日本へ向かう船のなかで、彼らが主に食していたものは、酒類、ビスケット、牛肉あるいは豚肉、蜂蜜とオートミール、牛肉あるいは豚肉、蜂蜜とオートミールあるいは小麦で、特に牛肉、蜂蜜とオートミールを代わる代わる食べていたことがわかる。出立した一六一三年一月十四日から日本に到達した六月までほぼ同じであった。

日本到達直後の六月一二日、平戸に碇泊し

表４ 『セーリス渡航記』にみられる主な食事例

| 食 材                     | 備 考              |
|-------------------------|------------------|
| サック酒、ビスケット、牛肉           | バンタム出立           |
| サック酒、ビスケット、小麦、蜂蜜、葡萄酒    | ジャワ近辺            |
| ラック酒、ビスケット、豚肉、蜂蜜、オートミール | ティンガベス島          |
| サック酒、ビスケット、牛肉、蜂蜜、オートミール | ボロー島             |
| 葡萄酒、塩漬牛肉、ビスケット、乾葡萄、乾スモモ | オランダ人へ渡す         |
| ラック酒、ビスケット、牛肉、蜂蜜、小麦     | 給水、要塞司令官の饗応      |
| ラック酒、ビスケット、牛肉・焼団子用の粉    | オランダ人商館員の乗船      |
| パン、葡萄酒                  | オランダ人に与えたもの      |
| 鶏、山羊、果物                 | オランダの要塞司令官からの贈り物 |
| 牛肉、豚肉、ビスケット、葡萄酒         | セーリスから要塞司令官への返礼  |
| 大量の魚                    | 平戸到着直後に贈られたもの    |
| 国産の酒（樽）、魚、豚肉            | 松浦家や武家からの贈り物     |
| スペイン産葡萄酒、ビール            | セーリスからオランダ人への贈り物 |
| 豚と酒樽                    | 宇野内膳からの贈り物       |
| スペイン産葡萄酒                | 松浦信実への贈り物        |
| 砂糖漬け                    | 歌舞妓に対するセーリスからの馳走 |
| 鹿肉                      | 松浦家家臣からの贈り物      |
| 生魚                      | 日本到達時から          |
| 宴会用料理（西洋料理か）            | コックスからの贈り物       |
| 葱などと煮込んだ牛肉・豚肉           | 法印鎮信の所望品         |
| 白パン                     | 法印鎮信への贈り物        |
| 日本風・オランダ風の肉             | 法印鎮信も参加した食事      |
| 鹿肉                      | 善三郎の妻の兄弟からの贈り物   |
| 焼鶏、炒豚肉、パン               | 華宇が来訪した          |
| 牛肉、蕪や葱と煮た豚肉             | 法印鎮信の所望品         |
| 牝牛、羊、魚、牛肉               | テンプル湾出立時         |

注）表４は『セーリス渡航記』（異国叢書）をもとに作成した。

ていた船に、領主松浦家あるいは平戸の住民から食材が贈られた。廉価・大量の魚に加え、豚肉が提供された点に特徴がある。来日後も船中での食事とはほぼ替わっていなかったが、到達一週間前後で食事がしばらく記されなくなる。何をどれだけ食べたのか、記録せずとも地上で入手できるからであろうか。あるいは船に貯蔵していた食材を使わない食事が可能になったためであろうか。また生魚を記す事例も少なからずあり、セーリスらは上陸したあとに生魚を食べていた事実がわかる。

セーリスが日本へ来る途上で魚を食したことは記されていないが、ヨーロッパでは主に焼き魚や煮魚が好まれ、日本では生で食べることをより好むことがフロイスによって指摘されている。そこから、船上では魚を生食していない可能性が高い。

セーリスの日本到達後、日本の食材について比較的細かく書かれた箇所がある。一六一三年八月二九日、セーリスが大坂に滞在していた時の記事をみてみよう。<sup>(9)</sup>

The dyet used generally through the countrey is rice of divers sorts, one better then other (as our wheate and corne here), the whitest accounted the best, which they use in stead of bread: fish, fresh and saled; some pickeld herbes, beanes, raddishes and other roots salted and pickled; wilde-fowle, ducke, mallard, teale, geese, phesant, partridge, quaile, and divers others, which they doe powder and put up in pickle: of hens they have great store, as likewise of deere both red and fallow; wild bores, hares, goates, kine, etc. Of cheese they have plentie, Butter they make none, neither will they eate any

milk, because they hold it to bee as bloud, nor tame beasts.

日本人の主食が米（もつとも白いのが最上）、生か塩漬けの魚、酢漬けの菜っ葉、豆類、塩漬けか酢漬けの大根や他の根、野禽、鴨（アヒル？）、真鴨、小鴨、ガチョウ、キジ、ヤマウズラ（シヤコ）、ウズラ、鶏、鹿、猪、ウサギ、ヤギ、牝牛、チーズ、豚や子豚が挙げられる。

セーリスが日本で購入した肉は、「牝鶏・キジ・子豚・大豚・牛肉・山羊」とあり、豚や牛が入っている。鳥類は日本人も食していたが、そもそも日本の肉食文化のなかで、古代から近世にかけて肉食が徐々に廃れてきたことはよく知られるところである。

肉食のための動物の飼育は、異国とのつながりが強い九州の一部でみられる程度であった。特に豚に関しては、現在の沖縄では前近代から食されていたのは明白だが、いわゆる列島のなかではほぼ食されていなかったというのが通説である。

江戸時代後期には長崎以外の地域でも豚が飼育された事実が伝わるが、寛永期以後、出島での飼育は考えられるが、平戸時代に豚を購入できたという記述は注目できる。しかもセーリスは「非常に豊富」とする。日本人は豚肉を食べないとの前提に立てば、オランダ人や宣教師らに売るための飼育したのであろうか。

また、セーリスの記事でチーズが豊富と書いているが、チーズではなく豆腐ではないかと指摘されている。<sup>(9)</sup>戦国期のフロイスも「われわれは乳製品、チーズ、バター、骨の髄などをよるこぶ。日本人はこれらのものをすべて忌み嫌う。彼らにとってはそれは悪臭がひどいのである」と記したことからもわかる。

(2) イギリス商館設置後の食材購入事情

ジェームズ・ルイス氏によれば、ジャンク船で働く者に対する食材として、大きな米袋、その他に魚があつたという。その他、一六一六年六月二十二日付リチャード・ウィツカム宛ウィリアム・イートン書状では、オスターウィツクの妻や使用人を送り出す際、オスターウィツクが代金を支払つて米・ワイン、魚などを準備したことが記されているという<sup>①</sup>。

日本における肉食は、イノシシ・鹿・熊・兎・鳥などで、キリスト教宣教師たちは豚や牛を食する。フロイスは日本の食生活について、「ヨーロッパ人は牝鶏や鶉・パイ・プラモンジュなどを好む。日本人は野犬や鶴・大猿・猫・生の海藻などをよろこぶ」「ヨーロッパ人は犬は食べないで、牛を食べる。日本人は牛を食べず、家庭菜として見事に犬を食べる」と記している<sup>②</sup>。

イギリス商館での食事の一端は『日記』でみることができる。一六一七年七月二十三日、松浦信辰が午餐を開催すること、で、イギリス商館で雇っている日本人を付けて欲しいと頼んできた。オランダ人を歓待するために松浦家がイギリス商館から借り出した家具や道具が、椅子、クッション、テーブルクロス、ナプキン、カップ、スプーン、フォークだつたことから、当日の午餐は「西洋料理」であつたことは明らかである。

ところで、贈答によつて食料が贈られたりすることはわかったが、日本で日常的に食料を得る事はできたのであろうか。一六一七年七月九日、オランダ人のヤン・ヨーステンらがイギリス商館を訪問し、日本人がオランダ商館員に対する監視・統制を強めつつあることをコックスに話したとの記事が『日記』にある。たとえば、日本人が

オランダ商館の廻りを監視し、近所の者たちを商館に近づけさせないようにする、地元の人に対して「食料補給品の売買を許さない」などである。

さらに一六二〇年三月十日付のロンドン本社宛コックス書状で、コックスはイギリス東インド会社のモルッカ諸島掌握の上で、日本がイギリスの商圏のなかの中継拠点になることを主張している<sup>③</sup>。

その話のなかで、食糧事情について触れた箇所がみられる。コックスは、日本には青銅・鉄製の大量の大砲、火薬・弾丸のほか、大量の豚肉と牛肉、欲しいだけの麦とビスケット、豊富な豆類、大量の魚（鯛か）の干物や塩漬けの鮓、さらに酒、欲しいだけの米、日本酒、鰯などがあり、それらをオランダ人が入手していることを指摘する。

このような記述をした背景が、当時の英蘭の対立である。モルッカ諸島はオランダ東インド会社とイギリス東インド会社の勢力争いの場であつた。一六二三年に起こるアンボyna事件の舞台となるアンボyna島は、大航海時代にはポルトガルが進出し、香辛料をポルトガルが独占する状態だつた。その後、オランダがポルトガルに替わつてアンボyna島を支配するに至り、さらにオランダから遅れること十年、一六一五年にイギリスも加わり、交易競争が激しくなつた。モルッカ諸島にいる者にとり、ヨーロッパ人による交易独占は島民の望むところではなかつたが、島民たちは後発のイギリスとの密貿易をおこないながらオランダ支配に抵抗していた。

一六一九年ころから東アジア海域ではイギリスとオランダとの競争がさらに激化し、日本へ到達する船がなくなつた。日本国内での英蘭の商館対立にも少なからず影響を与え、オランダ船がイギリス船を拿捕して日本へ到達したこと、でその対立は激化した。オランダ

人がイギリス人を捕縛し、さらに船への攻撃を糾弾するため、コックスは幕府へ訴えようとしたが、幕府は介入せず、平戸領主に委任する形で解決させようとする程度であった。

ジョン・セーリスの来日以来、イギリス商館は家康による特権を背景に活動していたが、家康の死後、その商売に関する特権を失っていた。これはオランダ商館も同様である。一六一七年にアドヴァイス号が日本へ来航した際、一六一三年の時と同様、ジェームズ一世による Emperor 宛の親書があった。コックスは秀忠に対して、この親書をもとに改めて家康時代の特権回復を求めたが、秀忠が要求を受け入れることはなかった。

一六二〇年、イギリス商館員と松浦家臣との争論が松浦家のイギリス商館に対する心証をさらに悪くし、大陸（明）との交易をめぐり重要な役割を担うはずであった中華商人である華宇が死去した。さらに、商館員ニールソンや、来日以来幕府とイギリスとの橋渡しをつとめていたウイリアム・アダムスが死去した。

対オランダ、対平戸と、国内外でイギリス商館の立場は危うい状態であり、平戸においてもオランダ商館が優勢であることが、イギリス商館の活動の厳しさを生み、それを背景に一六二〇年の書状が出されたのである。その書状が英蘭の交易競争を強く意識したものであるとはいえ、日本での活動に際して、食料が豊富であることを強調していた点にも注目しておきたい。なお、一六二〇年の書状が出される前年、英蘭の間では防禦同盟が成立しており、コックスへはまだその事実が伝わっていなかったなのである。

## おわりに

イギリス商館をめぐる食料の贈答ならびにイギリス人の食糧事情の一部を紹介した。彼らの食事費用、代金の支払いや、食事の状況にまで踏み込むことはできなかった点は大きな課題である。

個人同士でおこなう贈答儀礼のみならず、いわゆる「宴会」のなかで何が出されたのか。また、その儀礼としてあげられる「ニホン・カタンゲ」は単なる「贈り物のやりとり」ではない。日本へ到達する前から、イギリス人が贈り物への返礼を日常的におこなわれているからである。

日本における独特の慣わしを「ニフォン・カタンゲ」とするならば、ヨーロッパではみられない独特の風習、あるいは状況があると考えるべきであろう。年賀・上巳・端午・七夕・八朔・重陽・歳暮など季節性のある贈答行為は、イギリス人の動きで確認することはできない。だが、それを「ニフォン・カタンゲ」とは呼んでいない。

遊びに行くついでに「手土産を持って行く」行為を指すわけではない。事例は少ないが、「ニフォン・カタンゲ」とわざわざ注記しているものの多くは、他者から何かしてもらい、それに対する返礼として物品を贈る行為である。あるいは逆に、イギリス人が日本人（領主に限らず）に対して何かをしてもらうために物品を贈る行為である。さらに日本人に限らず、オランダ人相手に「ニフォン・カタンゲ」すること事例もみられる。オランダ人に対してわざわざ「ニフォン・カタンゲする」と記した場合、その行為は、日常的な付き合いでおこなうような行為ではない、特別な行為であることを示唆

する。

日本とヨーロッパとの文化交流は「ニフォン・カタンゲ」だけではなく、領主層が西洋文化を摂取するために、ノベルティとなるような貴重な食材あるいは珍味、品物などを得ようとした点からも窺える。その手段の一つが「訪問し、ともに食事を摂る」こと、あるいは松浦信実のように、私宅で西洋料理を準備させ、イギリス人や

参考表 イギリス商館の風呂に入る人々

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1615年8月21日 | スペイン人たちへ風呂の提供             |
| 1615年8月22日 | 松浦家家臣が風呂を求めてきた            |
| 1615年8月25日 | 松浦家親族が風呂を求めてきた            |
| 1615年10月2日 | 寺沢広高（唐津城主）の風呂の利用を家臣が伝えて来た |
| 1616年3月12日 | 華宇（中国系商人）が風呂を求めてきた        |
| 1617年2月12日 | 島津家（薩摩藩主）の風呂利用の準備         |
| 1617年3月10日 | 三浦按針と松浦家家臣を風呂と食事に招待       |
| 1617年3月16日 | 三浦按針の知り合いが風呂を求めてきた        |
| 1617年4月    | 唐津の僧侶が風呂を求めて押しかけた         |
| 1617年7月19日 | 堺の定宿主人が商人とともに風呂へ押しかけてきた   |
| 1618年1月14日 | 李旦（中国系商人）が友人たちの風呂利用を頼んで来た |
| 1618年3月23日 | 堺の商人らが風呂へ押しかけてきた          |
| 1621年1月6日  | オランダ人たちが風呂へ押しかけてきた        |
| 1621年3月21日 | 堺の商人らを風呂に招いた              |
| 1621年4月26日 | 博多の商人たちを風呂へ招待する予定         |

注）参考表は『イギリス商館長日記』記事をもとに作成した。

オランダ人を歓待することである。イギリス、オランダと日本の間の文化交流の一環として、相互に持つ固有の文化、そのなかに食があり、さらに贈答儀礼のなかに、「ニフォン・カタンゲ」が存在する。

そして、その文化交流は決して食事だけではなかった。その一つの事例に「風呂」がある。主題と外れるため詳述は避けるが、イギリス商館には風呂が備えられており、その風呂に入りたがる者が少なからずいた（参考表）。日本では風呂に入るのが習慣となっていたが、ヨーロッパでは中世のベスト流行以来、共同浴場はなくなっていた。<sup>13</sup> イギリスではヘンリー八世の時に公衆浴場が禁止され、医学的見地でも入浴を避けるよう指導されていた。個人宅の風呂も「客人に対する歓待用」のものであったとされる。イギリス商館での風呂がどのようなものかは不詳だが、わざわざ商館の風呂に入りに行くのはなぜか。しかも商人レベルに限らず、武家、大名にまで及ぶのは興味深い事例である。

日本人がわざわざイギリス商館の風呂を求めて訪問する状況もまた一つの儀礼である。日本人がヨーロッパ文化をどう理解し、逆にヨーロッパ人が日本文化をどう理解しようとしたのか。本稿では、その一部の事例を紹介したに過ぎないが、「ニフォン・カタンゲ」を考えるための、日本独特の贈答・贈与儀礼を外国との関係のなかで考える一端となるのではないかと提起したい。

注

(1) Lewis, James 'Nifon catange or Japon fation': a study of cultural interaction in the English factory in Japan, 1613-1623. PhD thesis, University of Sheffield. 2004

- (2) 拙稿(二〇一二年三月)「十七世紀イギリス人の見た日本―幕府政治に関わる噂話―」『生活文化史』第六一号、同(二〇一五年三月)「江戸時代初期における領主権力と「長崎奉行」の覚書―イギリス商館長日記を中心に―」『日本大学通信教育部紀要』第二八号、同(二〇一七年九月)「十七世紀、ヨーロッパ人の徳川家康・秀忠理解について―イギリス商館員の記述を中心に―」『史叢』第九七号、同(二〇一八年三月)「イギリス商館長リチャード・コックスと領主権力―一六一五年のスペイン人・イタリア人囚禁事件をめぐって―」『日本大学通信教育部研究紀要』第三一号、同(二〇一九年三月)「十七世紀の西洋人記録からみる旅行と「観光」」『日本大学通信教育部研究紀要』第三二号など。

(3) フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』(岩波文庫)。

(4) 特に断らない限り、本稿で用いる事例は、日本関係海外史料『イギリス商館長日記』訳文編(東京大学出版会)による。

(5) 『邦訳日葡辞書』岩波書店 一〇六頁。なお、派生用語として、Curi Catagui(国形儀：国の習俗) & Fito Catagui(一形儀：一つの決まった慣習)などが収録されるが、日本形儀(日本気質)は収められていない。

(6) "Extracts from John Saris's journal of the Eighth Voyage, 6 June-5 December 1613", Anthony Farington, ed. *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME TWO*, London The British Library, 1991, 1014p. 村川堅固・尾崎義訳 岩生成一校訂『新異国叢書』セーリス日本渡航記・ヴィルマン日本滞在記』雄松堂 七二頁。

(7) 「(一六一八年)十二月二十四日付コックス宛近藤紹嘉書状」 India Office Record Original Correspondence E/3/6 #204-205 なお、翻刻は『イギリス商館長日記』訳文編附録(上) 一五二・一五三頁にあるが、引用では原史料に合わせて一部修正した。

(8) 『セーリス渡航記』一六八・一六九頁。

(9) 『セーリス渡航記』一六八頁、校訂者注。

(10) 『ヨーロッパ文化と日本文化』第六章 一〇一頁。

(11) 当該の書状に「さうは」 *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE*, 435p

(12) フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』第六章 九七・九八頁、

一〇二頁参照。

(13) 当該の書状に「さうは」 *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE*, 791p

(14) 末広菜穂子(一九九一年三月)「清潔観にみる生活意識の変化―近世以降のヨーロッパを例として―」『広島経済大学経済研究論集』第十四巻一号。

# 幕末の教育事業経営

## ーマーケティングから見た千葉周作の玄武館道場経営

花 田 哲 郎

### はじめに

マーケティングは19世紀末のアメリカ合衆国（以下、アメリカと略す）で生まれたといわれている。18世紀中ごろより、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下、イギリスと略す）で始まった産業革命が世界に伝播していったが、アメリカは、海外に植民地を殆ど持たなかったため、大量生産された商品を国内市場で販売しなければならなかった。そのためアメリカの企業は、商品を販売するために、需要を創造し顧客とのコミュニケーションを図るなどの手法を駆使する努力が求められ、その結果、マーケティングと呼ばれる新たな手法や概念が生まれたという。

一方、日本では1920年代後半以降、当時の商業学者によりマーケティングの概念が紹介されていたが、定着しなかった。第二次世界大戦の敗戦後、生産力の増強、特に生産性の向上に傾注した結果、今度は、長期的に安定したマス・マーケットの開拓と確保が必要となった。さらに、経済成長に伴い生活水準が向上し、消費者の購買に対する姿勢も近代化していったことから、日本でも企業経営における市場への対応、即ちマーケティングの重要性が認識されるようになり、最終的には「現代はマーケティングの時代」といわれるまでになった。

しかし、マーケティングという考え方は、日本に於いては第二次世界大戦の敗戦により、海外市場を失い、国内市場の開拓が喫緊の課題であった時期に初めて導入された考え方であったのであろうか。

江戸時代の経営に関する具体的な記録は少ないが、江戸時代の商家の家訓や家憲から推測するに、近代的な経営が行われていたように感じる。

例えば、高島屋を創業した飯田新七の四つの綱領では、

一、確実なる品を廉価にて販売し、自他の利益を図るべし。

一、正札、掛け値なし。

一、商品の良否は、明らかに之を顧客に告げ、一転の虚偽もあるべからず。

一、顧客の待遇を平等にし、苟も貧富貴賤に依りて、差等を附すべからず。

（山口 2015）とあり、また、「義を先にして利を後にするものは栄える」（下村彦右衛門正啓の座右の銘、大丸店是（荒田 2006）や、「一時の機に投じ目前の利に趨り、危険の行為あるべからず」（住友家 家則）も、現代に通じる近代的な経営が行われていたことを示唆していると考ええる。

更に具体的な事例としては、1673年に江戸本町の呉服店越後屋（後の三越）を開

業した三井高利の販売方法がある。それまでの販売は、呉服商が得意先を回って注文を取り、後から品物を届ける見世物商（みせものあきな）いや、商品を持参して販売する屋敷売（やしきうり）であり。また決済も6月と12月の二節期払（にせつきばらい）や年末に纏めて支払う極月払（ごくげつばらい）などであった。しかし三井高利はこのような伝統的な商慣習を改め、「現金掛値無し」という定価販売や、需要の多寡にかかわらず一反単位で販売していた生地を必要な寸法単位で販売し、その日のうちに着物に仕上げるという「当座仕立」などを始めたという。（井原 2001）まさしく近代マーケティングの世界である。

本稿では、江戸時代末期、剣術道場の経営に成功を取めた剣術家千葉周作の道場経営をマーケティングの視点から観察し、当時の日本に於いてもマーケティング志向の経営が存在したことを指摘したい<sup>1</sup>。

尚、当時の「剣術」は現代の剣道とも、また我々が一般的に考えている剣術とも異なることから、多少前置きが長くなるが、まずは剣術についての説明から論を進めたい。

## 1. 千葉周作と江戸末期まで継承された剣術

### 1-1. 千葉周作の略歴

千葉周作は1793年（寛政5年）、陸前国栗原郡花山村荒谷（現在の宮城県栗原市花山）に生まれた<sup>2</sup>。周作は、幼少より家伝の北辰夢想流<sup>3</sup>を学んでいたが、1809年（文化6年）、周作の父、成勝は、息子を剣術家に育てるため、下総国松戸（現在の千葉県松戸市）に移住。千葉周作は16歳より小野派一刀流の浅利又七郎義信<sup>4</sup>の門弟となり、本格的な剣術の修行に励んだ。千葉周作は23歳で浅利又七郎義信より一刀流免許皆伝を受けたのちは、浅利又七郎義信の師である中西忠兵衛子正のもとで研鑽を積み、1819年（文政2年）、千葉周作が26歳の時、中西忠兵衛子正からも免許皆伝を許されている。

その後、浅利道場に帰った千葉周作は、浅利又七郎義信の意向を受け、浅利又七郎義信の養女（妻の姪）と結婚し、実質的に浅利道場の後継者となった。しかし、浅利又七郎義信が伊藤一刀斎景久より脈々と続く一刀流の流儀を守ろうとするのに対して、千葉周作は一刀流の改良を主張し、最終的には、浅利又七郎義信から受けた一刀流の相伝書を返上し、浅利家と絶縁し、新しい流派、すなわち、千葉家の家伝の北辰夢想流と小野派一刀流の長所を取り入れた北辰一刀流と称する剣術流派を興した。そして1822年（文政5年）、玄武館道場を開き独立する。この玄武館道場は、斎藤弥九郎の練兵館、桃井春蔵の士学館と並び、江戸の3大道場と呼ばれたほどの隆盛を極めた。

## 1-2. 剣術に於ける流儀の継承

日本の剣術は長い歴史を持つ。そのはじまりに関東七流や京八流が、またその後は多くの流儀が伝えられているが、その歴史的正確性は必ずしも明らかではない<sup>5</sup>。しかし千葉周作の道場経営を見る時に明確にしておかなければならないのは、流儀の継承が相伝であったこと、そして千葉周作以前は、剣術の技の習得が組太刀<sup>6</sup>によるものであったことである。

剣術に限らず、日本の武芸や芸能の継承には主に2つの方式があった。一つは相伝であり、もう一つは家元（宗家）制度である。ここで相伝とは、師匠、もしくは「家元が秘技・秘伝を最高弟子などに皆伝し、それと同時に、その弟子に免許皆伝相伝の全権利をも譲り与える」（西山 1959）方式である。一方、家元制度とは、家元が「あらゆる一切の相伝権を独占して、当該家元社会における絶対的権力者として君臨」（同前）し、「その弟子たちは、家元に直弟子・孫弟子・又孫弟子といったふうに、幾層もの上下統属の身分関係に組みあげられた、いわゆる名取制度を構成」（同前）する制度である。

剣術の場合、流儀継承が相伝にならざるを得ない事情があった。剣術では敵を倒すという技術が何よりも最優先する。敵を倒せなければ流派は存続しない。したがって、弟子が家元と擬制的な家族的結合をなすとか、主従としての無限定的な規範による結合紐帯で統一されることは意味がないことであった。さらに、剣術の流派が多く創成された江戸時代初期には、幕藩体制が確立しつつあった。この制度下では各藩は対立関係にあるため、武道は、それぞれの藩で専管事項とならざるを得ない。加えて武家諸法度の制定後は、藩ごとの交流は幕府に監視されており、そのような状況下、武術であり、武士の魂を操る剣術の宗家が、複数の藩の武士を「家族内部の一員に擬制せられ、あるいは主従としての無限定的な規範による結合紐帯で統一され」（同前）することはありえなかった。したがって、徳川将軍家の指南役であった柳生新陰流と小野派一刀流を除き、剣術の世界では、完全相伝しか、実質的にも、また制度的にも生き残ることは出来なかった。すなわち、剣術においては流儀の被継承者が継承者よりすべてを受け取り、これを次の流儀の継承者にすべてを譲るということであり、流祖が伝えようとするものを一対一で伝えていた。

マニュアル化された現代とは異なり、当時は流祖が伝えようとする内容は口伝や形という実技を通して継承され<sup>7</sup>、従って文献や史料が少なく、またあってもそれだけでは、思想的なものや価値にかかわるものを読み取ることは多くの場合、難しい。そもそも口伝であっても文献であっても、動作に関わることは、身体を通じた実践として動きを見せることより初めて意味を持つ。従って剣術の場合、多くは流派が「形」という日本独特のプロセスを介して流儀の継承を行なった<sup>8</sup>。

### 1-3. 組太刀（形）と竹刀剣術

小野派一刀流<sup>9</sup>は、開祖伊藤一刀斎景久<sup>10</sup>が数多くの真剣並びに木剣による試合経験から帰納的に編み出した組太刀という形を基本としている。そしてそれは今に至るまで変わることがない。

これに対して、一刀流の免許皆伝を受けた千葉周作が求めたものは、この組太刀の「改良」であった。具体的には、この組太刀を取り入れる形で、「竹刀打ち込み剣術のための技を意識し、体系づけ、形剣術からの脱皮した技術的内容を持つ剣術六八手という技の体系を築き上げていった」（小林ほか 1993）のである。すなわち、真剣や木刀の代わりに打たれても怪我が少なく痛みも少ない竹刀を使った疑似勝負による練習である。

そもそも竹刀打ち込み試合は一刀流の稽古法として中西派2代目中西忠蔵子武により考案され採用されたという（堀 1934 pp.174-178）。しかしその後、小野派一刀流高弟の山鹿高美は、竹刀稽古に関して、小野次郎右衛門忠喜の言葉を借りて「竹刀は業を存分軽く、譬へば子供の遊の如くにし、勝負の処を深く思うことを嫌うて、事可ならん」と中西忠蔵に批判の書を送っている（笹森 1965 p.635）。

また、中西子正自身も『一刀流兵法韜袍起源』で以下のように述べている。「今世ニ一刀流ト称スル兵法遣イヲ見ルニ、多くシナヘヲ持、鉄面ヲ掛、竹具足ヲ用イ…日々ニ打合テ大汗ヲ流ス者ヲビタダシ。是一刀流ノ名ノミニシテ、一刀流ニアラズ」。また、中西派高弟の高野佐吉郎苗正が修行中に中西中米子正より聞いたところを、高野苗正の曾孫、高野弘正が纏めた『一刀流聞書』にも、竹刀を利用することによる真剣による剣術との乖離とその精神面への影響をいかのように綴っている。「竹刀打成され候方を見るに、誠に素人の切り合いを真似られ候やうに拙者は存知候。習う心もなく面々、我意を以てなされ候やう存ぜられ候」。「剣術も当世流行の剣術は、素人の器用なる者の拵やうにて、法の正しききまり所なき故、真剣の役に立ち申さず候」。「仕合は心虚にして竹刀は實なり。（心虚にして上部の技の實なるをいふ。）なんとなれば竹刀は直ぐに切るとか突くとかする處あるなり。」。

## 2. 千葉周作の選択

### 2-1. 剣術を取り巻く当時の環境

江戸時代、平和な社会となっても、剣は支配階級である武士のアイデンティティーであり、日々帯刀している日本刀の使い方を知ることは必要不可欠であった。剣術の流派は数多ある中、柳生新陰流と、小野派一刀流の2派は將軍家お抱えの指南役であり、格式が高かった。千葉周作が学んだ中西忠兵衛子正や浅利又七郎義信は小野派一刀流の流れを組む由緒正しい流派の継承者<sup>11</sup>であった。

幕末とは言え、千葉周作は地方の小藩の剣術指南役の嫡男で、16歳のころより剣術一筋の剣士であった。加えて、当時幕府公認であった小野派一刀流の免許皆伝という一流の資格を取得し、その流派の主要メンバーの一人である浅利又七郎義信の後継者となることは、当時、剣術家として公認されたということである。そして、その後の道としては、剣術家として生きていくことであり、具体的には剣術教育を行うことであった。

しかし本人が意識していたか否かは不明であるが、当時の剣術教育市場は、決して大きくはなかった。江戸時代の幕藩体制での教育は、幕府直轄の学府における教育と諸藩での藩校教育の二重構造であった。幕府直轄の学府では儒学を、諸藩での教育は剣術の含むそれ以外の学問の教育が行われた。特に剣術に関しては、複数の藩が一つの剣術の流派を通じて連携することに繋がる可能性があることから、幕府はこれを嫌い藩を越えての教育は限られていた。

## 2.2. STP による千葉周作の剣術道場市場への参入

このような状況下、千葉周作は竹刀剣術を携えて、この剣術教育市場に参入し成功したのであるが、その成功の要因は、彼なりのSTP戦略、即ち、市場細分化(segmentation)、標的市場形成(targeting)、そしてそれに合わせたポジショニング(positioning)であったといつてよいのではないだろうか。

江戸時代、各藩の剣術家、もしくは剣術道場以外で剣術修行ができる武士は限られていた。剣術家へのそれなりの教授料の支払ができる武士は限られていた。特に江戸にある著名な剣術家に学ぶためには、まずは江戸詰めになることが必要であり、限られた武士しか、その機会はなかった。さらに藩の負担による修行となると、剣術家や道場は、実績のある所に限られ、新興で、かつ世間一般に認められた小野派一刀流から離脱した千葉周作の道場で修行しようとすることは出来なかった。

しかし幕末の、次第に騒然として行く世情において、剣術を本格的に学ぼうとする、特に下層階級の武士や、制度的には帯刀を許されていないが、多少なりとも豊かであったことから自衛のための手段を必要とする商人たちが、潜在的な修行者、即ち、道場経営における潜在的な顧客として現れるようになった。彼らは、その社会的地位から市中の剣術道場にて学ぶことは難しく、自分たちが学ぶことができる道場を求めている。その意味で、彼らは新しいセグメントであり、千葉周作の剣術道場は、このターゲット層には願ってもない存在であった。

もう一つは竹刀剣術による修行である。前述の通り、竹刀剣術への批判にも拘わらず、千葉周作は前述の通り、「竹刀打込み剣術のための技」を完成させる。結果的には、千葉周作の小野派一刀流剣術教育の改良はこの点であったと推測される。そして千葉周作は自ら創流した北辰一刀流の中心に竹刀剣術を置いた。そしてこれは決して刀を

交えることのない時代に育った当時の多くの武士が望んでいた、若しくは少なくとも試してみたい練習方法であった。また日頃大っぴらに刀を保持することができない町民にとってもありがたい修行方法であった。この新しい手法による修行に興味を持つ武士や町民も新たなセグメントであり、千葉周作が剣術道場を開場すれば修行者になる可能性のあるセグメントでもあった。

千葉周作が小野派一刀流の免許皆伝を返上して始めたのは、経営の視点からみると、竹刀と防具を用いた剣術教育事業であった。ただしこの剣術教育自体は、千葉周作が初めて行った事業ではなく、既に多くの剣客により行われてきた事業であった。小野派一刀流をはじめとして、この江戸末期以前より続いている剣術各派の教育事業が既に多くあり、剣術教育事業という市場があったといっていよい。しかし千葉周作は結果的かもしれないが、下級武士や町民などの新たな修行希望者（潜在的顧客）と竹刀剣術という新たな方法による修行の希望者（潜在的顧客）からなる2つの細分化された市場を対象にすることができたのである。

### 3. マーケティング・ミックスから見た千葉周作の剣術道場経営

ニール・ボーデン (Neil Borden) により一般的なマーケティングの概念の一つとなった「マーケティング・ミックス」とは、マーケティングの実行戦略であり、企業が顧客に製品やサービスの販売を行うために、マーケティングの使用可能な複数の手段を組み合わせる戦略をたて、計画、実施することであり、構成要素としては、ジェローム・マッカーシー (Edmund Jerome McCarthy) に倣い、製品 (Product)、価格 (Price)、流通 (Place) およびプロモーション (Promotion) を挙げる、マッカーシーの4Pという場合が多い。ここでは、千葉周作が取り組んだ剣術道場の経営を、マーケティング・ミックスの観点から分析する。

#### 3-1. 製品 (product)

一般にマッカーシーの4Pの一つである製品とは、市場のニーズにマッチした製品やサービスを提供するためのマーケティング・ミックスであり、これを顧客の視点から見ると、顧客が抱える問題の解決である。

剣道場の経営において販売する「製品」は剣術という技術そのものである。この「製品」に関して、周作は、以下の2点で他所の剣道場で教授する「製品」との差別化を行っている。

第一に北辰一刀流という竹刀剣術を中心にした剣術教育である。前述の通り、それまでの剣術教育では、組太刀と呼ばれる型を中心とする教育であった。型による技術の修得というのは、着実であり、また一つひとつの型が擁する思想的背景もあり、奥

深いものではあったが、何とんでもリアリティーに欠けていた。現実には刃を交わすこととなった時、相手は必ずしも、型の通りに動くとは限らない。勿論、形による修行というのは、単にパターン化した技術を習得するものではない。その形に含まれる、色々な技術や心構え、更には思想的背景を習得することにより、実践に応用できるようになるのであるが、それにはある程度の年数を要する。しかし、取り敢えず剣術を学びたい者たちにとっては、竹刀剣術の方が、あたかも実戦を体験しているように感じさせ、また技術の向上を実感できることから、剣術を学ぶ、もしくは学びたいという顧客のニーズを表面的ではあるかもしれないが、満足させたと言える。

また免許の簡略化もその一つである。従来、剣術場では、免許もいくつかの段階に分かれており、数の多さと免許料の関係から、一生かけても最後まで行きつかないことも多かった。例えば小野派一刀流では、傳位<sup>12</sup>が「小太刀」、「刃引」、「仏払刀」、「目録」、「仮名字」、「取立免許」、「本目録皆伝」、「指南免状」の8段階あったが、北辰一刀流では、「初目録」、「中目録」、「大目録皆伝」の3段階に改めた。そしてこれは、後に述べる価格面でのメリットにもなった。

竹刀による実戦での利用が想定しやすく合理的でわかりやすい技術指導に加え、他流で三年かかる剣技でも北辰一刀流では一年で習得できたことは、技術の習得という観点からは顧客という剣術を学ぶ者のニーズを満たしたといえよう。

### 3.2. 価格 (price)

マッカーシーの4Pの一つである価格とは、企業から見ると、最適な市場投入価格を策定するためのマーケティング・ミックスであるが、顧客の視点から見ると顧客が支払う費用でもある。

千葉周作の曾孫で『千葉周作遺稿』を取り纏めた千葉栄一郎によれば、指南料は年6両であったという。江戸時代、特に幕末期の6両がどの程度の価値であったかは計算が難しい<sup>13</sup>。しかし、水戸藩はじめ、尾張、加賀、熊本、薩摩、など三十余藩からの派遣、所謂、剣道留学生の場合はともかく、当時の武士にとっては、決して安い金額ではなかった。

しかし、価格そのものではなく、剣術の技能の修得に掛かる時間との関係でいえば上述の通り、他道場に比べて半分から1/3の時間で修得し、また一つのゴールである免許取得に関しても、免許自体が少ないことから、所謂コスト・パフォーマンスは良かった。

また、他の剣道場と比べ剣術の技能習得にのみ時間を掛けることが出来たことも、目的に対する費用という意味では、結果的に少なかった。即ち、当時の代表的剣術は平和な世相を背景に宗家制度と云われる、家元制度を採用していた。例えば、新陰流の柳生家や一刀流の小野家は、「あらゆる一切の相伝権を独占して、当該家元社会に

おける絶対的権力者として君臨」(西山 1959)「その弟子たちは、家元に直弟子・孫弟子・又孫弟子といったふうに、幾層もの上下統属の身分関係に組みあげられた、いわゆる名取制度を構成」(同前)、「家元と弟子との関係は、すべて家元と擬制的な家族的結合をなし、単に技能の相伝・免許による交換の原則によるのではなくて、弟子は家元の流姓や名前の一部を与えられて、いわゆる名取弟子となり、家族内部の一員に擬制せられ、あるいは主従としての無限定的な規範による結合紐帯で統一され」(同前)ていた。

しかし北辰一刀流においては、「家元が秘技・秘伝を最高弟子などに皆伝し、それと同時に、その弟子に免許皆伝相伝の全権利をも譲り与える」とあるように完全相伝を採用していたことから、家元制度による種々の時間を費やす必要はなかった。

### 3.3. 場所<sup>14</sup> (place)

マッカーシーの4Pでは“place”を流通と訳し、消費者に効果的に製品を届けるために流通を最適化するためのマーケティング・ミックスで、顧客から見れば購買時の利便性である。

千葉周作は、1822年(文政5年)秋、日本橋品川町(現在の東京都中央区)で玄武館道場を開いたが、3年後の文政8年に神田於玉ヶ池(東京都千代田区)に移した。

於玉ヶ池周辺は学者町であり、たとえば玄武館道場の隣には儒学者東条一堂<sup>15</sup>の瑤池塾があり、玄武館道場に通う門人が直接間接に学問に接する機会が多くなり、その学問的なレベルの向上につながっただけでなく、瑤池塾で学問を志す武士が玄武館道場に通うことにもなった。また、斜め向かいには天神真楊流柔術の道場があり、北辰一刀流と天神真楊流を併習する者もあったという。

このようなこともあり、北辰一刀流を教える玄武館は、前述の通り江戸随一の隆盛を極めた。

因みに、千葉周作のかつての師であった浅利義信の浅利道場であるが、義信は後に浅利又七郎義明を養子にとり剣術指南を続けた。しかし、道場の繁栄はなく、1863年に浅利義明を西黒門町(東京都台東区)の道場に尋ねた山岡鐵舟によれば、「名声いまだ世に著れず、道場も矯啗にして門弟も僅少」(山岡 2003)と、その印象を記している。但し、山岡鐵舟が竹刀を合わせると、鐵舟は浅利の気迫に吞まれたのか、身体が萎縮して動けなかったと、浅利又七郎義明の卓越した実力についても書き残している。

結果的ではあるが、専門性の高い製品、即ち剣術を志向する市場と、大衆的な製品、即ち誰にでも学びやすい剣術を志向する市場が、分離していることがうかがえる。

### 3-4. プロモーション (promotion)

プロモーションとは、コミュニケーションにより認知、購買促進を図るマーケティング・ミックスで、一言でいえば顧客へのコミュニケーションである。

千葉周作は、各藩からの申し入れにも拘らず、仕官をしなかった<sup>16</sup>。また玄武館道場の特色の一つは、水戸藩はじめ、尾張、加賀、熊本、薩摩など三十以上の藩からの派遣者、いわゆる留学者を受け入れたことである。玄武館道場で修業した武士が国許に戻り玄武館道場の隆盛を語るにより次の留学希望者が多くなり、また江戸にある各藩の上屋敷や下屋敷での希望者も増えた。また、玄武館道場の近くは学問塾が多く集まっていることから自然と交流もあったであろうことから、学問を収めた者の玄武館道場での修行への参加も、玄武館道場の出身者のその後の活躍を見るとあながち否定できない。

門弟の庄司弁吉、稲垣定之助、塚田孔平、井上八郎、海保帆平などは幕末史において剣客として名を残し、坂本龍馬、清河八郎、有村次左衛門、藤堂平助、山南敬助などは、北辰一刀流の遣い手としてだけでなく、勤王派、若しくは佐幕派の論客として、活躍した人物も多い。

## 4. おわりに

このように玄武館道場は隆盛を極めた<sup>17</sup>。しかし、明治時代になり急速に衰退する。理由はいくつかあろうが、ここではマーケティングの視点からの指摘にとどめたい。

第一に、玄武館道場が対象とする「市場」の衰退、「顧客」の減少である。明治維新に伴う武士階級の崩壊、1873年（明治6年）の陸軍兵学寮戸山出張所（後の陸軍戸山学校）の設置と同校での剣術教育開始、1876年（明治9年）の廃刀令など、剣術に関するさまざまな環境の変化による剣術教育という需要の減少がある。前述の通り、玄武館道場では、形による剣道教育を実践的でないと危惧していた武士を新たな「顧客」としていた。それに対応する「製品」が、千葉周作の開発した竹刀剣術であった。しかし剣術に関する実践教育そのものが不要となったことから、「製品」として竹刀剣術自体の価値が低下した。

さらに、北辰一刀流の他流に比べての構造的相違、具体的には豊富な実践性による価値体系や思想体系の相対的希薄さも一つの要因かも知れない。伝統的な剣術各派の武芸技術は、宗家により伝承されていったが、一方において、戦国時代を最後に剣術そのものの実践的需要は漸減し、逆にその流派としての思想体系や価値体系が完成していった。ところが千葉周作は、そのような流れに対して、価値体系としての武芸ではなく、竹刀での工夫を凝らし、技術としての剣術を進化させていった。

企業に於けるマーケティングの位置づけについては諸説はあるものの、一般的には

その企業の理念やビジョンの下で策定された経営戦略の一つとして存在し実行されるもので、マーケティングだけが独自に存在することはない。その企業のマーケティングを見ればその企業の理念やビジョンが透けて見える。もしマーケティングがその企業において単独で存在するとすれば、それは単なる局所的な販売手法に過ぎず、環境対応やSDGs（持続可能な開発目標）などとの整合性も含む企業理念が求められる昨今、その企業の将来は危ういものとなろう。

北辰一刀流では、結果的にではあるが、竹刀を利用した試合に勝利することが他流派に比べて重要性を持つようになったことから、人を殺傷するという剣術の宿命に対する価値感や思想が多少なりとも希薄になってしまったのではないだろうか。明治維新という著しい環境変化、特に和魂洋才などの言葉が代表する自己独自の、そして新しい時代へ対応する新しい価値観が求められる中、間接的に答えが出せない北辰一刀流は衰退していったのではないだろうか<sup>18</sup>。

しかし、北辰一刀流は、ある意味、新しい時代の先駆けでもあった。それは、マーケティングの発想による道場経営だけでなく、技術革新など色々あるが、特に近代スポーツを、事前に決められたルールに則って、決められた用具を使用して、身体の安全を保ちながら勝敗を競う身体、そして精神的活動と定義するならば、千葉周作が作り出した竹刀剣術はまさしく近代スポーツと言ってよいのではないだろうか。

以上

## 注

- 1 本稿の目的は現在マーケティングとして認識されている概念や考え方が江戸時代の日本にも存在したことを示すことで、その概念や、ましてその発生の地の優劣を示そうとするものではない。
- 2 出生地については、他に、岩手県陸前高田市と、宮城県気仙沼市本郷という説もある。本稿の趣旨から外れるので、特に検討はせず、千葉周作の孫、千葉栄三郎がまとめた『千葉周作遺稿集』の記述を採用した。
- 3 曾祖父の千葉道胤は相馬中村藩の剣術指南役であったが、御前試合で敗れたために役を辞して栗原郡長岡村荒谷（現宮城県大崎市古川荒谷）の斗笠稲荷神社境内に居を構え、その子、すなわち千葉周作の祖父の千葉吉之丞常成は北辰夢想流剣術を創始した。また陸奥相馬中村藩の剣術指南役であった。
- 4 江戸末期の剣術家。1778年（安永7年）下総国松戸に生まれる。江戸の一刀流中西道場第3代の中西子啓に学ぶ。同門に寺田宗有、白井亨、高柳又四郎がいた。突きを得意とし、若狭国小浜藩江戸屋敷の剣術指南を勤めた。
- 5 「荻生徂徠は、我が国の兵家者流は、楠流といっても正成が建てた流儀ではない。甲越の両道も信玄・謙信の政策でもない。正しくは百年来治世になって売物のために拵えた類が多いといっている」（富永 1971 p.42）
- 6 剣術における組太刀とは、対峙する二者が仕太刀と打太刀に分かれ打太刀が決められた

ところに打ち込み、仕太刀がそれに応じて勝を得るべく所定の技を施すことにより、技を習得する方法。一人で形を習得しようとする、本来の形を意識した動きの習得が難しく、また実践しながらの練習を行うと、勝負にこだわり肩の習得ができにくくなるだけでなく、十分な防具がなければ、負傷の可能性もあるため、長い間、組太刀が技の習得に利用されていた。

- 7 能において「二曲三体」の型が成立している。能の基礎を舞と謡の二曲とし、これを習得した後に、その応用としての老体、女体、および軍体の三体を究めることにより、最終的に花のある状態に到達できるという。型の利用は、ものごとを修得するために、取り組みやすく、かつ効果的であった。そして、この型というのは、実は相当古くから利用されて来た手法であり、平安時代の朝廷政治において重用された有職故実の発想はその一例であろう。
- 8 しかし、型の本質は、単に技術の修得だけではない。例として、千家の七事式を挙げたい。七事式は茶の湯の精神、技術をみがくために制定された稽古法であるが、これは単なる稽古法ではない。「茶道は稽古事・習事に重きを置かれるようになり、七事式もその好適の科目として取り上げられてきた…」(堀内 1989) が、しかし七事式は「習事的な点も多分にありますが、しかし、この根幹には茶の湯、即ち茶事の根本理念ともいえる『お茶を供する饗応という手段によって、主と客が結びあわされた、一期一会』を目標にしつつ、茶事の修練に資するという形をとって」(前掲) いるという。型を稽古し習うというプロセスを介して、最終的には茶道の根本理念を知るというのである。源了圓は東北大学文学部創立八十周年記念シンポジウム(2002年10月26日)の講演において『「型」とは、ある『形』が持続化の努力を経て洗練・完成したもの』と定義している。流祖の経験から帰納的に導き出しされ、伝えようとする何かを託した「型」を繰り返すという持続的な努力を積み重ねることにより修得すると考えてよいと考える。
- 9 伊藤一刀斎景久を流祖とする剣術流派。弟子の神子上典膳に一刀流を継承させたが、その後、神子上典膳は小野次郎右衛門忠明に改名、徳川将軍家剣術指南役となる。一刀流はこの忠明の三男の忠常(1608-1666年)が継承し、小野派一刀流として幕末に至る。
- 10 生没年不詳。戦国時代から江戸初期にかけて活動した剣客で、一刀流の創始者。
- 11 小野家第4代・小野忠一の直弟子であった中西子定が一刀流中西道場を開いたことから始まるが、子定自身は「中西派一刀流」という流名を称しておらず、正式名称は「一刀流」のみであり、小野家から学んだ一刀流という意味で対外的に「小野派一刀流」と名乗っていた。また中西家に学んだ者の多くも「小野派一刀流」と称していた。
- 12 武術や芸道において師から弟子に伝授される技能の等級や段階をいう。似たようなものとして段・級位があるが、その多くは明治時代以降に創始された現代武道や芸道の連盟によって制定されているのに対し、伝位の多くは剣術や居合術などの古武道や書画、茶道、華道の各流派によって制定されている。
- 13 日本銀行高知支店のホームページによれば、1860年代の江戸での1両の現在価値を200,000円前後と推定、また日本銀行金融研究所貨幣博物館では、63,000円(米で換算の場合)から322,000円(大工賃金で換算の場合)を提示、また池田弥三郎1965年『江戸と上方』至文堂によれば、2,600～9,200円、従ってさらに現在の価値にすると10,000～40,000円となる。
- 14 一般に、マッカーシーの4Pにおいては、placeは場所を含む流通として認識されるが、剣術教育という意味では、流通チャンネルという要素よりは、場所としての要素が求められることから、敢えて「場所」とした。
- 15 1778年(安永7年)生まれ。上総(千葉県)出身。本姓は逸見、名は弘、字(あざな)は子毅、通称は文蔵。京都で皆川淇園(きえん)に師事。陸奥(むつ)弘前(ひろさき)藩儒をへて江戸で塾をひらき、古注学を教える。海防論にも通じ、老中阿部正弘(まさひろ)の相談役となった。1857年(安政4年)死去。80歳。著作に「学範」など。

- 16 ただし、御三家の一つである水戸徳川家の指名により弘道館開館の1841年から6年間、指南役となったが、その間も玄武館道場は継続しており、所謂、仕官とは異なる。
- 17 千葉周作の弟である千葉定吉も玄武館道場とは別に千葉道場にて北辰一刀流を教授するほどであった。他の道場に就いては適切な資料がなくその隆盛については詳らかではないが、例えば当時の保守本流と言っても良い前述の浅利道場の状況は前述の通り山岡鐵舟が述べている通り（山岡2003）隆盛とは言い難い。
- 18 言うまでもなく、その後の国家政策としての武道教育の推進により竹刀も利用した剣道は現在に続いている。

## 【主な参考文献】

（出版物）

- 荒田弘司，2006年、『江戸商家の家訓に学ぶ商いの原点』，すばる舎。  
井口海仙・末宗廣・長島福太郎監修，1976年、『現色茶道大辞典』，淡交社。  
池田豊直・青山敬直・羽島耀清，1843年、『新撰武術流祖録』，青山。  
池田弥三郎，1965年、『江戸と上方』，至文堂。  
石井淳蔵，2012年、『マーケティング思考の可能性』，岩波書店。  
井原久光，2001年、『ケースで学ぶマーケティング』，ミネルヴァ書房。  
井原久光，2010年、『テキスト経営学（第3版）』，ミネルヴァ書房。  
岡倉天真，1994年、『茶の本』，桶谷秀昭訳，講談社。  
恩蔵直人，2017年、『マーケティングに強くなる』，ちくま新書。  
桑田忠親編，1978年、『茶道辞典』，東京堂出版。  
笹森順造，1965年、『一刀流極意』，一刀流極意刊行会。  
下川潮，1925年、『剣道の発達』大日本武徳會本部（オンデマンド版，2002年，㈱体育とスポーツ出版社）。  
高野佐三郎，1973年、『剣道』（復刻本，2002年）島津書房。  
高野弘正，1934年，「一刀流聞書」，『武道全集 第二巻 剣道及剣道史』平凡社。  
千葉栄一郎，1942年，『千葉周作遺稿』，櫻葉社出版部（オンデマンド版，2005年，体育とスポーツ出版社）。  
津田明馨，文久元年（1861年），『一刀流兵法韜袍起源考』。  
富永堅吾，1971年，『剣道五百年史』，百泉書房。  
西山松之助，1959年，『家元の研究』，校倉書房。  
早川順三郎編輯，1915年，『武術叢書』，國書刊行會。  
堀正平，1934年，『大日本剣道史』，剣道書刊行会。  
堀内宗完，1989年，『七事式－解説とその研究－「上」』，主婦と生活社。  
堀内宗完，1989年，『七事式－解説とその研究－「下」』，主婦と生活社。  
山岡鐵舟，2003年，『山岡鉄舟剣禅話』，高野澄編訳，たちばな出版。  
吉田豊編，1968年，『武道秘伝書』，徳間書店。  
今村嘉雄編，1966年，『日本武道全集（第2巻）剣術』，人物往来社。  
山田次朗吉，1960年，『日本剣道史』，再建社。  
Drucker, P. F. , 2008年，『ドラッカー名著集13 マネジメント[上]－課題，責任，実践』上田惇生訳，ダイヤモンド社。  
Kotler, Philip & Kevin L. Keller, 2015年，“Marketing Management”，Global Edition Pearson Education Limited.

（論文）

- 榎本鐘司，1980年，「幕末剣術の変質過程に関する研究－とくに窪田清音・男谷信友関係資

- 料および一刀流剣術伝書にみられる剣術の一変質傾向について－」,『武道学研究』,13巻,1号,pp.44-53.
- 清野武治,1970年,「小野派一刀流の特質」,『武道学研究』,第2巻,第2号,pp.24-29.
- 小林義雄・中村民雄・長谷川弘一,1993年,「剣道の技の体系と技術化について北辰一刀流「剣術68手」の成立を中心として」,『武道学研究』26巻,1号,pp.24-33.
- 長尾進,1996年,「試合剣術の発展過程に関する研究－「神道無念流剣術心得書」の分析－」『武道学研究』,29巻,1号,pp.17-25.
- 長尾進,1998年,「近世後期における剣術修行論に関する一考察－弘前藩士山鹿高厚著『たより草』の分析を中心に－」,『明治大学教養論集』,305号,PP.121-141.
- 木本毅,2019年,「江戸幕藩体制下の教育とその思想」,『和歌山信愛女子短期大学信愛紀要』,第60号,pp.64-80
- 湯浅晃,1980年,「武道における「わざ」の概念」,『武道学研究』,12巻,1号,pp.56-57.
- 湯浅晃,1987年,「剣術伝書に見られる「理」の変質過程についての一考察(その2)－とくに,その外的要因について－」,『武道学研究』,20巻,2号,PP.60-70.

(受領日:令和3年10月5日)  
(受理日:令和4年1月26日)

## 公文類聚の内容レベルでの目録化について

古 賀 徹

### はじめに

本研究では国立公文書館所蔵資料の「公文類聚」のうち、「教育関係」資料の全容を明らかにするとともに、歴史研究の進展に寄与することを目指して、その「内容レベルでの目録化」を試行する。国立公文書館にある「公文記録」類（教育関係）の目録化や資料自体の写真版を刊行することについては、すでに日本近代教育史料研究会により龍溪書舎から『編集復刻 日本近代教育史料大系』として刊行されている<sup>1</sup>。この『日本近代教育史料大系』で取り上げられた「公文記録」史料とは「太政類典」「公文録」「公文類聚」の三種である<sup>2</sup>。このうち前者二点については「内容レベルでの目録化」が実施され、『日本近代教育史料大系』の附巻1及び附巻2としてすでに刊行されている<sup>3</sup>。しかし後者（公文類聚）については詳細な索引としては編集されず、公文書館所蔵史料に付された目次そのものを載せているのみである<sup>4</sup>。

本稿の2節以降で紹介することになるが、原資料に付された目次は「文書資料の表題」であり、その「文書資料」は複数の文書の束ねられたものである。複数の文書が複数の機関を行き交い（往復し）、それが決済を受けて「ひとつの束」としてまとめられ、保存される。その保存された「ひとつの束」（文書資料）の中には数ヶ月かけて解決された事案等も含まれる。そもそも機関ごとに原案・原義が作成され、それを回覧して機関の文書として承認を受け、それが上申・下問など他の機関、あるいは人物宛に送付される。そこに回答がなされて、実際の指示や法令などがつくられていく。

資料に付された「文書資料の表題」は、いわば整理された「題目」であって、それだけでは複雑で多様な、そして実的なやりとりがわからないのである。もちろん、従来もそのような状況の中で研究者個人が資料を探して閲覧し、それを解釈することで歴史像が描かれてきたのであり、そのような地道な研究の成果が蓄積されてきて現在の学術研究の基礎的な部分にもなっている。

本研究は、歴史研究の進展に寄与することを目指して「内容レベルでの目録化」を試行するのであるから、その意味において歴史研究や史料研究の手法の簡略化を志向するかのようと思われるかもしれない。しかし実際に目指すのはこの史料の「内容レベルでの目録化」がどのような意味をもつ、どのような可能性があるのかを模索するという点にある。「内容レベルでの目録化」によって、1件ごとの文書資料の発宛て

や内容、作成者、いつ作成されたのかなど、その（文書）史料の意義を解釈することができる。また、個別の資料に「仮のタイトル」を付けて整理することで、文書資料の重層的な構造や制度・政策が作られ実施される手続きや過程そのものを記述形式で示すことが可能となると考えている。

## 1. 「公文類聚」教育関係資料の構成と目次

本研究で対象とする公文類聚の教育関係資料（学政門および学事門）は1882（明治15）年から1945（昭和20）年まで64年間分となり、膨大な数量となる<sup>5</sup>。前掲『日本近代教育史料大系』21巻から41巻までのボリュームである<sup>6</sup>。史料原本（公文類聚）は年次ごとに「第○編」として綴じられ、分量によっては分けてそれぞれに巻数の番号が振られている。公文類聚は1882（明治15）年が第6編であり、第48巻・第49巻と2冊に編纂されている。1887（明治20）年の第11編が27～29巻の3冊、1888（明治21）年の第12編も34～36巻の3冊と（他にも）複数巻になっているものもある。

次に、例として1903（明治36）年の公文類聚 第27編（第14巻）の目次を示す。

### 公文類聚 第二十七編 卷十四 ※ 1903（明治36）年

|       |                                                 |       |   |
|-------|-------------------------------------------------|-------|---|
|       | 公文類聚 第二十七編 卷十四                                  |       |   |
|       | 学事門                                             |       |   |
|       | 学制                                              |       |   |
|       | 小学校                                             |       |   |
| 勅令六三  | 一 小学校令中ヲ改正ス                                     | 三月廿六日 | 一 |
| 勅令七四  | 一 小学校令中ヲ改正ス                                     | 四月十一日 | 二 |
|       | 実業学校                                            |       |   |
| 勅令六二  | 一 実業学校令中ヲ改正ス                                    | 三月廿六日 | 三 |
|       | 専門学校                                            |       |   |
| 勅令六一  | 一 専門学校令ヲ定ム                                      | 三月廿六日 | 四 |
|       | 大学                                              |       |   |
| 勅令五四  | 一 明治三十年勅令第二百九号（京都帝国大学ニ関スル件）中ヲ改正ス                | 三月廿四日 | 五 |
| 勅令六八  | 一 京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学ノ講座ヲ定ム                    | 三月三十日 | 六 |
| 勅令一三六 | 一 明治三十六年勅令第六十八号（京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学ノ講座ノ件）中ヲ改正ス | 九月十一日 | 七 |
|       | 図書                                              |       |   |
| 勅令一〇四 | 一 文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ノ発行ニ関スル保証金ノ件ヲ定ム             | 六月十九日 | 八 |
|       | 雑載                                              |       |   |
| 勅令六〇  | 一 文部省外国留学生規程中ヲ改正ス                               | 三月廿六日 | 九 |

実際には縦書きで記されているが、本稿では横書きに変えている。右端（縦書きでは下部になる）には漢数字で文書番号（資料の番号）が付されている。この資料第27編（第14巻）には9件の資料が綴じられている。それぞれの資料に対応する勅令の号数が左端に記されている。その発行・決済の日時が右側・文書番号の隣に記載されている。左から2列目は文書標題ということになる。なお、文書番号・勅令の記された「標題」ごとの資料の上に記された「小学校」「実業学校」「専門学校」「大学」「図書」「雑載」等は項目ごとに分けられていることが（日付からも）理解できる<sup>7</sup>。原文書類を発行省庁別・年別に編綴したものが公文記録の文書資料類であり、この「目次」はその整理のためにつくられ、巻ごとに付されたということになる<sup>8</sup>。

## 2. 一件の文書（資料）の内容（複数文書の往復や作成の様式）

公文類聚（第27編）を例として「内容レベルでの目録化」を進めていく。まず、その方法を紹介する。

本資料の最初の文書の表題（目次に記されたもの）は次のようになる。

|      |             |       |   |
|------|-------------|-------|---|
| 勅令六三 | 一 小学校令中ヲ改正ス | 三月廿六日 | 一 |
|------|-------------|-------|---|

データとして整理する際に、例えば記録用カード（帳票形式でも可）の項目は以下のようにする<sup>9</sup>。

|                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| 【文書の番号】※目次の番号               | 【枝番号】※史料内の番号     |
| 【タイトル】※文書に標題がない場合は内容を〔 〕で示す |                  |
| 【発信者】※どこが出したものか             | → 【宛先】※どこに送られたのか |
| 【発信の日付】※いつ出されたのか            | 【枚数】※紙の枚数・ページ数   |
| 【罫紙の様式】※組織の罫紙か否か            | 【記述の様式】※筆か印字かなど  |
| 【修正箇所の有無】※文書作成過程が読み取れる      |                  |
| 【備考（付箋等）】※その他の事項を記すメモ欄      |                  |

この整理の方法で記すと、この文書1には次のような文書が含まれている。

|                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【1 点目の文書】 1-1<br/> 【タイトル】〔小学校令改正について鑑〕<br/> 【発信者】内閣書記官<br/> 【宛先】〔各大臣、内閣書記官長〕<br/> 【発信の日付】明治 36.3.<br/> 【枚数】1 枚<br/> 【罫紙の様式】「内閣」と柱にあり<br/> 【記述の様式】筆で筆記される<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】付箋あり（「4 月 1 日施行」とあり）</p> | <p>【2 点目の文書】 1-2<br/> 【タイトル】小学校令中改正ノ件<br/> 【発信者】〔内閣総理大臣ほか各大臣、内閣書記官長〕<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】<br/> 【枚数】*<br/> 【罫紙の様式】<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                  |
| <p>【3 点目の文書】 1-3<br/> 【タイトル】上諭案<br/> 【発信者】〔天皇〕<br/> 【宛先】文部大臣<br/> 【発信の日付】明治 36.3.26<br/> 【枚数】*<br/> 【罫紙の様式】<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                                       | <p>【4 点目の文書】 1-4<br/> 【タイトル】勅令案<br/> 【発信者】<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】<br/> 【枚数】*<br/> 【罫紙の様式】<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                            |
| <p>【5 点目の文書】 1-5<br/> 【タイトル】〔小学校令中改正について上奏〕<br/> 【発信者】枢密院議長西園寺公望<br/> 【宛先】〔天皇〕<br/> 【発信の日付】明治 36.3.25<br/> 【枚数】1<br/> 【罫紙の様式】枢密院<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                  | <p>【6 点目の文書】 1-6<br/> 【タイトル】勅令六十三号〔小学校令中改正案〕<br/> 【発信者】〔枢密院〕<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】〔明治 36.3.25〕<br/> 【枚数】3<br/> 【罫紙の様式】枢密院<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>           |
| <p>【7 点目の文書】 1-7<br/> 【タイトル】〔上奏について通知〕<br/> 【発信者】枢密院議長西園寺公望<br/> 【宛先】内閣総理大臣桂太郎<br/> 【発信の日付】明治 36.3.25<br/> 【枚数】1<br/> 【罫紙の様式】枢密院<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                  | <p>【8 点目の文書】 1-8<br/> 【タイトル】〔小学校令中改正について上奏書〕<br/> 【発信者】枢密院議長西園寺公望<br/> 【宛先】〔天皇〕<br/> 【発信の日付】明治 36.3.25<br/> 【枚数】1<br/> 【罫紙の様式】枢密院<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>    |
| <p>【9 点目の文書】 1-9<br/> 【タイトル】小学校令中改正ノ件<br/> 【発信者】<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】明治 36.3.21<br/> 【枚数】3<br/> 【罫紙の様式】罫線なし<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                                     | <p>【10 点目の文書】 1-10<br/> 【タイトル】〔文部大臣請議について鑑〕<br/> 【発信者】法制局長官<br/> 【宛先】〔内閣総理大臣ほか各大臣〕<br/> 【発信の日付】明治 36.3.16<br/> 【枚数】1<br/> 【罫紙の様式】法制局<br/> 【記述の様式】筆<br/> 【修正箇所の有無】なし<br/> 【備考（付箋等）】</p> |

|                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【11 点目の文書】 1-11<br/> 【タイトル】 勅令案<br/> 【発信者】<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】<br/> 【枚数】 *<br/> 【罫紙の様式】<br/> 【記述の様式】 筆<br/> 【修正箇所の有無】 なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>                                               | <p>【12 点目の文書】 1-12<br/> 【タイトル】 参照〔小学校令、年齢計算ニ関スル法律〕<br/> 【発信者】<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】<br/> 【枚数】 3<br/> 【罫紙の様式】 内閣<br/> 【記述の様式】 筆<br/> 【修正箇所の有無】 なし<br/> 【備考（付箋等）】</p>           |
| <p>【13 点目の文書】 1-13<br/> 【タイトル】〔小学校令中改正案について請議〕<br/> 【発信者】 文部大臣菊池大麓<br/> 【宛先】 内閣総理大臣桂太郎<br/> 【発信の日付】 明治 36.2.21<br/> 【枚数】 1<br/> 【罫紙の様式】 文部省<br/> 【記述の様式】 筆<br/> 【修正箇所の有無】 なし<br/> 【備考（付箋等）】</p> | <p>【14 点目の文書】 1-14 止<br/> 【タイトル】〔勅令案〕<br/> 【発信者】〔文部省〕<br/> 【宛先】<br/> 【発信の日付】〔明治 36.2.21〕<br/> 【枚数】 3<br/> 【罫紙の様式】 文部省<br/> 【記述の様式】 筆<br/> 【修正箇所の有無】 なし<br/> 【備考（付箋等）】 付箋あり</p> |

以上、14 点の資料から形成されるのが、この文書 1（小学校令中ヲ改正ス）ということになる。日付からもわかるように 2 月 21 日に 1-13 と 1-14 で「勅令案」を添えての小学校令改正の願い書（請議）が文部省（大臣）から内閣総理大臣宛に提出された。そこから 3 月 26 日までのやりとりとなる。

文書 1-13 は文部大臣（理学博士）菊池大麓（男爵）から内閣総理大臣桂太郎（伯爵）宛に 2 月 21 日に提出された。表題はないが〔小学校令中改正案について請議〕<sup>10</sup> と付しておく。文部省罫紙<sup>11</sup> に記された 1 枚の文書である。内容は「小学校令」の一部改正を行いたいとの願い出で、農業・商業・手工を必須の科目として一科目を学習する原則としたいということで、また 1902（明治 35）年 12 月の法律第 50 号（年齢計算ニ関スル法律）によって学齢期と就学の開始時に変更が生じるので、あわせて改正したいとのことであった。ここには 1-14 の具体的な「勅令案」も付されていた。その勅令案に付箋で「枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ」などが付け加えられ、実際の点検に付されて修正のあとや日付、修正印や押印、書き込みのあとなどがみられる。

これを内閣罫紙に整理する形で作られた資料（3 枚）が 1-12 である。これは 1-10〔文部大臣請議について鑑〕として、法制局長官が、内閣総理大臣ほか各大臣（外務大臣、大蔵大臣、海軍大臣、文部大臣、通信大臣、内務大臣、陸軍大臣、司法大臣、農商務大臣）宛てに 3 月 16 日付けで「回覧」（閣議）されたもので、大臣の花押が記されている。法制局の罫紙である。別紙文部大臣請議を受けて審査した結果「相当ノ儀」と考えるので閣議決定したいとされていた。1-13 や 1-14 に付箋を記したものを回覧で閣議を行う、そのための鑑（表紙）が付されたということになる。

次には1-9「小学校令中改正ノ件（明治36年3月21日配付）」として罫線なしの用紙に記された。これを枢密院罫紙に写す形で作成されたのが1-6である。さらに1-8〔小学校令中改正について上奏書〕として「聖明ノ採択ヲ仰ク」と（枢密院議長・侯爵、西園寺公望から）明治天皇へ上奏され、それが1-7として内閣総理大臣桂太郎宛てに通知（報告）されていた。その期日が3月25日であった。上奏には「本月廿五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ」とあるので、この期日まで枢密院内で検討されたということになる。なお、1-6には「勅令 号」の間に番号として「六十三」が書き加えられていた（勅令第63号）。

文書1-5は文書内容として1-8と同じであるが、あらためて1-1から1-4までの「3月26日」という最終決定が完了する際に付されたものと考えることができる。1-1〔小学校令改正について鑑〕は内閣の罫紙に記され、閣議に付すための回覧（鑑）フォーマットである。これは内閣書記官が作成したもので、内閣書記官長宛に、そして花押や押印で確認をとる形で内閣総理大臣以下、各大臣（外務大臣、大蔵大臣、海軍大臣、文部大臣、逓信大臣、内務大臣、陸軍大臣、司法大臣、農商務大臣）宛となっている。この閣議文書名は「小学校令中改正ノ件」とあり、資料としては1-2とカウントする。この資料には1-3「上諭案」と1-4「勅令案」も記されている。もっとも後者については「枢密院上奏ノ通」と記されているだけで、あらためて文面を記してはいない。1-6（勅令に番号が付されたもの）を指すことになる。前者（上諭案）は次のように記されていた。

朕枢密院ノ諮詢ヲ経テ小学校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治卅六年三月廿六日

文部大臣

つまり天皇の裁可が出て、文部大臣宛にそれが下付されてきたということになる。その期日が明治36年3月26日となった。なお、1-1に付箋として「四月一日施行」とされている。

以上、一つの文書資料の中に含まれる数点の文書の流れを整理してみた。この事例は勅令に関することなので枢密院や法制局で検討される。枢密院で検討の結果了解され、次は天皇に上奏して裁可を得る手続きに入る。内閣には閣議の形でこれが報告され、最終的に閣議でそれを了承する形になる。このようにして本件では、小学校令の一部改正となった。なお、【枚数】欄に＊とあるのは、同じ罫紙（用紙）に書き込まれる回答や指示、あるいは別の日付が与えられる場合に印を付けた。省庁との往復では、例えば文部省の作成したものへ「その通りに認める」旨の書き込みで「回答」が

付された場合、件数として加え、\*と示す。また期日（日時）が加えられることもある。その場合には「勅令案」が実際には「勅令」として発行されたということになる。

### 3. 公文類聚（第27編）資料の全体像

目次に記されたように9件の文書を含むこの資料を「内容レベルでの目録化」をすると以下ようになる。

#### 公文類聚 第二十七編 巻十四 ※ 1903（明治36）年【内容の目録化】

| 頭注 | 枝番 | 標題                  | 発          | 宛             | 年月日         | 枚数 | 罫紙   | 記述様式 | 修正 | 備考                 |
|----|----|---------------------|------------|---------------|-------------|----|------|------|----|--------------------|
|    |    | 学制                  |            |               |             |    |      |      |    |                    |
|    |    | 小学校                 |            |               |             |    |      |      |    |                    |
| 1  |    | 小学校令中ヲ改正ス           |            |               | 3.26        |    |      |      |    | 勅令六三               |
|    | ①  | 〔小学校令改正について鑑〕       | 内閣書記官      | 〔各大臣、内閣書記官長〕  | 明治36.3      | 1  | 内閣   | 筆    | 無  | 付箋あり<br>（「4月1日施行」） |
|    | ②  | 小学校令中改正ノ件           | 〔内閣書記官長〕   | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 |             | *  |      | 筆    | 無  |                    |
|    | ③  | 上諭案                 | 〔天皇〕       | 文部大臣          | 明治36.3.26   | *  |      | 筆    | 無  |                    |
|    | ④  | 勅令案                 |            |               |             | *  |      | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑤  | 〔小学校令中改正について上奏〕     | 枢密院議長西園寺公望 | 〔天皇〕          | 明治36.3.25   | 1  | 枢密院  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑥  | 勅令六十三号〔小学校令中改正案〕    | 〔枢密院〕      |               | 〔明治36.3.25〕 | 3  | 枢密院  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑦  | 〔上奏について通知〕          | 枢密院議長西園寺公望 | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治36.3.25   | 1  | 枢密院  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑧  | 〔小学校令中改正について上奏書〕    | 枢密院議長西園寺公望 | 〔天皇〕          | 明治36.3.25   | 1  | 枢密院  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑨  | 小学校令中改正ノ件           |            |               | 明治36.3.21   | 3  | 罫線無し | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑩  | 〔文部大臣請議の件について鑑〕     | 法制局長官      | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治36.3.16   | 1  | 法制局  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑪  | 勅令案                 |            |               |             | *  |      | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑫  | 参照〔小学校令、年齢計算ニ関スル法律〕 |            |               |             | 3  | 内閣   | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑬  | 〔小学校令中改正案について請議〕    | 文部大臣菊池大麓   | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治36.2.21   | 1  | 文部省  | 筆    | 無  |                    |
|    | ⑭止 | 〔勅令案〕               | 〔文部省〕      |               | 〔明治36.2.21〕 | 3  | 文部省  | 筆    | 有  | 付箋あり               |
| 2  |    | 小学校令中ヲ改正ス           |            |               | 4.11        |    |      |      |    | 勅令七四               |
|    | ①  | 〔小学校令改正について鑑〕       | 法制局長官      | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治36.4.7    | 1  | 法制局  | 筆    | 無  |                    |

|   |    |                   |              |               |              |   |      |     |   |                     |
|---|----|-------------------|--------------|---------------|--------------|---|------|-----|---|---------------------|
|   | ②  | 勅令案               | 〔天皇〕         | 文部大臣          | 明治 36.4.11   | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ③  | 〔回答〕              |              |               |              | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ④  | 〔小学校令中改正について上奏〕   | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.4.6    | 1 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑤  | 勅令第七十四号〔小学校令中改正案〕 | 〔枢密院〕        |               | 〔明治 36.4.6〕  | 3 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑥  | 〔文部大臣請議の件について鑑〕   | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.27   | 1 | 法制局  | 筆   | 無 | 付箋あり<br>〔御覽済内閣へ御下付〕 |
|   | ⑦  | 勅令案               |              |               |              | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑧  | 参照〔小学校令、ほか〕       |              |               |              | 3 | 内閣   | 印   | 無 |                     |
|   | ⑨  | 〔小学校令中改正案について請議〕  | 文部大臣理學博士菊池大麓 | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.1.9    | 2 | 文部省  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑩  | 〔勅令案〕             | 〔文部省〕        |               | 〔明治 36.1.9〕  | 2 | 文部省  | 筆   | 有 | 付箋あり                |
|   | ⑪  | 〔上奏について通知〕        | 枢密院議長西園寺公望   | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.4.6    | 1 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑫  | 〔小学校令中改正について上奏書〕  | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.4.6    | 2 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑬止 | 〔勅令案〕             |              |               |              | 2 | 野線無し | 筆   | 有 | 付箋あり                |
|   |    | 実業学校              |              |               |              |   |      |     |   |                     |
| 3 |    | 実業学校令中ヲ改正ス        |              |               | 3.26         |   |      |     |   | 勅令六二                |
|   | ①  | 〔実業学校令中改正について鑑〕   | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.25   | 1 | 法制局  | 筆   | 無 |                     |
|   | ②  | 勅令案               | 〔天皇〕         | 文部大臣          | 明治 36.3.26   | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ③  | 〔回答〕              |              |               |              | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ④  | 〔実業学校令中改正について上奏〕  | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑤  | 勅令案               | 〔枢密院〕        |               | 〔明治 36.3.25〕 | 4 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑥  | 〔文部大臣請議の件について鑑〕   | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.19   | 1 | 法制局  | 筆   | 無 | 付箋あり<br>〔御覽済内閣へ御下付〕 |
|   | ⑦  | 勅令案               |              |               |              | * |      | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑧  | 〔修正案（勅令案）〕        | 〔天皇〕         | 文部大臣          |              | 2 | 法制局  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑨  | 参照〔実業学校令、ほか〕      |              |               |              | 4 | 内閣   | 印・筆 | 無 |                     |
|   | ⑩  | 〔実業学校令中改正案について請議〕 | 文部大臣理學博士菊池大麓 | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.1.23   | 1 | 文部省  | 筆   | 無 |                     |
|   | ⑪  | 〔勅令案〕             | 〔文部省〕        |               | 〔明治 36.1.23〕 | 4 | 文部省  | 筆   | 有 |                     |
|   | ⑫  | 〔上奏について通知〕        | 枢密院議長西園寺公望   | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆   | 無 |                     |

|   |    |                                |              |               |              |   |      |    |   |                     |
|---|----|--------------------------------|--------------|---------------|--------------|---|------|----|---|---------------------|
|   | ⑬  | 〔実業学校令中改正について上奏書〕              | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑭止 | 実業学校令中改正ノ件                     |              |               | 明治 36.3.24   | 4 | 罫線無し | 筆  | 無 | 「秘」とあり。書記官長修正の朱記あり。 |
|   |    | 専門学校                           |              |               |              |   |      |    |   |                     |
| 4 |    | 専門学校令ヲ定ム                       |              |               | 3.26         |   |      |    |   | 勅令六一                |
|   | ①  | 〔専門学校令改正について鑑〕                 | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.25   | 1 | 法制局  | 筆  | 無 |                     |
|   | ②  | 勅令案                            | 〔天皇〕         | 文部大臣          | 明治 36.3.26   | * |      | 筆  | 無 |                     |
|   | ③  | 〔回答〕                           |              |               |              | * |      | 筆  | 無 |                     |
|   | ④  | 〔専門学校令改正について上奏〕                | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑤  | 専門学校令〔勅令案〕                     | 〔枢密院〕        |               | 〔明治 36.3.25〕 | 8 | 枢密院  | 筆  | 有 |                     |
|   | ⑥  | 〔文部大臣請議の件について鑑〕                | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.19   | 1 | 法制局  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑦  | 勅令案                            |              |               |              | * |      | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑧  | 参照〔私立学校令、ほか〕                   |              |               |              | 9 | 内閣   | 印筆 | 無 |                     |
|   | ⑨  | 〔専門学校令改正案について請議〕               | 文部大臣理学博士菊池大麓 | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.3.12   | 1 | 文部省  | 筆  | 無 | 付箋あり（「4月1日施行」）      |
|   | ⑩  | 専門学校令〔勅令案〕                     |              |               |              | 4 | 文部省  | 筆  | 有 | 付箋あり                |
|   | ⑪  | 〔上奏について通知〕                     | 枢密院議長西園寺公望   | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑫  | 〔専門学校令改正について上奏書〕               | 枢密院議長西園寺公望   | 〔天皇〕          | 明治 36.3.25   | 1 | 枢密院  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑬止 | 専門学校令                          |              |               | 明治 36.3.24   | 7 | 罫線無し | 筆  | 無 | 「秘」とあり。書記官長修正の朱記あり。 |
|   |    | 大学                             |              |               |              |   |      |    |   |                     |
| 5 |    | 明治三十年勅令第二百九号（京都帝国大学ニ関スル件）中ヲ改正ス |              |               | 3.24         |   |      |    |   | 勅令五四                |
|   | ①  | 〔文部大臣請議の件について鑑〕                | 法制局長官        | 〔内閣総理大臣ほか各大臣〕 | 明治 36.3.10   | 1 | 法制局  | 筆  | 無 |                     |
|   | ②  | 勅令案〔回答〕                        |              |               |              | * |      | 筆  | 無 |                     |
|   | ③  | 参照〔京都帝国大学、帝国大学令、ほか〕            |              |               |              | 1 | 内閣   | 印筆 | 無 |                     |
|   | ④  | 〔医科大学を京都帝国大学分科大学とする件について請議〕    | 文部大臣理学博士菊池大麓 | 内閣総理大臣桂太郎     | 明治 36.3.12   | 1 | 文部省  | 筆  | 無 |                     |
|   | ⑤止 | 〔勅令案〕                          | 〔天皇〕         | 内閣総理大臣、文部大臣   | 明治 36.3.24   | 1 | 文部省  | 筆  | 有 |                     |

|   |        |                                                              |                      |                       |            |   |     |        |   |                        |
|---|--------|--------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|------------|---|-----|--------|---|------------------------|
| 6 |        | 京都帝国大学法科大学<br>医科大学及理工科大学<br>ノ講座ヲ定ム                           |                      |                       | 3.30       |   |     |        |   | 勅令六八                   |
|   | ①      | 〔文部大臣請議の件に<br>ついて鑑〕                                          | 法制局長<br>官            | 〔内閣総理<br>大臣ほか<br>各大臣〕 | 明治 36.3.27 | 1 | 法制局 | 筆      | 無 |                        |
|   | ②      | 勅令案〔回答〕                                                      | 〔天皇〕                 | 文部大臣                  | 明治 36.3.30 | * |     | 筆      | 無 |                        |
|   | ③      | 参照〔京都帝国大学の<br>各種講座について、ほ<br>か〕                               |                      |                       |            | 4 | 内閣  | 印<br>筆 | 無 |                        |
|   | ④      | 〔京都帝国大学中の講<br>座について請議〕                                       | 文部大臣<br>理学博士<br>菊池大麓 | 内閣総理<br>大臣桂太<br>郎     | 明治 36.3.26 | 2 | 文部省 | 筆      | 無 | 付箋あり<br>〔「4月1日<br>施行」〕 |
|   | ⑤<br>止 | 勅令案                                                          |                      |                       |            | 3 | 文部省 | 筆      | 無 | 付箋あり                   |
| 7 |        | 明治三十六年勅令第<br>六十八号（京都帝国大<br>学法科大学医科大学及<br>理工科大学講座ノ件）<br>中ヲ改正ス |                      |                       | 9.11       |   |     |        |   | 勅令<br>一三六              |
|   | ①      | 〔文部大臣請議の件に<br>ついて鑑〕                                          | 法制局長<br>官            | 〔内閣総理<br>大臣ほか<br>各大臣〕 | 明治 36.9.5  | 1 | 法制局 | 筆      | 無 |                        |
|   | ②      | 勅令案〔回答〕                                                      |                      |                       |            | * |     | 筆      | 無 |                        |
|   | ③      | 参照〔京都帝国大学法<br>科大学医科大学及理工<br>科大学講座ノ件、ほか〕                      |                      |                       |            | 2 | 内閣  | 筆      | 無 |                        |
|   | ④      | 〔京都帝国大学中の講<br>座開始の件について請<br>議〕                               | 文部大臣<br>児玉源太<br>郎    | 内閣総理<br>大臣桂太<br>郎     | 明治 36.9.4  | 1 | 文部省 | 筆      | 無 |                        |
|   | ⑤      | 勅令〔案〕                                                        | 〔天皇〕                 | 文部大臣                  | 明治 36.9.11 | 3 | 文部省 | 筆      | 有 | 付箋あり                   |
|   | ⑥<br>止 | 〔閣議案取り扱いにつ<br>いて照会〕                                          | 文部総務<br>長官岡田<br>良平   | 内閣書記<br>官長柴田<br>家門    | 明治 36.9.4  | 1 | 文部省 | 筆      | 無 |                        |
|   |        | 図書                                                           |                      |                       |            |   |     |        |   |                        |
| 8 |        | 文部省ニ於テ著作権ヲ<br>有スル教科用図書ノ発<br>行ニ関スル保証金ノ件<br>ヲ定ム                |                      |                       | 6.19       |   |     |        |   | 勅令<br>一〇四              |
|   | ①      | 〔文部大臣請議の件に<br>ついて鑑〕                                          | 法制局長<br>官            | 〔内閣総理<br>大臣ほか<br>各大臣〕 | 明治 36.6.5  | 1 | 法制局 | 筆      | 無 |                        |
|   | ②      | 勅令案〔回答〕                                                      |                      |                       |            | * |     | 筆      | 無 |                        |
|   | ③      | 参照〔明治 23 年勅令<br>第 2 号、ほか〕                                    |                      |                       |            | 1 | 内閣  | 筆      | 無 |                        |
|   | ④      | 〔著作権を有する教科<br>用図書発行の件につ<br>いて請議〕                             | 文部大臣<br>理学博士<br>菊池大麓 | 内閣総理<br>大臣桂太<br>郎     | 明治 36.4.30 | 1 | 文部省 | 筆      | 無 |                        |
|   | ⑤      | 勅令〔案〕                                                        | 〔天皇〕                 | 文部大臣                  | 明治 36.6.19 | 1 | 文部省 | 筆      | 有 | 付箋あり                   |
|   | ⑥<br>止 | 理由                                                           |                      |                       |            | 1 | 文部省 | 筆      | 有 |                        |
|   |        | 雑載                                                           |                      |                       |            |   |     |        |   |                        |
| 9 |        | 文部省外国留学生規定<br>中ヲ改正ス                                          |                      |                       | 3.26       |   |     |        |   | 勅令六〇                   |
|   | ①      | 〔文部大臣請議の件に<br>ついて鑑〕                                          | 法制局長<br>官            | 〔内閣総理<br>大臣ほか<br>各大臣〕 | 明治 36.2.27 | 2 | 文部省 | 筆      | 無 | 付箋あり<br>〔「4月1日<br>施行」〕 |

|        |                      |                      |                   |            |   |     |     |   |      |
|--------|----------------------|----------------------|-------------------|------------|---|-----|-----|---|------|
| ②      | 勅令案〔回答〕              | 〔天皇〕                 | 文部大臣              | 明治 36.3.26 | * |     | 筆   | 無 |      |
| ③      | 参照〔文部省外国留学生規定、ほか〕    |                      |                   |            | 7 | 内閣  | 印・筆 | 無 |      |
| ④      | 〔文部省外国留学生規定改正について請議〕 | 文部大臣<br>理学博士<br>菊池大麓 | 内閣総理<br>大臣桂太<br>郎 | 明治 36.2.3  | 1 | 文部省 | 筆   | 無 |      |
| ⑤      | 文部省外国留学生規定<br>中改正案   |                      |                   |            | 3 | 文部省 | 筆   | 有 | 付箋あり |
| ⑥<br>止 | 改正理由書                |                      |                   |            | 2 | 文部省 | 筆   | 有 |      |

## おわりに

本研究全体としての目的は、「公文類聚」資料を「内容レベルで目録化」することで、明治期以降の近代教育研究の推進に貢献しようとするものである。従来、この時期に関する官側文書（史料）としては、『明治以降教育制度発達史』や『日本近代教育百年史』に収載された資料が使われてきた。しかし現在では一次史料としての公文史料を『編集復刻 日本近代教育史料大系』で写真版としてみるができる。もちろん、写真版が印刷された刊行本では「朱書き」や「印鑑」の色を見分けることはできないし、またそもそも公文史料の保存のためにつくられた（当時の）写本など別の複数資料も存在する。より厳密な研究のためには自身で国立公文書館等に足を運ぶしかないが、それでも一次資料を手にしやすく（目にするができるように）なったのは事実である。さらに今後は同史料群に関するデジタル化も進むことが期待される。

しかし、本稿はじめにも記したように、その『編集復刻 日本近代教育史料大系』の「公文類聚」には「内容レベルでの目録化」がまだ行われていないので、これを地道に進め、いずれ公開できるようにと今後も作業を続けていきたい。

本稿では文書 1「小学校令中ヲ改正ス」について、各種の内容ごとの文書資料を（必要ならば仮題を付して）整理し、その請議から決済までの流れの解説を試みた。制度や政策が作成され実施されていく際の手続きや過程そのものを記述することで、何が可能となるのか。まず、組織内の重層的な構造や複雑性を理解することが可能となる。「何年に何が公布された」「制度が改変された」という結果のみを考えるのではなく、そのような必要性が生じた外的要件や社会環境・状況の変化を考えなければいけないということは（あらためて）言うまでもない。しかし、実はその組織内でも「縦割り行政」や「トップダウン」等の形容で批判されることもあるが、省庁間や政府部局間でも手続きや往復が行われている。それが理解できるという点においても、この資料研究には意義があると考えている。

筆者は、議事録や記録、公文書保存の大切さが問われ、同様の事項に疑義が呈される昨今の情勢には危機感をもっている。今後も丁寧な史料研究を進めていきたい。

【付記】本稿は平成30年度科学研究費として受給した研究課題「『公文類聚』完全目録化による政策合意形成過程の明確化に関する研究」の成果の一部である。

## 注

- 1 同研究会は佐藤秀夫（国立教育研究所：当時）の呼びかけにより1989（平成元）年に発足した。編集復刻版最終巻41巻と附巻3冊の刊行が終了したのは2016（平成28）年8月であった。
- 2 公文記録とは、明治政府が公文書の整理保存を目的として、太政官に提出（伺い出）された原文書を編輯することになり、また同時に日常の考査用に副本も作成されたもの。その原文書類を発行省庁別・年別に編綴したものである。「太政類典」は1867（慶応3）年から1881（明治14）年までの文書であるが、原議原文そのものではないため厳密には二次史料となる。「公文録」は基本的に原文書そのものが保存されたものであり、一次史料となる。1868（慶応4）年から1885（明治18）年までの文書。1998（平成10）年から重要文化財に指定されている。「公文類聚」は「太政類典」をひき継ぎ、1882（明治15）年以降に編纂が始められる。1885年12月の太政官制廃止とともに「公文録」編輯が打ち切られたことにより、1886（明治19）年以降はこの「公文類聚」が内閣制度のもとでの唯一の公文記録類纂物となった。つまり1885年末までは「太政類典」の後身・改称でもあり、1886年以降は「公文録」の後身としての性格（公文原簿）をもつようになった。
- 3 附巻1は1994（平成6）年、附巻2は2003（平成15）年、附巻3は2016年に刊行された。
- 4 ボリュームの面と研究作業に従事する人材という物理的な限界もあり、さらに刊行スケジュールの点から判断されたものであった。もちろん原資料を写真でみることができることも、それを選定・確認することと撮影があつてのことであり、それ自体が高く評価されるべきである。
- 5 本稿で1年間分の目録化したものを紹介するが、年間に1回刊行の紀要ベースでは60年以上かかることになる。本研究で入力したデータはいずれ別の形・方法で公開することを考えている。
- 6 「太政類典」は第1編から第5編まで（外編もあり）、それを継ぐ形で「公文類聚」は第6編から第69編までとなっている。同資料群（公文記録）の中でも最大規模のボリュームとなっている。
- 7 本稿で同資料（第27編）を紹介するのは、この複数の項目に分けられ、なおかつ分量も過大ではないという紙幅の事情による。
- 8 当たり前のことを記しているが、文書資料には適宜重ねて綴じていき、その綴じた記録として罫紙に文書名（資料名）を書き込んでいくものもある。公文書資料は記録・保存を意識して編纂されたものである。
- 9 大規模な編纂事業（研究計画）であったため、複数人の研究者が分担して作業に加わることを考えて、一件ごとの「カード」入力（記載）というフォーマットがつけられた。後年になって「カードからテキストデータ入力」する手間も考えて、直接にデータベース入力と作業方法に変化がみられた。
- 10 〔〇〇について請議〕〔〇〇について鑑〕〔〇〇について上奏書〕（奏上する文面）など性格ごとにパターンが編集委員により整理されていたので、本稿でもそれを踏襲している。
- 11 罫紙についても、それがどのような部署で協議され、誰が整理・起案したのかわかるので重要な情報となる。起案者レベルの押印（印鑑）で特定することも可能となる。

## 戦後上海における内山完造 —新史料による検討を中心に—

高 綱 博 文

### はじめに

筆者はグレーゾーン研究の一環として「日中友好の架け橋」・「魯迅の友」として偶像視されてこれまで全く検討されてこなかった戦時下の内山完造について考察を試みた。同論考では戦時下の上海内山書店主・内山完造は日中戦争・アジア太平洋戦争が生み出した戦時体制下において「魯迅の友」・「支那通」といった「文化資本」を最大限に活用して、体制に「適応」して経済的、社会的、文化的に成功者となったことを明らかにした<sup>1</sup>。本稿はその続稿であり、内山完造が戦後上海においても時代の激変に「適応」しながらも生きた実像を、日本の敗戦前後から47年12月に帰国するまで新史料によって検討することが課題である。

戦後上海において内山完造が生きる目標はすでに戦争末期にすでに決めていた。下記の内山完造『雑記』の1944（昭和19）年7月14日に「決心」と題して「夢」を次のように語っている。

「大陸に文化を守る、此れが私の最後の働き場所である。此れが方法として日本の紙型に因る印刷物を上海で造って売れるなら売るが、三百冊位以上を蘇州の図書館に貯蔵すること。戦後の世界に日本文化を大陸に存する事は未だ考へられて居らん事である。」<sup>2</sup>

内山完造は上海に骨を埋める覚悟でいた「上海の移民」の一人であり、陳祖恩氏の言葉を借りれば「上海を自分たちの第二の故郷と考え、上海で末永く仕事や生活をしたいと望んでいた」<sup>3</sup>。そして、内山は日本書籍を中国の人々に販売し、それを通じて日本文化を中国へ普及したいとの「夢」を懐いていた。実際、彼は戦時下において岩波茂雄に対して「日本書籍の販路は中国にある」と語り、岩波書店と共同して中国における新たな出版事業も構想していた<sup>4</sup>。さらに内山は戦後においても上海に残留して書店経営や出版事業を通じて日中文化交流に貢献しようと決心していたが、1947年12月に強制送還されて「私の夢は破れた」と語る<sup>5</sup>。内山完造が戦中・戦後を通じてこうした「夢」を持ちえたのは、内山が中国人と日本人は「同じ血の流れの友」とであると見なし「日中の架け橋」になりたいと願望していたことによるものであろう。一方で、筆者は内山が日本の一般民衆と同様に中国への「侵略意識」が希薄な「帝国意識」によるものであるとも考えている<sup>6</sup>。

当該期の内山完造に関する基本史料としては内山の自伝『花甲録』（岩波書店、

1960年)があるが、本稿では下記のような新史料を中心として検討を行うものである。

①「内山完造『雑記』」=上海在留期間のノート4冊

(1) 1944年6月5日～1945年3月13日

(2) 1945年10月5日～1946年8月11日

(3) 1946年9月13日～1946年9月26日

(4) 1946年9月26日～1946年10月5日

内山完造『雑記』の存在は『花甲録』の記述から知られていたが<sup>7</sup>、最近になって内山完造研究会により神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』No.64(2020年)、No.65(2021年)において公開された。

②塚本助太郎の史料

(1) 塚本助太郎『日記』

(2) 塚本助太郎『ノート』

塚本助太郎は、彼の妻塚本美代は内山夫妻の仲人牧野虎次牧師の長女であり、戦前は上海豊田紡織に勤務するクリスチャンであった。内山夫妻とは親族同様の付き合いをしており、敗戦後は1947年12月に内山完造とともに帰国するまで家族で同居した。戦後上海における内山完造を公私にわたって支えたのは塚本助太郎であると言って過言ではない。

塚本助太郎には自伝『人生回り舞台一大陸に架ける虹一』(近江兄弟社湖声社、1988年)があり、それにより略歴を紹介すると以下の通りである。

塚本助太郎は1900(明治33)年、滋賀県神崎郡五個荘町に生まれ、家は代々近江商人であった。少年時代に教育者の父に従って近江八幡に一家転居し、そこで近江ミッションのプロテスタント伝道者ヴォーリンズ夫妻に出会い感化を受けた。八幡商業卒業と共に三井物産に入社して北京三井書院に留学。1921年に上海豊田紡織に転職し、クリスチャンの内山夫妻とも出会い、上海日本人YMCAの理事となり活躍し、「支那劇研究会」をつくり、内山と共に日中文化人の交流に尽力した。戦後は内山完造と一緒に1947年12月に強制送還されるまで2年半の上海残留生活を送り、帰国後は大阪でデザイン協会を興して活躍した。

上記の塚本助太郎史料は筆者が1996年6月に塚本美代を聞き取りした際に頂戴した自筆の『日記』・『ノート』の複写資料である。(1)『日記』は1945～47年が中心であり日付が不明な箇所があるが、戦後上海の内山完造についても一次史料である。(2)『ノート』はおそらく前掲『人生回り舞台』の草稿・準備ノートであると推測されるが、同書にない回想も記述されている。

その他に日本占領下にあった上海を接収した中国国民政府軍(第三方面軍)が上海の日本軍官民の民主化のために刊行した邦字新聞『改造日報』が本稿の基本史料である。同紙は1945年10月～翌46年8月頃まで一年足らずの期間の新聞であったが、

当時の上海日本人居留民社会の状況を伝えるだけでなく、内山完造も多く寄稿しており彼の活動を窺うことのできる貴重な史料でもある。

## 1. 1945（昭和 20）年

日本帝国が終焉した 1945（昭和 20）年は、還暦を迎えた内山完造（1885 年 1 月 11 日生）にとっても大きな試練の年であった。同年 1 月 13 日に上海内山書店の創業者内山みき（旧姓「井上みき」1893 年生であるが、内山美喜・美喜子とも表記される）が死去したことであり、11 月 23 日に中国国民政府により内山書店が接収されたことである。

『花甲録』1945 年の項には「今年私は丁度還暦の六十歳になった。……三十年私のために真心を与えて呉れた妻の昇天である。私は泣くより外に途はなかった。私は私の顔がはれ上がるほど泣いた」とある<sup>8</sup>。『雑記』にはみきが死去した直後に書いた次のような文章がある。

「信仰と共に嫁いで三十年、あゝゆきぬ吾妻は、みき。若ふして数奇な生活をよぎなくされ、人生の苦海に重なり来る苦難と戦ふ不撓不屈。一度翻然として覚め来るや、やさしくも強き強き其信仰は恰も鉄石の如く、脱線せんとする私を助けて飽く事なく、追究者をして遂に同信の徒たらしめ、敢然として稼ぐや内山書店を創立して孤軍奮闘努力、今日に至らしむ。」<sup>9</sup>

完造が認めているように内山書店の発展にクリスチャンみきの功績は極めて大きく 1938 年に病気療養のため第一線を退くまで書店経営者の公的な名義は「内山みき」であった<sup>10</sup>。内山完造は 1913 年 3 月に京都教会の牧野虎次牧師の紹介で田口參天堂合資会社に上海出張員として入社し、1930 年に退職するまで中国各地を巡りながら「大学目録」の広告・宣伝・販売業務に従事していた。その間、みき夫人が「不馴れの小包郵便の通関から、運送から荷ほどき買入れ売上げの記帳から、何から何までことごとく一人で働いていたのである」<sup>11</sup>。

塚本助太郎は嘆き悲しむ完造に比翼塚をつくることを勧め、彼は実際に「故内山夫人の墓」の企画監督を行った。塚本『日記』（1945 年 2 月 9 日）には墓の詳しい見取り図が描かれている。また、塚本は上海日本人 YMCA に「内山夫人祈念食堂」を開設することに尽力した。

アジア太平洋戦争勃発後の 1942 年に海軍から南京路にあったアメリカン・パブリッシング・カンパニー（Chinese American Publishing）の管理を委託された内山書店は改組する必要が生じ「内山書店有限会社」となったが、塚本『日記』1945 年（4 月頃？）には「内山書店有限会社」の出資明細が次のように記載されている。

### 【老朋友会】

塚本 70,000、前田 50,000、與田 40,000、五十崎 30,000、八谷 20,000、河野 20,000、

種田 20,000、高取 20,000、小山 20,000、丸林 20,000、門田 10,000、川口 10,000、小久保 10,000、近江 50,000 —小計 390,000

【内山社員】

内山完造 70,500、内山美喜 69,750、長谷川三郎 23,250、長谷川清 15,000、岡本忠三郎 6,000、中村亨 6,000、内山正雄 5,250、小谷正一 5,250、清岡哲郎 2,250、田中協平 2,250、宇坪向次雄 1,500、小林泰治 1,500、越山敏榮 1,500 —小計 210,000

—総計 600,000

内山書店は日中戦争前の 1936 年には内山書店は個人商店であったが、これが 1939 年に長谷川三郎が経営する内山書店雑誌部が経営統合されて「合資会社内山書店」となり、42 年に「内山書店有限会社」となった。「合資会社」時代の 1941 年の内山書店の資本金は 120,000 円であったのが、「有限会社」の組織替えされると資本金は 600,000 円と大幅に増資されている。また、同「出資明細」から内山完造—内山みき—塚本助太郎はほぼ同額の 70,000 円を出資する対等なビジネスパートナーの関係にあったことが推測される。そこには「近江 50,000」とあるが、後述する近江兄弟社であると推測される。『日記』によれば塚本は 1945 年 4 月 20 日に内山書店第 6 期（1943 年 10 月 11 日～44 年 10 月 10 日）の決算配当金を受け取っている。

戦争末期、塚本助太郎と内山完造は内山書店経営のビジネスパートナーであるだけでなく、当時彼らは近江兄弟社の上海進出を計画し、現地法人として上海兄弟社を発足させ、その事業の一環としてメンソレータムの製薬工場「華興化学製薬合資会社廠」の設立を構想していた。この構想の発端は 1938 年春に京都で吉田悦蔵、清水安三、内山完造、塚本助太郎の 4 人が大陸兄弟社の構想を話し合ったことにあり、塚本『日記』には「北は清水が南は内山と塚本がその使命を担当する事になった近江兄弟社の大陸進展である」との記載がある<sup>12</sup>。

近江兄弟社はアメリカ人キリスト教徒宣教師ウィリアム・メレル・ヴォーリズが 1910 年に滋賀県近江八幡で伝道活動の経済基盤を築くために始めたメンソレータム販売会社であった。その企業理念は「信仰と商売の両立の実践」であり「事業を通じて神の証とする」というものであり、商人クリスチャンたる内山完造が共鳴しやすいものであった。

吉田悦蔵はヴォーリズから近江兄弟社の理事長を引き継いだ人物であり、家が代々近江商売人であった塚本助太郎の仲人でもあった。塚本『日記』の最初の頁には『吉田悦蔵文集』から採った「近江兄弟社の目的」と題する一文が写されているが、塚本も内山もこうした戦時下の天皇制国家主義「日本基督教」と呼ぶべきものに感化されていたものと推察される<sup>13</sup>。

「宇宙の創造者なる神われらの大和島根を作り給ひし神その大御心をキリスト教の精神を以て推察し奉り近江の國に理想の生活を営みまづ全身全霊を捧げて身を清め

家を修め纏て兄弟社として集團する一大家族を作り大日本帝國に盡忠報國の誠を致志とするものであります」。

1945年4月13日塚本『日記』には「近江（兄弟社一引用者）、塚本、内山の出資を一丸となし上海兄弟社を構成」し、「内山書店に出版部を新設し其出資には内山、塚本に出来るだけ多額の出資をなし資金的に上海兄弟社の充実に計らんとす。華興の製品メンソレータムの販賣に関しても内山書店をして一翼を附抱せしめて上海兄弟社創設実現の一步をふみ出せんとす」とある。

内山と塚本は日本が敗戦した戦後においても上海に残留し上海兄弟社実現の構想を持ち続けたが、そのことについては1946年のところで検討することにする。

塚本『日記』4月13日には上海兄弟社の記述に続き「内山書店出版部」について次のように書かれている。

「従来の内山書店は端に書籍の配給を業務とし今回上海図書有限会社としこの部門は統制されるに至るも文房具其他の販賣のみは供される。

今後日本のように書籍の供給減少の傾向にある現立内山書店としては現地出版の実現の外前途打開の方法がない。新たに現地出版部を新設し資金を募集し企劃を確立し大いにひ現地文化の発展を期す可きである。内山叢書、内山新書等を刊行を計劃して進んで支那人文科学研究会（現立 Y.M.C.A のもの）の確立を期せんとす」。

『支那在留邦人名録』第34版（1944年8月刊）によれば内山書店は「圖書出版書籍雑誌文房具商及印刷業」となっており店舗の「本店、東店、学用品店、南京路店」以外に「印刷工場」を所有していた。「印刷工場」は本来、海軍から経営を委託されたアメリカン・パブリッシング・カンパニーが所有したものであり、この存在が「内山書店出版部」新設企画の基礎にあり、内山に中国において新たな出版事業を展開するとの「夢」を見させたものと考えられる。

敗戦当時の内山書店は次のような状態にあった。1942年には対敵資産接収にあった南京路160号のアメリカン・パブリッシング・カンパニーの管理を海軍から委託された内山書店は、それを南京支店として経営することになった。このため内山書店は改組する必要が生じ「内山書店有限会社」となり、同年11月出版統制により上海の小売り書店は上海有限図書公司をいう統制会社をつくり一括合併されることになった。内山書店は本店（施高塔路11号）及び東店（施高塔路15号）が上海有限図書公司に合併され、内山書店学用品店（北四川路1071号）及びその支店である呉淞路店（呉淞路403号）、出版専門の営業をする南京路店（南京路160号と印刷工場）に再編された。

1945年8月15日、ついに日本は連合国に敗北した。中国大陸にいた約100万の日本軍は各地で武装解除されることになった。上海市内では数日前から日本の無条件降伏が噂として流れ、内山は8月11日には日本の無条件降伏が決まったと聞いた。8月15日に上海でも天皇の玉音放送が流れた。内山完造の日本が敗戦した直後の思い

を知ることのできる 10 月 2 日の内山『雑記』に次のようにある。

「最悪の平和も戦争に勝る。私は此言葉が非常な真理を語って居ることを信じて居るものであるが、此度びの大戦で愈々其間違ひのないことを知った。然し人間と云ふものは勝手な者で、爆弾におびえた頃にはドンナ悪条件でも、一日も早く平和になって貰ひ度ひものとは誰れでも云ふた事であった。そして八月十四日には其おそろしい爆弾の戦争が中止されたのである。吾れ人共にホット安心の胸をなで下ろしたのである。……処が其後ボツボツと敗戦国民としての現実が次から次と厳しさを加へて来る」<sup>14</sup>。

内山完造は日本の敗戦についてアメリカの原爆によるのであると捉えて、中国に敗れたとの認識はなった。内山は日本の敗戦により「戦争」を否定し「平和」を称揚し、「将来日本はどうしても此 스위スを手本にして東洋の樂園を造るべく努力すべきである」と考えたが<sup>15</sup>、そこには日本の中国侵略への反省・贖罪の言葉は見られなかった。敗戦後上海における内山は平和主義者へ変貌したが日本敗戦による「価値観の反転」の過程にあり<sup>16</sup>、中国に日本が敗れたとの認識に至らず「清算されない帝国意識」の状態にあったといえよう<sup>17</sup>。

中国国民政府は、日本の占領下にあった上海の接收を国民政府第三方面軍（総司令官は湯恩伯）に担当させた。上海接收に当たった第三方面軍は、1945 年 10 月 1 日に上海の日本人居留民（中国側は「日僑」と称した）を管理する目的で狄思威路 1177 号に「上海日僑管理处」を正式に設立した。王光漢中將を処長、鄒任之少將を副処長として、その下に秘書室・訓練科・宣導科・総務科・指導員を組織して、職員 38 名を配した。当時、上海における日本人居留民（日本軍を除く）約 5 万名であり、敗戦後は各地から上海に結集した約 3 万名を含めて、総計 8 万名であった。

第三方面軍は 9 月 24 日に「日僑」は「日僑集中区」に集中するように発令した。虹口地区の「日僑集中区」に集結しつつある日本人居留民の相互扶助、集団共済、厚生等のため、各界の代表を集めた「上海日本居留民互助会」が発足したが、湯恩伯総司令官の命令により従来の「上海自治会」と統合一括することになって自治団体「日僑自治会」が誕生し、前公使土田豊が会長に任命され、10 月 6 日には本格的な活動を開始した。内山完造は老上海の一人として「日僑自治会」の諮詢委員となった<sup>18</sup>。

国民政府第三方面軍は上海の日本軍官民の民主化のために、戦時下における日本の国策新聞『大陸新報』の継続紙として大陸新報社の旧社屋、設備を利用して 1945 年 10 月 5 日に邦字新聞『改造日報』を創刊した。内山完造は『大陸新報』において「魯迅の友」として頻繁に登場し、彼なりの「日中友好」を信じて国策プロパガンに協力してきた。敗戦後にも『改造日報』に「魯迅の友」として魯迅が逝去した 10 月 19 日の『改造日報』文化欄に「十月十九日」という記事で「大魯迅」の思い出を語っている。続いて 10 月 25 日の『改造日報』に在留日本人の「泥酔者」を非難する「酔漢への制裁」と題する記事を書いている。このような内山のエッセー（漫語）は国策新聞

『大陸新報』に度々掲載されてきたものであり、彼が戦前と同様に体制に「適応して」国民政府の対日政策に協力していることを窺わせる。

内山完造は10月2日の『雑記』に当時の上海の状況を次ぎのように書いている。

「上海では虹口地区に集結せよと云ふ命令が第一次で、第二次が虹口の内1, 2, 3, 4区と集結地区が決定せられた。此為メの移動は随分混雑した。現に今日其混乱中である。恐らくは、これから上海もダンダンと厳しさを加えて来るであろうことは間違いないことである。然るに其今日に於いて、上海の日本人は已にまた悲名〔鳴〕を挙げて死んだ方がましだと云ふ様なことを云ふて居る。然し上海は他の地方に比べて実に優待されて居るとの事である」。<sup>19</sup>

内山完造は、京都教会牧師伊藤勝義の次女寿美と寶楽安路松洞里9号の自宅で敗戦を迎えたが、9月16日塚本助太郎一家4人が日本人居留民の居住区制限により同居することになった。さらに日僑管理处の方針によって11月1日に施高塔路千愛里3号の別宅へ移転し、翌年4月5日に呉淞路義豊里164号に移って帰国するまで塚本一家も生活を共にした。当時、上海に大使館参事官をしていた岡崎嘉平は、「もっとも上海に長く住みついていた老上海たちは、親しい中国の友人も多く、また過去幾たびかの経験をもっているので、案外落着いていて、敗戦の動揺といったものはほとんどなかったようである。……不安は段々高まってきた。それに物価も急上昇し出して、貯えのない者、収入のない者は、持物を闇市に売って凌ぎ、中には、道端に並べて売る者さえ現れる状態になって、私も敗戦国民の惨めさを身体で感じるようになって行った」と回想している<sup>20</sup>。戦後の塚本『ノート』における敗戦後の困窮する日本人居留民とは異なる内山たち「老上海」の余裕のある生活状態を次のように描き出している。

「日本は1945. 8.15終戦（実は敗戦）を迎えている。私達一家はこれを現地上海で迎へそうして残留2年4ヶ月に及んでいた。内山完造、西林寿美ちゃんと共同生活して松洞里から千愛里、淞路義豊里と転々とした。日僑生活を続けた。日本に於ける戦時戦後の統制生活は今迄体験せなかった。上海租界（1943年に上海租界は廃止—引用者）では主食は自由でその他何でも買える生活であった」。

1946年1月1日の内山『雑記』にも、戦前と変わらぬ内山家の正月風景が描かれている。「いよいよ正月だ。味噌汁の雑煮だ。黒豆に数の子、田作りが正月らしく卓子に並んでいる。私は新しく綿入れを着せて貰ふた。山岸女士も塚本夫人も美しい支那服だ。皆んな揃ふてお目出度い（店の人々がドヤドヤと年賀に来た）」<sup>21</sup>。

塚本『日記』や『花甲録』によれば、敗戦後の内山家には電話が引かれており短波放送の聴けるラジオがあり、内山完造は国民政府（日僑管理处等の対日工作機関）への協力の見返りとして特権的な生活が許されたていたものと推測される。陳祖恩氏によれば国民政府に留用された日本人居留民の中には特権的な生活状態を享受していたものがいたが<sup>22</sup>、内山も同様であったと考えられる。

敗戦後、上海の内山書店は『花甲録』によれば、「終戦とともに上海の日本人商店は全部閉鎖されたが、内山書店だけは十月二十三日正式の接收者が来るまで各店共営業を継続した」という。この間の状況にある史料は次のように述べている。

「日僑集中区に入った後の中国側の非公式の要望により帰国日本人蔵書を購入し、中国文化人のために販売する」。「上海内山昨年末中国側に接收されるまで商売はつづけられたが地方から帰って来た古い中国文化人たちの客で賑わったと」<sup>23</sup>。

接收された後の状況については、『花甲録』は次のように述べる。「封印をされるともに内山書店互助会と云うもの組織して、露店やブローカーを日本人店員が聯合して活動したので、全く不自由なく生活することが出来た。無論病院の費用、死亡の後の始末等も全部まかなったのである。敗戦の結果として私の上海での公私共に接收された総額は、結局二回接收されたのだが、儲備券で（前後併せて）二十五億元上下であった。内山書店の創立者は一月に昇天した。内山書店は接收された。これで内山書店は一幕閉じることになった」。<sup>24</sup>

しかし、内山書店の接收の経緯とその後の状況を『雑記』は次のように書いている。

「内山書店の最后 十月廿三日、中華民国特別工作班として有名なる（仮にゲーペーウーと云ふ）戴雨農の主弁する調査統計局から、第三方面軍の指令を以て内山書店の接收に來た。そして午後二時から北四川路一〇七一号の商品を二日がかりで全部持出して持って帰った。合計七億五千五百萬元を超えて居る。午後7時には第三方面軍繳字第貳百拾壹号から十四号迄の封紙が施高塔路十一号と十五号とに貼られた（旧内山書店）。二十五日には更に中国々民党中央執行委員會の調査統計局から張さんと云ふ人が調らべに來た。内山学用品部は已に振華書局の看板が貼ってある。近く旧内山書店は正中書局となるであろう。此れで三十三年の歴史がある内山書店の最后である」。<sup>25</sup>

しかしながら、内山完造はこの接收により上海における出版事業や内山書店を諦めて訳ではなかった。11月3日の『改造日報』には次のような記事が掲載されている。「三十三年間のながきわたり上海において中日文化の交流にあらゆる努力を捧げて来た内山完造氏は、さる二十三日中央文化運動委員會に同氏経営の内山書店が接收されたのを機会にかねて同志数名と企画中の上海服務社を設立し、引き続き文化奉仕に邁進しようとしてゐる」。

11月3日の同紙には次のようにある。「既報内山完造を中心とする上海文化服務社の文化工作は日僑管理处宣導科長王念忱の好意ある指導の下に着々進行し抗戦八年間の名著の翻訳計劃の一部が決定した。著者、著書、翻訳担当者は左の通りである。△蔣委員長『中国經濟学説』吉田長雄訳△エミーハン『中国と私』山岸多嘉子訳△蕭紅『魯迅回憶』富岡期訳△郭沫若『甲申三百年祭』武田泰淳訳△顧祝同長官編輯之『總裁抗戰言論集』喜多青磁訳」。

さらに。11月4日の『民国日報』には次のような記事が掲載されている。「本市北

四川路スコット路の日本人内山完造が経営する内山書店は、先月 23 日に我が中央文化運動委員会に接収されたが内山書店を『上海文化服務社』へ改組して専ら中国抗戦八年間の文芸學術名著を翻訳並びに紹介する専従することを求めた。ここに、その事業を日僑管理処当局は審議許可し、前日に正式に成立した」。

以上、10 月 23 日の内山書店の接収から 11 月 3 日の「上海文化服務社」設立までの経緯を諸史料により見てきたが、12 月 1 日の『雑記』に写された「嘆願書」によれば接収を実施した機関は「軍事委員会調査統計局」（国民政府の対日宣伝、対日工作機関の一つで「軍統」と略称）であり、内山書店学用品部のものは一切持ち去られ、「書籍部は封鎖されて、目下引渡し整理中にあります」という。このような状況において内山は「中央文化運動委員会」「中央宣導部」及び日僑管理処に訴えへ「上海文化服務社」を設立し「東京内山書店を利用して中国紹介をつづけるつもりで居り、また現に中国の文学を特に最近十年間の文学作品の優良著作の翻訳を企て、居ります」して、「出来るならば目下接収中の施高塔路十一号及十五号の二つの店の中の一つをお返し」くださいと「歎願」したのである。

このような事情を勘案すると、国民政府（日僑管理処）は在留日本人の中から人材を徴用して対日文化工作に利用しようとしていたが、戦前から「魯迅の友」として中日文化交流に尽力してきた人物として著名であった内山完造は最も適任であった。内山書店が 10 月末まで営業を継続できたのは日僑管理処の庇護によるものと推測されるが、それとは別系統の対日工作組織である「軍事委員会調査統計局」が内山書店を接収したものと見られる。10 月 23 日に「軍統」による内山書店の接収を受けると、彼は日僑管理処の関係者へ救援を求めたが「モウドウすることも出来ない」中で、内山書店の代わりに日僑管理処宣導科の指導の下に 11 月 3 日の「上海文化服務社」設立になったものと見られる。このように速やかに「上海文化服務社」が生まれた背景には塚本助太郎の存在があり<sup>26</sup>、上海兄弟社構想の一環である「内山書店出版部」の企画があったのではないかと推測される。12 月 12 日に武田泰淳に誘われて「内山氏の文化服務社の会」に参加した堀田善衛は「内山完造、塚本助太郎、武田泰淳、山岸多嘉子、梓雲平、富岡朗、朝島雨之助、小泉譲などが来ていた」と証言している<sup>27</sup>。

内山は 12 月 29 日に再度「歎願書」を「中国国民党中央宣伝部対日文化工作委員会」（「対日文化工作委員会」と略称）の責任者である「羅克典閣下」へ提出している。12 月 10 日の『改造日報』は「対日文化工作委員会」について次のように伝えている。

「中央宣伝部対日文化工作委員会は抗戦中対文化宣伝に活躍した和平民主日本建設を指導するため許副宣伝部長の命を受け上海において在留日本居留民及び徒手官兵に対して文化工作を展開する事になった。同会の弁事処は昆山路 128 号におき諸準備を完了、八日に正式に成立、直ちに文化工作に着手した」。同委員会委員には対日文化工作に長らく従事してきた羅克典が責任者となり、日僑管理処の鄭任之副処長などが

任命された。「対日文化工作委員会」については丁世理氏が次のような指摘をしている。

「対日文化工作委員会の役人は、戦時中から児玉機関や旧日本軍将校に通じていた。戦後国民党政府の駐日代表団を介して、両者のつながりは日中間の密貿易として復活することとなった。……そして、戦時中から国民党政府の対日宣伝に協力していた元日本軍捕虜たちが重慶から上海にある対日文化工作委員会に合流した。……これらの元日本軍捕虜は、対日文化工作委員会の前身母体の一つに当たる国際問題研究所の責任者王芃生が登用した青山和夫（本名・黒田善次）の盛り立てた日本民主革命同志会なる組織の所属である」。<sup>28</sup>

内山完造や塚本助太郎は「対日文化工作委員会」が主催した「文化座談会」等へ参加しただけでなく深く関わっていたものと考えられ、それは先の羅克典への「嘆願書」からも推察される。内山は「目下正中書局によって接收手続き中の日本書籍」（名義は上海図書有限公司になっている「旧内山書店」の書籍）の返還を求め、「新しく出発する仮名文化書局への残こして置いて頂き度く存じます」と求めるものであった<sup>29</sup>。内山は46年6月に亡くなった国際問題研究所の王芃生の老朋友であり<sup>30</sup>、彼の配下にあった羅克典にも繋がりがあったものと見られる。塚本助太郎は重慶から上海に來た王芃生と内山が懇談するのに立ち会ったと言い、王芃生の急逝は「日中将來のために大いなる損失であった」と回想している<sup>31</sup>。

1945年8月11日、内山完造は日本の無条件降伏を知ると内山書店の出資社員（日本人）に出資額に応じて買い入れてあったところの紙を送り、同時に上海有限図書会社の株主にも出資額を返済したというが、さらに『花甲録』によればその後に国民政府から中国人店員一人当たり「四百五十万元の解散費の請求を受けた」内山が「非常に困った時」に塚本助太郎と青山和夫が引き受けてくれて解決したという<sup>32</sup>。この問題解決の背後にも対日工作機関（王芃生—青山和夫）の存在があったのではないかと推測される。

内山完造と塚本助太郎が「対日文化工作委員会」に堀田善衛のように徴用されたかは不明であるが、彼らが積極的な協力者であったものと考えられる。同「委員会」が1943年3月に刊行した雑誌『新生』創刊号には塚本は「美しき東洋の友情」、第3号には内山が「中国には中国の尺」を寄稿している。

## 2. 1946（昭和21）年

1945年1月23日第四次引揚船「江ノ島丸」は約4,300名を乗せたまま呉淞花鳥山沖合で座礁し、アメリカ船バリュバース号に救助される事件が発生した<sup>33</sup>。「対日文化工作委員会」は1月25日に「江島丸遭難日僑救済資金募集」の指示を出し、日僑自治会共済課が共済部に強化され塚本助太郎は次長（部長は阿部義宗）に就任し、内山完造は「江ノ島丸」遭難者救済のため大口共済資金募集のために奔走した。

さて、日僑自治会を運営する日僑代表委員選挙が公選されることになった。これは日本国内で3月15日以降に実施される総選挙に先駆ける民主的選挙であり、20歳以上の男女すべてに選挙権が与えられた普通選挙であった。日僑自治会が選挙事務局を主催し、各保甲長が有権者の名簿を作成した。代表委員25名に対して立候補者70名であり、選挙演説会が開催され、立候補者の意見書が『改造日報』に掲載され、選挙戦は2週間に亘って戦われた。1月26日の選挙結果は、下記の【表】の通りである。

内山完造は上海日本人居留民社会において知名度が高かったことが最高得票を得た第一の要因であると考えられる。文化倶楽部に所属している候補者が多数当選したが、『改造日報』によれば同倶楽部は「終戦後逸早く反軍主義、反ファシズムの旗幟を高く挙げて、民主主義の啓蒙宣伝」に乗り出していたことが、一般居留民の民主化要求に合致したためであろうとする。

# 【表】

## 日僑代表委員選挙結果

| 得票数    | 氏名    | 年齢 | 略歴            | 団体及び職業      |
|--------|-------|----|---------------|-------------|
| 17,544 | 内山完造  | 61 | 内山書店主         | 文化倶楽部       |
| 12,250 | 濱本マシュ | 57 | 上海時局婦人会副会長    | 旧民団及び報国会    |
| 8,560  | 蘆澤駿之助 | 40 | 慶応大学卒芦澤印刷所主   | 文化倶楽部       |
| 7,135  | 廣瀬庫太郎 | 46 | 元大陸新報論説委員     | 文化倶楽部       |
| 6,484  | 大野熊雄  | 58 | 京大卒弁護士        | 自由職業家等      |
| 5,613  | 吉本ハヤコ | 26 | 高女卒           | 自由職業家等      |
| 5,451  | 安部マサ  | 36 | 女学院卒          | 文化倶楽部       |
| 5,424  | 川口廣孝  | 40 | 中大卒興亜報国会委員    | 旧民団及び報国会    |
| 4,951  | 島本妙   | 35 | 米国ウィチタ大卒女学校教師 | 文化倶楽部       |
| 4,918  | 田中恵積  | 38 | 工業卒寺子屋教師      | 自由職業家等      |
| 4,603  | 阿部義宗  | 61 | 紐育大卒元宗連理事長    | 文化倶楽部       |
| 4,348  | 奥田民雄  | 38 | 東大卒共連委員長      | 共済連合会及び加盟団体 |
| 4,075  | 林復一   | 60 | 高商卒燃料販売業      | 実業関係者       |
| 4,075  | 土肥愛子  | 39 | 高女卒           | 自由職業家等      |
| 3,738  | 海老名八郎 | 34 | 高師卒中学教師       | 自由職業家等      |
| 3,736  | 星野芳樹  | 38 | 高校中退文化倶楽部幹事   | 文化倶楽部       |
| 3,666  | 海老名珪治 | 46 | 東京歯医専卒歯科医師    | 共済連合会及び加盟団体 |
| 3,640  | 竹本節   | 36 | 高校中退元大陸新報記者   | 文化倶楽部       |
| 3,305  | 西村五郎  | 63 | 商業卒太湖洋行主      | 保甲関係者       |
| 3,134  | 北村明   | 43 | 明大中退日華鉄業      | 実業関係者       |
| 3,075  | 妹尾末弘  | 48 | 中卒貸屋業         | 保甲関係者       |
| 3,072  | 櫻井利平  | 46 | 京大卒女学校長       | 自由職業家等      |
| 2,821  | 関根恒郎  | 29 | 東大卒華鉄社員       | 共済連合会及び加盟団体 |
| 2,765  | 岡本末太郎 | 61 | 中卒元民団職員       | 旧民団及び報国会    |
| 2,751  | 関森薫   | 47 | 米国太平洋大卒運動具店主  | 保甲関係者       |

出典：『改造日報』1946年1月29日。略歴の表記は同『改造日報』の通りである。  
また、団体及び職業は、『改造日報』1946年1月25日。

連合軍総司令部は、華中における日本人引揚げの完了を 1946 年 6 月 24 日と暫定的に決定したが、上海港口運輸司令部は留用者等を除きすべての上海日本人居留民は 4 月 12 日頃までに引揚げを完了するようとの指示を出した。日僑代表委員会は 4 月 4 日の第 9 回通常会議を最後に解散し、一時は 200 余名の職員が働いていた日僑自治会も「今は全く閑古鳥が鳴く寂しさ」となったという<sup>34</sup>。

中国側はすべての日本人の帰国を方針としており、留用などで残留が内定している者以外は中国に残留することを許されないと決定しており、また中国人その他の外国人と婚姻関係にあるもので男子の場合はこれを理由に残留することは許さないが、女子の場合は各自任意で残留を許可するとした<sup>35</sup>。

上海日本人居留民の引揚げが一段落した 1946 年 4 月中旬には、日僑自治会に代わり「自治会の残務を引継ぐとともに残留日僑の相互親睦を計る」ために残留日僑世話人会が組織され、6 月 2 日には残留日僑互助会が設立された。その後、同互助会は日僑管理処の指示により上海日籍技術者互助会と改称された。その後、上海日本人居留民は国際結婚した日本人女性と戦犯容疑などで拘留中の日本人及びその家族を除くと国民政府による留用者以外はすべて帰国した。こうして一般残留者 178 名、家族 534 名、計 712 名が登録された<sup>36</sup>。

内山は『大公報』（1946 年 7 月 11 日附）に掲載された「警局開弁外僑戸政」を読んで「これで大体吾々の残留規則が発佈されたのである。特に日僑と指定して居らん処が甚だ含蓄がある。これからボツボツと商売でも始めることにする」と書いている<sup>37</sup>。

内山『雑記』によると 1946 年 9 月 16 日に内山完造は山田純三郎、堀内干城等とともに国民政府宣伝部長彭学沛から招待を受けた。「彭先生と郭心菴先生と邵毓麟先生と張超先生とで昼食を御馳走になった」。そこで「郭心菴先生は今度対日工作委員会が改組されて亜東問題研究会となった、副委員長である。どうやら此頃色々の機関の整理が初った様である。改造日報然り、文化工作委員会然りである。導報とか遠東觀察者などもやられるのでないかと思ふ」と書いている<sup>38</sup>。

「亜東問題研究会」は 1946 年 10 月に宣伝部長彭学沛を主任委員として正式に成立したが、それは講和後の対日貿易・対日文化交流を担う国民政府側の準備組織として亜東協会を創立するための調査機関として設けられたものであった<sup>39</sup>。そのため亜東問題研究会には内山完造・塚本助太郎など 30 数名の残留日本人を「日籍服務員」として留用したのであった。塚本は当時の状況を次のように回想している。

「中国側知日派を中心に亜東問題研究会と言う組織があったが、その幹事長に張季飛と言う東京高等師範学校出身の青年がいて、残留日僑の世話を積極的にしていた。又中国国際経済協会には中日貿易委員会が組織され、その研究室が虹口地区に設けられてわれわれは招かれてお手伝いをした。日本の民間貿易再開に際し、マッカーサー司令部から中国に六四名の貿易代表派遣の要請があり、私たちは中国と日本との貿易

が再開される事に大変よろこんだのであるが、国民党の支配する南京政府にとっては、一つの利権として、その人選に関して醜い競争がはじまった」<sup>40</sup>。

塚本助太郎は内山と共に上海への残留が決まり、国民政府の対日工作機関に対日貿易・対日文化交流について新たな動きがあった1946年9月5日の『日記』に「内山書店（或は文化書店）の再起の計画をなす可」と書き、次に「近江兄弟社諸々他の同志と連絡し中日共同の事業其根底をなすものは上海兄弟社の構想を具体的に取上げて期を見て漸次机上計画実施に導く事である」と述べている。

1946年10月8日塚本『日記』には「上海兄弟社（The Shanghai Brotherhood）構想の実現近し」として、その構想が以下のように描かれている。

「理事会

理事長 内山完造

常任理事 塚本助太郎

理事 中山直多良

理事 関屋正彦

会計理事 山之内三郎

目的 国際都市上海に基督教精神に基く宗教、社会、文化教育の事業を行ひ、同志

相集りて各人又は共同にて相助けつつ世界平和の建設に寄與せんとする

業務の性質

教務教育部

文化社会服務部

事業部

の三部により業務を推進す

◎教務教育部

教会 義豊里 164

牧師 中山直多良 長老 内山完造

日曜学校 普通部 義豊里 166 西林毅

中学部 義豊里 168 中山喜幸子

Y.M.C.A 内山 塚本 中山 山之内 関屋

Y.W.C.A 塚本 山之内 中山

童話会 小學部 西村毅

中學部 中山喜幸子

F.A.L 山之内夫妻

◎文化社会服務部

互助会 理事長 内山

理事 関屋

相談役 塚本 中山

文化委員 内山 中山 塚本 関屋

新生活講座 内山 塚本

土曜会 入江 内山 中山 山之内 関屋 塚本

自新報 論説委員及寄稿 内山 中山 塚本

亜東問題研究会 内山 塚本

英文研究会 中山夫妻

華文研究会 影山 伊森 塚本

上海風物研究会 内山 影山 伊森 塚本 山崎

#### ◎事業部

内山書店 内山 西村

上海文化服務社 塚本 内山

華興化学製葯廠 内山 塚本

茂豊貿易公司 」

この構想は彼らが1947年12月に強制帰国されられたことにより「机上の計画」に終わったが、47年8月18日の塚本『日記』にも中日貿易再開、中国対外市場の再開への期待が語られおり、その構想の実現を希求する記述がある。帰国後に塚本は「私は内山完造、山之内三郎、中山真太良、関屋正彦氏等と『上海兄弟社』の構想を具体化するべく種々協議を重ねた」と回想している<sup>41</sup>。内山や塚本が上海日本人居留民のほとんどが引揚げた後にも、上海に残留したのは近い将来に日中間に文化交流や貿易再開があると考えていたからであり、彼らはそれを日夜念願していた。

この年、重慶などの抗戦地区にあった鹿地亘や中国文化人が上海に帰還して内山完造と交友関係を再開した。最初に上海に現れたのは鹿地一家であり、1946年3月18日に重慶から空路で上海に到着した。プロレタリア作家の鹿地亘は出獄後に上海へ脱出し、内山完造に鲁迅を紹介され『鲁迅選集』の編訳に従事していたが、日中戦争が勃発すると国民政府支配地域で「在華日本人民反戦同盟」を組織して反戦平和運動に行っていた。彼らはGHQの指令により、5月まで上海に留め置かれた。この間、鹿地亘は内山と親しく交際しており、当時内山家に同居していた伊藤寿美と西林毅が塚本夫妻の仲人で結婚式を挙げた際には鹿地亘は列席した<sup>42</sup>。内山『雑記』によれば鹿地が帰国後に直ぐに東京内山書店に来たことが判るが<sup>43</sup>、上海から戻った内山完造が日中友好運動を行うようになると鹿地亘とその妻池田幸子は積極的にサポートすることになった<sup>44</sup>。

当時、抗戦地区から上海に復帰した著名な中国文化人の中には内山完造と親しかった郭沫若や田漢、歐陽予倩などがいた。

内山完造と郭沫若の出会いは1926年1月に上海に来遊し谷崎潤一郎へ中国知識人を紹介する交歓会を内山が開いたことに遡り、その後内山は郭沫若の苦難をいく度か

救っている。郭沫若は1937年7月に日中戦争勃発直後に日本から帰国し、周恩来に協力しながら国民党地区における抗日救国宣伝工作を展開した。38年2月国民政府軍事委員会政治部第三庁長（政治部副部長は周恩来）に就任し、40年9月国民政府文化工作委員会主任になり文芸宣伝工作を推進した。46年1月無党派人士代表として政治協商会議に出席し、同年5月8日に郭沫若は一家を挙げて飛行機で重慶から上海へ赴いた。

5月11日の『改造日報』には「早く會ひたいが 九年振り郭氏を懐しむ内山完造老」という長文のインタビュー記事が掲載された。「郭さんは全く大政治家になられたよ、これは中国のためにも日本の将来のためにも嬉しいことだ……ほんとこれからの日本の行くべき道、われわれの進むべき道について郭さんのやうな人から示唆を得たいんだよ、率直に言へば中日の間は今切れてゐる、僅に繋がれてゐるのは文化の糸だ、この糸だけはどんなことがあつても切りたくない、わしも三十年間本屋をやつて来たがこん度ですべてが終つた、これから残る生涯をほんとうにお役に立つために郭さんや田漢さん（田さんと南國社時代親し塚本くんも同居してゐる）にいろいろ教えて貰ひたいんだ」。

46年9月20日の内山『雑記』には、郭沫若夫妻と「抗戦八年木版画展覧会」へ一緒に行くなど親密な交際の様子が描かれている<sup>45</sup>。当時、郭沫若は改造日报社主催の「日本問題座談会」（6月13）で日本軍国主義の根源として「天皇制を絶対に廃止すること」を強く訴えていたが、内山に対しても「天皇は神様である、神聖であると云ふ様な、今日此れ丈科学的に世界が進みつゝある時に宗教的な国家を造りつゝ、あったことは大きな間違いであつたのだネー」と語っている。内山は「郭先生と語る」と郭沫若の話を詳しくメモしており、彼から感化された様子が窺われる<sup>46</sup>。

当時、1946年6月には国共内戦が勃発しており、中国共産党も上海において対日文化工作に乗り出していた。共産党の対日文化工作を担ったのは筆者が＜第三庁ライン＞と呼ぶ組織である。＜第三庁＞とは1938年4月に成立したところの中国国民政府政治部第三庁のことである。中国国民政府の部署である政治部第三庁は「文化領域の戦時動員機構」といわれ、国民党以外の各民主党派、文化芸術各分野の名士300余名を糾合し、政治部副部長には周恩来が、第三庁長には郭沫若がそれぞれ就任するなど、その構成員の中に少なからずの共産党員やその同調者がいた。その第三庁は国民政府の名の下で、共産党が合法的に公然と抗日活動を進めることのできた基地であつたという点で、それは国共合作を体現した組織であつた。その主要な任務は対敵宣伝、敵情研究であり、日本軍民に対する啓蒙宣伝活動も重要な仕事であつた。中国抗戦陣営に参加した日本人の鹿地亘は敵国反戦作家として第三庁に所属していた。

1946年後半には共産党の周恩来—郭沫若—馮乃超—康大川の＜第三庁ライン＞は上海における対日文化工作を開始しているが、国民党の対日文化工作機関の協力者・留用者であつた内山はこの＜ライン＞とも接触・交渉を持つようになった。

### 3. 1947（昭和22）年

内山完造は1947年2月に一間書屋という古本屋を開業したというが、前年10月3日の内山『雑記』には「いよいよ第二代の内山書店を初めるべく古本の買ひ集めからやる。最初に売りに来て呉れた岩井五郎君で……、二人目は桑木さんという老人で……三人目は互助会の皆川君で『百科辞典』五十四冊物を一部黙って十万元で買った。之が第二代内山書店の第一歩である」とある<sup>47</sup>。一間書屋については、吉田曠二氏は旧書店店員の宇坪伊次雄の証言により「日本人クラブの近くにあった虹口市場で露店を出して販売した。この露店を後に一間書屋と名づけている」と、当時上海のインフレーションが天井知らずに進行していたので内山や旧書店店員の生活を守るために始めたと指摘している<sup>48</sup>。

前述の内山完造と塚本助太郎が「日籍服務員」として留用された「亜東問題研究会」は1947年6月に亜東協会に正式に改組された<sup>49</sup>。この改組にともない内山も塚本も引き続き亜東協会に留用されたが、11月4日附の留用解除の通知が突然彼らのところへと届いた。この件は誤りであったこととなり、塚本『日記』によれば彼らは11月16日に亜東協会の中国文化服務社に留用が決まったと記されている。11月22日には亜東協会の理事長賀躍祖、彭学沛副理事長・雷震常務理事の連名で約30名の日僑が茶話会に招待された。この茶話会のことを内山は12月2日の『日記』に次のように記録している。

「席上彭先生から生活の困難は世界的であるが、日僑諸君の立場は十分に承知して居るから最善の御援助をお願いしたい……また亜東協会は未だ何んの活動もして居るが、いよいよ活動を開始したら今の留用者だけでは到底足りないのでぜひ皆さんの御協力をお願いしたく思う、現に今日本書籍が四五万冊ある、この整理はその専門家である内山先生の手を借らねばならんですとははっきりと釘を打って下さった。私が実際感謝した。私が中日文化の為に余生を捧げる考えで居る、その働き場を一寸失いかけたのであるが、これにはっきりと私の働き場を与えて下さったのである」<sup>50</sup>。

ところが、12月6日午後3時、突如として日僑33名のものが何らの理由も示されずに強制帰国となった。そのリストの中には内山完造や塚本助太郎があり、翌7日の乗船まで33名の日僑は監禁の身となり外部との連絡は一切遮断された。内山は『日記』にこのことを次のように書いている。

「十二月六日 朝から義豊里の中へ武装保安隊がゾロゾロとくり込んで来る。二基の機関銃まで持ち込んで来た。もっともすでに数日前から十二月七日の日僑遣帰船が出帆するまで、全日僑は門外に出る可らずと云う通達が互助会からあったのである。従来の日僑管理处から日僑管理が市政府警察局外事課行政署日僑股に移管になってか

ら、何んだかコセゝゝと小さい事で問題が多くなって居った。たとへば私の家で毎日曜に日曜学校をやって居ること、その後で日曜礼拝をして居ること、土曜会のこと、一間書屋のことなどについてとかく面倒なことがあり、塚本（助太郎）が短波ラジオをつけて事などについてうるさい事が度々あったばかりでなく、私の義豊里の一六二号と四号との二戸を合併した家に住んで居る、その上に電話までついて居るので、時節柄家不足のことと虎の威をかる連中がつけねらいをつけていることは勿論であった。しかも文化人との交友関係がある、民盟（民主同盟）の人々との往来もある、つけねば何んともども私についての肩書きはあるのだ。そんな際である。……（七日—引用者）吾々三十三人の身体検査が始まった。一人の税官吏が私も検査して『内山老板や』と一口誰かが注意した。すると好々とそれでお終いである。午後四時頃になって乗船が始まった。船の中央に私達一光八人の座席がとってある。僅かに一千二百トンの荷物船ほごた丸でありながら、中央であるので動揺極めて少なく安全であった。船は一泊して十二月八日朝出帆したが、天候に恵まれて十日朝早くも佐世保に着いた。」<sup>51</sup>

内山は上記の『日記』の中では突然の強制帰国の理由を二つ挙げている。一つは「従来の日僑管理处から日僑管理が市政府警察局外事課行政署日僑股に移管」となり日僑管理处からの庇護が受けられなくなったことであり、いま一つは郭沫若や田漢などの「文化人との交友関係がある、民盟（民主同盟）の人々との往来」があつたことであったことである<sup>52</sup>。むろん、内山完造が強制帰国の理由については、1946年6月に開始した国共内戦が47年末には激化し上海の情勢も切迫したことが背景にある。国民党と民主同盟も決裂し、上海に戻って来てから内山と親しく交際をしていた郭沫若も11月中旬には香港へ一家を挙げて避難した。内山は12月5日頃、香港の郭沫若から「お互いに生きてさえ居れば、また二、三年後には、笑って晩飯を食べる時もあると思う」との手紙をもらうが、「十二月八日には、思いそめない、私自身が裸一貫で、上海を追出されて、帰国したのであった」と書いている<sup>53</sup>。

## おわりに

1947年12月6日、内山完造は「国防部の命令」で強制帰国が通告され、翌日塚本一家ともども帰国船に乗せられた。彼は10日に佐世保港に上陸し、東京へ汽車で向かうが、その時のエピソードを同行した西林毅・寿美夫妻は次のように証言している。

「（寿美）東京に向かう汽車の間じゅう、老板（内山完造—引用者）はずっと赤ん坊を懷に入れて抱いていてくれたのです。（毅）あれは大津あたりだった。闇屋の団がいちどきに乗りこんできて、私たち引揚げ者専用の車室にもはいってきた。そうしたら、オヤジが怒ったんだ。すごい勢いで、もうびっくり仰天した。私は老板が怒ったのは、あの時に始めて見た。（寿美）私だって始めてでした。老板にしてみれば、

オバチャンのこともそうだし（内山みきの死去—引用者）、上海でのすべてのものがなくなってしまった。そこへ、日本でのあした有様をみて、老板はあの時、もうとても寂しかったのだらうと思う」<sup>54</sup>。

内山完造は、自らの挫折感と憤りを次のように述べている。「私共の夢は……大陸第一の書店と云うことであった。……それによって日本の文化力を中国に普遍せしめることである、それによって中国の新文化を援け度いと云うのが私の夢であったのだ。それが日本の軍国主義と侵略主義の犠牲になったのだ。そして私の夢は破れたのだ」<sup>55</sup>。内山のこのような感情は多くの上海日本人居留民によっても共有されるものであった。

彼は自己の戦争責任を問うことなく、その責任のすべてを「日本帝国主義」や「軍部の無謀な中国侵略」に帰しているといえよう。こうした戦争責任に対する意識のあり方は、内山完造の個人の問題というよりは戦争責任に関わる日本の民衆意識が検討されなければならない。即ち、敗戦と「大日本帝国」の崩壊という冷厳な現実にもかかわらず、日本民衆の間にアジア・中国に対する「帝国意識」が根強く残存したことである。

「魯迅の友」内山完造は戦時下において「日華親善」・「日華提携」を唱える日本軍部の国策プロパガンダに積極的に協力したように、戦後においても中国国民政府の対日文化工作機関に協力した。それを通じて内山は塚本助太郎とともに上海に残留し日中文化交流と日中貿易を目指し、上海兄弟社の設立を計画した<sup>56</sup>。彼らが抱いた計画は国共内戦の激化とともに夢物語に過ぎないことが明らかになり挫折したが、内山は帰国後に「夢」を中国共産党の対日政策に協力して日中友好運動という形で追求することになった。

## 注

- 1 高綱博文（2022 年刊行予定）「日中友好の『グレーゾーン』—戦時下の内山完造」高綱博文・関智英・門間卓也編『グレーゾーンと帝国』勉誠出版、所収。
- 2 内山完造（2020 年）「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.64、神奈川大学人文学研究所、119 頁。
- 3 陳祖恩（2019 年）「戦後上海に残留する日本人（1946～1949）」高綱博文・木田隆文・堀井弘一郎編『戦後の上海』勉誠出版、117 頁。
- 4 内山完造（2021 年）「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、神奈川大学人文学研究所、30 頁。
- 5 内山完造（1960 年）『花甲録』岩波書店、410 頁。
- 6 高綱博文（2009 年）『「国際都市」上海における日本人』研文出版、339～342 頁、参照。
- 7 前掲『花甲録』、409～410 頁。
- 8 同上、304 頁。
- 9 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、27 頁。

- 10 外務省通産局（1936 年・1939 年）『在外本邦實業者調』昭和 11 年 12 月現在、昭和 14 年 12 月現在、参照。
- 11 前掲『花甲録』、304 頁。
- 12 前掲『人生回り舞台』、36 頁も参照。
- 13 内山完造が私淑していたキリスト者賀川豊彦が戦時下において天皇制国家主義の「日本基督教徒」に変質していたことについては松谷曄介（2020 年）『日本の中国占領統治と宗教政策』（明石書店）第 6 章第 3 節「賀川豊彦と中国」、参照。
- 14 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、31 頁。
- 15 前掲「内山完造『雑記』1946 年 8 月 6 日」『人文学研究所報』No.65、61 頁。
- 16 松本和也（2021 年）「内山完造『花甲録』の書法」『人文学研究所報』No.65、参照。
- 17 「清算されない『帝国意識』」については、前掲『「国際都市」上海における日本人』341～342 頁、参照。
- 18 日僑管理处訓練科「上海日僑自治会組織系統表」『上海日僑管理工作報告』、Q3 - 1 - 23、上海市檔案館所蔵所収。
- 19 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、31 頁。
- 20 岡崎嘉平太（1979 年）『私の記録』東方書店、63 頁。
- 21 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、36 頁。
- 22 前掲「戦後上海に残留する日本人（1946～1949）」、119 頁。
- 23 内山書店（1975 年）『内山完造生誕九十年東京内山書店創立四十年 内山書店小史』9～10 頁、非売品。
- 24 前掲『花甲録』、313 頁。
- 25 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、32 頁。
- 26 前掲『人生回り舞台』、41 頁。
- 27 堀田善衛（2008 年）『堀田善衛 上海日記』集英社、105 頁。
- 28 丁世理（2019 年）「堀田善衛をめぐる敗戦前後の上海人脈」高網博文他編『上海の戦後』勉誠出版、161 頁。「対日文化工作委員会」については、趙夢雲（2021 年）「戦後上海における中央宣伝部対日文化工作委員会の活動」『中国文化研究』第 37 号、参照。
- 29 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、36 頁。
- 30 同上、42 頁。
- 31 前掲『人生回り舞台』、41 頁。
- 32 前掲『花甲録』、309～310 頁。
- 33 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、39 頁。
- 34 『改造日報』1946 年 4 月 11 日。
- 35 同上、1946 年 4 月 8 日。
- 36 前掲『人生回り舞台』、43 頁。
- 37 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、47 頁。
- 38 同上、81 頁。
- 39 趙夢雲（2021 年）「亜東問題研究会から亜東協会へ」『植民地文化文化研究』第 20 号、参照。
- 40 前掲『人生回り舞台』、43～44 頁。
- 41 前掲『人生回り舞台』、44 頁。
- 42 西林毅・西林寿美（1985 年）「オヤジのこと、オバチャンのこと」『季刊 鄔其山』第 9 号、26 頁。
- 43 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、43 頁。
- 44 井上桂子（2012 年）『中国で反戦平和活動をした日本人 鹿地亘の思想と生涯』八千代出版、179 頁。
- 45 前掲「内山完造『雑記』」『人文学研究所報』No.65、85 頁。
- 46 同上、88 頁。

- 47 同上、106 頁。
- 48 吉田曠二（1994 年）『魯迅の友 内山完造の肖像』新教出版社、252 ～ 253 頁。
- 49 亜東問題研究会から亜東協会への改組の経緯は、前掲「亜東問題研究会から亜東協会へ」を参照。
- 50 前掲『花甲録』、327 頁。
- 51 前掲『花甲録』、320 ～ 322 頁。
- 52 内山は 1956 年に帰国後に聞いた「噂」として「国民政府転覆陰謀団団長という肩書きつきで、一味といわれる三十三人が団とされての強制帰国である」について語たり、強制帰国の理由についても「思いあたること」として「三人の日本人を拘禁した時、私が仲に立って解決した」ことを想起しているがその真偽は不明である（同上、397 頁）。
- 53 内山完造（1955 年）『平均有錢—中国の今昔—』同文館、126 ～ 127 頁。
- 54 前掲「オヤジのこと、オパチャンのこと」、27 頁。
- 55 前掲『花甲録』、325 頁。
- 56 塚本『日記』によれば上海兄弟社の設立の計画を主導したのは塚本助太郎であることは明らかであるが、内山書店の再建を願う完造の関与も否定できない。

# *Ulysses* (1922) 第 15 挿話 “Circe” における 表現主義の影響とその効果

猪 野 恵 也

## はじめに

*Ulysses* (1922) 第 15 挿話すなわち “Circe” の時間と場所は、午前 0 時で、Dublin の 82 Tyrone Street Lower に位置する Bella Cohen の娼家及び夜の街 “Nighttown” である。酒場 Butke’s を追い出された Stephen と Lynch、泥酔した Stephen を心配する Leopold Bloom が主に登場する。ゴーマン・ギルバート計画表によると「技術」(technique) は「幻覚」(hallucination) である。“Circe” のテキストはト書き、登場人物の名前及び彼等の台詞から構成されており、劇形式となっている。「幻覚」の呼び名にふさわしく、例えば、登場人物たちの服装はプロテウスのように変化し、具体的にどんな服装をしているのか全くわからない。いや、「本当のこと」というのは存在しないのかもしれない。それゆえ、いわゆるリアリズム小説に慣れ切った読者に限ってこの挿話は奇異に映るのかもしれない。“Circe” には様々なテキストからの影響が見られる。<sup>(1)</sup> その一つとして表現主義の意匠が挙げられる。<sup>(2)</sup> そこでまず、Joyce と表現主義の関係を探る。そして “Circe” における表現主義の要素を探り、総合芸術としての文体として “Circe” を理解することにより、今後の読みの一助にすることが本稿の試みである。

## 1. チューリッヒ時代 (1915-1919) の Joyce と表現主義

Joyce が “Circe” を書き始めた年月日は明確ではないが、およそ 1920 年 5 月からで、書き終わったのは同年 12 月 20 日であるようだ。<sup>(3)</sup> その後、例によって書き直しの作業は 1922 年の *Ulysses* の出版まで続く。まず、1920 年前後の Joyce 一家の滞在先を簡単に確認しておこう。1915 年 4 月 Joyce 一家はトリエステからチューリッヒに移住し、1919 年 10 月まで同地に滞在した。同年再びトリエステに戻り、続いて、1920 年 6 月、Joyce 一家はパリに移った。Joyce が滞在した頃のチューリッヒは戦争忌避者たちであふれており、その中には芸術家たちが含まれていた。例えば、1915 年、チューリッヒのカフェを拠点にして、フランスの詩人 Tristan Tzara (1896-1963)、フランスの画家で彫刻家の Hans Arp (1888?-1966) などがシュールレアリスム運動を促進した。付け加えれば、Café Odéon は Joyce がよく通ったカフェだが、偶然にも Lenin (1870-

1924) がそのカフェの常連客で、Joyce と Lenin はそこで会ったという。<sup>(4)</sup> チューリッヒの思いがけず活力的な雰囲気は Joyce の創作活動に刺激を与えたことは否めない。

“Circe” を書き始める以前、すなわち 1920 年 5 月以前の Joyce と表現主義の関係は Ira B. Nadel が手際よくまとめている。だが、Nadel のまとめに言及する前に、表現主義とはどんな芸術運動なのだろうか。とても簡単に答えられる問いではない。そこでごく簡単に表現主義の代表的な画家で劇作家の Oscar Kokoschka (1886-1980) の特徴を確認しておく。印象的なエピソードがある。ベルリンのとある画廊に Kokoschka 本人が現われたという。

会場を歩きながら、ココシュカは、かつて頼まれてある少女の肖像を描いたときのことを思い浮かべていた。それは、デンマークの女流作家カーレン・ミハエルスとの依頼によるもので、モデルは、この女流作家から将来を嘱望されている聡明な少女だった。しかし、できあがった肖像は、奇妙なことに、少女の美しい顔の上に、暗くこまかい点が一面に飛散している画面であった。なぜ、こんなふうに焦点のさだまらぬ、ぼやけた少女の顔を描いたのかという問いにたいして、ココシュカは答えた。—この少女は、ここに描いたように、なにかぼんやりとして放心のていにみうけられた。自分は、この肖像画に、少女が聡明な外貌の下にかくしている「内面の顔」を描き出したつもりなのだと。はたせるかなこの少女はのちに発狂したそうである。<sup>(5)</sup>

Kokoschka は美しく聡明な少女を「美しく聡明」には描かなかった。少女に「なにかぼんやりとして放心のていにみうけられた」とある。これを言い換えてみよう。受動的に「みうけられた」のではなく、少女の「なにかぼんやりとして放心のてい」を Kokoschka は見抜き、この少女についての自分の主観を描いたのではないだろうか。モデルの少女は後日発狂したので、Kokoschka の主観には芸術家ならではの鋭い洞察力が見られる。このエピソードから伺えるように、表現主義とは芸術家による対象の客観的な描写ではなく、かなり大雑把であるが、芸術家の主観を対象に託してあらわにすると捉えたい。

チューリッヒ時代の Joyce と表現主義の出会いについて Nadel はまず画家 Jack Butler Yeats (1871-1957) の名を挙げている。1912 年 Jack Yeats はダブリンのモーンセル社から *Life in the West of Ireland* (1912) を出版している。この時までにはモーンセル社と Joyce は、*Dubliners* (1914) の出版をめぐる交渉が決裂していた。それゆえ、Joyce はモーンセル社が出版した数々の著作を知っていたはずである。トリエステ時代に Joyce は John Millington Synge (1871-1909) の *Aran Islands* (1907) を持っており、その本には Jack Yeats による挿絵が付いている。パリ時代の 1929 年

JoyceはJack Yeatsの絵画を二枚購入している。二枚ともリフィー川を描いたもので、それぞれ“Porter Boats”、“Salmon Leap, Leixlip”とタイトルがつけられている。Jack Yeatsの絵画は表現主義を連想させるという。<sup>(6)</sup>「表現主義」(Expressionism)という用語をJoyceは知らなかったとしても、Joyceと表現主義との出会いはJack Yeatsの絵画を通してである。後のパリ時代、Jack Yeatsの絵画を購入したことからわかるように、*Ulysses*の出版後もJoyceは表現主義に関心を抱いていたと考えられる。

トリエステ時代の1913年Joyceは*Oscar Kokoschka: Dramen und Bilder* (1913)というモノグラフを借りた。そのモノグラフにはスイスの心理学者のAugust Forel (1848-1931)の肖像画が載っていた。もちろんKokoschkaによる作品である。Joyceはその肖像画に関心を寄せた。Forelの肖像画においてKokoschkaは身体を精神の表現として描き、様々な筆法を混在させ、具体と抽象を結びつけた。身体と心理、筆法(書法と言えられるだろう)の混在、具体と抽象は*Ulysses*の世界を想起させる。<sup>(7)</sup>

次にオーストリア生まれで作家であり演出家、俳優、劇場支配人のMax Reinhardt (1873-1943)が挙げられる。1917年Reinhardtの劇団はチューリッヒの劇場StadttheaterにてJohan August Strindberg (1849-1912)による*The Dance of Death* (1901)、*Ghost Sonata* (1907)、George Büchner (1813-37)による*Danton's Death* (1835)、そしてGerhart Hauptmann (1862-1946)による*Rosa Bernd* (1903)などを上演した。1917年1月Joyce一家は73 Seefeldstrasseに滞在し、そこで偶然にも作曲家のPhilipp Jarnach (1892-1982)と部屋を共用した。Philipp JarnachはStadttheaterのFerruccio Busoni (1866-1924)の秘書役などを務めていた。JoyceとPhilipp Jarnachは親しくなり、Stadttheaterの演目を知っていたはずである。<sup>(8)</sup> Reinhardtの劇団の演目で特筆すべきなのはStrindbergの*To Damascus* (1898, 1904)と*A Dream Play* (1902)である。

1916年2月5日Joyceはドイツの劇作家のFrank Wedekind (1864-1918)に会った。JoyceはWedekindの作品である*Erdgeist* (1895)と*Die Büchse der Pandora* (1904)をすでに持っていた。JoyceとWedekindは親しくはならなかったが、JoyceはWedekindの*Franziska* (1902)を観に行ったことがある。チューリッヒ時代においてJoyceと関わりのある他の表現主義者は、ドイツの作家で詩人のRené Schickele (1883-1940)、Ivan Goll (1891-1950)、オーストリアの作家Stefan Zweig (1881-1942)である。<sup>(9)</sup>

Schickeleはベルリンの雑誌*Die Weissen Blätter*の編集者で、1916年チューリッヒに移っていた。SchickeleはJoyceに自身の戯曲*Hans im Schnakenloch* (1916)の英語訳を頼んだがJoyceは断った。次に、Gollはすでに詩人として有名であったが、1918年*Requiem für die Gefallenen von Europa*という詩を書き、チューリッヒの出版社Rhein-Verlagの代表だった。Gollは自身を表現主義者だと明言していた。1920

年 Goll は、*A Portrait of the Artist as a Young Man* (1916) のドイツ語訳の権利を買うために、パリにいる Joyce を訪ねたり、1930 年 Joyce の協力の下、Goll は Paul Léon と Eugène Jolas と共に *Anna Livia Plurabelle* の章のフランス語訳をした。Goll と Joyce の関係は意外とあまり知られてはいないものの、親密であった。Zweig は、1917 年 11 月、チューリッヒに滞在しており、彼と Joyce は出会い、友人となった。その次に、Zweig は 1919 年 8 月 7 日ミュンヘンでの *Exiles* (1918) の初演に尽力するほどだった。Joyce と Zweig はヨーロッパ各国の政治体制を抜きにした汎ヨーロッパという世界観を共有し、両者とも自発的亡命者という共通点があった。<sup>(10)</sup>

以上は先行するリサーチのごく一部である。当時の表現主義運動に Joyce が触れたことは間違いない。また、あらゆるジャンルの芸術を貪欲に吸収する Joyce のことである。表現主義が Joyce に影響を与えたことも間違いない。

## 2. “Circe” における表現主義的要素

Karen Lawrence は、“Circe” において「表現主義」が「印象主義」にとって代わり、表現主義的要素が見られると指摘している。

By the time we get to “Circe”, then, two important changes have occurred. First, impressionism is replaced by expressionism: imaginative coloration of the landscape is no longer tied to the private point of view of a particular character. It is, rather, both communal and externalized. Whole landscapes and situations symbolically express feelings and sensations: the Nighttown setting given at the beginning of the chapter, before the appearance of any character, is a general projection of the murky, clandestine, sordid world of the unconscious to be charted in the chapter as a whole.<sup>(11)</sup>

特定の人物の単一の視点が“Circe”の中の景観を想像的に配色しているのではなく、景観の配色は共同的で外面化されたものであるという。この点を C.H.Peake はもう少しはっきり指摘していて、“Circe”の世界を共有できる者は作者と読者であると指摘している。<sup>(12)</sup>“Circe”には深夜の“Nighttown”にいるはずがない人物が複数登場する。そのことに気が付くのは作者と読者である。それゆえ、景観の配色は複数の意識によるものと導き出される。

その一例を見てみよう。冒頭近くの場合である。第 13 挿話 “Nausicaa” に登場した Bertha Supple と Edy Boardman がなぜか再登場する。

*(Edy Boardman, sniffing, crouched with Bertha Supple, draws her shawl across her nostrils.)*

EDY BOARDMAN

*(bickering)* And says the one: I seen you up Faithful place with your squarepusher, the greaser off the railway, in his cometobed hat. Did you, says I. That's not for you to say, says I. You never seen me in the mantrap with a married highlander, says I. The likes of her! Stag that one is! Stubborn as a mule! And her walking with two fellows the one time, Kilbride, the enginedriver, and lancecorporal Oliphant.

STEPHEN

*(triumphaliter)* *Salvi facti sunt.*

*(He flourishes his ashplant, shivering the lamp image, shattering light over the world. A liver and white spaniel on the prowl slinks after him, growling. Lynch scares it with a kick.)*

LYNCH

So that?

STEPHEN

*(looks behind)* So that gesture, not music not odour, would be a universal language, the gift of tongues rendering visible not the lay sense but the first entelechy, the structural rhythm. (15.88-107)

泥酔した Stephen の疑似ラテン語と疑似哲学の台詞、そして面白がって彼に付いてきただけの Lynch の合いの手は「事実」として読むことができる。着目すべきなのはト書きと Edy Boardman の台詞である。“Circe” 以前、Bertha Supple と Edy Boardman の二人組、Stephen と Lynch の二人組、すなわち二組の接点は全くない。なぜこの場面で彼女たちが登場するのか。“Nausicaa” では Gerty MacDowell が主人公であり、Bertha Supple と Edy Boardman はわき役である。Bertha Supple に至っては名前だけでしか登場せず、彼女の名を覚えている読者はほとんどいないと思われる。

“Circe” の世界でも Bertha Supple と Edy Boardman は背景にすぎないということだろう。“Nausicaa” において Edy Boardman は 21 歳で乳母車の赤ちゃんをあやす優し

い女性として描写されている。だがここでは Edy Boardman は非文の口汚い英語を話し、内容も情夫と歩いていた所を見られてそのことに激しく反論するあばずれとなっている。この場での Edy Boardman は “Nighttown” にいるべき女としてふさわしい。

“Nausicaa” での Edy Boardman の姿と “Circe” での彼女の姿にはギャップがある。いやむしろ、元々、Edy Boardman はあばずれであるのが本当かもしれない。Stephen とは関係のない Bertha Supple と Edy Boardman を登場させること、そして Edy Boardman の口汚い英語の台詞は舞台設定をする作者の存在と意図を想起させる。すなわち、“Nighttown” の雰囲気醸し出そうとしている作者の姿である。また、“Circe” を読む者はこれらのことに気が付く。

Nadel は “Circe” に見られる表現主義の要素の一つとして光 (“light”、“lighting”) の使用を挙げている。例えば、Max Reinhardt の場合を見てみたい。Reinhardt は光の使い方により、テキスト、演者、舞台を一体化すると共に観客の感覚や感情を一点に焦点化している。そして身振り、歌、ダンス、光、色彩を駆使することで台詞を縮小することを目指している。光の使用について、具体的には、スポットライトを劇場の天井にはめこむ。そのスポットライトはある時は舞台セットの室内を照らし、次に屋外、その次にはカフェを照らす。そうすることで素早く場面の移り変わりを創造することができる。<sup>(13)</sup>

Max Reinhardt の舞台の影響を “Circe” の中に見出すことができる。書き出しを見てみたい。

\* (*The Mabbot street entrance of nighttown, before which stretches an uncobbled transiding set with skeleton tracks, red and green will-o'-the-wisps and danger signals. Rows of grimy houses with gaping doors. Rare lamps with faint rainbow fins. Round Rabaiotti's halted ice gondola stunted men and women squabble. They grab wafers between which are wedged lumps of coral and copper snow. Sucking, they scatter slowly, children. The swancomb of the gondola, highreared, forges on through the murk, white and blue under a lighthouse. Whistles call and answer.*) (15.1-9)

“Nighttown” の雰囲気醸し出すためにも出だしのト書きは重要である。光に関するイメージは “Rare lamps with faint rainbow fins.”、“a lighthouse” である。また、光を当てなければ物体の色は見えない。色については、“red and green will-o'-the-wisps and danger signals”、“lumps of coral and copper snow”、“white and blue” とある。暗闇の黒色を背景に赤と緑の鬼火、さんご色と銅色がかかった雪のような白が見える。妖しい街の雰囲気の効果を出すために、導入としてこのト書きは成功している。

Hsin-yu Hung は Joyce と Oskar Kokoschka との関連を詳しく研究している。特に “Circe” において戯曲 *Hiob* (1917) の影響が見られると指摘している。内容としては間男のテーマが挙げられる。<sup>(14)</sup> もっと言えば、観淫症を *Hiob* と “Circe” の両作品に見出すことができる。以下は “Circe” の例である。Bloom は観淫症に罹っている。

#### BOYLAN

(to Bloom, over his shoulder) You can apply your eye to the keyhole and play with yourself while I just go through her a few times.

#### BLOOM

Thank you, sir. I will, sir. May I bring two men chums to witness the deed and take a snapshot? (*he holds out an ointment jar*) Vaseline, sir? Orangeflower...? Lukewarm water...? (15.3788-93)

以上は Bloom が Molly と Boylan の情事を鍵穴から覗きながら、自慰行為に耽ることを示している。しかも Bloom は Molly の不貞を喜んで受け入れている。一見して異常な行為であるが、常識が揺さぶられているのではないか。“Circe” の世界ではノーマルとアブノーマルの区別は無意味かもしれない。あるいは観淫症の悦びというものもまた人間の姿の一部であるということができる。

さらに Hsin-yu Hung は Kokoschka による絵画と Stephen の母との類似を挙げている。特に August Forel の肖像画に Joyce は関心を寄せていた。Kokoschka にとって、肉体は外的な被いであり、その被いをはぎ取ると真実の核心なり精神の無意識の層があらわになる。このことは、Forel の肖像画において顕著に見られる。肖像画の Forel の両手の動きは、痙攣して曲がった指とこぶだらけの指関節によって表現されている。彼のまなざしはやわらかいが厳かで、遠くを見、思索に耽っていてまゆをしかめている。この姿はまるで苦悩によって発作が起きたかのようなものである。実際、1911 年 Forel は発作で死んだ。Kokoschka は予言者のように Forel の外見の中に本質を見抜き、これを主観的に表現したということになる。<sup>(15)</sup>

それでは “Circe” に登場する Stephen の母を見てみたい。Stephen が、母親の影に怯えてステッキで娼家のシャンデリアをたたき壊す直前の場面である。ト書きで母親の描写がなされる。

(*Stephen's mother, emaciated, rises stark through the floor, in leper grey with a wreath of faded orangeblossoms and a torn bridal veil, her face worn and noseless, green with gravemould. Her hair is scant and lank. She fixes her*

*bluecircled hollow eyesockets on Stephen and opens her toothless mouth uttering a silent word. A choir of virgins and confessors sing voicelessly.)* (15.4157-62)

このト書きは Stephen の主観なり意識を反映している。Stephen の母は癌で死んだが、彼は母の死の床で母の願いにもかかわらず祈らなかったことを後悔している。Stephen は家父長制の中で虐げられた母への個人的な思いばかりで苦しむのではなく、その苦しみの根はもっと深い。Stephen は、苦しみの元凶であるアイルランドの歴史、カトリック、イギリスによって植民地になった母国の中で身動きがとれなくなって呻吟している。家父長制など自国の環境の犠牲になった挙句、死んでしまった母の姿は恐ろしく無残である。祝福されるべき花嫁姿は、“*leper grey with a wreath of faded orangeblossoms and a torn bridal veil*” と全体的に灰色である。彼女はしおれたオレンジ色の花束を持ち、ヴェールは破れている。顔はやつれて鼻がなく、墓の色がかかった緑色をしている。眼窩は青く、Stephen をじっと見据えている。アイルランドの制度によって傷めつけられた Stephen の母の無残な姿である。

母の無残な姿に怯えた Stephen が光を放つシャンデリアを最終的に杖で叩き壊すのは興味深い。

#### THE MOTHER

*(in the agony of her deathrattle)* Have mercy on Stephen, Lord, for my sake!  
Inexpressible was my anguish when expiring with love, grief and agony on  
Mount Calvary.

#### STEPHEN

*Nothing!*

*(He lifts his ashplant high with both hands and smashes the chandelier. Time's livid final flame leaps and, in the following darkness, ruin of all space, shattered glass and toppling masonry.)*

#### THE GASJET

Pwfungg! (15.4237-47)

Nadel が指摘しているように、光は死と再生のそれぞれのステージを区分している。<sup>(16)</sup> Stephen がシャンデリアを叩き壊す行為は母を苦しめていた制度全体を否定する身振りとして解釈できる。ト書きは William Blake (1757-1827) による詩的散文 *The Marriage of Heaven and Hell* (1790?) からの不正確な抜粋である。火に飲み込まれ

るというのは世界の終わりのイメージである。<sup>(17)</sup> このイメージは Stephen の意識の反映である。以上、ごく一部であっても、“Circe”において表現主義的要素が存在することがじゅうぶん確認できた。

### 3. 表現主義的要素の意義

Joyce は表現主義を自家薬籠中の物とすることができたが、技巧に耽ることは単なる蕩尽の行為である。“Circe”における表現主義には何らかの意義があるはずであり、少なくともこちらから意味付けを試みるべきである。表現主義について少し突っ込んだ意義を見てみたい。「解説・表現主義をめぐる」において林功三は次のように指摘している。

「表現主義」は、一九一〇年ごろから一九二〇年代のはじめまでの「帝国主義社会という現実とそれにたいする主観的にはきっぱりとした訣別によって特徴づけられる」（カウフマン前掲書）文学、芸術とよぶべきであり、「表現主義によってはじめてとり上げられ実際に追求された諸問題、現代の資本主義世界において徹底的な変革以外にはほかの逃避場所があるという幻想の放棄、大きな世界歴史過程の作家の参加、態度決定の強制、労働者階級と社会主義を世界史的現象として少なくとも何らかの形で考慮にいれる必要などは、その後もはや文学の世界からきえさることがなかった」（同前）という点に「表現主義」のアクチュアリティがある、とわたくしは考える。<sup>(18)</sup>

林は Hans Kaufmann（1926-200）の指摘に同意している。「大きな世界歴史過程の作家の参加」という箇所特に着目したい。因習を真正面から打破すること、作家が従来の価値観を実際に変えてみせることがこの引用文の要であろう。Joyce は文学においてラディカルな試みをしたといわば高みから指摘することはたやすい。そうではなく、読者の側でも従来の価値観なり視点を変えたり、新しい価値観を認めるつもりでテキストと対峙しなければならない。そのような態度でテキストをどこまでも深く探求し、意味付けをしなければならない。そうでなければ“Circe”を読む理由がなくなる。

例として“Circe”における父子関係を少し見ておこう。“Circe”には Bloom、Stephen、Virag、Rudy が登場する。父子のテーマが諸テーマの内の一つである。Virag は Bloom の父親であり、1886 年 6 月 27 日クレア州 Ennis の Queen's Hotel で服毒自殺してしまった。Virag は遺書に Bloom の母と愛犬の Athos を頼むとしたためている。<sup>(19)</sup> そして遺書の中で Virag は“my dear son”と Bloom に呼びかけているので、息子に対して愛情を抱いていることは確かである。Bloom も父の服毒自殺を想起し、父

の気持ちを察して苦しい思いをしている。<sup>(20)</sup> Virag と Bloom の間には愛情があり、確たる父子関係を見出すことができる。

しかし、“Circe” に登場する Virag は読者の期待に反して醜い様相をしている。

#### VIRAG

*(A diabolic rictus of black luminosity contracting his visage, cranes his scraggy neck forward. He lifts a mooncalf nozzle and howls.) Verfluchte Goim! He had a father, forty fathers. He never existed. Pig God! He had two left feet. He was Judas Iacchia, a Libyan eunuch, the pope's bastard. (he leans out on tortured forepaws, elbows bent rigid, his eye agonising in his flat kullneck and yelps over the mute world) A son of a whore. Apocalypse. (15.2569-76)*

この場面では Virag は Bloom に対して父親としての愛情を表現していない。それどころかキリストに対して不敬な罵りをしている。ユダヤ教徒としてキリスト教を認めないという態度である。

一方、Bloom は誕生から 11 日後に死んでしまった Rudy を思い、その気持ちを Stephen に重ねている。

#### BLOOM

*(communes with the night) Face reminds me of his poor mother. In the shady wood. The deep white breast. Ferguson, I think I caught. A girl. Some girl. Best thing could happen him. (he murmurs) ..swear that I will always hail, ever conceal, never reveal, any part or parts, art or arts .. (he murmurs) ..in the rough sands of the sea ..a cabletow's length from the shore.... where the tide ebbs.... and flows .....*

*(Silent, thoughtful, alert he stands on guard, his fingers at his lips in the attitude of secret master. Against the dark wall a figure appears slowly, a fairy boy of eleven, a changeling, kidnapped, dressed in an Eton suit with glass shoes and a little bronze helmet, holding a book in his hand. He reads from right to left inaudibly, smiling, kissing the page.)*

#### BLOOM

*(wonderstruck, calls inaudibly) Rudy!*

## RUDY

*(gazes, unseeing, into Bloom's eyes and goes on reading, kissing, smiling. He has a delicate mauve face. On his suit he has diamond and ruby buttons. In his free left hand he holds a slim ivory cane with a violet bowknot. A white lambkin peeps out of his waistcoat pocket.)* (15. 4948-67)

“Circe”の幻想劇において無秩序の世界が展開された。BloomがRudyの幻覚を見るのは、1904年6月17日午前1時近くである。BloomとStephenは共にもうすでに長い旅をしてきたので疲弊している。“Nighttown”の不健全な世界に食らいついてきた読者もまた疲弊している。だが、Rudyの登場という結論は感動的とすらいえる。可愛らしいRudyの姿はBloomの願望の投影である。愛情溢れる父子関係に読者は確たる拠り所を見つけることができる。BloomのRudyへの愛に嘘偽りはない。泥酔した挙句、英兵に殴られて伸びてしまったStephenを見て、父親のような思いやりを抱くBloomの感情は他の登場人物には見られない気持である。

“Circe”の結論は愛ある父子関係であり、極めて物語的、予定調和的だが文体を考える上で忘れてはいけないことではないか。疑似的な父子関係といってもBloomとStephenの間には主従関係がなく、対等であり、両者の友情は理想的で相補的な人間関係といえる。父子関係をもう少し敷衍して集団と集団の関係と置きかえてもいいだろう。国家と国家の関係になぞらえて読んでもいい。両者の敷衍化は第17挿話“Ithaca”において見出すことができる。

## まとめ

チューリッヒに滞在していた頃、Joyceは表現主義にそれまで以上に触れることができた。チューリッヒを離れてもJoyceは表現主義に対する関心を寄せていた。“Circe”において表現主義的要素を確認することができる。表現主義によって“Nighttown”の妖しい雰囲気効果を効果的に醸し出すことが可能なためである。すなわち、吸収した全ての芸術をJoyceは*Ulysses*に書き込んだといえる。ここに総合芸術としての“Circe”を見出すことができる。最後のRudyの出現に至って、表現主義の意義は、他者に対する思いという健全な結論を強めることにあった。総合芸術としての文体の意義はどこにあるのか、あるいはどのように意味付けができるのか。もっと深くリサーチを進めてゆく。

## 使用テキスト

James Joyce. *Ulysses: The Corrected Text*. Ed. Hans Walter Gabler. New York: Random House, 1986. *Ulysses* からの引用は全てこの版から引用し、括弧内に挿話数と行数を示す。

## 注

- (1) Gifford によると以下の通り (452)。しかし、リサーチを深めればもっと挙げられるだろう。Gustave Flaubert (1821-80) の *The Temptation of Saint Anthony; or, A Revelation of the Soul* (1874)。Goethe (1749-1832) の *Faust* (1808)。Gerhard Hauptmann (1862-1949) の *Hanneles Himmelfahrt* (1892)。Henrik Ibsen (1828-1906) の *Ghosts; Spirits That Return* (1881)。August Strindberg (1849-1912) の *The Ghost Sonata* (1907)、*A Dream Play* (1902)。Leopold von Sacher-Masoch (1836-95) の *Venus im Pelz* (1870, 1904)。Richard von Krafft-Ebing (1840-1902) *Psychopathia Sexualis* (1886)。
- (2) 結城英雄 『「ユリシーズ」の謎を歩く』 (集英社、1999 年)、341-2 頁。
- (3) Michael Groden. *Ulysses "in Progress"*. (Princeton UP, 1977) 167-82. また 1920 年 12 月 20 日付 Ezra Pound 宛のクリスマスカードに、“*Circe* finished this morning at last. Will revise, type and forward soon.” とチューリッヒからパリに移った Joyce は書き送っている。
- (4) Ellmann, 409.
- (5) 坂崎乙郎 『[完全版] 夜の画家たち—表現主義の芸術』 (平凡社、2000 年)、138 頁。
- (6) Nadel, 144-5.
- (7) Nadel, 147-8.
- (8) Nadel, 149.
- (9) Nadel, 149-52.
- (10) Nadel, 157.
- (11) Karen Lawrence. *The Odyssey Style in “Ulysses”*. (Princeton UP, 1981) , 148-9.
- (12) Peake の指摘は次の通り。“In ‘Circe’, the communication is between the author and the reader’s mind: he creates a series of symbolic actions, using all the earlier incidents, observations and images of his novel and his resources of language to express his intuitions of the deeper mental levels of his characters, regardless of whether the materials used belong to the particular character’s conscious mind.” (269) このように Peake は Joyce の意図を強調しており、その手段として第 15 挿話以前の出来事、Joyce による観察、イメージ群、言語の使用を挙げている。
- (13) Nadel, 157.
- (14) Hung, 319.
- (15) Hung, 321-2.
- (16) Nadel, 155.
- (17) Stephen は第 2 挿話 “Nestor” で Blake の詩的散文をすでに想起している。その独白は次の通り。“A phrase, then, of impatience, thud of Blake’s wings of excess. I hear the ruin of all space, shattered glass and toppling masonry, and time one livid final flame. What’s left us then?” (28-10)

- (18) 『ドイツ表現主義 5 表現主義の理論と運動』(河出書房新社、1972 年)、298 頁。前掲書とはハンス・カオフマン『現代ドイツ文学批判』(1966)である。
- (19) 第 17 挿話 “Ithaca” において Virag の遺書の断片を垣間見ることができる。“What fractions of phrases did the lecture of those five whole words evoke? Tomorrow will be a week that I received.... it is no use Leopold to be.... with your dear mother ... that is not more to stand ... to her ... all for me is out ... be kind to Athos, Leopold .... my dear son ... always ... of me ... *das Herz... Gott... dein...* ” (17.1882-6)
- (20) 第 5 挿話 “Lotus-Eaters” にて Bloom は自殺した Virag を思い、辛い気持ちになる。“Poor papa! Poor man! I’m glad I didn’t go into the room to look at his face. That day! O, dear! O, dear! Ffool Well, perhaps it was best for him.” (5.207-9)

## 参考文献

- Blamires, Harry. *The New Bloomsday Book: A Guide to Through “Ulysses”*. Third edition. London and New York: Routledge, 1996.
- Budgen, Frank. *James Joyce and the Making of ‘Ulysses’ and other writings*. London and Oxford and Melbourne, 1972.
- Ellmann, Richard. *James Joyce*. New and Revised edition. New York: Oxford UP, 1982.
- Gifford, Don. with Robert J. Seidman. “*Ulysses*” *Annotated: Notes for James Joyce’s “Ulysses”*. 2nd ed. Berkley: University of California Press, 1988.
- Groden, Michael. “*Ulysses*” in *Progress*. Princeton, New Jersey: Princeton UP, 1977.
- Hung, Hsin-yu. ““Circe” and Expressionist Drama.” *James Joyce Quarterly* vol. 52, no. 2 (2015) : 307-28.
- Joyce, James. *Letters of James Joyce*. Vol. III . Ed. Richard Ellmann. New York: Viking, 1966.
- Kelly, Dermot. *Narrative Strategies in Joyce’s “Ulysses”*. Ann Arbor and London: U · M · I Research Press, 1988.
- Lawrence, Karen. *The Odyssey Style in “Ulysses”*. Princeton and New Jersey: Princeton UP, 1981.
- Nadel, Ira B. “Joyce and Expressionism.” *Journal of Modern Literature* vol. 16, no.1 (1989) : 141-60.
- Peake, C.H. *James Joyce: The Citizen and the Artist*. Stanford and California: Stanford UP, 1977.
- Raleigh, John Henry. *Chronicle of Leopold and Molly Bloom: “Ulysses” as Narrative*. Berkeley and Los Angeles: U of California Press, 1977.
- 川口喬一 『「ユリシーズ」演義』 研究社出版、1994 年。
- 坂崎乙郎 『[完全版] 夜の画家たち—表現主義の芸術』 平凡社、2000 年。
- 高木久雄・林功三・早崎守俊編 『ドイツ表現主義 5 表現主義の理論と運動』 河出書房新社、1972 年。
- 土肥美夫 『ドイツ表現主義の芸術』 岩波書店、1991 年。
- 早崎守俊 『ドイツ表現主義の誕生』 三修社、1996 年。
- 結城英雄 『「ユリシーズ」の謎を歩く』 集英社、1999 年。

# マンション管理組合における合意形成過程の 適正化に関する一考察

—総会決議の無効と確認の利益の捉え方を中心にして—

根 本 晋 一

## keywords

共有 建物区分所有法 区分所有 区分所有者 区分所有建物 区分所有者集会 管理者 マンション標準管理規約 管理組合 管理組合員 理事会 理事長 マンション管理適正化法 マンション管理適正化指針 マンション建替等円滑化法

## 1. 本稿の概要 (abstract)

筆者は、多数決によって合意形成されるマンション管理組合における、少数派の区分所有権を保護する法理について研究を進めているところ、本稿においては、多数決によって可決された総会決議無効確認訴訟を提起するための訴訟要件としての確認の利益の内容について考察した。私見としては、「現在」の紛争が解決されないことには提訴した意味がないことから、原則として「現在」の法律関係の存否の確認を求め場合に確認の利益が認められるが、例外として、過去の法律関係が現在のそれと連続しており、過去のそれを確認することが、現在の紛争の抜本的な解決につながる場合には、過去のそれを確認する訴えの利益があるとする確立された判例理論を支持するが、実際問題として、過去の事実の無効確認が現在の紛争の解決につながる（連続している）ことの証明は困難であることから、あくまでも万策尽きた場合の例外的な方途として捉え、安易に用いるべきではないと結論した。もっとも、例えば、欠格者を理事に選任した過去の総会決議の無効につき、その後における理事会決議について、欠格者を定足数に数えなかったとしても、これを充足する場合には、その後の「現在」における理事会決議は有効となることから、欠格者を理事に選任した「過去」の総会決議の無効を確認する利益は認められないが、欠格者を数に入れないと理事会の定足数を満たさない場合には、単に「現在」の理事会決議の無効（定足数不足）を確認しただけでは抜本的な解決にならず、欠格者を理事として選任した「過去」の総会決議の無効を確認しないと、再び（その欠格者を定足数に入れた）無効な理事会決議が繰り返される恐れがあるので、確認の利益を肯定するべきであると結論した。

## 2. 本稿に至るまでの考察過程

わが国における、マンションという居住形態は、(その棟数ではなく) 各戸別の累計数において、およそ 665 万 5 千戸に達し、戸建てと同等の一般的な居住態様として受け入れられている<sup>1</sup>。

一棟当たりの戸数の増加に伴い、マンションの建築様式も多様化し、大型化と高層化や事業用と居住用の複合目的化が促進され、また、使用目的についても、専ら収益目的の賃貸専用住戸が出現し、さらには、従来型の居住目的であったとしても、マンション建築黎明期(1960 年代)からの古いものと建てたばかりの新しいものが混在するようになった。

建築様式の多様化等と区分所有者たる組合員の意識の多様化は連動するため、必然的に意見が割れるので、組合員間の合意形成は、困難化することはあっても容易化することはない。そして、マンションにおける権利関係は共有理論によって規律されるため、その維持・管理については「多数決」による意思決定(合意形成)をせざるを得ないところ、一棟当たりの区分所有者数の増加に鑑みての合意形成の容易化は、多数決の容易な成立に他ならないことから、これを促進すればするほど、少数派組合員の意思は反映されなくなる。

そこで、マンションにおける多数派の専横を抑制する手段として、敷地の処分、理事長の互選などの有効活用を検討した。前者は単なる反対であって積極的な意見表明ではないこと、後者は総会にて過半数の承認を得ることは困難なので不十分と結論した。多数決の取り方について検討した。選ぶ側の権利につき、議長一任条項を、出席通知書を出しつつ欠席した場合や議決権行使書に付けると容易に多数派を形成できるので問題がある。とりわけ議決権行使書に記名しつつ議案の賛否が白紙の場合に議長一任(または見做し賛成)とすることは、議決権の行使という意思表示と背馳するので適正化条項に違反し無効と結論した。選ばれる側の権利については、立候補・信任投票・完全連記・累積投票否定とすると理事就任の機会均等を著しく制限し、少数派候補者による賛成票の集票を事実上不可能とするので適正化条項と不利益禁止条項に違反し無効と結論した<sup>2</sup>。

管理組合は、経営のプロたる取締役を選任のうえ業務に当たらせる会社と異なり(所有と経営の分離)、各組合員がみずから組合運営に当たる(所有と運営の一致)。そのため、経営のプロとしての判断の誤りを問う代表訴訟などの少数株主権に相当する制度は存在しない。しかしながら、最近におけるタワーマンションなどの多数住戸化と複合型マンションなどの目的の多様化により、組合運営は複雑化し難しくなりつつある。そこで、管理会社のサポートを受けるなどして遂行するのであるが、運営の舵取りをする理事の責任も否応なし重くなりつつある。そのため、各組合員による監督是正も不可欠となってきたところ、最高裁判所第三小法廷平成 23 年 2 月 15 日判決<sup>3</sup>に

より、明文規定はないが代表訴訟形式の訴えも適法とする余地を認めたことから、この論旨を演繹し、多数派から選ばれた各理事の法令規約違反行為に対し、被侵害利益が組合の総有に属する場合には、各組合員が組合を代表し、組合を原告として給付の訴えを提起できる可能性を生じた。少数株主権たる株主代表訴訟と同様の役割を果たすことが期待されるが、筆者が判例を渉猟し、管見の及ぶ限り検討した限りではあるが、前例は見つからないことから、効果のほどは未知数である。

国（国土交通省）が力を入れている、マンション管理適正化法によるマンション管理組合に対する行政指導、つまり管理組合理事長より自治体の長あてに提出されるマンション管理状況報告書の内容を前提とする助言や指導、是正勧告や、それを履行しない場合の不利益（行政手続法によるマンション管理組合名の公表など）を課す制度を活用し、多数派の横暴を「管理」組合運営の「不適正化」の問題として、行政指導の組上に載せることも検討したが、制度自体が、発足して間もないため（2020.4.1）、効果のほどは未知数である<sup>4</sup>。

以上検討した結果、マンションにおいては、未だ少数派組合員（区分所有者）の権利を保護する法的な方途が、会社法などと比較すると相対的に不備であることが明らかとなった。

このような現行法制の不備を前提として、その不足分は、民法などの私法の一般原則に求めざるを得ないこと、具体的には、総会や理事会の決議不存在や無効の確認訴訟、または、特定の組合員に対する名誉毀損や名誉感情侵害を惹起した各理事や理事会（管理組合）に対する不法行為に基づく慰謝料請求訴訟などが考えられることも明らかにした。そして、かような訴訟が実際に提起された最近の事例を探索し、判例評釈を試みた。

本稿においては、総会や理事会の決議不存在や無効の確認訴訟について考察を加えることとして、総会決議無効確認訴訟に関する東京地方裁判所平成 28 年 1 月 13 日判決を素材となし、これを考察する<sup>5</sup>。

### 3. 考察の視点

#### 3-1. 基本的な視点

本稿は、会社法の領域において確立されたコーポレート・ガバナンスの理論を参考にしつつ、マンションにおける合意形成過程の適正化、つまり意思決定過程における手続保障（デュー・プロセス）の見地から、少数派組合員の区分所有権を保護する法理を構築しようと試みるものである<sup>6</sup>。

その手法としては、会社法における諸規定と建物区分所有法の諸規定を比較検討し、会社法には存在するが、建物区分所有法には存在しない規定について、建物区分所有法の立法目的や立法趣旨に背馳しない限りにおいての建物区分所有法の解釈への応用

可能性を探るものである。とりわけ、会社法の解釈において、単独株主権や少数株主権として位置づけられている諸規定について、これらを建物区分所有法に解釈として取り入れることは可能か否か、が主要な論点となる<sup>7</sup>。

### 3-2. 会社法規定の応用可能性の限界

筆者は、本稿を含む三編の論考において、会社法においては、少数派株主の利益が制度的に保護されているとの“前提”のもと、これらの制度が存在しない建物区分所有法の解釈への応用可能性を検討してきた。もっとも、ここにおける前提とは、所与の前提として当然視する、つまり、多数決を否定する意味での少数者保護という意味ではなく、多数決の枠内における可能な限りの少数者保護、という意味で用いている。

つまり、会社法は、資本多数決の原則を採用していることから、少数派の権利を保護しているとは言い難い側面がある。例えば、単独株主権のひとつである代表訴訟提起権についても（会社法第847条）、株主がいきなり提訴できるわけではなく、本来は、会社に対して直接忠実義務を負う取締役が相互監視義務を尽くし（同法第423条1項）、任務懈怠をなした取締役等を提訴し、または監査役等が業務監査の結果、任務懈怠の事実を発見した場合には、その取締役等を提訴するのが筋であることから、株主代表訴訟は次善の策というべき位置づけである。

また、株主総会決議における特別利害関係人の議決権行使の可否についてみても、その行使を可能としたうえで、その行使の結果、著しく不当な決議がなされた場合にのみ総会決議取消事由となり、単独株主権の一つである決議取消の訴えを提起できるとしており（同法第831条）、資本多数決の原則に基づいてなされた多数決がひとたび成立すると、それが容易に覆らないようにしている。このように、会社法は、資本多数決の枠内において少数派の権利保護を考慮しているのであり、少数派の保護を優先しているわけではない。

この理を建物区分所有法についてみると、例えば、建替えにつき、もともとは共有物の「変更」にあたることから、建物の共有持分権者たる区分所有者の全員一致が必要であったところ、建替えの合意形成を容易にするために（区分所有者総数と議決権総数の各）5分の4まで減じていることからわかるように（建物区分所有法第62条）、少数派の保護よりも多数決による合意形成を重視する側面もある<sup>8</sup>。

以上のような前提、つまり、多数決の枠内における少数者の保護という視点から、私見のスタンスについて具体的に説明すると、以下ようになる。

「マンションという建造物には、建物や敷地というハード面と、それを運用する管理組合というソフト面の二面性がある。前者について、建物は経年劣化が不可避であることから（「形あるものは、いつかは壊れる」）、再生不可能または著しく困難である場合には、建替えせざるを得ず、建替えを選択しないのであれば、敷地売却により

区分所有関係を解消するしかない。これに対し、管理組合の運営は、建物の経年劣化、換言すると老朽化のように“待ったなし”のことではなく、マンションが（共用部分については）共有物であることに鑑みて、共有持分権者である各区分所有者の意思を可能な限り尊重しつつ、慎重に管理を進めてゆかなければならない。とくに、特別決議事項である規約改正、例えば、理事の資格を区分所有者本人以外の第三者に拡大する旨の規約改正や、理事の任期に関する規約改正（1期1年連続3回まで、あるいは1回やったら1回休み、に改めるなどの施行細則の改正も含む）、組合員の議決権に関する規約改正（持分割合なのか、それとも1戸1議決権なのか）などは、各組合員の区分所有権の行使にかかわる重要事項であることから、慌てて改める性質のもではなく、各区分所有者本人の個別的な意向を可能な限り反映しつつ、合意形成してゆく筋合いのものである。

これらのことからわかるように、いわゆるハード面、例えば建替えについては、建物の経年劣化は止まらず、待ったなしのことなので、全員一致が揃うまで悠長に待ってられないことから多数決で足り、しかもその合意形成は可能な限り容易、つまり議長一任やみなし賛成などの採決方法が取られる必要がある。反面、いわゆるソフト面、例えば、規約改正などについては、待ったなしのものではないことから、決して安易な多数決に走ることなく、特別多数や全員一致を求めて差支えない。そのみならず、多数決の取り方についても慎重になる必要があり、できるだけ区分所有者たる各組合員の意思を反映した結果でなければならないことから、議長一任やみなし賛成は避けるべきであり、総会を欠席する場合であれば、書面による議決権の行使、つまりは議決権行使書に、各議案についての賛否を明らかにさせるべきである。

最近におけるマンション法の改正は、この見地からなされており、ハード面についてはマンション建替等円滑化法の改正により、ソフト面についてはマンション管理適正化法の改正により実現されつつある。

以上、再説したことからわかるように、筆者が少数派の保護を訴えているのは、主にソフト面、つまり管理組合の運営上の少数派の処遇についてであり、ハード面、つまり建替えなどのマンション再生については、反対に、全員一致を避けて多数決とするべきであり、採決方法についても多数決で足り、議長一任やみなし賛成を認め、より容易な合意形成を図るべきである」<sup>9</sup>。

## 4. 民法の一般原則による是正措置や救済

### 4-1. 管理組合を被告とする場合と理事や監事などの個人を被告とする場合

会社法における単独株主権や少数株主権は、当該株主が多数派と少数派のいずれに属するのかを問わず、一定数の株式を保有していることを要件として、法人たる会社や役員を被告として提訴し得る権利である。このような規定が建物区分所有法に存在

すれば、少数派組合員にも多数決を是正する機会が保障されていることになるが、現行の同法には、そのような規定は存しない。すると、少数派組合員が多数決を是正する方途としては、民法の一般原則に戻るしか術はない。この点に関する事例を求めて、過去5年以内くらいの新しい事例であって、判例集等未登載のものを渉猟していたところ、3つの下級審判例が目にとまった。いずれも、ひとりの組合員を原告として、マンションの管理組合または理事個人を被告とするものであり、総会決議や理事会決議の瑕疵、または理事個人の不法行為責任を問うものであった（名誉毀損や名誉感情侵害に起因する慰謝料請求）。

結論としては、いずれの事案とも原告組合員の請求を棄却しているが、現在における判例理論や学説の到達点、あるいは訴訟物の捉え方次第では、認容される余地があったと思われる事案であった。そこで、これらの判例を素材として、決議の瑕疵や名誉毀損等に基づく慰謝料請求などの審理を通して、間接的に多数決の弊害を抑制し、少数派組合員の区分所有権を保護することが可能なか否かについて考察する。

## **4-2. 管理組合総会決議や理事会決議の瑕疵を請求原因とした事例**

### **4-2 (1). 会社法における明文規定**

このような訴訟形式は、マンション関係訴訟と組織法の側面において類似する会社関係訴訟においては、株式会社の共同所有者たる株主が、会社の最高意思決定機関である株主総会決議の瑕疵や、会社の業務執行機関である取締役会決議の瑕疵を是正するための、きわめて一般的な訴訟類型である。そして、株主総会決議につき、株主総会決議不存在確認の訴え（会社法第830条1項）、同決議無効確認の訴え（同法同条2項）、同決議取消しの訴え（同法第831条）の各類型が、明文を以て規定されている。

### **4-2 (2). 総会決議の不存在と無効の区別**

何を以て決議を不存在とするのか、または無効とするのかについては明文規定がなく、解釈にゆだねられており、瑕疵の重大性に応じて区別されている。重い場合は決議「不存在」とされる。不存在とは、手続上の瑕疵が著しく、法律上決議そのものが存在するとは認められない場合と解釈されている。例えば、取締役会決議を経ることなく、代表取締役以外の取締役が招集した株主総会における決議などが、これに該当する。もともと何もなかったものを、なかったと確認することから確認訴訟の形式をとる。不存在と比較すると相対的に瑕疵の程度が軽いとされるのが決議「無効」である。これは、決議「内容」が「法令」に違反している場合である。決議は存在するが法律上無効という意味である。訴訟類型としては、もともと法的にはなかったものをなかったと確認することから、確認訴訟の形式をとる。例えば、株主平等原則違反の決議、違法な配当決議などが、これに該当する。いずれの場合も、決議当初から、決議がなかったことになる点におい

て共通する。これらに対し、決議「取消し」とは、不存在や無効の場合と比較して相対的に瑕疵の程度が軽いとされる場合であり、決議は有効に存在するが、それを事後的に、決議の時点に遡及して無効とするものである。取消しは、ちやぶ台返しとなるので、取引安全の見地から、取消権者、取消し事由、取消権の消滅時効などを明文にて規定し、濫訴の弊を防止している。訴訟類型としては、有効に存在した決議がなかったという法律関係を一方的に形成することから、形成訴訟の形式をとる。

#### 4-2 (3). 総会決議の取消原因について

不存在や無効と異なり、取消原因は法定されている。つまり、

- a. 決議の「手続き」が「法令」に違反している場合（会社法第 831 条 1 項 1 号）、
- b. 決議の「手続き」が「定款」に違反している場合（同上）
- c. 決議の「手続き」が「著しく不公正」な場合（同上）
- d. 決議の「内容」が「定款」に違反している場合（会社法第 831 条 1 項 2 号）
- e. 決議の「内容」が（特別利害関係人の議決権行使により）「著しく不当」な場合（同法第 831 条 2 項）

である。具体的には、

- a. につき、「招集手続き」に関し、開催通知漏れがあった場合、「決議方法」に関し、名義書換の不当拒絶により議決権の行使ができない場合など
  - b. につき、「招集手続き」に関し、総会招集地を本社と定めたにもかかわらず別の場所にて開催した場合、「決議方法」に関し、議決権の代理行使者を株主に限定したにもかかわらず、それ以外の第三者が代理した場合など
  - c. につき、「招集手続き」が著しく不公正、例えば、出席困難な場所や時間帯に開催時間を設定した場合など。「決議方法」が著しく不公正、例えば、脅迫的言動により、株主の発言や質問を妨害し、あるいは議長の議事進行を妨害した場合など
  - d. につき、取締役の員数の定めを超える取締役を選任した場合など
  - e. につき、営業譲渡の譲受人が、譲渡会社の株式を多数保有しており、譲受人に有利な著しく不当な対価による営業譲渡につき、総会決議を可決させた場合など
- 以上のとおり、会社法の諸規定により明文化されている。

#### 4-2 (4). 取締役会決議について

取締役会決議につき、会社法に明文規定はないが、決議無効確認の訴えと決議不存在確認の訴えを提起できる旨、判例理論として確立されている<sup>10</sup>。

判例理論により確立された無効事由としては、一部取締役への招集通知の欠如、特別利害関係人たる取締役の決議関与、招集権者以外の取締役による招集や招集通知期間の不足、定足数不足、例えば、取締役の資格を喪失した者の議決権行使による決議

成立（定足数と議決権数の双方に決議方法の瑕疵あり）などがある。なお、瑕疵があるとつねに無効となるわけではなく、「その取締役が出席したとしても、なお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情」があるときは、決議は有効となると解するのが相当と判示している（最判昭 39、同 44）。すると、特段の事情の反対解釈として、「決議の結果に影響がある」場合は、決議は無効と解すべきことになる。例えば、定足数不足につき、取締役の資格を喪失した者を出席させて、ぎりぎり定足数と有効議決権数を充足し、ある議案を可決または否決した場合には、決議は無効と解するのが相当であろう。

なお、取締役会決議の取消については、取消原因や取消権者に関する規定がないことから、取消訴訟を提起することは不可能である。その理由としては、総会決議の取消しと同じく、（不存在や無効と異なり）いったん有効に成立した決議を遡ってなかったことにするので、利害関係人にとっては、ちやぶ台返しとなり、取引安全を害することになることから、濫訴の弊を防止するため、法の明文規定により取消原因や取消権者を限定したことに求められる。

#### 4-2 (5). 建物区分所有法における明文規定の不存在

以上の理をマンション関係訴訟についてみると、建物区分所有法においては、これらの訴訟類型に関する明文規定は一切存在しない。会社法との間において、この差異を生じる理由であるが、つぎのようなことが考えられる。

会社は営利社団法人であることから<sup>11</sup>、利潤追求という目的達成のため、多数の商取引をなし（行為法の側面）、会社の規模を拡大する（組織法の側面）。すると、必然的に利害関係人は多数に及ぶのみならず、内部的な意思決定のプロセスについても、運営の便宜のため、その決定を容易化するためがあるので、決議事項を明らかにするとともに、多数決で足りることにした。反面として、意思決定のプロセスについて瑕疵があった場合、その是正は必要であるも、事後的な是正が、第三者との取引の安全や、内部の多数の利害関係人を害する恐れがあることから、決議の瑕疵に関する訴訟類型を明文化し、その手続きと効果を明らかにした。

これに対して管理組合は、法人または権利能力なき社団であるが、株式会社のような「目的」は定められていない。強いて言うとすれば、「建物の共用部分の維持管理」であるが、至極当然のことなので、法人の目的に掲げるまでもない。また、収益するため第三者と取引する必要はなく、建物や敷地などの維持管理に努めれば足りる。内部的な意思決定過程についても、決定権者が区分所有権を有する組合員に限られるので、会社のように、株式譲渡が自由であって、常時多数の株主が変動する会社と異なる。

以上のような見地から、管理組合は、会社と比較すると相対的に、第三者の取引の安全や多数の利害関係人を害する恐れが少ないことから、建物区分所有法の勿論解釈

として、会社法と同様に単独組合員を原告として総会や理事会の決議の不存在や無効の確認訴訟を提起し得ることを前提として、とくに訴訟類型に関する明文規定を置かず、民法や民事訴訟法の一般原則に委ねたものと考えられる。なお、決議不存在や無効の原因についても、会社法の解釈を応用し得ると考える。

#### 4-2 (6). 総会や理事会の決議取消しについて

決議の取消しについては、形成の訴えに拠ることになるが、建物区分所有法において、総会や理事会の決議についての取消原因や取消権者に関する規定がないことから、取消訴訟を提起することは不可能である。その理由は、先に述べたとおり、会社法において、取締役会決議の取消しが認められないことと同じである。

#### 4-3. 過去の法律関係が現在のそれと連続しており、過去のそれを確認することが現在の紛争を抜本的に解決し得る場合には、過去のそれを確認する訴えの利益の存在を認めた事例(東京地判平成 28 年 1 月 13 日(平 27(ワ) 27825 号)) の検討

管理組合総会決議の無効確認を求めた事例である<sup>12</sup>。

##### 4-3 (1). 事実の概要

訴外 A は、甲マンション Y 管理組合の組合員(区分所有者)であるが、非現住であったことから、甲マンション管理規約により理事となる資格がなかった。ところが、定時総会において理事に選任され(平成 26 年 7 月 14 日)、理事会にて管理者たる理事長に互選され、理事長としての権限を行使した。その後、任期満了前に辞任したため、Y 管理組合の理事および理事長としての身分を喪失した。その後、甲マンション Y 管理組合の組合員 X が、辞任により既に理事の身分を喪失している A につき、過去(平成 26 年 7 月 14 日)の定時総会における、理事 A 選任決議の無効確認を求めて提訴した。

辞任した A は、X の提訴後も、次期理事が選任されるまでの間、理事および理事長としての権限を有していたが、臨時総会にて訴外 B らが新理事に選任され、新理事会が構成されたため(平成 27 年 10 月 24 日)、A は理事および理事長としての権限も喪失した、という事案である。

##### 4-3 (2). 判 旨

訴えの利益を欠くとして、原告 X の訴えを却下した。

「…およそ確認の訴えにおけるいわゆる確認の利益は、判決をもって、法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められる。この

ような法律関係の存否の確定は、上記目的のために最も直接的かつ効果的になされることを要し、通常は、紛争の直接の対象である現在の法律関係について個別に確認を求めるのが適当であるとともに、それをもって足り、その前提となる法律関係、とくに過去の法律関係に遡ってその存否の確認を求めることは、その利益を欠くものと解される。

しかし、ある基本的な法律関係から生じた法律関係につき現在の法律上の紛争が存在し、現在の権利又は法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的な解決をもたらさず、かえって、これらの権利または法律関係の基本となる法律関係を確定することが、紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要と認められる場合においては、右の基本的な法律関係の存否の確認を求める訴えも、それが現在の法律関係であるか過去のそれであるかを問わず、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当である（最高裁昭44年（オ）第719号同47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁参照）。」

「（以下、筆者要約）…本件訴えに確認の利益があるかについて、以下、検討する。…平成27年10月27日臨時総会における新理事選任決議により、訴外Bらが、被告Y管理組合の理事に選任されたため、Aは理事および理事長として職務を行う権限を失った。そうすると、Aを理事長に選任した本件決議が有効であるか無効であるかは、原告Xと被告Y管理組合との間の過去の法律関係に過ぎないから、これを確認することには確認の利益がない。

Xはこれに反論し、Aは理事の被選任要件を欠いているところ、理事長として管理組合を代表し、保険会社と保険契約を締結しているから無権代理であるし、そもそも、Bらを後任の新任理事として選任した臨時総会決議についても（新理事のなかに、選任後直ちに辞任する予定の者がいたことから、単なる定数の数合わせに過ぎないため）無効であることから、その有効無効の判断の前提として、一連の無効な行為の起点となった、無資格者Aを理事に選任した総会決議の無効を確認する必要があるとする。

しかしながら、Aが理事長として締結した保険契約の有効性は、端的に当該保険契約自体の成否や有効性を判断すれば足り、Aを理事に選任した総会決議の有効性を前提とするものではなく、また、Bら新理事を選任した臨時総会決議の有効性についても、当該臨時総会における信任投票の有効性を判断すれば足りる、換言すれば、端的に信任投票の無効確認を求めれば足りる。

「…ほかにXとYの間に現に法律上の紛争が存在するとしても、これを抜本的に解決する上で、本件決議が有効であるか無効であるかを確認することが、その紛争解決のために最も適切かつ必要であるとは認められない。…以上のとおり、Xの訴えは確認の利益を欠き、不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。」

#### 4-3 (3). 評 釈

民事訴訟における訴訟要件として、明文はないが、訴えの利益が存することを必要とする（これを欠くと、訴え却下の訴訟判決、つまり門前払い）。そして、訴えの形式としては、確認、給付、形成の3つがあるところ、本件は、確認訴訟における訴えの利益、すなわち確認の利益の意義が問題とされている。この点、本判決は、確立された判例理論を踏襲し、「現在」の紛争が解決されないことには提訴した意味がないことから、原則として「現在」の法律関係の存否の確認を求める場合に確認の利益が認められるが、例外として、過去の法律関係が現在のそれと連続しており、過去のそれを確認することが、現在の紛争の抜本的な解決につながる場合には、過去のそれを確認する訴えの利益があると判示している。

裁判所は、かような判例理論のあてはめとして、Xが主張する事実については、ことごとく、理事の資格がない訴外Aが理事に選任された事実とは連続性がなく、現在の権利関係の有無を確認すれば足りるとして、訴えの利益が存在しないとして、本案審理に入ることなく、訴え却下の訴訟判決をなしている。確かに、Aが理事長として組合を代表して締結した保険契約については、「現在」の権利関係である、その契約の有効要件を吟味すれば足りるし、また、Aの後任理事B（現職）らの選任の有効性については、現職理事を選任した臨時総会決議の有効要件（つまり、理事になる意思のない組合員を候補者に立てて当選させて、定数の数合わせをすることは脱法であり無効か否か）を吟味すれば足りるので、過去の権利関係、すなわち、Aを理事として選任した定時総会決議の有効性を確認する利益はないといえる。この意味では、本判決は正鵠を得ている。

結果として敗訴したXの訴訟活動につき、惜しむらくは、新任理事のうち、選任前に予め、信任投票で当選したとしても辞任するつもりでであったと言っていた理事がいるとのX主張があったことである。判決文からは明らかではないが、おそらくは、当選したとしてもすぐに辞任するのであれば、欠員した理事を直ちに補充しないと、定足数や過半数を取れなくなり、理事会を開催できず、決議もできなくなるので、最初から辞める予定の人を理事にして数だけ合わせて、その人が辞任した後、別の人を探し、理事として補充すればよいというのは、脱法に他ならないとの主張ではないかと推測される。

確かに、脱法行為が、民法第90条に違反し無効であることは、民法、ひいては私法における勿論解釈であるが、形式的な有効要件を備えている以上は、脱法の要件が解釈に委ねられていることも相俟って、脱法であるとの認定は非常に難しい。しかしながら、主張としては十分に成り立つことから、まさに、端的に、Bら新理事を選任した総会決議の（脱法による）民法第90条違反を主張しておけば、脱法の実態に関する実体審理、つまり本案審理に入らざるを得なくなるので、門前払い、つまり訴え

却下の訴訟判決に終わることもなかったのではないか。

これを確認の利益と結び付け、一連の無効行為の起点となった訴外 A の理事選任決議の無効確認を求めたばかりに、裁判所は、それはお門違いであるとばかりに、「現在」の権利関係である新理事らの選任に関する民法第 90 条違反を主張すれば足り、なにも、過去を掘り起こし、すでに辞任し理事ではなくなっている A の、「過去」における選任決議の無効を確認する利益はないとして、X の訴えを一蹴してしまった。X の訴訟代理人には、門前払いのリスクを回避するため、一考の余地があったものと思われる。

#### 4-3 (4). 本判決の射程

本判決の事案とは異なるが、辞任した理事の欠席により理事会成立のための定足数が不足し、理事会の開催と決議ができない状況のもとで、現住要件を失って理事の資格と権限を喪失している組合員を、理事として理事会に出席させて、定足数と過半数を充足させて、理事会を成立させて、辞任した理事の後任補充の件と、次期定時総会開催の件を可決成立させるとともに、補充した理事を総会承認に掛ける件、その他の総会上程議案を可決成立させ、実際に、次期定時総会において、これらの上程議案を可決成立させた場合、事後的に、当該理事会決議の無効を確認する利益はあるのだろうか。

因みに、多くのマンションが取り入れているマンション標準管理規約によると、後任理事が選任されるまでの職務継続義務があるのは、任期満了による「退任」と満了前の「辞任」のみであり、「資格喪失」の場合には、直ちに資格と権限を喪失し、職務継続義務はないものと規定されている。したがって、現住要件を欠く理事を出席させたとしても、すでに理事の資格を喪失しているので、単なる組合員の傍聴者として取り扱われるため、定足数と議決権行使者の数に入れることはできない。

私見であるが、確認の利益についての、既往の最高裁判例の論旨によると、現在の法律関係に関する紛争を抜本的に解決する前提として必要不可欠であれば、過去の法律関係について確認する利益があると判示していることから、確認の利益を認めることができる。その理由は、以下に述べるとおりである。

そもそも「過去」の法律関係である理事会決議そのものが管理規約に違反し一義的に不成立無効であること、不成立であるはずの理事会において、辞任した理事の後任補充の件、定時総会開催の件、補充した理事を総会承認に掛ける件、その他の総会上程議案を有効に可決成立させており、その後に開催された定時総会（「現在」の法律関係）において、不成立無効な理事会において総会への上程を可決した議案（補充理事の承認、そのほかの上程議案の承認）を、すべて有効に可決成立させていること、その定時総会における可決成立の議事手続きには形式的な瑕疵はなかったこと、などの事情に鑑みると、「現在」の法律関係である総会の議事手続きには瑕疵がないこと

から提訴できないものの、「過去」の法律関係である、総会上程議案を可決成立させた理事会には、一義的な手続的瑕疵（無資格者を理事として数えていること）があり、不成立無効であることから、理事会の不成立無効を確認すれば、「無から有は生じない」という私法の一般原則に鑑みて、その後の（形の上では適法有効に成立している）総会についても、開催そのものを不成立無効とすることができる。したがって、この事例においては、形の上では適法に成立している「現在」の法律関係の無効を確認するため、「過去」の法律関係である理事会決議の不成立無効を確認する利益があると考ええる。

この論理の反面として、かりに理事の資格と権限を喪失している組合員が理事会に出席しなかったとしても、定足数と過半数を充足していた場合には確認の利益はないと考える。けだし、決議に影響がなかった以上、単に理事の資格を欠く組合員が決議に参加していたという事実のみでは、確認の利益がないというべきだからである。もっとも、無効確認判決には執行力がないことから、実際に判決内容を強制することは難しく、その効果は将来における同一行為の防止にとどまり、過去に遡っての原状回復は事実上不可能であろう。

なお、この事例は、筆者が調査対象としたマンションにおける事例であり、未だ提訴されていないことから、今後の動向が気になるところである。

## 5. 結 語

「1. 本稿の概要（abstract）」を以て、結語に代える。

以 上

## 注

- 1 国土交通省『分譲マンションストック数』001407805.pdf (milt.go.jp)。なお、統計の基礎となるマンションは、3階建以上の中高層、鉄筋または鉄筋鉄骨もしくは鉄骨のコンクリート造りの分譲住宅に限定している。つまり、法律上のマンションのすべてではないことに注意を要する。同『築後30、40、50年超の分譲マンション戸数』001407809.pdf (milt.go.jp) 同『マンション建替えの実施状況』001407807.pdf (milt.go.jp)
- 2 根本晋一 2021.9.20『マンションにおける合意形成過程の適正化に関する一考察 ―少数派組合員の区分所有権を保護する法理について―』研究紀要 No.92 日本大学経済学部の要約。
- 3 最高裁判所民事判例集No.246p.45
- 4 根本晋一 2022.1.20『マンションの管理組合運営における私的自治と適正化による限界について ―多数決に対する区分所有者の監督是正権について―』研究紀要No.93 日本大学経済学部の要約。
- 5 Westlaw Japan 2016WLJPCA01136003
- 6 同様な見地からの先行業績として、西島良尚 2007.12『マンション管理とガバナンス ―分譲契約時における管理組合形成過程の問題を中心として―』流経法学 vol.7No.24 p.35-37 流通経済大学

- 7 前掲根本 研究紀要 №92 日本大学経済学部 2021.9.20、前掲根本 2022.1.20 研究紀要 №93 日本大学経済学部の要約
- 8 前掲根本 2022.1.20 研究紀要 №93 日本大学経済学部の要約。
- 9 「 」内は、前掲根本 2022.1.20 研究紀要 №93 p.3-4 日本大学経済学部からの引用。
- 10 決議無効につき、最判昭 39.8.28、最判昭 44.12.2、最判平 2.4.17 など。決議不存在につき、最判平 23.1.7 など。
- 11 営利性については会社法第 105 条 1 項 1 号、2 号（利益配当がなされること）、社団性については、明文はないが潜在的社団論（一人会社を肯定）、法人性については会社法第 3 条を根拠として説明するのが通説である。
- 12 Westlaw Japan 2016WLJPCA01136003

## 参考文献

- 稲本洋之助＝鎌野邦樹 2015「コンメンタールマンション区分所有法 第 3 版」日本評論社  
丸山英気 2020「法律学講座 区分所有法」信山社  
渡辺 晋 2021「区分所有法の解説 7 訂版」住宅新報出版  
伊藤 眞 2020「民事訴訟法 第 7 版」有斐閣  
中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編 2018「新民事訴訟法講義（有斐閣大学双書）第 3 版」  
有斐閣

## 運動する女性と「女らしさ」

中 澤 瞳

### はじめに

シモース・ド・ボーヴォワールはスポーツする女性について言及し、次のように述べている。

スポーツにおいてめざす目標は、身体的能力と無関係な成功ではなく、それぞれの身体に相応しい完成を達成することである。フェザー級のチャンピオンはヘビー級のチャンピオンと同じ価値があり、スキーの女性チャンピオンは彼女より早く滑る男性チャンピオンに劣るわけではない。両者は二つの異なるカテゴリーに属しているからである。自分にふさわしい達成に積極的関心を持ち、男と比較して自分にハンディキャップがあると感じるのが最も少ないのは、まさに女性のスポーツ選手である<sup>(1)</sup>。

フェザー級のチャンピオンがヘビー級のチャンピオンに対して劣位化されているわけではなく、まったく別のカテゴリーにおいて共にチャンピオンであるのと同じように、性差を基準にした「二つの異なるカテゴリー」に配置されることで、女性のスポーツ選手は男性のスポーツ選手と記録の比較する必要がなくなり「男性と比較して自分にハンディキャップがあると感じるのが最も少ない」とボーヴォワールは評している。

しかしながら、そもそも競技が性別によって区別されることで「男性と比較して不利である」と感じるのが最も少なくなると言い切れるだろうか。また、「スポーツにおいてめざす目標は、それぞれの身体に相応しい完成を達成すること」とされているが、たとえば女性のスポーツ選手が目標へと達するために望んで手に入れたスポーツのための身体が、スポーツ以外の生活を営む上で不便さをもたらしたり、社会生活の中で居心地の悪さや否定的感情を引き起こしたりすることはないのだろうか。もしもこうした両価性が女性のスポーツ選手にだけ強く示されるとしたら、やはり「男性と比較して自分にハンディキャップがあると感じるのが最も少ない」とは言い切れないのではないだろうか。そこで本稿は、合場敬子の研究から、女子プロレスラーが自分の身体をどのように捉えているかを参照し、ボーヴォワールの見解には検討すべき問題がまだ含まれているという点を指摘したい。

## 1 ボーヴォワールの基本的見解

まず、ボーヴォワールの見解を簡単にみたい<sup>(2)</sup>。『第二の性』において、ボーヴォワールは「女らしさ」の基本的特徴は受動性、受け身であることと述べ、それは生物学的な根拠のある特徴ではなく、文明、つまり家庭、学校、会社、メディアといった人々を取り巻く環境や、そこにある明示的な制度、習慣化している規範などによって作りだされ、維持されている特徴であると指摘した<sup>(3)</sup>。

「女らしさ」は子ども時代より培われるものであることを説明する際、ボーヴォワールは「男らしさ」がどのように身体化するかということと比較している。その説明の大枠を追えば、男の子は活発に動くこと、冒険へと繰り出すことを大人たちから許され<sup>(4)</sup>、その経験を通して自分の身体を時に未知の世界を探索する手段として捉えたり、また戦うための道具として捉えたりすることができる機会を多数得る。たとえば木登りの経験を通して、その身体は高く危険なところにも上がっていくことが「できる」力をもった身体だと確認される。

また友人との競争を通して、自分の身体が戦うことができる能力をもっていることが理解される<sup>(5)</sup>。男の子は身体を使って「できる」ことをたくさん習得する。「できる」という能力の総体として自分を捉えることは、具体的な計画を立てて実行していくときの後ろ盾になる。身体を自由に動かすことができるということは、単なる運動の次元を超えて、日常生活の中で何かを行うときの一般的な態度の構築につながっている。

他方、男の子と比べて、女の子は日常生活の中で自分の肉体を上手く使うことを学習しながら、世界を探求していく手段として自分自身を捉えたり、戦うための道具として捉えたりする機会が多くない。「女の子なんだから」といった文言で、激しい運動に関わることは禁止される。このため、自分を「できる」という能力の総体として捉える機会が減り、その自己認識が困難になる。大胆な運動を禁じられた女の子は、その結果、自分の身体的能力に対する信頼がうまく構築できないばかりではなく、自分で選択し、企画し、実行するというように主体性を発揮することも阻害されてしまう。つまり「できる」という能力の総体として自分を捉えて生きていくことができず、受動的な態度で生きることになる。ボーヴォワールはおおよそこのように考えた。

男の子が日々の生活の中で、競争的意識、闘争的意識を培う頃に、女の子はそれを禁じられる。この点について、ボーヴォワールは次のように述べている。

男の子たちが暴力とは何かを実際に学習し、攻撃性や権力への意志、挑戦への志向を発展させるのは十三歳頃である。まさにこの時期に女の子の方は乱暴な遊びをあきらめる。女の子は前と同じようにスポーツすることはできる。しかし、

専門化し人為的ルールに従わねばならないスポーツは、習慣的で自然な力を使うものとは違う。それは生活の外側にあって、敵味方入り乱れた乱闘やけんかの予期せぬエスカレートほど、世界や自分自身について肌で教えてはくれない。スポーツする少女は、仲間をやっつけた少年が感じる勝ち誇った気持ちを体験することはけっしてない<sup>(6)</sup>。

ここではスポーツと自然発生的な乱闘は区別され、前者がルールに基づく運動なのに対して、後者は敵味方が入り乱れたり、予期せぬ形で激化したりする運動とされる。後者の場合、刻々と状況が変わり、それに果敢に対応できるような挑戦的態度が必要だが、女の子はそのようなものへの参加は許されない。だから、スポーツする少女は、仲間をやっつけた少年が感じる勝ち誇った気持ちを体験することは決してないし、そもそも多くの国々では、スポーツの訓練を受ける機会が与えられてないとボーヴォワールは指摘する。さらに続けて、彼女は次のように書いている。

もみあいや激しい喧嘩が禁じられているので、彼女たちは自分の肉体に対して受け身の態度をとるしかない。乳児期におけるよりもはるかにきっぱりと、若い娘たちは自分に与えられた世界を超えて姿を現わすのを、他の人々より優れていると示すのをあきらめねばならない<sup>(7)</sup>。

乱闘やけんかによって相手を屈服させること、それは「大地に対して自分の主権を主張すること」<sup>(8)</sup>ともボーヴォワールは言う。しかしそうした他人を征服するような行動は女の子には基本的には許されていない（実際にそのような行動をしてもよいが、そのように行動をすれば、わきまえられない行動として嘲笑、懲罰の対象となり得る）。だから他人よりも優れていると提示することが習慣化されておらず、通常受け身の在り方をしてしまう。威圧的に自分の存在を世界に知らしめることが許されている（実際にそのような手段を使わなくてもいいが、その使用可能性は周囲の理解に織り込まれている）男性と、それが許されない女性とでは世界の様相が全く異なることになる。

しかし、もしも女性にもそれが許されているならばとボーヴォワールは仮定し、次のように述べる。

肉体的な弱さのせいで女は暴力の修業を体験できない。だがもし、女性が自分の身体を通して自己主張ができ、別のやり方で世界の中に登場できるならば、このような欠陥は容易に補われるだろう。泳ごうとも、先鋒に登ろうとも、飛行機を操縦しようとも、自然の力と闘い、危険を冒し冒険を試みようとも、彼女は世界を前にして、私が語ってきたように弱くなったりはしないだろう<sup>(9)</sup>。

肉体的な弱さを理由にして身体を通して自己主張する機会が幼少時より奪われているが、もしも与えられ、身体をつかって「できる」と思えることが多くなっていれば、競技界においても、クライミングの世界<sup>(10)</sup>においても、パイロットのように空を仕事場とする世界でも、また冒険の世界においても、受け身にならず、果敢に挑戦して、新たな領域を開拓していけるだろうとボーヴォワールは考えている。このようにボーヴォワールは、「女らしさ」という考え方がいかに女性の行動やその可能性を幼少時から継続的に抑圧しているかについて考察している。

他方、女性に期待されるのは、出産や授乳などの「自然」とみなされている機能の発揮か、あるいは母性と唯一両立できると考えられている家事を担うことである。ただしボーヴォワールは「女が家庭内で行っている労働は女に自律をもたらしはしない。この労働が意味と尊厳を持つのは、生産あるいは行動において社会へ向けて自己を超越する存在に同化された場合だけである」<sup>(11)</sup>と批判的に捉えている。なぜならボーヴォワールにとって、社会へ向けて自己を超越することが重要なことだからである。創造的ではなくただ反復するだけにボーヴォワールの目には映っている家事活動は、ボーヴォワールの言葉遣いでいえば「内在」的なあり方である。

「超越」と「内在」というこの対立した二項を配した図式と、「男らしさ」と「女らしさ」はボーヴォワールにおいて重なっている。社会へ向けて自己を「超越」すること、別の言い方をすると、目的を遂行するために意識的に、自由に活動することは「男らしさ」と重なり、「内在」に留まること、別の言い方をすると、創造的ではなくただ反復的な行動をなし、典型的には家庭の中で育児や家事に勤しむことは「女らしさ」と重なっている。男性的なものが優位な社会の中では「内在」的なあり方こそ「女らしい」あり方とみなされ、それを逸脱する行動はわきまえない行動となる。

先に引用した、女性のスポーツの話はこの基本的な見解を背景にして現れている。「スポーツする少女は、仲間をやっつけた少年が感じる勝ち誇った気持ちを体験することは決してない」のは、その体験を下支えする歴史が異なるとボーヴォワールは考えているからである。だから「異なる二つのカテゴリー」が設定されたところで活動できる女性のスポーツ選手は、男性とあらゆる面で比較することがなくなり、「ハンディキャップがあると感じることが最も少ない」と述べるのであろう。

## 2 女子プロレスとは

では、こうしたボーヴォワールの見解について検討するために合場の研究を参照したい。合場は女子プロレスラーへの聞き取り調査をもとに、職業としてコンタクトスポーツ・エンターテインメントに従事する女性たちが、規範的な女らしさをどのように経験しているか検討した。女子プロレスラーの身体のあり方は、後述するように日

本社会で多くの女性たちが要請されている身体のあり方とは異なっている。合場は、連戦での激しい闘い、華麗でアクロバティックな動きに耐える強い身体が必要な女子プロレスラーたちが、社会における性規範とは異なる自己の身体をどのように認識しているか、またその身体によってどのような恩恵や、反対に挑戦を受けているかをインタビューから明らかにする。このことによって、合場はプロレスラーではない一般の女性たちが理想の女性身体から自由になり、身体的力を獲得する方策を間接的に引き出せるという見通しを立てているが、ここでは女子プロレスラーたちの身体の捉え方についての合場の考察を特に取り上げて参考にする。

そもそも女子プロレスが日本で生まれたのは1948年と言われ、その歴史は古い。ボードビリアンのパン猪狩、ジョパン・猪狩が東京三鷹市で女子プロレスのジムを開業し、妹の定子を第一号のレスラーとした<sup>(12)</sup>。しかし初めての女子プロレスの興行は、水着を着た半裸の女性が絡み合ういかがわしい見世物とみなされたこともあり、1955年まで本格的な興行はできなかったという。

その後も女子プロレスは苦難の道を歩むが、1968年に日本女子プロレス協会という全国的な組織が発足し、以降1970年代後半（ビューティ・ベアの活躍）、1980年代前半から後半（クラッシュ・ギャルズの活躍）、1990年代前半（全女、JWP、LLPW、FMWなど団体対抗戦ブーム）と3つの大きな盛り上がりを見せた。その後、TVのゴールデンタイムでの放映が終わったり、2000年代に総合格闘技ブームが生まれたりした影響で男性の団体も含めてプロレス業界全体が低迷が続けた。しかし、新日本プロレス（1972年創業の男性プロレス団体）が経営体制を変化させ、これまでプロレスに馴染みのなかった層へプロレスの魅力を訴求したり、また動画配信サービスによって海外のファンも多く獲得したりした結果、V字回復を遂げた<sup>(13)</sup>。新日本プロレスを中心とした人気は業界全体の盛り up を牽引し、プロレス人気の再燃はNHKで特集が組まれるほどになった<sup>(14)</sup>。女子プロレスについては、2019年に新日本プロレスと同グループの傘下に入った団体スターダムが観客動員数を増やして躍進し、2021年9月には新型コロナウイルス禍による興行中止&入場制限も克服して初の4万人台動員が確実視され、年商は5億（ブシロード傘下以前は2億）と報道された<sup>(15)</sup>。限定的とはいえ、現在女子プロレスも一定の人気を維持している<sup>(16)</sup>。

合場によれば、プロレスは競技スポーツの要素と演劇的要素が入り混じっている。プロレスラーは闘いを通して観客を楽しませることが求められる。そのために技をかける時も、受ける時も、その技の凄さや痛みを観客にいかに伝えるかが重要なポイントともなる。また入場パフォーマンスによって観客を魅了したり、リング上での戦いの意味を裏づける物語をマイクパフォーマンスや、バックステージコメント、メディアのインタビュー、昨今ではSNSを通じて発信し、リング外から形づくったり、補強したりすることで観客の興味を引き続け、楽しませることもポイントであったりす

る。演劇的要素とはこうした点を指す。もちろん、女子プロレスはなんといっても身体を使い、相手と激しく技を応酬しあい、時に感情を大きく見せながら戦うところに大事な部分があり、怪我のリスクを伴いながら年間でも相当な試合数（例えばスターダムの HP 上に公開されている 2021 年 1 月～12 月までの全試合数は他団体参戦も含め 118 試合。ただし中止された試合も含む）をこなす必要がある。演劇的な要素だけではレスラーとして活躍するには十分ではなく、激務に耐えうる身体が必要である。

### 3 女子プロレスラーの身体性

では実際、レスラーの身体はどのようなものだろうか。女子プロレス団体スターダムの選手から何人か例にとり、公表されているサイズを簡単に見ると、エースの岩谷麻優選手は 163cm、50kg、長身が持ち味のレディ・C 選手が 177cm、62kg、ひめか選手が 172cm、68kg、ダイナミックな技を繰り出す刀羅ナツコ選手が 154cm、78kg、もともと小柄ななつぽい選手が 150cm、47kg と体格はそれぞれ異なっている<sup>(17)</sup>。

プロレスにおいて身体の様子は自己表現と連動するので、体格を生かして身体の大きな選手は体に見合った技を得意技としたりする。例えば刀羅選手の得意技のひとつはデスバレーボムという、相手の腋の下から自分の首を差し入れた後、肩の上に相手を担ぎ上げ、横に倒れこみながら相手を頭からマットに落とす技で、観客に相手を高く抱え上げる力を見せてから落とすというダイナミックなところが大きな体格に見合っている。また岩谷選手の得意技のひとつはムーンサルト・プレスという技で、ムーンサルト・プレスを繰り出す前に、何らかの技を使ってリング上に対戦相手を横たわらせ、次にリングのコーナーポスト上段から、リング内側に背中を向けた（つまり観客に正対する）状態からジャンプして、バック転をしながら横たわった相手めがけてボディ・プレスをする。こうしたアクロバティックで華麗な技は、小柄な選手が機敏に動いて繰り出すとキレ味の鋭い技に観客には見える。観客は、選手の代名詞となっているような技を見て、選手を応援するようになったり、プロレスの試合自体を楽しんだりする。プロレスにおける多様な身体は技の多様さと結びつき、選手自身のリング上での個性となっている。

しかし、身体は多様だとはいえ、基本的には脂肪つけたり、筋肉をつけたりして、多くの試合数に耐えられる身体作りをするので、レスラーの身体は現代の日本の若い女性たちが理想とする痩せた身体から逸脱していると言える。若い女性にやせ型が多いことは経験的にも知るところであるが、厚生労働省が毎年全国レベルで実施している国民健康・栄養調査を見ると、実際に若い人ほど肥満の割合が低く、やせ型が多いことが分かる<sup>(18)</sup>。

では一般的な女性身体とは異なった自らの身体をレスラー自身はどのように捉えて

いるか。合場の整理によると、大きくいって、自分の身体に自信がある選手とない選手に分かれるのだが、さらに細かく整理して、合場は5つの代表的な視点を導き出している<sup>(19)</sup>。以下詳細を見るが、大きく分けて(1)、(2)は自分の身体に魅力がない、自信がないとするタイプであり、(3)、(4)、(5)は自分の身体に自信を持っているタイプである。

まず(1)の視点は、自分の身体をレスラーとしても、女性としても魅力的ではないと捉えているが、自分の身体に不満があるわけではなく受け入れている。たとえばある選手は、プロレスラーとしては身体が小さいのもっと大きくしたいのだが、女性一般としてみるとお尻が大きいので魅力的ではないと自分の身体を捉えている。また別の選手も身体が細いのでレスラーらしくないと自分の身体を捉えているが、同時に胸がふくよかではないので女性らしい身体でもないとして捉えているが、そのような身体を受け入れている。

(2)は、自分の身体をレスラーとしても、女性としても魅力的ではないと捉え、自分の身体に自信がないという視点である。ある選手は、レスラーとしては背が低く、肉づきがよいので「いかにも」という理想のレスラーらしい身体ではないと自分の身体を認識していて、また「ぽっちゃり」しているためかわいい服を着ることができないことで、女性としても魅力的ではないと考えている。ただし、この「ぽっちゃり」に関して、レスラーの個性としていいと思っている面と、理想のレスラー像においては引き締めた方がいいと思う面とが葛藤を起こしているという。他方、別の選手は、自分の身体が大きいために女性として魅力的ではないことを幼少時からコンプレックスに思っていて、リングで大きく見せようとしても身体を小さく見せようとする習慣から脱せず、その結果レスラーとしても自信が持てないと報告している。

以上の二つは、自分の身体に魅力がない、自信がないとするタイプである。回答の中に登場している、お尻の大きさや乳房の大小、またやせ型や身長の小柄さなどは「女らしさ」を計る世間一般にある見方の典型的なものだといえるだろうが、こうした見方が「女らしさ」を必ずしも必要とされないはずの女子レスラーの身体認識にも入り込んでいるのが分かる。続いて、どのような形であれ、自分の身体に自信を持っているタイプの内実をみていく。

(3)の視点は、レスラーとしての自分の身体に自信を持ち、女性らしい身体をもっていないことを認め、それを重視しない。身長が160cm以上、体重が60キロ以上という「標準」とされたレスラー体型<sup>(20)</sup>をもつ選手は、自分のプロレスラーとしての身体に自信を持っている。女性としての魅力については「もう少し痩せれば」という条件つきで認めているが、女性として魅力的な身体をしてないことはこの協力者にとってはそれほど問題ではない。むしろ重要なのは、プロレスができる身体かできない身体かであって、たとえ世間一般が「女らしい」とみなすものがやせ型の体型であっ

たとしても、それがプロレスを可能にしない身体であるならば回避すべきと考えているようである。また、別の選手は長身で、その背の高さがレスラーとして魅力的だと考えているが、一般的な女性として魅力的なのは小柄な身体だと思っているので、背丈から見た女性的な魅力は自分にはないと考えている。

(4) は、女性として魅力的で、その上でプロレスができる身体とみなしているという視点である。ある選手は、背が高いわけでも身体が大きいわけでもないのに、自分の身体をレスラーらしい身体とは思わず、むしろ街にいれば、そこに埋没してしまうような「普通の」女性の身体であると認識している。しかし筋肉が「普通の」女性よりはあるので、その点がレスラーらしくもあると捉えている。この選手にとっては、一見「普通の」女の子に思えるが、にもかかわらずレスラーとして戦えるということが重要で、あまり重量的な身体ではなく、適度な筋肉と余分な脂肪を排した身体を理想としているため、自分の身体に自信を持っている。

最後の (5) の視点は、女性として魅力的な身体を自身で再定義し、レスラーとしても女性としても魅力的な身体に自分の身体を調和させている。ある選手は、自分の身体を「ごつい」(筋肉がしっかりとついていて骨格もしっかりとしているという意味)と捉えており、女性らしい規範的な身体からはみ出しているが、プロレスや柔道ができるという経験を介することによって、自分の身体に自信をもつようになったという。しかし他方で、女性としては自分の身体は魅力的ではないと考えている。「柔らかく、細く、かわいらしい」身体が一般に女性として魅力的な身体だと考えているからである。この考えにしたがえば、自分の身体はむしろ「男らしい」身体であると捉えている。しかし、一般的な女性らしい身体とは別に、別のあり方も女性として魅力的な身体ではないかと考えている。それは強くてカッコいい身体、つまり筋肉がある「ごつい」身体である。

以上の三つは自分の身体に自信を持っているタイプである。自信をもっているとはいえ、世間一般にいわれる「女らしさ」から完全に自由というわけではなく、その規範は頭の片隅にあるようだ。「もう少し痩せれば」といったように、痩せ型＝女らしさという図式に言及されていたり、「柔らかく、細く、かわいらしい」という一般的に言われる「女らしい」身体について意識していたりするところにそれが表れている。また (4) の視点に関しては、むしろ世間一般にいわれる「女らしさ」の方を主としつつ、それに抵触せずにレスラーとしても機能できるあり方が考えられている。

## まとめにかえて

以上、合場のまとめを見てきた。自分の身体についての女子プロレスラーの捉え方を見てみると、(3) の視点のように、「女らしく」ない身体であることを重視せず、

レスラーとしての自分の身体に迷いなく自信を持っている選手もいるが、他方で、職業として痩せていることが基本的には要求されないレスラーでさえも、理想の女性身体としての、「柔らかく、細く、かわいらしい」から完全に自由ではないということも分かる。

場合によれば、女性レスラーの強い身体は現実的利益（重いものが持てる、感情の豊かさ、自信、諦めない精神的タフさなど）を選手にもたらしている面がある。しかし身体を鍛えることで、女子レスラーたちは筋肉のついた「ごっつい」身体になり、また髪が短かったりすることで周囲から男性に間違われることがあるという。その取り違えによって生じる恩恵（夜道で襲われないなど）について語るレスラーは一人いたようだが、それ以外はむしろその見た目の「男らしさ」ゆえに、女性専用車両の利用やトレイの利用の際に咎められる、奇異の目で見られるといった経験するものが多く、その結果「男らしさ」と結びついた身体を否定的に捉えていることが報告されている<sup>(21)</sup>。

また会場は「女らしい」服装に関しても選手たちに尋ねている<sup>(22)</sup>。身体が大きくなったために、身体に見合う「かわいい」服（会場はこれを形状が小さく、幼げな要素や懐かしい要素を持っている服としている）がレスラーの手には入りにくいのだが、会場によれば、レスラーになる前から「かわいい」服に関心がなかった選手は、現実的な選択としてメンズの服やゆったりとしたジャージ素材の服装などを選択するようである。他方、もともと「かわいい」服を好んだ選手の中には、レスラーになって身体が大きくなったため、「かわいい」服を試着する際に袖に腕が入らなかったり、チャックが上がらなかったりして断念する選手はいても、そうした選手を含めてほとんどがそのことにそれほど執着していなかったという。

ただし「かわいい」服の代替として、人に見られも恥ずかしくないようなきちんとした「女らしい」格好をするように心がけている選手はいるという。そうした選手のうち「女子レスラーはリング上では男でいろって。普段は女でいろって言うんですよ。女を忘れたら女子レスラーじゃないって。絶対普段はおしゃれをしなさいって。女らしくいなさいって」<sup>(23)</sup>と男性コーチから言われ、普段も小綺麗な恰好をするようにしていると語る選手がいたりする。

衣服のサイズは、社会の中でどのような身体が標準とされているか（どのようなサイズがスモールで、どのようなサイズがラージかなど）を知らしめる機能を持っている。だから、好むと好まざるとによらず、衣服によって自己の身体のサイズに関する社会的評価を目の当たりにすることになる。また同時に「かわいい」服は細身のサイズであることが多いので、「かわいい」＝「女らしい」身体のサイズは細い身体であるという定義にも直面することになる。

衣服を介した「女らしさ」について、レスラーたちは各自のやり方で対応している

のが合場のまとめからわかるのだが、そのなかで興味深いのは「女子レスラーはリング上では男でいろって。普段は女でいろ。女を忘れたら女子レスラーじゃない」という男性コーチの指示である。この指示には、戦うためには「女らしさ」を捨てて「男らしく」いるべきだという見解が含まれているように見える。また「絶対普段はおしゃれをなさって。女らしくいなさい」というコーチの言い方には、「女らしさ」とはおしゃれすること、つまり服装や化粧に気を遣い、他人からどう見られているかに意識をはらうことだという意味が含まれているだろう。これは、もっと言えば、「女らしさ」とは、本来闘いに不向きであるという前提も含まれているようにも見える。では闘いに向いているのは何かといえ、それは「男らしさ」であろう。だから、この指示の背景にあるのは、理想のレスラー＝男性レスラーという図式なのだと考えられる。

大きかったり、筋肉がついていたり、「ごつい」身体であるのは、レスラーとして、戦う身体として大事だからであろうが、これは男性のプロレスラー一般の身体をある種の理想としているからではないだろうか。もしもそうだとすると、プロレスが男子プロレスと女子プロレスに分けられ、ボーヴォワールの言うところの「二つの異なるカテゴリー」のようになっていたとしても、実は二つは不可分で、女子プロレスの中にも「男らしさ」の規範（強く、大きく、逞しく、無骨なといった）が影響してきているということになるのかもしれない。

以上の点を合場の研究から確認し、最後にボーヴォワールの見解に検討すべき点をいくつか指摘したい。自分の身体に自信のない女性レスラーたちは、自分の身体がレスラーとしては体つきが小さいとか、背が低いとか言った理由を述べていた。こうしたプロレスラーの理想像が男性レスラーをモデルにしているのであれば、女子レスラーは肉体的な「男らしさ」の規範から完全に自由であるとは言えないだろう。また「女子レスラーはリング上では男でいろって。普段は女でいろ。おしゃれでいろ」という発言にみられるように、こと激しいスポーツの世界においては、「女らしさ」とは本来闘いに不向きなので捨てるべきであるという考え方が一般的なものとしてあるとすると、この意味でも「男らしさ」の規範から完全に自由であるとは言えないということになるだろう。しかし「女らしさ」を必ずしも必要とされないはずの女子レスラーの身体認識にも、「女らしい」身体的理想は入り込んでいるため、「女らしさ」からも完全に自由ではないといえる。このように、女子レスラーについての研究を踏まえると、女性のスポーツ選手は「男と比較して自分にハンディキャップがあると感じることが最も少ない」というシンプルな状況にあるのではなく、「男らしさ」、「女らしさ」が複雑に絡まり合う状況に置かれているといえるのではないだろうか。

## 注

- (1) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、pp. 133-134.
- (2) ボーヴォワールの考察の詳細は拙編著『フェミニスト現象学入門』の第2章で取り上げた。この節では、この第2章の内容を要約したものを使用している箇所がある。
- (3) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 33.
- (4) こうした許可がすべての男性にとって喜ばしいことではなく、かえって苦しむ状態がもたらされることももちろんある。
- (5) 片田孫朝日、2014『男子の権力』京都大学学術出版会。
- (6) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 128.
- (7) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 128.
- (8) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 129.
- (9) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 134.
- (10) クライミングの世界において偉業を成し遂げた女性クライマー、リン・ヒルの自伝をもとに、女性の運動性ポジティブな面を取り上げた論考として、ダイアン・チザムの論考がある。Chisholm, D., 2008, Climbing like a Girl: An Exemplary Adventure in Feminist Phenomenology, *Hypatia Vol. 23, No. 1*, pp. 9-40.
- (11) ボーヴォワール、S. de、2001『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社、p. 396.
- (12) 井田真木子、1993『プロレス少女伝説』文藝春秋、pp. 58-92、合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 21-60、亀井好恵、2000『女子プロレス民俗誌—物語のはじまり』雄山閣出版、pp. 22-57.
- (13) メイ、H. G、2019『百戦錬磨 セルリアンブルーのプロ経営者』時事通信社、pp. 170-186.
- (14) 「プロレス人気復活！“過去最高”の秘密」NHK クローズアップ現代、2018年7月19日放映。
- (15) デイリースポーツ online (<https://news.yahoo.co.jp/articles/494f5e3a708a9684cb4dea5a3d50fc6a41f943e8> 最終閲覧日 2021年11月16日)
- (16) 女子プロレスの団体は10人未満の団体が多く、一つの団体だけで興行を成立させるのは経済的にも、人間的にも難しい状況が続いている。スターダムや東京女子プロレスのように30人弱の選手が所属している団体もあるが、他の団体、たとえばLLPW-Xは5人、センダイガールズは8人、waveは4人、ディアナは7人である。こうした状況を踏まえ、多くの選手が活躍できるようにするため2020年8月には女子プロレスの共闘組織 ASSEMBLE が発足したことがニュースになった (The DIGEST [https://thedigestweb.com/topics\\_detail13/id=22289](https://thedigestweb.com/topics_detail13/id=22289) 最終閲覧日 2021年8月30日) なお、所属選手の人数は各団体のHPで確認した、2022年1月現在のものである。
- (17) 週刊プロレス編、2022『2022 保存版プロレスラー全身写真名鑑』ベースボールマガジン社。

- (18) 厚生労働省『令和元年 国民健康・栄養調査報告』<https://www.mhlw.go.jp/content/000710991.pdf> (2021 年 12 月 6 日取得)
- (19) 合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 94-103.
- (20) 当時規定があったというわけではないようで、女子プロレス団体に入団希望をしていた当時の人たち間で共有されていた体型の認識ではないかと合場は記している（合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 106-107.）なお 2022 年 1 月現在、スターダムが HP に公開している応募条件では「身長、体重、スポーツ歴は不問」、センダイガールズは「14 歳以上（中学生は今春卒業見込み）の健康な女性」、wave は「15 歳（中学生不可）から 29 歳までの健康な女子」など、年齢の規定はあるものの身長、体重の条件は見当たらない。
- (21) 合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 189-192. なお、どのようなジェンダー・アイデンティティを有しているか、否定的経験を考慮しても「男らしさ」の実践を意識的に選択しているかなどの背景によっては、報告内容は変化すると思われる。
- (22) 合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 183-189.
- (23) 合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店、pp. 186.

## 【参考文献】

- 合場敬子、2013『女子プロレスラーの身体とジェンダー 規範的「女らしさ」を超えて』明石書店。
- 井田真木子、1993『プロレス少女伝説』文藝春秋。
- 片田孫朝日、2014『男子の権力』京都大学学術出版会。
- 亀井好恵、2000『女子プロレス民俗誌一物語のはじまり』雄山閣出版。
- 週刊プロレス編、2022『2022 保存版プロレスラー全身写真名鑑』ベースボールマガジン社。
- ボーヴォワール、S. de、2001、『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性』新潮社。
- メイ、H. G、2019『百戦錬磨 セルリアンブルーのプロ経営者』時事通信社。
- 厚生労働省『令和元年 国民健康・栄養調査報告』<https://www.mhlw.go.jp/content/000710991.pdf> (2022 年 1 月 6 日取得)
- デイリースポーツ online (<https://news.yahoo.co.jp/articles/494f5e3a708a9684cb4dea5a3d50fc6a41f943e8> 最終閲覧日 2021 年 11 月 16 日)
- The DIGEST ([https://thedigestweb.com/topics\\_detail13/id=22289](https://thedigestweb.com/topics_detail13/id=22289) 最終閲覧日 2021 年 8 月 30 日)

# ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの 直筆署名つき成績証明書

川 又 祐

## 1 はじめに

財政学の源流の一つである官房学（Cameralism, Kameralwissenschaft）は、16世紀から19世紀初頭まで、ヨーロッパの主にドイツ語圏を中心に展開された学問である。官房学の対象は広く、今日の法学、政治学、経済学、教育学、農学、工学など多くの領域を含んでいる。一般的には、広義の官房学は、ポリツァイ学、経済学、官房学（財政学）の3つを包含したものを指し、狭義においては官房学（財政学）を指す。

この官房学は、1727年を境として、前期官房学と後期官房学とに分けられている。すなわちドイツにおいては1727年、ハレ大学およびフランクフルト・アン・デア・オーダー大学において官房学が官吏養成のための大学教科として採用された。ハレ大学で最初に官房学を講じたのはガッサー（Simon Peter Gasser, 1676-1745）であり、フランクフルト・アン・デア・オーダー大学でそれを講じたのはデイトマル（Justus Christoph Dithmar, 1677-1737）である。カメラリスト（Cameralist）は前期においては、各種の参議官（Rat）として、君主に対して国家統治の助言を行い、君主のあるべき姿を君主鑑に著した。後期のカメラリストは、参議官の身分に加えて、大学教授（教育者）の身分を得ていくことになるのである。官房学は、以後、官吏養成の学問としても機能していった。

本稿で扱うのは、後期カメラリスト、後期官房学の代表者の一人であったヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス（Joseph von Sonnenfels, 1733/1734-1817）<sup>(1)</sup> が作成した成績証明書である。ゾネンフェルスは、ウィーン大学に官房学の講座が初めて創設された際、その教授に任命された人物である。彼は、オーストリアにおいて歴代の神聖ローマ帝国皇帝に仕えた。とりわけゾネンフェルスは、女帝マリア・テレジア（Maria Theresia, 1717-1780）を支えた。ウィーンのマリア・テレジア広場（Maria Theresien Platz）にあるマリア・テレジア像の南側台座壁面に、ゾネンフェルスは女帝を支えた行政官僚の一人として描かれている。またウィーン市庁舎広場（Wiener Rathausplatz）には彼の立像が建てられている。またウィーン中心部にはゾネンフェルスの名にちなんだ通り、ゾネンフェルスガッセ（Sonnenfelsgasse）もある。さらにベートーヴェンがゾネンフェルスにピアノ曲（Sonata, piano, op.28, “Pastoral”, D major）を献呈したことで知られている。そして何より、ウィーン大学のアルカー

デンホーフ（Arkadenhof）には彼の胸像が飾られている<sup>(2)</sup>。このように、官房学はもちろん、ウィーンそしてウィーン大学の歴史を語る際には、ゾネンフェルスは欠かすことはできない人物なのである。

## 2 ウィーン大学における官房学

オーストリアのウィーンで最初に官房学を講義したのは、実は、後期カメラリスト、後期官房学のもう一人の代表者であるヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティ（Johann Heinrich Gottlob von Justi.1717/1720-1771）であった<sup>(3)</sup>。ユスティは、1750年にウィーンに姿を現す。1746年マリア・テレジアによって創設され、女帝の名にちなんだ騎士養成学校テレジアヌム（Theresianum）において、ユスティは、1750年8月31日付の任用令（das Anstellungsdecret vom 31. August 1750）によって、ドイツ語修辞学教授（Professura eloquentiae germanicae）に任命される（1750年11月16日、ユスティは、ドイツ語修辞学教授就任講演を行っている<sup>(4)</sup>）。この修辞学教授に求められた職責は、「帝国機関の学生が純粋なドイツ語の文体を書けるように、そして公文書を正確にかつ分かりやすく作成できるように教えること」であった<sup>(5)</sup>。さらにユスティは、財政、商業、租税、製造業を包含する経済学領域課程（das collegium oeconomico-provinciale）の講義をするよう指示されている。最初の試用期間1年間、ユスティに対する俸給は、1000グルデンで、通常の租税は免除されたという。そして1751年11月1日から彼の俸給は1500グルデン、後に2000グルデンに増額された。マリア・テレジアは1752年、テレジアヌムに実践的な国家・官房アカデミーを創設することを決定し、ユスティは、新設されたアカデミー（Ritterakademie）で官房・商業・鉱業実務（Praxis im Cameral-, Commercial- und Bergwesen）を担当する教授職を得ることになった<sup>(6)</sup>。しかしながらユスティは、1753年にウィーンを離れ、ドイツのゲッティンゲンに転出してしまう。

ウィーン大学公文書館に残されている文書「ゾネンフェルスに対する、新たに創設されたポリツァイ学および官房学の教授への任命（Ernennung des Joseph von Sonnenfels zum Professor der neu eingeführten Polizei- und Kameralwissenschaft.）」<sup>(7)</sup>によると、ユスティがウィーンを離れた10年後の1763年10月31日、マリア・テレジアがポリツァイ学および官房学の講座をウィーン大学に導入することを決定し、その担当教授にゾネンフェルスが任命されたことが学長とコンジストリウムに通知されている。ゾネンフェルスの「給料は当該職にまったくふさわしくない金額、年俸500フローリンと査定されたが、すぐに、当時の枢密参議官フォン・ケーニヒ男爵（Staatsrath Freiherr von König）の抗議でそれは1200フローリンに増額された」<sup>(8)</sup>。そしてこの講座に出席して、十分な成果を収めた学生が、優先的に国務に採用されるべきこととされた。

官房学受講生を官吏として任用することは、すでにドイツにおいても行われており、マリア・テレジアはそれを踏襲したのである。

かくしてオーストリアではドイツに遅れること 36 年にして、ウィーン大学に官房学の講座が創設される。その官房学を担当した教授がゾネンフェルスである<sup>(9)</sup>。ゾネンフェルスが官房学をどのように教授したのかは、今もって明らかとなっていない。ゾネンフェルスが官房学の教科書として執筆したのが『ポリツァイ、商業および財政の基本原理解』<sup>(10)</sup>である。この『基本原理解』は、3 巻に分かれており、第 1 巻ポリツァイ学（初版、1765 年）、第 2 巻商業学（初版、1769 年）、第 3 巻財政学（初版、1776 年）となっている。3 巻が完成するまでに実に 11 年を要している。

### 3 ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書

今回紹介するのは、次のゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書（図 1）である。鎖線とウォーターマーク（透かし模様）がある本証明書は、図 2 のように、縦 38.4cm、横 23.3cm の大きさである。ウォーターマークの半分が本紙中央の右側にあることから、本来は縦 38.4cm、横およそ 47cm（あるいはそれ以上）の大きさの用紙であったものが裁断されたことが分かる。用紙は二つ折りされて、下半分に本文（証明書）が書かれている。これにゾネンフェルスの赤い印章（Siegel, seal）と、彼自身の署名がある。ウォーターマークのある用紙で作成された本証明書は、本文 6 行、署名地、署名年月日、印章、署名で構成されている。

図 1 ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書  
（二つ折り、本文部分）

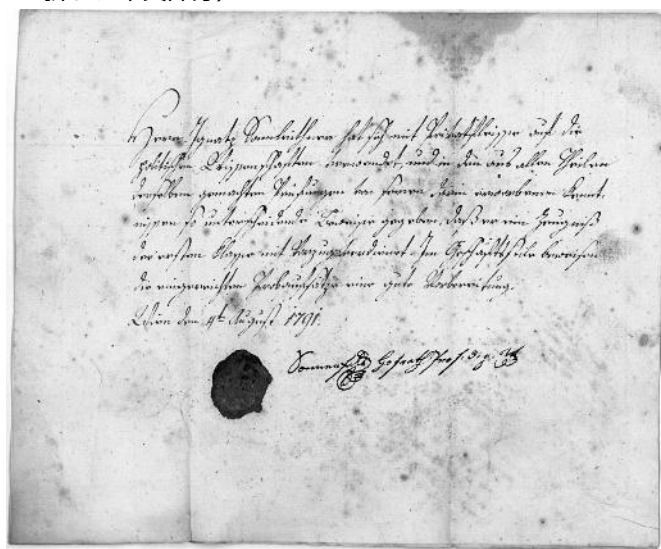
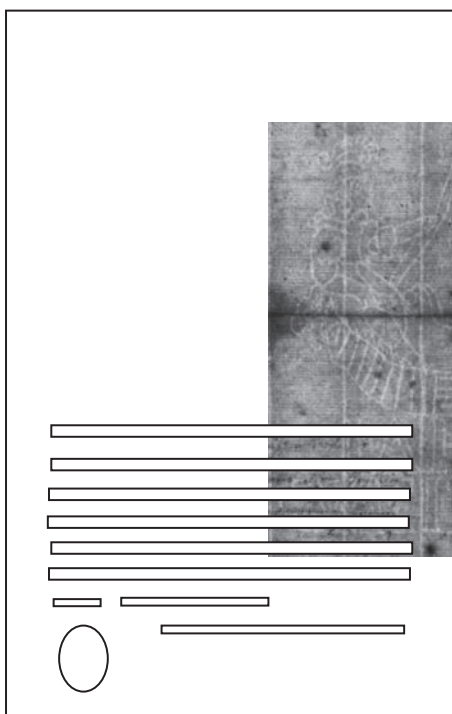


図2 ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書の大きさ  
横 23.3cm

縦 38.4cm



出典 著者作成

### (1) 本文

本文は、インクや筆跡の違いからおそらくはゾネンフェルスの直筆ではなく、〔秘書などの〕他筆と思われる。本文は、

Herr Ignatz Sonnleithner hat sich mit Privatfleisse auf die politischen Wissenschaften verwendet, und in den aus allen Theilen derselben gemachten Prüfungen von seinen darin erworbenen Kenntnissen so unterscheidende Beweise gegeben, daß er ein Zeugniß der ersten Klasse mit Vorzug verdienet. Im Geschäftsstile beweisen die eingereichten Probaufsätze eine gute Vorbereitung.

Wien den 4ten August 1791

○ Sonnenfels Hofrath Prof. d. p. W. [Professor der politischen Wissenschaften]

であり、

「イグナツ・ゾンライトナー（Ignatz Sonnleithner. sic）氏は、個人的な勤勉さをもって政治学に取り組み、そのあらゆる部分から出題された試験において、そこで得られた自分の知識について格別に立証を行ったので、彼は一等成績証明書に値するものである。業務様式で提出された試験論文は、準備が十分であったことを証明している。

ウィーン 1791年8月4日

印章                      ズネンフェルス    宮廷参議官    政治学教授」  
と書かれている。

(2) イグナツ・ゾンライトナー

この成績証書は、イグナツ・ゾンライトナー（Ignaz von Sonnleithner, 1770-1831）<sup>(11)</sup> へのものである。ゾンライトナーは、法学者、著述家、教育者として知られた人物である。彼は、宮廷弁護士そして作曲家でもあった父クリストフ・ゾンライトナー（Christoph, 1734-1786）と母アンナ・マリアの第6子として1770年7月30日ウィーンに誕生した。イグナツは1780年、ウィーンのザンクト・アンナ・ギムナジウム（Gymnasium Sankt Anna, 後のショッテンギムナジウム、Schottengymnasium）で勉学を開始した。彼は1785-1786年度、ウィーン大学で哲学を学び始める。だが、父が1786年に亡くなり、1786-1787年度の学費を払えないほど家計が窮してしまう。しかし父が愛顧を受けていた皇帝ヨーゼフ2世の援助のおかげで、勉学を継続することができた。彼は1791年に法律学の勉学を終えるが、この間にゾネンフェルスの“Die

図3 イグナツ・ゾンライトナーの肖像



出典 Lithographie von Josef Eduard Teltscher, 1827 <sup>(12)</sup>

politischen Wissenschaften über Polizey, Handlung und Finanzen”(ポリツァイ、商業、財政に関する政治学)の講義を受けている<sup>(13)</sup>。この成績証明書は、その際のものと思われる。

イグナツは、その後 1795 年に宮廷・裁判所弁護士となる。さらにウィーン大学で商法を講義している。彼は、商法分野で重要な役割を演じている。彼の活動は法律分野にとどまらない。劇作家であった兄ヨーゼフ (Joseph Ferdinand Sonnleithner, 1766-1835)<sup>(14)</sup>とともにウィーン楽友協会 (Gesellschaft der Musikfreunde in Wien) の設立に大きくかかわったことが知られており、兄ヨーゼフは初代の会長を務めている。兄弟は音楽界に足跡を残した人物でもあった。ゾネンフェルスの成績証明書がどのように用いられたのか、官房学を学んだことが彼の進路にどのような影響を及ぼしたのかは、不明である。ゾネンフェルスを学んで、宮廷や裁判所で法務に携わるようになった人物がいるということをこの証明書は明らかにしてくれる。

### (3) ゾネンフェルスの印章

この成績証明書には赤の印章が押されている (図 4)。印章は楕円形をしている。長軸直径はおよそ 2.3cm、短軸直径はおよそ 2cm の大きさである。印章は 3 つの部分で構成されている。下に盾、真ん中に騎士の兜、上に人物が描かれている。これはどうもゾネンフェルスの紋章 (Wappen) に似ている。『オーストリア帝国伝記事典』第 35 巻 (*Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich*) の記載によると、ゾネンフェルスの紋章は、盾が「四角形の地 (Feld)。右上と左下の銀色の地には塔が、左上と右下の青色の地には、ごつごつした岩の上に黄金の太陽 (Sonnenfels、太陽の岩)。盾の上には装飾された騎士馬上試合用の兜が乗っている。兜の冠からは、鷲の 2 つの翼の間に、右手に本を持ち、頭を太陽の光に包まれた女性の像。兜にはカバー。カバーは両側に、青色と銀色で入っている」という<sup>(15)</sup>。

図 4 ゾネンフェルスの印章



実際の印章（図4）は、下半分にある盾の部分は4区画に分かれている。左上と右下は塔が描かれ、右上と左下はごつごつした岩の上に太陽が描かれている。盾の上にある兜には、装飾布が両側に波打っている。兜の冠の上で鷲が翼を広げており、最上部には、右手に本を持ち、左手を腰に当てている人物が描かれている。人物が女性かどうか、また太陽光が人物の頭を照らしているのかは判然とはしない。盾の4区画は、紋章の『事典』説明文とは左右逆の図柄となっている。図5は、オーストリア連邦軍が公開しているゾネンフェルスの紋章（Wappen）が図柄となっている記念バッジである。バッジのHUAkは陸軍下士官アカデミー（Heeresunteroffiziersakademie）を意味している。印章とこの記念バッジの図柄はほぼ同じである。

図5 ゾネンフェルスの紋章（記念バッジ）



出典 オーストリア連邦軍、第4回教育課程 1997 ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス  
(4. Unteroffizierslehrgang 1997 - Joseph von Sonnenfels) <sup>(16)</sup>

#### (4) 署名と署名日

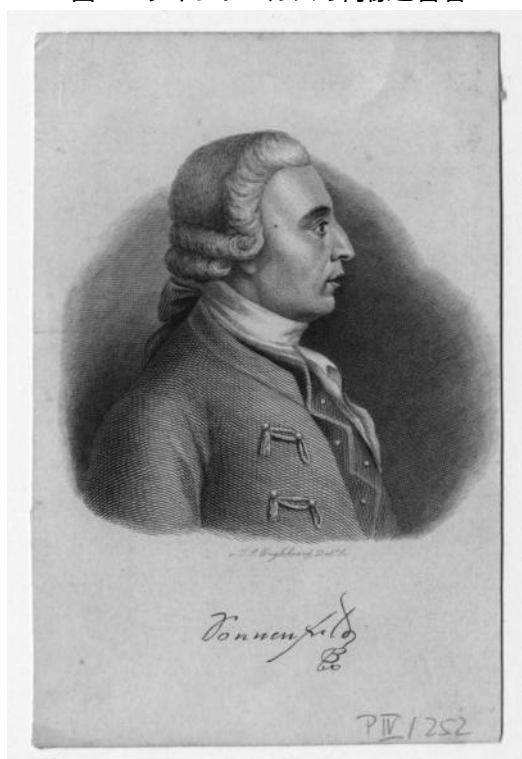
ゾネンフェルスは自分の身分として、宮廷参議官と政治学教授を記している（図6）。彼が宮廷参議官になったのは1780年である<sup>(17)</sup>。従って1791年にその身分を使用してもおかしくはない。一方、ゾネンフェルスは、1791年8月5日に政治学教授の辞職が皇帝レオポルト2世から認められている<sup>(18)</sup>。本証明書の署名日はその前日8月4日であり、政治学教授としての署名は最後のものの一つであったに違いない。

図6 ゾネンフェルスの署名

A close-up of a handwritten signature in dark ink on aged paper. The signature is written in a highly stylized cursive script, characteristic of the 18th or 19th century. It appears to read 'Joseph von Sonnenfels' followed by some additional markings.

ゾネンフェルスの署名に関して、レオ・ベック・インスティテュート（Leo Baeck Institute）が公開しているゾネンフェルスの肖像画の図7には、ゾネンフェルスのものと思われる署名がある。図6と図7を比べると、姓“Sonnenfels”の最後の装飾されたsに違いがみられる。

図7 ゾネンフェルスの肖像と署名



出典 Engleheart, Timothy Stansfield. 1851. Portrait of Joseph von Sonnenfels (1732-1817) , Leo Baeck Institute, 78.<sup>(19)</sup>

ゾネンフェルスの教授辞職の理由は明らかではない。カールステンはその理由を3つ挙げている。①レオポルト2世の治世が始まったことにより、教育政策に新方針が示されたため。これによる新しい教育改革は、政治学教授としてのゾネンフェルスの

重要性を下げることになったという。②マルティーニ (Karl von Martini. 1726-1800) とシュヴィーテン (Gottfried van Swieten. 1733-1803) との対立が明らかになったということを9月29日にレオポルト2世は報告を受けている。この対立がゾネンフェルスの辞職のきっかけとなった。ただし、これは辞任日の後の出来事であり、時系列が合わない。③さらに、1791年3月26日、世襲地の法を収集するための官庁(委員会)が創設される。多くの労力が必要とされるその委員会報告〔作成〕がゾネンフェルスに任された。これに加えてゾネンフェルスはウィーンのポリツァイ令を立案するよう委託された。これによりゾネンフェルスの仕事量が増大したことが辞任の理由であったという<sup>(20)</sup>。ちなみに、ゾネンフェルスの後任教授は、ヴァッテロート (Heinrich Joseph Watteroth. 1756-1819) である。

政治学教授の表記については、ゾネンフェルス任命時には、新しく導入された「ポリツァイ学および官房学教授」(Professor der Polizei- und Kameralwissenschaft) であった<sup>(21)</sup>。これが「政治学教授」と呼称されるようになったようである。ゾンライトナーが受講した科目名は上述のように、「ポリツァイ、商業、財政に関する政治学」(Die politischen Wissenschaften über Polizey, Handlung und Finanzen) である。ゾネンフェルスの『基本原理』第1巻第5版の副題は、それまでの「大学講義の手引き (Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen)」から、「政治学研究の手引き (Zu dem Leitfaden des politischen Studiums)」へ変更されており<sup>(22)</sup>、ゾネンフェルスは『基本原理』を「政治学」に結び付けている。

#### (5) ウォーターマーク (透かし模様)

本紙のウォーターマーク (図8) は、“Pro Patria” (祖国のために) である。ウォーターマーク「祖国のために」は、柵の中に女性とライオンが描かれる。両者の配置は、女性が右側の場合はライオンが左側、女性が左側の場合はライオンが右側に描かれる。柵に腰かけている女性は長い棒を持ち、その棒の先には帽子が乗っている。ライオンは、前足(手)で剣と矢を握っている。参考として示したヒーウッド (Heawood) の“Pro Patria” (図9) は、図8と同じように女性が左側でライオンが右側の配置となっている。図8は、女性の左手の棒とライオンの尾のところで裁断されている。柵の下には文字が刻まれているが、判然としない (おそらくは1段目にはAが、2段目にはW、Eが読み取れる)。本紙と、ゾネンフェルスが用いた他の用紙を比較することができれば、用紙やウォーターマークに関して何か新しい事実が発見できるかもしれない。

図8 本紙のウォーターマーク (Pro Patria)



図9 ウォーターマーク (Pro Patria)



出典 Heawood, No.3713.

## 4 おわりに

ゾネンフェルスのイグナツ・ゾンライトナーに対する証明書に関して、疑問が残っている。まず、この証明書はどのようにして作成されたのか。現代では、一定の料金を払って、大学の事務課を通じて証明書が発行される。当時の証明書発行までの手続きはどのようなものであったのか。ラテン語ではなくドイツ語で書かれた証明書の本文はおそらくはゾネンフェルスの自筆ではなかろう。証明書本文は定型化されていたのか。ゾネンフェルスは秘書が準備した証明書に署名をしただけであったのか。次に、イグナツ・ゾンライトナーは政治学の試験に合格しているが、この試験はどのようなものであったのか。すなわち「業務様式で提出された試験論文」(Im Geschäftsstile beweisen die eingereichten Probaufsätze)の業務形式とはいかなるものであったのか<sup>(23)</sup>。さらに、ゾンライトナーの成績が「一等」とされているが、成績評価は何段階で行われたのか。様々な疑問が生じるが、残念ながらこれらに現時点では答えることはできない。新資料が発掘、発見されれば、18世紀オーストリアの官房学教育、そして大学教育の実像が明らかになるであろう。

## 注

- (1) ゾネンフェルスの生没年については、ライツィンガー (Gerald Leitzinger) を参照せよ。
- (2) ウィーン大学では、ゾネンフェルスの胸像の他、法学部の顕彰板 (Ehrentafel) にゾネンフェルスの名が刻まれ、ゾネンフェルスを記念する門 (Sonnenfels-Tor) やゾネンフェルス記念室 (Joseph-von-Sonnenfels-Zimmer) が設けられている。  
<https://beyondarts.at/guides/uni-wien-campus/sonnenfelstor/joseph-sonnenfels/>  
<https://geschichte.univie.ac.at/de/personen/josef-von-sonnenfels-univ-prof-dr-art-lib-dr-phil-dr-jur>
- (3) ユスティの生没年については諸説あるが、ここではフレンスドルフ (Ferdinand Frensdorff) を参照せよ。
- (4) ユスティ (Rede) を参照せよ。
- (5) Frensdorff, p.22.
- (6) Frensdorff, pp.25-27.
- (7) Archiv der Universität Wien の分類記号: AT-UAW/CA 1.2.115. "Ernennung des Joseph von Sonnenfels zum Professor der neu eingeführten Polizei- und Kameralwissenschaft."  
<https://scopeq.cc.univie.ac.at/Query/detail.aspx?ID=22100>  
<https://phaidra.univie.ac.at/view/o:27164>
- (8) *Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich*. 35. Th. p.320.
- (9) ゾネンフェルスの教授就任演説 (Antrittsrede) を参照せよ。
- (10) 『基本原理』については、川又 a、b を参照せよ。後述のように、ゾネンフェルスは1791年にウィーン大学における「政治学教授」を辞職している。辞職後も『基本原理』

- は改訂され、刊行された。
- (11) ゾンライトナーについては、ブランドナー (A. Brandtner) やゾンライトナー (Gerd von Sonnleithner) を参照せよ。
  - (12) 肖像画の作者はテルチャー (Josef Eduard Teltscher. 1801-1837) で、1827 年の作である。肖像画の下に「イグナツ・ゾンライトナー。皇帝・国王参議官、博士、教授、第 1 オーストリア貯蓄銀行と統合された総合年金機構の考案者」(Ignaz Sonnleithner. K. K. Rath, Doctor und Professor, Gründer des Planes der mit der ersten Oesterreich. Sparkasse vereinigten allgemeinen Versorgungs-Anstalt.) と書かれている。  
[https://de.wikipedia.org/wiki/Ignaz\\_von\\_Sonnleithner#/media/Datei:Ignaz\\_von\\_Sonnleithner.jpg](https://de.wikipedia.org/wiki/Ignaz_von_Sonnleithner#/media/Datei:Ignaz_von_Sonnleithner.jpg)
  - (13) Sonnleithner, p.11.
  - (14) 兄ヨーゼフについては、ブランドナー (A. Brandtner) を参照せよ。
  - (15) *Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich*. 35. Th. p.335.
  - (16) オーストリア連邦軍の解説では、「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルスには、実際には歴史の中では別の場所がある。拷問の廃止を達成したマリア・テレジアの顧問としての、また当時の指導的な法学者、国家学者としての、そして啓蒙主義者、ウィーン大学学長としての場所である。しかし一般に知られていないのは、彼が最初に軍人という職業を選んだということである。皇帝・国王歩兵連隊 (Infanterieregiment)、第 4 高等・ドイツマイスター連隊 (Hoch- und Deutschmeister Nr. 4)、ウィーンハウス連隊 (Wiener Hausregiment) で、彼は伍長 (Korporal)、そのため下士官 (Unteroffizier) に昇進した。ただし、彼は自分の自由時間をさらなる陶冶に利用し、〔軍に〕別れを告げて、政治学と法学を学ぶということを行った。自分の軍隊時代を彼は数年後、重要で実際の体験だったと言っている。」とある。  
<https://www.bundesheer.at/karriere/unteroffizier/lehrgangsnamen/1997.shtml>  
[http://www.bundesheer.at/karriere/unteroffizier/lehrgangsnamen/images/jg\\_97\\_1.jpg](http://www.bundesheer.at/karriere/unteroffizier/lehrgangsnamen/images/jg_97_1.jpg)
  - (17) Karsten, p.502.
  - (18) Karsten, p.120.
  - (19) 肖像画はエングレハート (Timothy Stansfield Engleheart. 1803-1879) の作である。ゾネンフェルスは白いカツラをかぶり、装飾の付いたコートを着ている。  
<https://www.lbi.org/griffinger/record/246529>
  - (20) Karsten, pp.120-123.
  - (21) 注 (7) を参照せよ。
  - (22) 川又 a、184 頁以下を参照せよ。
  - (23) 業務形式については、ゾネンフェルスの著作 (教科書『業務形式について。未来のオーストリア官房官吏のための最初の基本』) とライツィンガーを参照せよ。1781 年、ゾネンフェルスは官房学に加えて、業務形式に関する講義を行うことになった。そのための教科書をゾネンフェルスは 1784 年に公刊している (Karsten, pp.93-95)。

## 参考文献

- 川又祐 a. 2017 年。「資料 ゾネンフェルスと『ポリツァイ、商業および財政の基本原則』」『法学紀要』58、183-214 頁。
- 川又祐 b. 2019 年。「資料 ゾネンフェルス『ポリツァイ、商業および財政の基本原則』第一巻の改訂について — 第一巻第四版 (一七七四年) の発見とあわせて — 」『政経研究』56 (3)、217-240 頁。

- Anonym. 1877. "Sonnenfels, Joseph von," in : Wurzbach, Constant von. *Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich, enthaltend die Lebensskizzen des denkwürdigen Personen, welche seit 1750 in den österreichischen Kronländern geboren wurden oder darin gelebt und gewirkt haben*. 35. Theil. Mit sechs genealogischen Tafeln. Mit Unterstützung des Autors durch die Kaiserliche Akademie der Wissenschaften. Wien. Druck und Verlag der k. k. Hof- und Staatsdruckerei. pp. 317-343. 本書は [https://de.wikisource.org/wiki/BLK%C3%96:Sonnenfels,\\_Joseph\\_von](https://de.wikisource.org/wiki/BLK%C3%96:Sonnenfels,_Joseph_von) で閲覧することができる。
- Brandtner, A. "Sonnleithner, Ignaz von (1770-1831), Jurist und Fachschriftsteller." in : *Österreichisches Biographisches Lexikon*. Online Edition. Bd., 12. pp.425-426. <http://www.biographien.ac.at/oebf?frames=yes>
- Brandtner, A. "Sonnleithner, Joseph Ferdinand (1766-1835), Beamter und Schriftsteller." in : *Österreichisches Biographisches Lexikon*. Online Edition. Bd., 12. p.426. <http://www.biographien.ac.at/oebf?frames=yes>
- Frensdorff, F., 1903. *Über das Leben und die Schriften des Nationalökonomen J. H. G. v. Justi*. Verlag Detlev Auvermann KG. Glashütten im Taunus. Nachdr., 1970.
- Heawood, Edward. 1950. *Watermarks : mainly of the 17th and 18th Centuries*. Paper Publication Society. Hilversum. Facsimile edition, 1969.
- Justi, Johann Heinrich Gottlob von, 1754. "Rede von dem unzertrennlichen Zusammenhange eines blühenden Zustandes der Wissenschaften mit denjenigen Mitteln, welche einen Staat mächtig und glücklich macnen. Bey öffentlichen Antritt meiner Lehrämter in dem Kaiserl. Königl. Collegio Theresiano zu Wien den 16ten des Wintermonaths 1750 gehalten." in : D. E. v. K (ed.), *Auf höchsten Befehl an Sr. Röm. Kaiserl. und zu Ungarn und Böhmen Königl. Majestät erstattetes allerunterthänigstes Gutachten von dem vernünftigen Zusammenhange und practischen Vortrage aller Oeconomischen und Cameralwissenschaften wobey zugleich zur Probe die Grundsätze der Policywissenschaft mit denen darzu gehörigen practischen Arbeiten vorgetragen werden benebst einer Antrittsrede von dem Zusammenhange eines blühenden Zustandes der Wissenschaften mit denjenigen Mitteln, welche einen Staat mächtig und glücklich macnen von Herrn Hofrath und Professore Johann Heinrich Gottlob edlen Herrn von Justi*. Leipzig. <https://digital.slub-dresden.de/werkansicht/dlf/73459/1>
- Karstens, Simon. 2011. *Lehrer — Schriftsteller — Staatsreformer. Die Karriere des Joseph von Sonnenfels (1733-1817)*. Böhlau Verlag. Wien.
- Leitzinger, Gerald. 2009. *Josef von Sonnenfels „Über den Geschäftsstil“ - Kontext der Entstehung und Rezeption*. Diplomarbeit (Magister der Philosophie). Wien. <https://theses.univie.ac.at/detail/8444#>
- Sonnenfels, Joseph von. [1764] *Antrittsrede, gehalten im November 1763*. Wien, gedruckt mit von Ehelischen Schriften. Im Verlage Paul Krausens, Buchhändlers in Wien nächst der Burg. <https://opacplus.bsb-muenchen.de/title/BV010025628>
- Sonnenfels, Joseph von. 1784. *Über den Geschäftsstil. Die ersten Grundlinien für angehende österreichische Kanzleybeamten*. Wien, Verlegt bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. [http://digital.onb.ac.at/OnbViewer/viewer.faces?doc=ABO\\_%2BZ156317301](http://digital.onb.ac.at/OnbViewer/viewer.faces?doc=ABO_%2BZ156317301)
- Sonnleithner, Gerd von. 1982. *Bearbeitung des Handelsrechts durch Ignaz von Sonnleithner in seinem » Leitfaden über das österreichische Handels- und Wechselrecht «. Rechtshistorische Reihe*. Bd., 24. Frankfurt am Main. Bern : Verlag Peter Lang.

※ URL は、2021 年 12 月現在のものである。

### Summary

Joseph von Sonnenfels (1733/1734-1817) is a famous Cameralist at Vienna. He wrote a certificate for Ignaz von Sonnleithner (1770-1831). The certificate is marked with the Sonnenfels's seal. Sonnleithner was his student and listened to his lecture on the political sciences of police, commerce and finance. The date of this certificate is 4 August 1791, one day before his resignation of the professor of political sciences at Vienna.

# 大学再生のためのSDプログラムを 考えるために

古 賀 徹

筆者は通信教育部に勤務している。国公立、私立を問わず大学に対して改善や改革が求められて、新たな法制度が作成・施行される際に、「通信教育課程」のことは構想の外に置かれていることも多い。教職課程やアクティブ・ラーニング路線、あるいはICT機器の活用とその学修機会の実施などにも示されるように行政も国会も「通信教育という学修方法」を理解していないのではないかと暗澹たる気持ちになることもある。

しかし認可を受けた大学としての責任、とくに学修者の学びの質保証の責任があることから近年は研究テーマの一つとして「大学論」に関心をもつようにしており<sup>1</sup>、大学論に関する文献・資料を整理することから「大学のあり方」の設計図を記せるようになることを目指すこととしていた。大学教育の改善、大学での学びをさらに向上させていくことを目標として考察してきていたが、2021年に本学（日本大学）のガバナンス上の問題が報じられ、多くの批判を集めることとなった。

今後、本学の再生のための具体的な改善方針が策定されて公開され、運用されていくことになる。筆者はそれを検討する立場でも、それを説明する立場でもないが、本稿では大学人の一員として「大学の在り方」やSDに関する図書紹介の形式で、この問題について考えてみたい。

## 問われている問題についてヒントとなる図書

今回の問題が報じられはじめてから、「私立大学のガバナンス」が不足しているとされて、評議会や理事会の組織構成に外部評価体制導入を推進しようとする意見が出て来た。これに対して私立大学の独自性や大学の自治の危機だという意見もある。さらには「私立大学のガバナンス」を進めてきたことから今回の問題が出て来たという主張もある。教授会を審議機関ではなく、意見を言うことのできるのみの機関と変えて、理事会の下に学長を置くという構造の転換が、今回の結果に結びついたという意見である。ただし、そのように法制変更をしても、今回の問題が発生したのは（現時点では）本学だけであり、法制度が問題なのではなく、そういう可能性はあるものの、その運用が問題だったのだということになる。

その問題とはどのようなものであるのか。今回の問題に対して文部科学省から「専横を許さない健全な管理運営体制」を構築するようにと指導を受けている。「特定の

役職員の専横」があったとされ、公的性格を強くもつ教育機関であるから、その管理運営上の「公」と「私」の問題が問われたということになる。また大学の外部機関であり、その構成要素の一つである「校友会」（同窓会組織）の在り方や、収益事業としての「大学事業部」の問題も取り上げられている。さらには指導以前に「記者会見」を適切な時期に早期に開くことも求められた。その説明内容まで含めて文部科学大臣からは満足のいくものではないとの辛口の評価を受けている。

実は以前より、大学マネジメントを巡る話題の中で、今回のような問題は発生する可能性が問われていた。まず一冊目として**社団法人日本私立大学連盟『私立大学マネジメント』（東信堂、2009年）**を紹介する。日本私立大学連盟の広報委員会・ハンドブック編集分科会によって編集されたものであるが、ハンドブックという名称で想像されるレベルの分量ではなく総ページ数が690ページとなっている。しかし書名のとおり、まさに私立大学のマネジメントについて総括されたものともいえる。私立大学として運営して（経営されて）いくための関連する事項（留意点）が整理されている。

例えば、「理事長の役割とリーダーシップ」（94～95ページ）として、必要とされる専門的知識と資質が記されている。財政、法律、契約など様々な知識が必要だが、「最も重要な資質は人間として“信”を大切に作る心であるという。」「私なき心」をもち「組織のなかの誰に対しても「耳を傾け、耳障りなことでも聞く」ことのできる」ことが重要と指摘されている。最高権力をもつ者と組織の在り方が2009年の本にすでに明記されていた。さらには「校友会」（同窓会組織）の在り方について第17章（553～576ページ）に、「事業部などの収益事業」についてもその注意点が第18章（577～589ページ）に記されている。

また「緊急記者会見」についても第14章（大学における広報活動）に記載されている。「早期収拾の切り札」であり、「記者の視点は大学の教育的責任、社会的責任へのコメントであることを知り、記者会見を通じて教育機関として責任ある姿勢を示し、アカウンタビリティを全うすることで社会的信頼を保つことができる」としている。丁寧に「緊急記者会見で伝えるべき五つのメッセージ」として、○謝罪表明、○現状説明、○原因究明、○再発防止（改善策）、○責任表明、と項目ごとに整理されている（518～519ページ）。

本書は各大学関係者（教職員）が章ごとに分担執筆しているが、日本大学からも大工原孝（本部人事部次長・当時）が第22章「大学運営の基盤整備」を担当している。大学の中の「事務」の位置付けや、大学事務組織の定義等について、そして総括部分には「これからの大学事務組織—組織戦略と意識改革」までが記されている。ここには「規定による管理」の重要性が記されている。なぜ「規定」が必要かといえば「情実による運営を避けるため」だという。例として「同一依頼案件で、A教授にYESを出して、B教授にはNOを出すといったことは許されない」（649ページ）と記さ

れている。この記述をみると当時はまだ「従事する」職員像であり、教員対応が中心に考えられていたのかもしれないが（現在は「つかさどる」職員像）、好き嫌いや専横を防ぐという意味では重要な指摘だと考える。しかし、今でも教員に対して「好み」で対応が変わるというレベルもみられるのではないか。もちろん教員の側も「この職員に」と依存してしまっている例もあるのだと思う。2009 年刊行という、いささか古い本ではあるが、私立大学の運営に関わっていく私たち教職員には必読の書であると思う。

比較的に新しめの本、井原徹『大学経営を支える理事・職員の心得一頼りにされるための 55 ケ条』（NPO 法人学校経理研究会、2019 年）でも、「理事長が不適切な行為を行うようになってしまった場合に、誰がどのように抑止力を発揮するか」「ガバナンスとマネジメントによって最高責任者の横暴、専横をどう是正するか、できるか」という問題が提起されている（141 ページ）。そして、大学がなかなか内部から改善されていかない構造として、どこの大学にも「①面従腹背、②先送り、③既得権すがりつき」の三悪があるとしている（10 ページ）。耳の痛い指摘である。

こういった大学のマネジメント関係の本は誰を対象として書かれているのか。もちろん大学の経営・運営に寄与する事務職員（大学職員）を主な読者としている。大学の事務職員を大学に関わる重要な構成員（ステークホルダー。教職員の他に、学生、保護者、卒業生等を含む）として重視されるようになってきた。1990 年代から大学職員の専門性や役割に注目が集まりはじめ、桜美林大学大学院に大学アドミニストレーション研究科が開設（2001 年）、大学基準協会（編）『大学職員論叢』発行（2013 年）などの形としてもあらわれている。教授組織を対象とする FD（Faculty Development）の義務化に次いで SD（Staff Development）活動の重要性も説かれるようになってきた。

## SD のための教材

大学における SD 活動のためのテキストと限定されたものではないが、早い時期にこの点について記された文献として、有本章・羽田貴史・山野井敦徳『高等教育概論—大学の基礎を学ぶ』（ミネルヴァ書房、2005 年）がある。この前後の時期から学長のリーダーシップに基づく改正や自校教育、あるいは教育目標・各種方針（ポリシー）を意識した「大学の独自性」ある対応が求められるようになっていた。編者の一人である有本は第 3 部の「§1 専門職としての大学教職員と FD & SD 理論」の中で、大学教職員の専門職としてのキャリア化について「大学の専門職は、大学の使命、機能、構造など、研究、教育、学習、サービス、管理運営、マネジメントなどが基礎学力、資格として教職員間で共有されなければならない。これを共通の文化としてもち

その後に分業を行うとみなされる」(226 ページ)としている。これは教職員ともに、大学の構成される構造を知り、その共通理解を前提として様々な専門部署ごとの連携が機能すべきだということである。セクショナリズムや、教員は教育のことを、経営のことは事務局で考えるということではなく、その根底に最低限の「大学理解」があって分業されるべきということであろう。

東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コースが企画・編集したテキストが**同コース（編）『大学経営・政策入門』（東信堂、2018 年）**。この第 4 章（両角亜希子執筆）では、2004（平成 16）年の私立学校法改正（権限・役割の明確化）以降の改変が丁寧に整理されている。ここでは「経営人材としての上級管理職（理事長、理事、学長、副学長、学部長など）」をあげ、その経営能力の向上の必要性が論じられている。しかし「日本の大学上級管理職は、大学経営に関する教育・研修を受けた経験も少なく、経験頼りで大学経営が担われている状況にある」という課題がある（80 ページ）。同時期には SD テキスト的な入門書が他にも数冊刊行されている。**中井俊樹（編）『大学 SD 講座 1 大学の組織と運営』（玉川大学出版部、2019 年）**の第 7 章「大学の意思決定」（大津正知、79～90 ページ）では、ガバナンスの責任について記されている。2015（平成 27）年の学校教育法で学長と「教授会」の関係において教授会は議決機関でなく審議機関とされ、その審議結果を学長に届けることができるとされた。これにより学長のトップとしての本気度・リーダーシップで改革を進めていけるようになった。2014（平成 26）年（中教審）「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）でも、ガバナンス（意思決定の制御）のもとで大学運営を行うのがマネジメントとされている。

このリーダーシップにより行われる改正（運営）がどのように共有されるか、意識の共有が大事になってくる。そのためには責任の所在を明瞭にしないといけない。大学の執行部と教員集団がガバナンスを共有する「シェアードガバナンス」ができていたのか。それが問われることになる。これも重く受け止めておくべきではないか。同様に**中島英博『大学教職員のための大学組織論入門』（ナカニシヤ出版、2019 年）**でも、組織が有効性を発揮するためには「メンバー間の意思疎通が良好」で「内部プロセスがスムーズ」であることが望まれるが、この点で「大学」は構造的な難しさがあると記されている。教員は相互依存度が低く（極端に言えば教育と研究以外を忌避し）、事務は専門性（部）で分断されやすい部署ごとのセクショナリズムがあるという（6～7 ページ）。同書では学長のリーダーシップの独走を危惧し、信頼や関係性がなければメンバーがすすんで考えや知恵を出し合うことはないので、各キャンパスに出かけてメンバーの話に耳を傾けることが必要だと指摘している（165 ページ～172 ページ）。これも学長が望むガバナンスのみではなく、経営・運営面に共通する問題であり、おそらく複数のキャンパスと学部単位で分かれている日本大学の構造的な問題とも一

致する。他にも篠田道夫『大学改革の処方箋—中長期計画推進・教育改善・職員力向上』（東信堂、2020年）等、SDに限定されない大学の運営に関する示唆に富む書籍があるので参照されたい<sup>2</sup>。

## 大学の管理職はどうあるべきか

「大学の組織が制度として変化を迫られた→そのためにこのような問題が生じた」という声もあるが、繰り返しになるが現時点でその問題が問われているのは本学のみである。制度だけの責任だと言うことはできない。単純化していえば、日本の大学組織はかつて「ヨーロッパ型」の「教授会＋事務局」という分権化されたモデルであった。これを「アメリカ合衆国型」の「理事会→学長→幹部職員」と流れていく集権化されたモデルに変えていったのが、現在の学長権限が強化され理事会型ともいえるべき形式である。時代の要請にあわせて、改革がスムーズに行われるように、経営のメインをもっと、外側から求められて変化してきたのは事実である。しかし本当にアメリカ型に変わったのか。

インターネット上では事件に対して（大学の管理責任者が）「教育者とは思えない」など批判の言葉が投げかけられ運動部・体育会系の序列社会がそのまま反映されているのが問題点であるという（おそらく）かなり粗雑で誤解を含む意見もあった。問題とされる立場の人物はそもそも教員ではないので（たしかに）「教育者ではない」。しかし大学を知る、大学を理解する、母校を愛する、学生の学修の機会を尊重するというのは教職員共通して必要なことであるのは、ここまで紹介してきた図書にも書いてある。「教育者」といわれる人物ではあるべきではないか。もちろん教員が理事長であっていいし、やはり管理職の立場でも「大学教育に関する知識・理解」は必要だと思う。ちなみに、アメリカ型ということに寄せて、次の潮木守一『大学再生への具体像〔第二版〕—大學とは何か』（東信堂、2013年）に記された内容を紹介したい。「欧米では大学職員といえども博士号を持っている。これからの時代には、大学職員も博士号ぐらい必要だという論がある。たしかに持っていれば、それに越したことはない。しかし誤解のないように断っておくならば、アメリカの大学アドミニストレイターは、もともと教員だった人で、だから博士号を持っている。ヨーロッパの大学アドミニストレイターは国家公務員で、事務局長クラスには法学博士号が求められる。要するに、彼等とはもともとそういうキャリア・パスをたどってきているから、学位を持っている。肩書きだけ持っていればよいといった時代ではない」（281ページ）という論考である。

広田照幸(他)『シリーズ大学6 組織としての大学』（岩波書店、2013年）で編者(広田)は、1990年代からの大学運営の改善に関する議論の中で「大学職員」について関心が高まってきたことを次のように述べている。「大学職員のあり方の問題は、大学職員の

専門職化、大学運営への参加、教職協働、大学職員の開発といった、さまざまな課題として論じられるように」(19 ページ) なってきた。同書で大場淳(第5章)がこの点について詳しく解説している。問題点は、明確なキャリア・パスの不在、専門職化を妨げている制度・慣行などである。大学を構成する重要な一員である職員とは何であるのか、何をするのが十分に理解されていない、あるいは求められているものとのミスマッチがあるということか。編者(広田)は総括して、「大学運営への参加や教職協働」は、「取り組み次第でよい結果が生み出せそうな感じがする」と期待している。それは、「大学職員がボトムアップの改善努力の動きで第一線の大学教員たちのよいパートナーになっていければ」としている。しかし、現場の第一線の教員に受け入れられないような方向でトップダウンの改革の場合は職員の役割は難しい位置に立つことになるかもしれないと記されている(20 ページ)。いま問われている管理運営、組織上の問題は、この危惧されていた方向から進められてきたものといえるのではないか。

トップダウンではなくボトムアップでの改善努力。これまでも最前線の現場では様々な努力や貢献があったと考えるが、これまで「トップ」から下しながら進めてきたことが(少なくともその一部が)批判されている。管理側がそれをどう受け止め、これから現場からのボトムアップをどのように受け止めていくのか。文科省の指摘するとおり問題を明確にすることができるほど単純なことであるのか、そこが難しいところと考える。責任の所在を明らかにするのは必須であるが、担当者を罰するといふときに、どのレベルまで個別の関与を明らかにできるのかはかなり難しい。しかし、もしも「トップ」(周辺)側が迷惑な行いを恥じ入り反省して、現場からのボトムアップを丁寧にすくい取っていこうとするならば、「痛みを知った」地点から改善に向かっていけることが期待できるのではないか。謙虚な姿勢で説明をしていただくことと、現場に近い教職員の働きやすい環境をつくっていただきたい。

本稿で紹介した文献でポイントとなることを整理して閉じることにする。運営面でのリーダーに必要なものは何か。「人間として“信”を大切にできる心」であり、誰に対しても耳を傾け、耳障りなことでも聞くことのできる人。情実による運営を避けるために規定を大切に。「面従腹背、先送り、既得権すがりつき」は悪徳であること。教職員ともに大学の構成される構造を共通理解しておくことが必要。上級管理職の経営能力の向上が必要であること。責任の所在が問われるので明確なシェアードガバナンスが必要。信頼や関係性がなければ構成員がすすんで考えや知恵を出し合うこともないであろうこと。キャリア・パスで向上していく機会が必要。「受け入れられないような方向でのトップダウンの改革」は駄目だということ。

読書の結果として、トップ層からSDの研修を開始し深めていくことと、現場(ボトムライン)と信頼し安心できる仕事環境づくりが、いま再生のためにもっとも必要なことではないかと考えさせられた。

※付記。本年度で退任される高綱博文先生、関根二三夫先生は、かつて通信教育部長として私たち教職員を導き、通信教育部の反映に多大な貢献をされました。著者は、高綱先生からはメディア授業の開発、海外スクーリング実施など、学生のニーズを開拓していくとともに各種の外部研究費を受給するなど、その積極的な姿勢から多くを学ばせていただきました。関根先生が部長時代に形づくられた通信教育部 75 年史事業が動き出しています。その結果、本稿のように大学史を学ばなければいけないとの気づきを得ることができました。また担当職に就くときに「他の教員よりもできるだけ多く大学にいてくれ。それによって教職員の連携が広がる」とご指導をいただきました。お二人とも、本年度の最後まで積極的に大学に出て来て、研究や教育に献身されており、その姿から学ばせていただいております。

## 注

- 1 通信教育部教員（通信教育研究所）としての研究課題は 2019 年「大学における教員養成課程教育の教材開発及びその効果に関する研究」、2020 年「教育機関としての大学と組織論に関する研究」としている。
- 2 他にも入手して読んだものを数冊あげておきたい。小日向允『大学の経営管理』（論創社、2017 年）、新藤豊久『大学経営とマネジメント』（東信堂、2016 年）、篠田道夫『大学戦略経営の核心』（東信堂、2016 年）、岩田雅明『戦略的大学職員養成ハンドブック』（ぎょうせい、2016 年）、寺崎昌男『21 世紀の大学 職員の希望とリテラシー』（東信堂、2016 年）、清水亮・橋本勝『学生・職員と創る大学教育』（ナカニシヤ出版、2012 年）、山本眞一『大学事務職員のための高等教育システム論』（東信堂、2012 年）、小田隆治『大学職員の力を引き出すスタッフ・ディベロップメント』（ナカニシヤ出版、2010 年）、大学行政管理学会『職員による職員のための大学用語集』（学校経理研究会、2010 年）など。2016 年前後に多く刊行されていることがわかる。

## 日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成29年 9月13日制定  
平成30年 4月 1日施行  
令和 2年 9月 23日改正

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』（以下「紀要」という）を刊行する。紀要を編集・刊行するために必要な事項を以下に規定する。

### 1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者（非常勤講師を含む）。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者

### 2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

### 3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文〔Research Articles (refereed)〕
- ② 自由投稿論文〔Research Articles〕
- ③ 研究ノート〔Research Notes〕
- ④ 資料〔Materials〕
- ⑤ 翻訳〔Translations〕
- ⑥ 報告〔Reports〕
- ⑦ 書評〔Reviews〕
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

### 4 執筆要領

別に定める。

### 5 投稿申請期間及び投稿先

- ① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月末日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。
- ② 投稿先は、研究事務課及び編集委員とする。

### 6 査読付論文に対する審査

- ① 原稿の受付  
受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

## ② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

## ③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた改訂期限内に編集委員会へ改訂原稿を送付しなければならない。その際、改訂箇所を明示したリストを同封すること。なお、改訂原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、改訂原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

## ④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

## ⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

## ⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

## ⑦ WEBサイトへの掲載

受理された原稿は、原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

## 7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。連絡を受けた投稿者は、その日から原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

② 編集委員は、投稿者に対し修正を求めることができる。

## 8 編集

通信教育部研究所運営委員会を編集委員会とし、日本大学通信教育部長を編集委員長とする。編集委員長は、編集委員会委員の中より当該年度刊行に主として携わる主たる編集委員を複数人指名する。

## 9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

### ① 原稿の種類による順番

(1) 査読付論文：人文科学系

(2) 査読付論文：社会科学系

- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記（１）から（９）以外は、その都度、編集委員会が決定する。

② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (2) 兼任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順  
同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）
- (4) （１）～（３）に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

10 刊行期日

原則として、年１回、毎年３月末日に刊行する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度１月末日までに完成した原稿を対象とする。

11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権，翻訳・翻案権，公衆送信・伝達権について、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。

12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、１論文につき５０部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。５１部以上については、執筆者の個人負担とする。

14 掲載の取り消し

掲載後、著作権の侵害，捏造，改ざん，剽窃，盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY とする。

附 則

この要項は、令和２年９月２３日から施行する。

## 日本大学通信教育部『研究紀要』執筆要領

(令和2年9月23日担当会議改正)

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、『研究紀要』に投稿する原稿は、以下の要領によって執筆するものとする。

1 原稿の執筆は、原則としてパソコンのワープロソフト等を用い、原稿をプリントアウトしたもの2部と電子データ化した原稿を研究事務課及び編集委員に提出すること。

なお、原稿枚数と文字数の目安は以下のとおりとする。

| 項目                  | 枚数  | 文字数     |
|---------------------|-----|---------|
| 「査読付論文」 人文科学系       | 20枚 | 30,000字 |
| 「査読付論文」 社会科学系       | 20枚 | 30,000字 |
| 「査読付論文」 欧文          | 20枚 | 12,000語 |
| 「自由投稿論文」 人文科学系      | 20枚 | 30,000字 |
| 「自由投稿論文」 社会科学系      | 20枚 | 30,000字 |
| 「自由投稿論文」 欧文         | 20枚 | 12,000語 |
| 「研究ノート」             | 12枚 | 18,000字 |
| 「資料」                | 10枚 | 15,000字 |
| 「翻訳」                | 10枚 | 15,000字 |
| 「報告」                | 10枚 | 15,000字 |
| 「書評」                | 10枚 | 15,000字 |
| 「その他」 (編集委員会が認めたもの) | 10枚 | 15,000字 |

2 原稿の作成や注・引用の文献の表記の扱いについては次の通りとする。

- ① 論文等の体裁としては、表題、著者名、本文、謝辞（必要な場合のみ）、注、参考文献の順で記述する。尚、注の表記は「注」とし「註」は用いない。
- ② 年表記は西暦とし、必要に応じ元号を（ ）で記載することを原則とする。
- ③ 注は脚注ではなく、後注（本文の最後に一括）とし、本文中の注は（ ）で上付、通し番号とする。なお、内容の補足的な説明をする場合の注ではなく、記述内容に関する引用注記の表記方法は以下の参考文献の表記に従い、引用した頁数を加えたものとする。

る。

④ 参考文献は論文末（後注の次）に【参考文献】とし、日本語文献、外国語文献、電子資料等その他の順に記し、それぞれ著者の五十音順、アルファベット順に記載する。

(1) 単行本の場合は、著者名、発行年、表題、発行所の順で記す。単行本が欧文書きの場合は、表題を斜体とする。

(2) 雑誌論文は、著者名、発行年、表題、雑誌名、巻号、頁の順で記す。表題、書名、及び雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文書きの場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなげ、欧文書きの場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。

⑤ 見出し（番号）表記は原則として次の順とする。

1. → 1-1. → (1) → A

⑥ 図表の体裁

(1) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとする。なお、グラフを Excel 等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを別に添付する。

(2) 図表のタイトルは図と表を分けて、図 1，表 1 のように記載することを原則とする。

(3) 図表の下には、参考文献表記にしたがって、出所を明記する。自身で作成の場合は、筆者作成と記す。

3 投稿後の訂正は誤字脱字に限り、原則として内容の変更は認めない。

4 不明な点については研究事務課に問い合わせること。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

瀧川修吾 准教授  
（危機管理学部）

近藤健史  
通信教育研究所  
研究員  
（通信教育部）

鍋本由徳 教授  
（通信教育部）

花田哲郎 教授  
（上武大学）

古賀徹 教授  
（通信教育部）

高綱博文 特任教授  
（通信教育部）

猪野恵也 准教授  
（通信教育部）

根本晋一 准教授  
（通信教育部）

中澤瞳 准教授  
（通信教育部）

川又祐  
通信教育部長  
教授  
（法学部）

## あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第35号をお届けします。本号は、令和四年三月末をもって通信教育部を退職される、高綱博文先生と関根二三夫先生の退職記念号として刊行することとなりました。高綱先生は、昭和五十七年に通信教育部に着任され、主に外国史、特に東洋史の担当教員として学生の教育・指導にあたられました。関根先生は、昭和六十一年に通信教育部に着任され、主に政治学の担当教員として学生の教育・指導にあたられました。多くの学生たちが両先生の優しい人柄や熱心な指導を慕い、先生の教えを受けながら日々の学修や論文執筆に励んでおりました。また、両先生は通信教育部長として、日夜、通信教育部の発展のために全力を注いでこられました。両先生に感謝申し上げるとともに、数多のご功績に深く敬意を表する次第です。

本号では、論文七本、研究ノート二本、資料・図書紹介それぞれ一本ずつの計十一本を収載いたしました。論文のうち二本は査読付論文となっております。令和元年に始まった新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返しながら、今もって世界各地に大きな影響を与えています。教育・研究において十分な環境が整わず、多くの学生が困難を乗り越えようと日々学修に励み、教職員もその姿勢に応えるべく努力を重ねております。そのような状況のなかで、ご投稿いただきました先生方におかれましては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

通信教育部は分野・部門が異なる四学部八学科・専攻で構成されております。『研究紀要』に収載された論文などのテーマも多彩です。それぞれのテーマを他分野からアプローチしたらどう展開できるのか、そのようなことを考えていく楽しみもあります。これから充実した研究成果が『研究紀要』に数多く収載されることを願ってやみません。

(鍋本 由徳)

## 研究紀要

第35号

令和4年3月31日 発行

(非売品)

編集兼発行人

川 又 祐

発 行 所

日本大学通信教育部  
通信教育研究所

〒102-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電 話 03 (5275) 8890

印刷／日経印刷株式会社

# JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION NIHON UNIVERSITY

No.35 Mar. 2022

## CONTENTS

### Research Articles (refereed)

TAKIGAWA, Shugo. About the political role of a hard line towards foreign countries :

A study of literally ideas and secret strategies in the “Jujo Goji Proposal”

KONDO, Kenshi. Literary exchange between Rofu Miki and Kenji Miyazawa

### Research Notes

NABEMOTO, Yoshinori. In 17th century, “Japanese customs” understood by a British merchant in Hirado.

-----

### Research Articles (refereed)

HANADA, Tetsuro. Kenjutsu Hall management at the end of Edo-Period - Analysis of Kenjutsu Hall management by a dominant swordsman, Shusaku Chiba, from the viewpoint of marketing management.

### Research Articles

KOGA, Toru. A Study on the Records of the Governmental Document (Kobun Ruiju)

TAKATSUNA, Hirofumi. Uchiyama Kanzo in Postwar Shanghai.

INO, Keiya. Expressionism and *Ulysses* (1922) — Its influence and effects in “Circe” —

NEMOTO, Shinichi. Study on Due-Process of Process of Forming Consensus for

Condominium Management Associations — Focusing on Interests of Confirming Invalidity of General Assembly Resolution —

NAKAZAWA, Hitomi. On Women in Sports and Femininity

### Materials

KAWAMATA, Hiroshi. A Certificate for Ignaz von Sonnleithner signed by Joseph von Sonnenfels himself

### Reviews

KOGA, Toru. Book Reviews